

令和5年度当初予算要求状況

「みえ元気プラン」取組概要

[予算決算常任委員会提出資料]

令和4年12月

三重県

目 次

<施策>

| | |
|---------|-----|
| 施策 取組概要 | 1 頁 |
|---------|-----|

I 安全・安心の確保

| | |
|--------------------------|------|
| 1 防災・減災、県土強靱化 | |
| 1 災害対応力の充実・強化（1-1） | 2 頁 |
| 2 地域防災力の向上（1-2） | 10 頁 |
| 3 災害に強い県土づくり（1-3） | 16 頁 |
| 2 医療・介護・健康 | |
| 1 地域医療提供体制の確保（2-1） | 24 頁 |
| 2 感染症対策の推進（2-2） | 36 頁 |
| 3 介護の基盤整備と人材確保（2-3） | 42 頁 |
| 4 健康づくりの推進（2-4） | 48 頁 |
| 3 暮らしの安全 | |
| 1 犯罪に強いまちづくり（3-1） | 52 頁 |
| 2 交通安全対策の推進（3-2） | 58 頁 |
| 3 消費生活の安全確保（3-3） | 62 頁 |
| 4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保（3-4） | 66 頁 |
| 4 環境 | |
| 1 脱炭素社会の実現（4-1） | 72 頁 |
| 2 循環型社会の構築（4-2） | 76 頁 |
| 3 自然環境の保全と活用（4-3） | 82 頁 |
| 4 生活環境の保全（4-4） | 84 頁 |

Ⅱ 活力ある産業・地域づくり

| | | |
|----|-----------------------|------|
| 5 | 観光・魅力発信 | |
| 1 | 持続可能な観光地づくり（5-1） | 88頁 |
| 2 | 戦略的な観光誘客（5-2） | 92頁 |
| 3 | 三重の魅力発信（5-3） | 96頁 |
| 6 | 農林水産業 | |
| 1 | 農業の振興（6-1） | 102頁 |
| 2 | 林業の振興と森林づくり（6-2） | 112頁 |
| 3 | 水産業の振興（6-3） | 118頁 |
| 4 | 農山漁村の振興（6-4） | 124頁 |
| 7 | 産業振興 | |
| 1 | 中小企業・小規模企業の振興（7-1） | 128頁 |
| 2 | ものづくり産業の振興（7-2） | 134頁 |
| 3 | 企業誘致の推進と県内再投資の促進（7-3） | 138頁 |
| 4 | 国際展開の推進（7-4） | 142頁 |
| 8 | 人材の育成・確保 | |
| 1 | 若者の就労支援・県内定着促進（8-1） | 146頁 |
| 2 | 多様で柔軟な働き方の推進（8-2） | 150頁 |
| 9 | 地域づくり | |
| 1 | 市町との連携による地域活性化（9-1） | 156頁 |
| 2 | 移住の促進（9-2） | 160頁 |
| 3 | 南部地域の活性化（9-3） | 164頁 |
| 4 | 東紀州地域の活性化（9-4） | 168頁 |
| 10 | デジタル社会の推進 | |
| 1 | 社会におけるDXの推進（10-1） | 172頁 |
| 2 | 行政サービスのDX推進（10-2） | 176頁 |
| 11 | 交通・暮らしの基盤 | |
| 1 | 道路・港湾整備の推進（11-1） | 178頁 |
| 2 | 公共交通の確保・充実（11-2） | 186頁 |
| 3 | 安全で快適な住まいまちづくり（11-3） | 192頁 |
| 4 | 水の安定供給と土地の適正な利用（11-4） | 198頁 |

Ⅲ 共生社会の実現

1 2 人権・ダイバーシティ

- 1 人権が尊重される社会づくり（1 2－1） 2 0 2 頁
- 2 ダイバーシティと女性活躍の推進（1 2－2） 2 0 8 頁
- 3 多文化共生の推進（1 2－3） 2 1 4 頁

1 3 福祉

- 1 地域福祉の推進（1 3－1） 2 1 6 頁
- 2 障がい者福祉の推進（1 3－2） 2 2 4 頁

Ⅳ 未来を拓くひとづくり

1 4 教育

- 1 未来の礎となる力の育成（1 4－1） 2 3 2 頁
- 2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成（1 4－2） 2 4 0 頁
- 3 特別支援教育の推進（1 4－3） 2 4 6 頁
- 4 いじめや暴力のない学びの場づくり（1 4－4） 2 5 2 頁
- 5 誰もが安心して学べる教育の推進（1 4－5） 2 5 6 頁
- 6 学びを支える教育環境の整備（1 4－6） 2 6 0 頁

1 5 子ども

- 1 子どもが豊かに育つ環境づくり（1 5－1） 2 6 6 頁
- 2 幼児教育・保育の充実（1 5－2） 2 7 4 頁
- 3 児童虐待の防止と社会的養育の推進（1 5－3） 2 8 0 頁
- 4 結婚・妊娠・出産の支援（1 5－4） 2 8 6 頁

1 6 文化・スポーツ

- 1 文化と生涯学習の振興（1 6－1） 2 9 2 頁
- 2 競技スポーツの推進（1 6－2） 2 9 8 頁
- 3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進（1 6－3） 3 0 2 頁

<行政運営>

行政運営 取組概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305頁

施策の推進を支えるために

1 総合計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 306頁
2 県民の皆さんから信頼される県行政の推進・・・・・・・・・・・・ 310頁
3 持続可能な財政運営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 314頁
4 適正な会計事務の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 316頁
5 広聴広報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 318頁
6 県庁DXの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 322頁
7 公共事業推進の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 326頁

主 担 当 部 局 別 目 次

防災対策部

| | |
|------------------|-----|
| 災害対応力の充実・強化（１－１） | ２頁 |
| 地域防災力の向上（１－２） | １０頁 |

戦略企画部

| | |
|---------|------|
| 総合計画の推進 | ３０６頁 |
| 広聴広報の充実 | ３１８頁 |

総務部

| | |
|---------------------|------|
| 県民の皆さんから信頼される県行政の推進 | ３１０頁 |
| 持続可能な財政運営の推進 | ３１４頁 |

医療保健部

| | |
|------------------------|-----|
| 地域医療提供体制の確保（２－１） | ２４頁 |
| 感染症対策の推進（２－２） | ３６頁 |
| 介護の基盤整備と人材確保（２－３） | ４２頁 |
| 健康づくりの推進（２－４） | ４８頁 |
| 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保（３－４） | ６６頁 |

子ども・福祉部

| | |
|------------------------|------|
| 地域福祉の推進（１３－１） | ２１６頁 |
| 障がい者福祉の推進（１３－２） | ２２４頁 |
| 子どもが豊かに育つ環境づくり（１５－１） | ２６６頁 |
| 幼児教育・保育の充実（１５－２） | ２７４頁 |
| 児童虐待の防止と社会的養育の推進（１５－３） | ２８０頁 |
| 結婚・妊娠・出産の支援（１５－４） | ２８６頁 |

環境生活部

| | |
|----------------|-----|
| 交通安全対策の推進（３－２） | ５８頁 |
| 消費生活の安全確保（３－３） | ６２頁 |
| 脱炭素社会の実現（４－１） | ７２頁 |

| | |
|-----------------------|------|
| 循環型社会の構築（４－２） | 76頁 |
| 生活環境の保全（４－４） | 84頁 |
| 人権が尊重される社会づくり（１２－１） | 202頁 |
| ダイバーシティと女性活躍の推進（１２－２） | 208頁 |
| 多文化共生の推進（１２－３） | 214頁 |
| 文化と生涯学習の振興（１６－１） | 292頁 |

地域連携部

| | |
|--------------------------|------|
| 市町との連携による地域活性化（９－１） | 156頁 |
| 移住の促進（９－２） | 160頁 |
| 南部地域の活性化（９－３） | 164頁 |
| 東紀州地域の活性化（９－４） | 168頁 |
| 公共交通の確保・充実（１１－２） | 186頁 |
| 水の安定供給と土地の適正な利用（１１－４） | 198頁 |
| 競技スポーツの推進（１６－２） | 298頁 |
| 地域スポーツと障がい者スポーツの推進（１６－３） | 302頁 |

農林水産部

| | |
|------------------|------|
| 自然環境の保全と活用（４－３） | 82頁 |
| 農業の振興（６－１） | 102頁 |
| 林業の振興と森林づくり（６－２） | 112頁 |
| 水産業の振興（６－３） | 118頁 |
| 農山漁村の振興（６－４） | 124頁 |

雇用経済部

| | |
|-----------------------|------|
| 持続可能な観光地づくり（５－１） | 88頁 |
| 戦略的な観光誘客（５－２） | 92頁 |
| 三重の魅力発信（５－３） | 96頁 |
| 中小企業・小規模企業の振興（７－１） | 128頁 |
| ものづくり産業の振興（７－２） | 134頁 |
| 企業誘致の推進と県内再投資の促進（７－３） | 138頁 |
| 国際展開の推進（７－４） | 142頁 |
| 若者の就労支援・県内定着促進（８－１） | 146頁 |
| 多様で柔軟な働き方の推進（８－２） | 150頁 |

県土整備部

| | |
|----------------------|------|
| 災害に強い県土づくり（1－3） | 16頁 |
| 道路・港湾整備の推進（11－1） | 178頁 |
| 安全で快適な住まいまちづくり（11－3） | 192頁 |
| 公共事業推進の支援 | 326頁 |

デジタル社会推進局

| | |
|-------------------|------|
| 社会におけるDXの推進（10－1） | 172頁 |
| 行政サービスのDX推進（10－2） | 176頁 |
| 県庁DXの推進 | 322頁 |

出納局

| | |
|------------|------|
| 適正な会計事務の確保 | 316頁 |
|------------|------|

教育委員会

| | |
|---------------------------|------|
| 未来の礎となる力の育成（14－1） | 232頁 |
| 未来を創造し社会の担い手となる力の育成（14－2） | 240頁 |
| 特別支援教育の推進（14－3） | 246頁 |
| いじめや暴力のない学びの場づくり（14－4） | 252頁 |
| 誰もが安心して学べる教育の推進（14－5） | 256頁 |
| 学びを支える教育環境の整備（14－6） | 260頁 |

警察本部

| | |
|-----------------|-----|
| 犯罪に強いまちづくり（3－1） | 52頁 |
|-----------------|-----|

施策 取組概要

施策の目標

(めざす姿)

実践的な訓練を通じて、県、市町、防災関係機関等における災害への即応力の一層の強化や各主体の連携・協力体制のさらなる強化に取り組むなど、災害対応力の充実・強化を図ることにより、防災・減災対策のさまざまなステージで各主体が役割を果たし、災害から県民の命と暮らしを守るための体制づくりが進んでいます。

(課題の概要)

南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害など大規模な災害が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況が続いていることから、県民の皆さんの命と暮らしを守るため、高い専門性と機動性を持って災害に即応し、的確な対策が実施できるよう、国、市町、防災関係機関等と連携し、災害対応力のさらなる向上を図っていく必要があります。

現状と課題

- ①毎年度、総合図上訓練や総合防災訓練を実施し、情報収集力、分析・対策立案力の向上、防災関係機関との連携強化等に取り組んでいます。近い将来の発生が想定される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害に対し、より迅速かつ的確に災害対策活動が行えるよう、組織体制や災害対応力の強化、環境の整備が必要です。また、県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP）」の継続的な検証に取り組む必要があります。
- ②災害対策本部は、警戒体制時は防災対策部内の災害対策室、非常体制時は県庁講堂や講堂棟の会議室等を活用することとしていますが、南海トラフ地震や激甚化・頻発化している風水害に備えるためには、ハード面を含めた災害対策本部機能等の一層の強化が必要です。
- ③「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき、防災・減災対策を推進しています。現行の「三重県防災・減災対策行動計画」が令和4年度に計画期間を終了することから、これまでの取組の検証や防災を取り巻く社会情勢の変化等をふまえた新たな計画の策定を進め、防災・減災対策の着実な推進を引き続き図っていく必要があります。
- ④国立研究開発法人海洋研究開発機構が開発・整備した、南海トラフ地震を海底で直接検知するためのDONETを活用し、県南部地域9市町において津波予測・伝達システムを運用しています。今後も、伊勢湾岸地域も含めた運用に向けて、引き続き取組を進める必要があります。
- ⑤「三重県職員防災人材育成指針」をふまえて毎年度策定する計画に基づき研修を実施し、役割や階層に応じて必要となる能力の向上に取り組んでいます。今後も計画的・継続的に職員の人材育成を進める必要があります。

- ⑥国や他都道府県等からの応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるためには、県と市町が連携した受援体制を構築する必要があり、「三重県市町受援計画策定手引書」を活用した市町受援計画策定の支援等により、市町の受援体制の整備を促進しています。引き続き、県と市町とが一体となった受援体制が整備されるよう市町の取組を支援する必要があります。
- ⑦本県への台風襲来が予想される場合は、タイムラインを発動し、各段階に応じた「抜け・漏れ・落ち」のない災害対策を講じています。引き続き、「三重県版タイムライン」について、市町のタイムラインと連携して運用・検証し、台風接近時の適切な災害対策活動に取り組む必要があります。
- ⑧物資の備蓄について、「三重県備蓄・調達基本方針」に基づき、セーフティネットとして現物備蓄をしている食料や飲料水、生活必需品を適切に管理するとともに、県と市町で公的備蓄・調達目標に対する充足状況を把握・共有しています。引き続き、備蓄目標に達していない哺乳瓶等の品目については、確保に努める必要があります。
- ⑨「南海トラフ地震臨時情報」への対応について、市町に対して地域防災計画の修正や事前避難対象地域の設定に関する助言を行うとともに、市町と連携して市町域を越える広域避難の検討に取り組みました。また、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に県民が適切な避難行動をとれるよう県広報など、各種媒体を活用した普及啓発にも取り組んでいます。引き続き、市町と連携し、県有施設の活用も含め、市町域を越える広域避難の具体的な調整等に取り組むとともに、県民等に対して南海トラフ地震臨時情報への対応を周知する必要があります。
- ⑩広域防災拠点について、災害発生時に物資集配機能や情報通信機能等が十分発揮できるよう、消防設備・フォークリフト・非常用電気設備の点検や施設の修繕等の維持管理を行っています。引き続き、適切な維持管理を行う必要があります。
- ⑪防災通信ネットワークについて、常に良好な通信状態を確保するため、適正な維持管理を行うとともに、無線設備の新基準・新規格への適合や、機器の老朽化対応など、地上系防災行政無線設備の更新を実施しています。今後は、衛星系防災行政無線の新規格への対応を計画的に進める必要があります。
- ⑫消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んでいます。近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、引き続き、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組む必要があります。
- ⑬高圧ガス等の事故防止に向けて、保安確保のための取組を行っています。高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、引き続き、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。
- ⑭防災ヘリコプターの運航により山岳遭難、水難事故等における要救助者及び傷病者等の救助、救急搬送や林野火災における空中消火を行っています。引き続き、安全管理を徹底し、適正に運航を行う必要があります。

- ⑮消防学校において消防職団員等に各種教育訓練を実施しています。引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時においても迅速、確実に救助活動等が行えるよう訓練環境を整え、消防職団員の人材育成や資質向上に取り組む必要があります。
- ⑯有事への対応を迅速かつ的確に行うため、令和5年1月に国、関係機関と連携した国民保護図上訓練を実施します。訓練を通じて明らかになった課題に対応するとともに、国民保護に関する県民の理解を促進するため周知啓発を行っていく必要があります。
- ⑰BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルの整備促進に取り組むとともに、研修等の実施による災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、DMAT、DPAT、DHEATの体制強化等に取り組んでいます。引き続き、災害発災時における保健医療体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- ⑱災害発生時、被災者の救出・救助に加え、被災状況を映像で把握することができる警察用航空機を迅速に運航することが重要となることから、その安全運航に必要な機体の整備や操縦士の育成を図る必要があります。

令和5年度の取組方向

防災対策部

- ①大規模災害発生時に県民の命を守ることを最優先に活動することができるよう、災害対策本部の初動対応力をより一層強化するため、外部の専門的なノウハウを活用した実践的な図上訓練を実施し、災害に即応できる人材育成に取り組むとともに、災害対策本部の対応方針を決定するシチュエーションルームをより効果的に運用するための環境整備を行います。また、大規模災害時に災害対応を円滑に実施できるよう、各所属が優先して取り組む業務などを整理した「三重県業務継続計画（三重県BCP）」の継続的な検証に取り組めます。
- ②市町や国、防災関係機関等と連携した災害対応が迅速に実施できるよう、災害対策活動のオペレーション機能の強化に向けた取組を進めるとともに、大規模災害発生時にライフラインが途絶した状況においても災害対策本部が継続的に災害に対応できるよう、職員の活動環境の整備を図ります。
- ③新たに策定する「三重県防災・減災対策アクションプラン（仮称）」に基づき、災害対応力の充実・強化、地域防災力の向上に取り組めます。
- ④南海トラフ地震による津波を早期に検知し、迅速な初動対応や的確な避難につなげるため、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を引き続き運用するとともに、伊勢湾岸地域への運用拡大に向けて取り組めます。
- ⑤「三重県職員防災人材育成指針」をふまえて毎年度策定する研修計画に基づき、東日本大震災の被災体験談など災害（被災）のイメージ力を向上させる研修教材等を活用しながら、役割別や階層別の研修等を通じて職員の防災・減災に対する能力の向上に取り組めます。

- ⑥市町受援計画に基づき、避難所までの物資輸送、他県等から市町への応援職員やボランティアの受け入れ等が円滑に進むよう、市町における受援体制の整備を支援します。
- ⑦「三重県版タイムライン」を市町のタイムラインと連携して運用・検証し、台風接近時の適切な災害対策活動に取り組み、被害の最小化につなげます。
- ⑧物資の備蓄について、現物備蓄している物資の適切な管理を行うとともに、市町と連携して必要な物資を現物備蓄または流通備蓄により確保します。
- ⑨「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の適切な避難行動に資する啓発や、県有施設の活用も含めた市町域を越える広域避難の具体的な調整等について、市町と連携し「南海トラフ地震臨時情報」の発表に備えた対策の充実を図ります。
- ⑩広域防災拠点について、施設の機能が維持されるよう必要な点検や修繕等により、適切な維持管理を行います。
- ⑪救助・救援に必要な情報の伝達・共有を確実にし、災害時における県・市町や防災関係機関との通信を確保するための防災通信ネットワークについて、衛星系防災行政無線設備の新規格への対応に向けて、より信頼性の高い設備に更新するとともに、適切に維持管理を行います。
- ⑫減少傾向にある消防団員を確保するため、市町および三重県消防協会と連携し、機能別消防団員制度の導入を促進しつつ、特に、近年大きく減少している青年層団員の確保に注力するなど、消防団の充実・強化に取り組みます。また、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、消防の広域化および連携・協力の推進に取り組みます。さらに、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の円滑な実施のため、関係機関等との連携により、消防・救急体制の確保に必要な取組を行います。
- ⑬高圧ガス等の産業保安について、適正な保安管理等を徹底するため、保安検査、立入検査等を実施するとともに、自主保安の推進を支援するための研修等を行います。また、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。
- ⑭防災ヘリコプターの運航により山岳遭難、水難事故等における要救助者及び傷病者等の救助、救急搬送や林野火災における空中消火を迅速かつ的確に行います。また、二人操縦士体制により、運航の安全性を確保します。
- ⑮消防学校において消防職団員等に各種教育訓練を実施し、知識・技術の習得を図るとともに、実践的な救助訓練等にも取り組みます。
- ⑯有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、三重県国民保護計画等の所要の見直しを行うとともに、国、関係機関と連携した図上訓練を実施します。また、国民保護に関する県民の理解を促進するため周知啓発を行っていきます。

医療保健部

⑰災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルの整備促進と定着化を図るとともに、研修等の実施による災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、DMAT、DPAT、DHEATの体制強化等に取り組みます。特に、急性期の災害医療体制を強化するため三重ローカルDMATの養成に取り組みます。

警察本部

⑱警察用航空機のうち航空「いせ」が、令和5年度に法定点検を迎えるため、必要な整備を行います。また、新規操縦士候補者である職員に対し、警察用航空機運航に必要な資格を早期に取得させます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 目標値 実績値 | 5年度 目標値 実績値 | 8年度 目標値 実績値 |
|---|-------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 現状値 | | | |
| 県の災害等への対応力を向上させるために実施する訓練の回数 (県が主催し、国・市町・防災関係機関と連携して実施している訓練や、各部隊・地方部で実施する訓練の回数) | | 21回 | 21回 | 21回 |
| | 14回 | — | — | — |
| 市町が実施する図上訓練に対して県が支援・参加した市町数 (市町が実施する図上訓練に対して、県が支援や参加を行った市町の数(支援・参加済み市町数)) | | 3市町 | 10市町 | 29市町 |
| | — | — | — | — |
| 消防団員の減少数 (各市町における消防団員の前年からの減少数) | | 200人 | 150人 | 0人 |
| | 250人 | — | — | — |
| 県内のDMATチーム数 (県内の医療機関が保有するDMATチーム数) | | 29隊 | 34隊 | 51隊 |
| | 29隊 | — | — | — |

防災対策部

①（一部新）災害即応力強化推進事業

（第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費）

予算額：(R4) 41,875千円 → (R5) 123,272千円

事業概要：災害発生時に県民の命を守ることを最優先に活動することができるよう、外部の専門的なノウハウを活用した実践的な図上訓練や災害対策本部の中核を担う総括部隊をはじめとする各部隊の訓練を実施することで、災害対策本部活動に携わる職員の初動対応力のさらなる向上を図ります。また、災害発生時やそのおそれがあるときに、緊急派遣チームが市町のニーズに応じた支援をよりの確に実施できるよう、活動体制を整備します。さらに、災害対策活動を迅速かつ確実に実施するため、オペレーションルームやシチュエーションルームの環境整備を行い、災害対策本部の機能充実に図ります。

②（一部新）災害対策管理費

（第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費）

予算額：(R4) 48,504千円 → (R5) 58,754千円

事業概要：局地的豪雨や台風、地震による大規模災害に備えるため、被災者の避難生活に必要な物資の備蓄を行います。また、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際に適切な避難行動がとれるよう、県民に対して普及啓発を行います。さらに、大規模災害時にライフラインが途絶した状況においても、災害対策本部活動を確実に継続できるよう、職員の活動環境の整備を図ります。

③防災行政無線整備事業

（第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費）

予算額：(R4) 1,299,012千円 → (R5) 13,409千円

事業概要：通常の通信手段が遮断された場合においても、災害対策活動に必要な通信を確実に確保するため、防災通信ネットワークにおける衛星系防災行政無線設備について、新規格への対応に向けた設備の更新を計画的に行います。

④（一部新）消防行政指導事業

（第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費）

予算額：(R4) 12,152千円 → (R5) 27,420千円

事業概要：消防団の充実・強化を図るため、市町および三重県消防協会等と連携し、特に青年層団員の確保に注力して取り組みます。また、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、市町の消防の広域化および連携・協力に向けた取組を推進します。さらに、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合における消防・救急体制の確保のため、必要な調整や市町消防本部への支援を行います。

⑤（一部新）高圧ガス指導事業

（第2款 総務費 第8項 防災費 3 銃砲火薬ガス等取締費）

予算額：(R4) 17,666千円 → (R5) 24,043千円

事業概要：高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガス事業所等の保安管理に関する指導の徹底や、許認可申請に対する審査および保安検査等により安全を確保します。また、事業者の規模や事業内容に応じた優良な取組事例の水平展開を行い、自主保安力および災害対応力の充実・強化を図ります。さらに、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合における保安確保のため、高圧ガス事業者への立入検査を実施します。

⑥防災ヘリコプター運航管理費

（第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費）

予算額：(R4) 497,776千円 → (R5) 556,979千円

事業概要：災害や山岳遭難、水難事故等の発生時に、防災ヘリコプターによる救助活動等が安全に実施できるよう、飛行時間に応じた耐空検査等を実施するとともに、二人操縦士体制による運航を行います。

⑦消防職団員教育訓練費

（第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費）

予算額：(R4) 16,705千円 → (R5) 28,356千円

事業概要：消防学校において、基本的・専門的な教育訓練に加え、大規模災害を想定したさまざまな実践的訓練を実施することで、安全、的確、迅速に消火・救急活動等ができる消防職団員を育成します。

⑧国民保護対策費

（第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費）

予算額：(R4) 1,239千円 → (R5) 2,092千円

事業概要：有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、三重県国民保護計画等の所要の見直しを行うとともに、国および関係機関と連携した国民保護訓練を実施します。また、有事の際に県民の命を守るため、避難施設の指定を進めるとともに、適切な避難行動がとれるよう周知啓発を行います。

医療保健部

⑨（一部新）災害医療体制強化推進事業

（第3款 民生費 第4項 災害救助費 1 救助費）

予算額：(R4) 38,301千円 → (R5) 156,986千円

事業概要：災害時においても全ての病院で病院機能が維持され、必要な医療が提供できるよう、研修会の開催によりBCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルの整備促進と定着化を図ります。また、保健医療活動を支える人材を育成するため、災害医療コーディネーター研修や災害看護研修等の実施、三重ローカルDMATの養成に取り組むとともに、DHEAT研修へ参加します。

警察本部

⑩ヘリコプター運用・維持事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 3 装備費)

予算額：(R4) 5,432千円 → (R5) 176,669千円

事業概要：警察用航空機のうち航空「いせ」が、令和5年度に法定点検を迎えるため、必要な整備を行うほか、新規操縦士候補者である職員に対し、警察用航空機運航に必要な資格を取得させます。

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

(課題の概要)

人口減少と高齢化の一層の進展により、地域の防災活動を担う人材が不足するとともに、災害時の避難行動に支援を要する人が増加し、地域における日ごろからの災害への備えが求められています。

現状と課題

- ①近い将来の発生が想定される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、県民の「自助」や地域の「共助」による防災活動を支援する防災人材の育成をはじめ、シンポジウムの開催や「みえ防災・減災アーカイブ」の活用による県民の防災意識の醸成、課題に応じた研修会の実施や防災相談への対応など市町や企業等の支援に取り組んでいます。今後も育成した人材を活用するとともに、さまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携し、防災対策に取り組む必要があります。
- ②市町における津波避難対策は着実に進んでいますが、その効果をより確かなものにするため、これまで実施してきた対策の検証を行う必要があります。南海トラフ地震による津波から県民の命を守るため、津波から迅速かつ安全に避難できるかについて検証を行い、必要な対策を促進する必要があります。
- ③避難所の適切な運営や避難所における感染症対策に関するアセスメントを実施しています。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難対策を進めるため、モデル施設を選定の上、課題の洗い出しと訓練による解決策の検証に取り組んでいます。今後も、県民の適切な避難行動を促進するための取組を支援する必要があります。
- ④少子高齢化の進展により、地域の防災活動を担う若い人材が不足し、若者の参画が進まない現状があります。地域における防災活動を持続的に推進するためには、若者の防災意識の向上を図り、次代の地域防災を担う人材を育成する必要があります。

- ⑤ハザードマップの作成や地域の避難計画、避難行動要支援者の個別避難計画の策定など、市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化について、地域減災力強化推進補助金による支援を行っています。また、同補助金を活用して、避難所運営マニュアルの作成や新型コロナウイルス感染症対策に必要な資機材整備など、市町による避難所の運営・環境整備の取組を支援しています。さらに、海拔ゼロメートル地帯の広域避難対策として、桑員地域2市2町及び三泗地区1市3町における広域避難に関する取組を支援しています。引き続き、市町が実施する防災・減災対策の取組を支援する必要があります。
- ⑥災害時の県民の適切な避難行動を促進するとともに、県民の防災意識の向上を図るため、気象や災害に関する防災情報を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供しています。今後も、避難を必要とするすべての人が適切に避難を行えるよう、きめ細かな防災情報を多様な媒体により迅速にわかりやすく提供する必要があります。
- ⑦「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」の運営に参画し、MVSCの参画団体が実施する研修会等へ参加することにより、MVSCとの連携強化を図っています。引き続き、大規模災害時に、県内外からのボランティアや専門性を有するNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化する必要があります。
- ⑧防災ノートを県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校等の新入生等に配付するとともに、防災ノートと1人1台学習端末を組み合わせた防災教育に取り組んでいます。引き続き、防災ノートと新たに作成したデジタルコンテンツを活用して、効果的な防災学習を進める必要があります。
- ⑨防災に関する専門的な知識・スキルを持つ教職員を養成するため、学校防災リーダー等教職員研修を実施するとともに、学校が実施する体験型防災学習や防災訓練等の取組を支援しています。本県の高校生が東日本大震災の被災地を訪問し、ボランティア活動や交流学习に取り組むこととしています。引き続き、研修等を通じて、教職員の防災意識と指導力の向上を図るとともに、被災地との交流に取り組む必要があります。
- ⑩学校の危機管理マニュアルの改訂や避難訓練、防災教育の実践方法等について、市町や県立学校に指導・助言を行っています。また、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員による災害時学校支援チームについて、スキルアップ研修を開催し、隊員の資質向上を図っています。今後も市町等と連携して、学校の防災対策の強化に向けた取組を推進する必要があります。

令和5年度の取組方向

防災対策部

- ①「みえ防災・減災センター」と連携し、県民の「自助」や地域の「共助」による防災活動を支援する人材を育成するとともに、みえ防災人材バンクへの登録を進め、登録した人材を地域の防災活動へ派遣します。また、県民の防災意識の醸成につながるシンポジウムや研修会、みえ防災・減災アーカイブを活用した普及啓発を行うとともに、企業や市町・自主防災組織等の活動支援に取り組みます。

- ②有識者の助言を得ながら、夜間など避難が困難な状況であっても津波から迅速かつ安全に避難できるかの観点で、これまでの津波避難対策の実効性について検証を行うとともに、ハード・ソフトを組み合わせながら、課題解決のための対策を行う市町に対し支援を行います。
- ③感染症対策をふまえた避難所運営について、アセスメントの実施などにより運営に携わる自主防災組織等の対応力向上を図ります。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難対策を促進します。
- ④県内の学生等を地域防災の担い手として育成し、その方々が若年層の防災意識の向上を図るとともに、他の若者を巻き込んで地域で防災活動を行うことにより、災害に強い地域づくりを進めます。
- ⑤市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化、避難所運営マニュアルの作成や避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組、海拔ゼロメートル地帯での広域避難を含めた避難対策を支援します。
- ⑥「防災みえ.jp」のホームページやメール・SNSにより気象や災害に関する防災情報を県民に迅速にわかりやすい表現で提供することで、県民の適切な避難行動を促進します。

環境生活部

- ⑦大規模災害時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、研修会の開催等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して市町における受援体制の整備の支援に取り組みます。

教育委員会

- ⑧県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校等の新入生等に防災ノートを配付するとともに、防災タウンウォッチングや避難訓練など、防災教育のさまざまな場面で1人1台学習端末を活用した取組を推進します。また、保護者と児童生徒が、防災ノートや地震体験動画などの防災教育用デジタルコンテンツを活用して、家庭の防災対策を話し合うことを促進するなど、家庭における防災の取組を進めます。
- ⑨家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等を支援するとともに、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修に、学校危機管理マニュアルの改訂のポイントや1人1台学習端末を活用した防災授業の指導方法を取り入れるなど、教職員の防災意識と指導力の向上を図ります。また、県内の中高生を東日本大震災の被災地に派遣し、現地の方との交流や学習を通して、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成に取り組みます。
- ⑩学校の危機管理マニュアルの改訂や避難所運営にかかる訓練等について、市町や県立学校への指導助言を行うとともに、災害時学校支援チーム隊員のスキルアップを図り、県内外で災害が発生した際には、被災した学校にチーム隊員を派遣して、教育再開等の支援を行います。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 目標値 実績値 | 5年度 目標値 実績値 | 8年度 目標値 実績値 |
|--|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 現状値 | | | |
| 地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数 (夜間の避難を想定し、訓練や避難路の確認等を新たに実施した市町数) | | 6市町 | 12市町 | 29市町 |
| | — | — | — | — |
| 県が防災情報を提供するホームページのアクセス数 (県が防災情報を提供するツールである防災みえ.jpのホームページのアクセス数) | | 3,247千件 | 3,279千件 | 3,375千件 |
| | 3,215千件 | — | — | — |
| 津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取り組んだ市町数 (津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備など、津波浸水想定区域内19市町の全ての要避難者が確実に避難できるよう、今後5年間で新たな対策に取り組んだ市町数) | | 4市町 | 8市町 | 19市町 |
| | — | — | — | — |
| 家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 (家庭や自主防災組織、自治会などと、防災訓練などの取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合) | | 85.0% | 100% | 100% |
| | 75.0% | — | — | — |

防災対策部

①（一部新）「みえ防災・減災センター」事業

（第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費）

予算額：(R4) 25,121千円 → (R5) 40,245千円

事業概要：「みえ防災・減災センター」と連携し、防災人材の育成やシンポジウム等による防災啓発に取り組むとともに、若者の防災意識の向上を図り、地域の防災活動への参画を促進することで、地域防災力の向上を図ります。また、津波避難対策の効果をより確かなものにするため、一時避難場所および避難路の整備や地域の避難計画作成等、これまで実施してきた津波避難対策の課題を抽出・整理し、より実効性のある対策を市町とともに進めます。

②（一部新）地域減災対策推進事業

（第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費）

予算額：(R4) 55,837千円 → (R5) 225,277千円

事業概要：南海トラフ地震による津波から県民の命を守るため、市町による一時避難場所・避難路整備等を支援します。また、地域の避難計画やハザードマップの作成等を促進するほか、避難行動要支援者の避難体制づくりや多様性に配慮した避難所運営にかかる環境整備等に対して支援を行います。さらに、県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する市町を対象とした避難施設等の整備に対する支援を行います。

③防災情報プラットフォーム事業

（第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費）

予算額：(R4) 66,652千円 → (R5) 93,044千円

事業概要：避難を必要とするすべての人が適切に避難を行えるよう、きめ細かな防災情報を多様な媒体により迅速にわかりやすく提供するため、防災情報プラットフォームについて適切に維持管理を行います。また、システムの安定的な運用のため、サーバーの更新を行います。

環境生活部

④災害ボランティア支援等事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R4) 8,533千円 → (R5) 8,536千円

事業概要：大規模災害時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、研修会や訓練への参加等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して市町における受援体制の整備の支援に取り組めます。

教育委員会

⑤学校防災推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費)

予算額：(R4) 21,738千円 → (R5) 12,186千円

事業概要：防災ノートを新入生等に配付するとともに、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。また、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、高校生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习を実施します。

⑥災害時学校支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費)

予算額：(R4) 561千円 → (R5) 500千円

事業概要：避難所の開設・運営や学校の再開準備、児童生徒の心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」において、大規模災害発生時には隊員を被災した学校に派遣して、学校教育の早期再開を支援します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげます。

施策の目標

(めざす姿)

河川整備や堆積土砂の撤去に加え、流域全体で水害を軽減させる流域治水プロジェクトが進んでいます。

土砂災害から県民の皆さんの生命、財産を守るえん堤等の整備が進み、特に要配慮者利用施設等の保全が進んでいます。また、盛土災害を防止する通報体制の整備や、山地災害危険地区における治山施設整備が進んでいます。

大規模地震発生後の津波等による被害軽減のため、海拔ゼロメートル地帯等における河川・海岸堤防や大型水門等の耐震対策が進んでいます。

災害直後から緊急輸送道路の円滑な通行を確保するため、大規模地震後もすぐに通れる橋、土砂崩れのない道路等の整備が進んでいます。

河川監視カメラ等の配備拡充による被災情報の迅速な把握や、新規導入した排水ポンプ車など初動体制が強化されています。

定期点検に基づく適切なメンテナンスにより、災害時・平常時を問わずインフラの機能が確保されています。

(課題の概要)

豪雨等が頻発化・激甚化する中で、県内河川は雨水の流下能力が未だ不十分な現状に加え、土砂の堆積により流れが阻害され、浸水被害が多発するリスクが高まります。加えて、山地では土砂崩れも増加し、周辺の社会福祉施設を含めた住民への被害が生じるリスクが高まります。

強い台風の増加による伊勢湾沿岸での高潮や、南海トラフ地震等が想定される中で、堤防や水門等が強い地震動や高潮・津波に対応できず広範囲で被害が生じるリスクが高まります。

大規模災害時に緊急輸送道路の通行が不能となり、物資輸送や復旧・復興に大きな支障を及ぼします。

急速なインフラの老朽化により、災害に対する機能が低下し、小規模な災害でも大きな被害が生じるリスクが高まります。

現状と課題

- ①令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、頻発化・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、通常予算に加え「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めています。しかし、対策が必要な箇所はまだ多数存在しており、防災・減災対策の必要性もますます高まっていることから、ハード・ソフトの両面からさらなる推進が求められています。
- ②気候変動に伴い頻発化・激甚化する水災害に対しては、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を展開することが必要です。令和3年度に取りまとめた「流域治水プロジェクト」に基づきその取組を推進しています。また、防災・減災や地球温暖化対策などの観点から生態系を活用したグリーンインフラの展開が求められています。

- ③河川等の堆積土砂および樹木繁茂により浸水被害などが助長されるおそれがあることから、河川の流下能力等を回復するため、緊急浚渫推進事業も活用して河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去および樹木伐採を進めています。
- ④土砂災害発生の危険性がある区域では、土砂災害防止施設の整備により引き続き対策を進めていますが、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者施設や避難所等を保全していく必要があります。
- ⑤南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- ⑥災害発生時に確実に通行できる緊急輸送道路の整備を進めていますが、緊急輸送道路の中には大規模災害時に被災するおそれがある場所や車両のすれ違いが困難な区間があり、これらの箇所の対策が引き続き必要です。
- ⑦自発的な避難行動や迅速な初動に資するソフト対策として、道路・河川DX中期計画に基づき道路・河川の監視カメラや危機管理型水位計の設置に取り組んでいます。また、土砂災害情報提供システムを通じて土砂災害に関するリスク情報をリアルタイムで発信していますが、多くの方によりわかりやすく伝えることが求められています。熊野灘沿岸では、高潮発生時に住民の素早い避難活動を促し浸水被害を軽減するために必要な高潮浸水想定区域が未指定となっています。
- ⑧建設後50年を超えるインフラ施設が急速に増加し、劣化による機能低下が懸念される中、老朽化が進んでいる道路・河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の将来にわたる必要な機能を確保するため、メンテナンスサイクルの取組を進めています。今後も、このサイクルを持続的かつ着実に実施し、安全性を確保していくとともに、将来的に増加するメンテナンスコストの縮減・平準化を一層図る必要があります。
- ⑨気候変動に伴い、台風や集中豪雨による災害が多発する中、引き続き、山地災害からの早期復旧を図るとともに、災害を未然に防止するための治山施設の整備や、保安林の適正な整備を進めていく必要があります。
- ⑩南海トラフ地震や津波・高潮に対する安全性の確保を図るため、漁港海岸堤防等の耐震・耐津波対策や高潮対策、長寿命化計画に基づく機能保全に取り組んでいます。引き続き、堤防等の海岸保全施設の機能の確保と強化が求められています。

県土整備部

- ①頻発化・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、三重県国土強靱化地域計画に基づき、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を推進します。「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、「5年後の達成目標」をふまえ計画的に推進します。
- ②水災害に対して流域のあらゆる関係者で取り組む治水対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」に基づき取組を着実に進めていきます。洪水・地震・高潮洪水などに対し重要度や緊急性の高い河川を中心に改修を進めるとともに、治水上ネック点となっている橋梁等の河川横断構造物を重点的に改築することにより、治水安全度の向上を図ります。また、気候変動をふまえた河川整備計画の策定に取り組みます。鳥羽河内ダムについては、工事用道路の整備を進め、本体工事に着手します。このほか災害復旧事業については、早期完了に向けて取り組みます。さらに、生態系を活用した防災・減災対策として、グリーンインフラを推進します。
- ③河川等の堆積土砂および樹木繁茂により浸水被害等が助長されるおそれがあることから、関係市町と共に優先度等を検討し、河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去・樹木伐採を積極的に進めます。また、官民連携の取組として砂利採取制度を活用した堆積土砂の撤去を促進します。
- ④砂防については、土砂災害防止施設の整備により、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を進めます。土砂災害警戒区域等の指定については、引き続き、開発等で地形改変などがあった箇所を抽出し、2巡目の基礎調査を進めます。また、違法な盛土への対応として構築した住民からの通報の仕組みを引き続き運用するとともに、砂防指定地等における違反行為には行政指導等により厳しく対応していきます。
- ⑤高潮災害防止のための海岸保全施設の整備や、地震・津波による被害軽減のため、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門の耐震対策を推進します。また、堤防については粘り強い構造とする施設整備を進めます。
- ⑥災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違いが困難な箇所の道幅を拡幅する対策を着実に進めます。
- ⑦県民の皆さんの主体的な避難行動に資するソフト対策として、道路・河川DX中期計画に基づく道路・河川の監視カメラや危機管理型水位計の設置、高潮特別警戒水位の設定などに取り組みます。また、土砂災害情報提供システムを通じて発信する土砂災害のリスク情報について、よりわかりやすく伝える方法を検討し運用していきます。そのほかに、大規模災害への備えとして新規導入・整備した排水ポンプ車・災害コントロールルームの活用、現場での実動訓練の積み重ねによる初動体制の確保や初動を迅速化する危機管理体制の強化に取り組みます。また、市町が作成するハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載を促進するとともに、熊野灘沿岸の高潮浸水想定区域の指定に向けて浸水想定区域図の作成に取り組みます。

- ⑧老朽化が進んでいる道路・河川・海岸・土砂災害防止施設については、長寿命化計画に基づく計画的な施設の修繕・更新を行います。また、各施設の長寿命化計画は適宜、見直しを行います。

農林水産部

- ⑨台風等による山地災害からの早期復旧に取り組むとともに、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所や荒廃森林において治山事業を実施し、災害の未然防止を図ります。また、土砂流出防止等の公益的機能が低下した保安林内の森林整備を進めるとともに、長寿命化計画に基づき老朽化した治山施設の改修に取り組めます。
- ⑩大規模地震や津波・高潮に対する安全性の確保を図るため、引き続き、漁港海岸堤防等の耐震・耐津波対策や高潮対策を計画的に実施するとともに、長寿命化計画に基づく機能保全に取り組めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|---------------------------|---|----------------------------|------------------------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量（累計） (河川の流れを阻害する堆積土砂量（ ）は平成30年度末の堆積量に対する削減の数値) | | 249万㎡ | 232万㎡ | 185万㎡ (東京ドーム) 1.0杯分 40%削減 |
| | 270万㎡ (東京ドーム) 0.3杯分 | — | — | — |
| 要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率 (事業実施個所のうち要配慮者利用施設および避難所を保全する施設整備(30箇所)の事業完了の割合) | | 10% | 13% | 63% |
| | — | — | — | — |
| 市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率 (ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報を掲載した市町の割合(掲載市町/全体11市町)) | | 54% | 72% | 100% |
| | 45% | — | — | — |
| 大規模地震でも壊れない補強された橋の割合 (緊急輸送道路に架かる橋梁のうち、大規模地震でも致命的な損傷にならないように補強された橋の割合) | | 92% | 94% | 100% |
| | 91% | — | — | — |
| 被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築 (道路・河川の重点監視箇所(道路100箇所・河川102箇所)への監視カメラとコントロールルームの設置状況) | | 道路カメラ設置率58% 河川カメラ設置率54% コントロールルーム設置 | 道路カメラ設置率71% 河川カメラ設置率67% | 道路・河川の重点監視箇所における画像情報の集中監視体制の完成 |
| | パトロールや住民などからの通報を中心とする情報収集 | — | — | — |
| 橋梁の修繕完了率 (定期点検で早期措置(健全性区分Ⅲ)と診断された橋梁のうち、次回点検までに措置を完了した橋梁の割合) | | 100% | 100% | 100% |
| | 100% | — | — | — |

県土整備部

①流域治水事業

(第8款 土木費 第3項 河川海岸費 2 河川改良費) など

予算額：(R4) 8,076,845千円 → (R5) 11,814,515千円

(参考：(R4) 12,450,845千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：流域全体で水害を軽減させる治水対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」の取組を進めます。治水上、重要度の高い河川の改修を重点的に進めることで治水安全度の向上を図るとともに、大型水門等の耐震対策を進めます。また、鳥羽河内ダムは、令和5年度から本体工事に着手します。さらに、気候変動をふまえた河川整備計画の策定に取り組めます。

②堆積土砂対策事業

(第8款 土木費 第3項 河川海岸費 2 河川改良費) など

予算額：(R4) 3,560,112千円 → (R5) 4,275,700千円

事業概要：河川や砂防えん堤に堆積した土砂の撤去・樹木の伐採を積極的に進めます。

③土砂災害防止対策事業

(第8款 土木費 第3項 河川海岸費 3 砂防費)

予算額：(R4) 3,157,427千円 → (R5) 4,383,847千円

(参考：(R4) 5,102,702千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めます。また、土砂災害警戒区域等の指定について基礎調査を進めます。

④高潮等対策事業

(第8款 土木費 第3項 河川海岸費 4 海岸保全費) など

予算額：(R4) 2,352,363千円 → (R5) 3,653,333千円

(参考：(R4) 3,832,863千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：堤防等の高潮・侵食対策、耐震対策、海岸堤防強靱化対策を進めます。

⑤緊急輸送道路等機能確保事業

(第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費) など

予算額：(R4) 6,163,774千円 → (R5) 9,429,982千円

(参考：(R4) 8,363,227千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：緊急輸送道路等の橋の耐震・流失対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違い困難箇所の道幅拡幅を進めます。また、潜在的な災害危険箇所の把握に向けてLPデータ(三次元空間データ)を活用した法面点検に取り組めます。

⑥河川DX事業

(第8款 土木費 第3項 河川海岸費 2 河川改良費)

予算額：(R4) 15,412千円 → (R5) 31,000千円

事業概要：河川DX中期計画に基づき、河川の監視カメラや危機管理型水位計の設置を進めます。

⑦インフラメンテナンス事業

(第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 2 道路橋りょう維持費) など

予算額：(R4) 3, 189, 125千円 → (R5) 4, 981, 129千円

(参考：(R4) 4, 647, 585千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：老朽化が進んでいる道路・河川・海岸・土砂災害防止施設について、長寿命化計画に基づく計画的な点検や効果的な修繕・更新を行います。

農林水産部

⑧治山事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 7 治山費)

予算額：(R4) 3, 524, 195千円 → (R5) 3, 647, 195千円

(参考：(R4) 3, 587, 195千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：災害に強い森林づくりに向け、土砂災害の防止を図る治山施設を整備するとともに、公益的機能が低下した保安林の整備を進めます。

⑨海岸保全施設整備事業

(第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3 農地防災事業費)

予算額：(R4) 42, 000千円 → (R5) 227, 500千円

事業概要：背後の農地や宅地における自然災害の防止を図るため、海岸保全施設の高潮・侵食対策や耐震対策を進めます。

⑩県営漁港海岸保全事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6 水産基盤整備費)

予算額：(R4) 277, 801千円 → (R5) 294, 000千円

(参考：(R4) 292, 801千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：南海トラフ地震等の大規模自然災害による津波・高潮から背後地の浸水被害を軽減するため、海岸保全施設の改修等の機能強化に取り組みます。

施策の目標

(めざす姿)

患者の状態に応じた質の高い効率的・効果的な医療が提供されるよう、県民の皆さんと将来あるべき医療提供体制についての共通理解が進み、医療機能の分化・連携、医療従事者の確保、がん・循環器病対策、救急医療など、地域の医療提供体制が充実しています。

(課題の概要)

中長期的な高齢化の進展により、医療需要が増加するとともに、肺炎や脳血管疾患、骨折など高齢者に多くみられる疾病が増加するなど、疾病構造の変化が進んでおり、これらの医療を巡る状況の変化に対応した医療提供体制を構築する必要があります。

医師数は着実に増えていますが、依然として不足している状況にあり、偏在も解消には至っていない状況です。また、看護職員についても、就業者数は年々増加の傾向にあるものの、依然として不足する状況にあり、領域別の偏在もみられます。

現状と課題

- ① 団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を見据えた、地域のあるべき医療提供体制を示す地域医療構想の達成に向け、県内 8 地域において地域医療構想調整会議等を開催し、今般の新型コロナウイルス感染症をふまえた今後の医療提供体制のあり方等について協議を進めています。令和 7 年が目前に迫るなか、コロナ禍における受療行動や医療機関の診療実績等の変化の状況も十分にふまえた上で、人口減少・少子高齢化や医師の働き方改革への対応なども見据えながら、医療機能の分化・連携を進めていく必要があります。
- ② 「第 7 次三重県医療計画」に基づき、「5 疾病・5 事業及び在宅医療」における切れ目のない適切で効率的な医療提供体制の構築に向けて取り組んでいます。現計画が令和 5 年度で最終年度を迎え、次期計画からは、「新興感染症等の感染拡大時の医療」が新たに記載事項に追加されることもふまえ、検討を進めていく必要があります。
- ③ 医師の確保について、「三重県医師確保計画」に基づき、地域医療支援センターにおいて医師のキャリア形成支援や医師不足地域への派遣調整を行うとともに、医師修学資金貸与制度の運用などの医師確保対策に取り組んでいます。各診療科の専門医資格を取得するための専攻医として県内で 91 名（令和 4 年度研修開始）が登録するなど、若手医師は着実に増えていますが、国から示された都道府県ごとの医師偏在指標は下位（医師少数都道府県）に位置づけられるなど、医師数は不足している状況にあり、また、偏在の課題もあることから、引き続き、地域医療に従事する医師の確保を図る必要があります。また、次期計画の策定に向け、検討を進めていく必要があります。

- ④看護職員の確保について、三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、人材確保対策や定着促進対策等に取り組んでおり、看護職員数は年々増加の傾向にありますが、県全体では未だ不足してします。今後も看護職員の確保・定着を図るとともに、偏在の解消に向けた取組を進める必要があります。また、特定行為研修の受講を促進することや、感染症への対策強化を目的に三重大学医学部附属病院と協力し、新たに県立看護大学に開設した認定看護師教育課程「感染管理」により感染管理認定看護師を養成することなど、引き続き看護職員の資質向上に取り組む必要があります。
- ⑤地域医療の魅力を発信する取組として、医学生を対象としたへき地医療の魅力を伝える研修会や、高校生を対象とした「みえ地域医療オンラインセミナー」を開催し、病院訪問や医療従事者との交流を実施しています。引き続き、地域医療を担う次世代の医療人材の育成を図る必要があります。
- ⑥医師や看護職員の勤務環境改善について、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関の取組を支援しています。医療従事者の働き方改革が進められるなか、「女性が働きやすい医療機関」認証制度の推進等により、引き続き、医療機関の勤務環境改善の取組を支援していく必要があります。
- ⑦へき地医療拠点病院等からの代診医派遣など、医療資源が不足するへき地でも適切な医療を受けることができるよう取り組んでいます。コロナ禍においてオンライン診療等へ注目度が高まる中、へき地医療においても、オンライン診療等の活用を検討する必要があります。
- ⑧薬局については、在宅医療や健康支援等の拠点としての機能強化が求められていることから、それらを担う薬剤師の確保・育成を図る必要があります。また、薬剤師については、地域や職域で偏在があることから、これらの解消を図る必要があります。
- ⑨「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）」に基づき、避けられるがんを防ぐことや、さまざまながんの病態に応じて、適切ながん医療や支援を受けられるよう、総合的かつ計画的ながん対策を実施しています。現計画が令和5年度で最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向け、国の次期基本計画の動向も見据えながら、検討を進める必要があります。
- ⑩がん征圧月間（9月）などのあらゆる機会をとらえ、がん検診の受診促進や健康的な生活習慣確立の重要性等について、広く県民に啓発するとともに、市町の各種がん検診や精密検査における受診率向上の取組が一層進展するよう、がん検診精度管理調査における結果の情報共有等や市町での受診勧奨を効果的に進めるための支援を行っています。避けられるがんを防ぐとともに、がんの早期発見・早期治療につながるよう、引き続き、県民へのがんに関する正しい知識の普及や市町の各種がん検診の受診率向上を図る必要があります。
- ⑪がん診療を行う医療機関に対して施設・設備整備等の支援を行うなど、がん診療連携拠点病院等を中心に、がん医療提供体制の整備を進めるとともに、がん医療に携わる医療関係者を対象とした研修会を開催するなど、精度の高いがん登録情報の収集に努めています。がん医療の一層の充実を図るため、引き続き、施設・設備整備等の支援やがん医療提供体制の整備を実施するとともに、全国がん登録の円滑な実施の促進やがん登録で得られた情報の利活用を図っていく必要があります。

- ⑫三重県がん相談支援センターおよび各がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談支援センターにおいて、がん患者とその家族等のための相談を実施しています。また、がん患者の治療と仕事の両立が可能となる環境を整備するため、医療機関や三重労働局等の関係機関と連携し、事業者に対して、がんに関する正しい知識の普及啓発を実施しています。引き続き、がん患者がそれぞれの病態や実情に応じた支援を受けることのできる体制を整備する必要があります。
- ⑬脳卒中や心筋梗塞等の循環器病対策について、令和4年3月に策定した「三重県循環器病対策推進計画」に基づき、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。また、令和4年度から循環器病に関する相談支援窓口として三重大学医学部附属病院に設置されている「脳卒中・心臓病等総合支援センター」とも連携し、循環器病に関する情報提供や相談支援等の取組を行っています。現計画が令和5年度で最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向け、国の次期基本計画の動向も見据えながら、検討を進める必要があります。
- ⑭休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行うとともに、かかりつけ医の必要性、適切な受診行動や相談窓口の普及啓発を行っています。救急搬送者の半数以上が軽症者であることから、救急車の適正利用など、適切な受診行動に関する啓発活動を引き続き行う必要があります。
- ⑮重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等を支援しています。また、医療審議会の審議を踏まえ三重大学医学部附属病院の高度救命救急センター指定に向けた取組を進めています。効果的なドクターヘリの運航体制や救急医療体制について引き続き検討していく必要があります。
- ⑯安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施しています。周産期死亡率については全国平均より低い値を維持しておりますが、さらなる改善に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。小児在宅医療については、多職種による連携体制やレスパイト体制の構築を県内全域で進めており、今後多職種が連携した取組を進めていく必要があります。
- ⑰救命率の向上を図るため、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、救急救命士が行う輸液などの特定行為を円滑に行うための講習、通信指令員に係る救急教育を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組んでいます。引き続き、三重県救急搬送・医療連携協議会によるメディカルコントロール体制のもと、救急救命士の養成や資質向上等に取り組む必要があります。
- ⑱三重県医療安全支援センターの相談窓口において医療に関する相談等に対応するほか、医療安全研修会の開催や、院内感染対策等に対応するため、県内の支援体制の整備を進めています。引き続き相談対応を通じ、患者や家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援していくとともに、県内医療機関における院内感染対策や医療安全体制の強化を図っていく必要があります。

- ⑱こころの医療センターにおいては県内の精神科医療の中核病院としての機能や地域生活支援の取組を、一志病院においてはプライマリ・ケアの実践や人材育成、予防医療の取組を、志摩病院においては指定管理者制度のもと地域の中核病院としての取組を進めています。今後も、それぞれの役割やニーズに応じた医療を提供しながら、健全な病院運営を行っていく必要があります。
- ⑳新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、各病院において引き続き感染患者等の受入れや検査などに対応していく必要があります。
- ㉑国民健康保険の財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担っており、市町ごとの納付金の額の決定や、各市町への保険給付費等交付金の交付等を通じて、財政運営の安定化に努めています。さらに制度の持続可能性を高めるため、引き続き市町と連携し保険財政の安定化や医療費適正化、保険料（税）水準の平準化に取り組んでいく必要があります。
- ㉒子ども・一人親家庭等・障がい者が、安心して必要な医療を受けられるよう、各市町が実施する福祉医療費助成事業を支援していく必要があります。

令和5年度の取組方向

医療保健部

- ①地域医療構想の達成に向け、県内8地域の地域医療構想調整会議および病床を有する医療機関等の意見交換会において、各医療機関の令和7年に向けた具体的対応方針に係る合意形成を図り、医療機関の機能分化・連携を進めます。また、コロナ禍において、医療提供体制の在り方が課題となったことをふまえ、医療に対する県民の意識調査や県内病院の診療実績等の分析に取り組み、今後の持続可能な医療提供体制の構築に向けた検討を進めます。
- ②令和6年度からの次期医療計画について、新たに記載事項に追加された「新興感染症等の感染拡大時の医療」を含めた「5疾病・6事業及び在宅医療」の医療提供体制の整備等に向けて、医療審議会等における協議を通じて策定に取り組みます。
- ③医師の確保について、地域における医療提供体制の確保を図るため、「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数の確保や偏在の解消に取り組みます。また、令和6年度からの次期計画について、医療審議会や地域医療対策協議会等における協議を通じて策定に取り組みます。
- ④三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員就学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターへの登録促進等により、県全体の看護職員の確保に努めるとともに、訪問看護等在宅医療を担う看護職員の育成などに取り組みます。また、特定行為研修の受講を促進することや、認定看護師教育課程「感染管理」の受講者への支援を通じて感染管理認定看護師を養成することなど、看護職員の資質向上に取り組みます。
- ⑤地域医療の魅力を発信する取組として、医学生を対象としたへき地医療の魅力を伝える研修会や、高校生を対象としたセミナー等を開催し、医療従事者との交流を図ることにより、将来の地域医療を担う医師や看護職員の確保・育成に取り組みます。

- ⑥医師や看護職員の勤務環境改善に向けて、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザー等による医療機関への助言・支援に取り組むとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図るなど、医療従事者の働き方改革の推進を支援します。
- ⑦医療資源が不足するへき地でも適切な医療を受けることができるよう、へき地医療拠点病院等からの代診医派遣等に取り組めます。また、オンライン診療等の先進事例調査や地域のニーズ調査等を行うとともに、市町や地域の医療機関をはじめとした関係者と協力して、オンライン診療等の活用に向けて取り組めます。
- ⑧薬局機能を強化するため、在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬剤師・薬局を支援するとともに、復職・転職支援等、薬剤師の確保を進めます。
- ⑨がん対策のさらなる推進をめざし、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」のそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を実施することで、より効果的な事業の展開を図ります。また、令和6年度からの次期がん対策推進計画について、国の次期基本計画もふまえつつ、策定に取り組めます。
- ⑩イベント等のあらゆる機会をとらえて、県民に対してがんに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、がんの早期発見・早期治療をめざし、ナッジ理論などを活用したがん検診の受診勧奨に取り組む市町への支援等を行います。
- ⑪がん医療の一層の充実を図るため、がん診療を行う医療機関の施設・設備整備等を引き続き支援するなど、県のがん医療提供体制の整備を進めます。また、がん対策をより効果的に推進するため、三重大学医学部附属病院等の関係機関と連携して、がん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータを分析し、市町、医療機関等への情報の提供や県民への地域のがん状況の発信など、情報の活用を進めます。
- ⑫三重県がん相談支援センター等において、引き続きがん患者とその家族等のための相談を実施し、がん患者が治療の早期から支援を受けられるよう相談窓口の周知を行います。また、がんの治療と仕事の両立が可能となるよう、医療機関や三重労働局等の関係機関と連携し、引き続き、企業に対してがんに関する正しい知識の普及啓発を実施し、労働環境の整備を促します。加えて、がんになっても自分らしく生きることができるよう、多様化する相談内容に適切に対応するとともに、ピアアランスケアなどがん患者への新たな支援に向けての取組や情報提供を進めます。
- ⑬脳卒中や急性心筋梗塞等の循環器病対策の推進をめざし、循環器病に関する正しい知識の普及啓発や生活習慣の改善促進など、発症予防・重症化予防に取り組めます。また、引き続き「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携し、循環器病患者に対する相談の実施など、総合的な支援体制の充実を図ります。加えて、令和6年度からの次期循環器病対策推進計画について、国の次期基本計画もふまえつつ、策定に取り組めます。

- ⑭三重県医師会等の関係機関と連携し、新規開業医を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけ、より充実した初期救急医療体制の提供に努めます。また、かかりつけ医の必要性や救急車の適正利用など適切な受診行動について普及啓発を行います。
- ⑮重症患者の救急医療体制を確保するため、引き続き、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等を支援します。また、高度救命救急センターの整備については、医療審議会での審議もふまえながら、引き続き指定に向けた取組を進めます。
- ⑯安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、引き続き、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル（＃8000）」による電話相談の充実を図ります。また、小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組み、在宅療養を支える医療資源の充実に取り組みます。
- ⑰医療に関する患者・家族等からの相談等に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会や院内感染対策を支援する三重県感染対策支援ネットワーク運営会議等において取組事例の共有化を進めながら、県内医療機関における院内感染対策や医療安全体制の推進に向けて必要な支援を行います。
- ⑱国民健康保険制度を持続可能なものとしていくため、市町や関係団体と連携し安定的な財政運営や効率的な事業運営に努めます。また、保険者努力支援制度等を活用し、各市町の実情に応じた予防・健康づくりなど医療費適正化の取組を支援するとともに、将来的な保険料（税）水準の統一に向けて、市町と議論を深めつつ、次期国民健康保険運営方針の策定に取り組みます。
- ⑲市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を、引き続き支援するとともに、市町の財政負担軽減に向けた検討を進めます。

防災対策部

- ⑳救命率の向上を図るため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、指導救命士の養成講習や救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習を実施するなど救急救命士の資質向上等に取り組めます。

病院事業庁

- ㉑こころの医療センターにおいては、政策的医療のほか、認知症治療や依存症治療等の専門的医療の提供、訪問看護やデイケア等の地域生活支援に取り組めます。一志病院においては、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践やプライマリ・ケア人材の育成のほか、予防医療や地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種連携に取り組めます。志摩病院においては、指定管理者と密接に連携しながら、地域の医療ニーズをふまえた診療機能の充実に取り組めます。また、公立病院経営強化プランとして位置付ける次期中期経営計画を、地域医療構想や第8次医療計画との整合を図りつつ策定します。

②新型コロナウイルス感染症による今後の影響が見通せない中、各病院において引き続き徹底した感染対策を講じながら診療機能を維持するとともに、感染患者等の受入れのほか、検査・発熱外来、ワクチン接種、医療人材の派遣などに対応します。また、同感染症の収束後も見据え、新興感染症に備えた平時からの体制や取組について検討します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--|--|---|---|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 病院勤務医師数 (県内の病院で勤務する医師数(常勤換算)) | 2,781.2人 | 2,801.9人 | 2,822.6人 | 2,884.7人 |
| 看護師等学校養成所の定員に対する 県内就業者の割合 (県内看護師等学校養成所の定員に 対する県内に看護職員として就業し た者の割合) | 67.4% | 68.2% | 69.0% | 71.4% |
| がん検診受診率(乳がん、子宮頸が ん、大腸がん) (市町が実施する乳がん、子宮頸が んおよび大腸がんに係るがん検診受 診率) | 乳がん 17.5% 子宮頸がん 18.7% 大腸がん 7.8% (2年) | 乳がん 19.0% 子宮頸がん 20.0% 大腸がん 9.2% (3年) | 乳がん 20.5% 子宮頸がん 21.2% 大腸がん 10.7% (4年) | 乳がん 25.0% 子宮頸がん 25.0% 大腸がん 15.0% (7年) |
| がんによる10万人あたりの死亡者数 (平成27年モデル人口に基づく年齢 調整後) (がんによる死亡状況について、年 齢構成を調整した人口10万人あたり の県の死亡者数) | 262.5人 (2年) | 259.1人 (3年) | 255.8人 (4年) | 246.1人 (7年) |
| 循環器病による10万人あたりの死亡 者数(平成27年モデル人口に基づく 年齢調整後) (循環器病(脳卒中、急性心筋梗塞 等)による死亡状況について、年齢 構成を調整した人口10万人あたり の県の死亡者数) | 219.9人 (2年) | 213.0人 (3年) | 206.4人 (4年) | 187.7人 (7年) |

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 救急搬送患者のうち、傷病程度が軽症であった人の割合 (救急搬送患者のうち、診療の結果として帰宅可能な軽症者の割合) | 51.6% (2年) | 50.8% (3年) | 50.0% (4年) | 47.6% (7年) |
| 県立病院患者満足度 (県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「診療に満足していますか」との設問に対する肯定的な回答の割合) | 91.3% | 95.0% | 95.0% | 95.0% |

主な事業

医療保健部

①(一部新)医療審議会費

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 1 医務費)

予算額：(R4) 5,709千円 → (R5) 37,982千円

事業概要：医療審議会や同部会等での協議を通じて、令和6年度からの次期医療計画の策定に取り組みます。また、効率的で持続可能な医療提供体制の構築に向けて、県民の医療に対する意識調査や県内病院の診療実績等の分析を実施するとともに、県内8地域に設置する地域医療構想調整会議において、医療機関の分化や連携に係る集中的な協議を行います。さらに、三重県地域医療介護総合確保懇話会を開催し、地域医療介護総合確保基金に係る令和5年度県計画を策定します。

②病床機能分化推進基盤整備事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 1 医務費)

予算額：(R4) 134,801千円 → (R5) 135,071千円

事業概要：地域にふさわしいバランスの取れた医療提供体制の構築に向けて、病床機能の再編に取り組む医療機関を支援します。

③医師確保対策事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 1 医務費)

予算額：(R4) 559,868千円 → (R5) 567,488千円

事業概要：医師の不足・偏在解消を図るため、医師修学資金貸与制度の運用、臨床研修医の定着支援、若手医師の定着につながる指導医の確保・育成等に取り組めます。また、医師の働き方改革に向けて医療機関の支援等に取り組むとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度等により、勤務環境改善の促進を図ります。

④医師等キャリア形成支援事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 1 医務費)

予算額：(R4) 58,132千円 → (R5) 58,100千円

事業概要：「三重県医師確保計画」に基づき、医師の偏在解消を図るため、三重県地域医療支援センターにおいて、地域枠医師および医師修学資金貸与者等に対するキャリア支援や医師不足地域への医師派遣調整等に取り組みます。

⑤看護職員確保対策事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 2 医療従事者確保対策費)

予算額：(R4) 538,789千円 → (R5) 158,305千円

事業概要：病院内保育所に対する運営支援を行うとともに、医療勤務環境改善支援センターにおける医療機関への助言・支援等の取組を通じて、医療従事者の離職防止、復職支援を図ります。また、訪問看護等在宅医療を担う看護職員を育成するとともに、特定行為研修の受講促進や県立看護大学に開講した認定看護師教育課程「感染管理」の受講支援等により、看護職員の資質向上に取り組みます。

⑥ナースセンター事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 2 医療従事者確保対策費)

予算額：(R4) 39,790千円 → (R5) 41,935千円

事業概要：未就業の看護師等に対して、無料就業斡旋等による再就業支援を行うとともに、看護の魅力の発信を通じて、医療機関等の看護職員不足の解消を図ります。また、免許保持者の届出制度に基づき把握した情報をもとに、再就業に向けた取組を進めます。

⑦(一部新)地域医療対策事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 1 医務費)

予算額：(R4) 54,297千円 → (R5) 63,221千円

事業概要：へき地医療拠点病院等からの代診医派遣等に取り組むとともに、オンライン診療等の先進事例調査や地域のニーズ調査等を行い、実情に合ったモデルを構築し、市町や地域の医療機関等と共有して、普及につなげます。

⑧薬局機能強化事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 4 薬務費)

予算額：(R4) 8,146千円 → (R5) 7,958千円

事業概要：在宅医療への参画や多職種との連携等を進めるための環境整備や研修の実施等により、薬局の機能強化に取り組みます。また、薬剤師について、復職・転職への支援や、中・高校生に対して薬剤師の魅力伝える情報発信等により、人材の確保を図ります。

⑨がん予防・早期発見事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 3 予防費)

予算額：(R4) 8,558千円 → (R5) 23,449千円

事業概要：がん対策推進協議会や同部会での協議を通じて、令和6年度からの次期がん対策推進計画の策定に取り組みます。また、がん検診および精密検査の受診率向上のため、ナッジ理論などを活用したがん検診の受診勧奨等に取り組む市町に対する支援を行います。さらに、がんに対する県民の理解を深めるため、企業、関係機関・団体等と連携し、がん検診やがんに関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、小・中・高等学校の児童生徒を対象としたがん教育を支援します。

⑩(一部新)がん患者支援事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 3 予防費)

予算額：(R4) 41,761千円 → (R5) 47,195千円

事業概要：がん診療連携拠点病院等におけるがん相談支援センターの運営や緩和ケアに関する知識・技能を持った医療従事者等を養成するための研修等の事業実施を支援します。また、三重県がん相談支援センター等の相談窓口を通じて、がん患者とその家族等のための相談を実施するとともに、就労等の社会生活への支援や、企業への訪問、説明会の開催等を通じて、がんに関する正しい知識の普及啓発を進め、治療と仕事が両立できる環境の整備に取り組みます。さらに、市町と連携しながら、アピアランスケアなどがん患者への新たな支援に向けての取組や情報提供を進めます。

⑪(一部新)脳卒中等循環器疾患対策事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 1 医務費)

予算額：(R4) 3,217千円 → (R5) 10,084千円

事業概要：循環器病対策推進協議会や同部会での協議を通じて、令和6年度からの次期循環器病対策推進計画の策定に取り組みます。また、循環器病に対する県民の理解を深めるため、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発など総合的かつ計画的に取組を推進します。また、「脳卒中・心臓病等総合支援センター」を設置する三重大学医学部附属病院と連携し、循環器病に関する情報提供や相談支援等の取組を進め、対策の充実を図ります。

⑫三次救急医療体制強化推進事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 1 医務費)

予算額：(R4) 482,184千円 → (R5) 511,020千円

事業概要：重篤な救急患者の医療を確保するため、救命救急センターの運営やドクターヘリの運航に必要な経費を支援します。また、三重大学医学部附属病院における高度救命救急センターの指定に向けた取組を進めます。

⑬小児・周産期医療体制強化推進事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1 公衆衛生総務費)

予算額：(R4) 316,164千円 → (R5) 305,805千円

事業概要：周産期母子医療センターや小児医療機関の運営および設備整備を支援するとともに、周産期死亡率のさらなる改善に向け、周産期医療に係るネットワーク体制の構築や多職種連携のための研修会等を開催し、安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

⑭小児休日夜間医療・健康電話相談事業

(第3款 民生費 第1項 児童福祉費 1 児童福祉総務費)

予算額：(R4) 16,071千円 → (R5) 23,476千円

事業概要：小児休日夜間医療・健康電話相談（みえ子ども医療ダイヤル〔#8000〕）を設置し、全日夜間および休日等の日中において、専門相談員が子どもの病気・薬・事故等に関する相談に対応することにより、適切な受診につなげます。

⑮国民健康保険事業特別会計繰出金

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 6 国民健康保険指導費)

予算額：(R4) 9,731,991千円 → (R5) 9,616,762千円

事業概要：国民健康保険財政の安定化を図るため、国民健康保険運営事業に必要な経費について、法で定められた額を県国民健康保険事業特別会計に繰り入れたうえで市町等へ交付します。また、将来的な保険料（税）水準の統一に向けて、市町と議論を深めつつ、次期国民健康保険運営方針の策定に取り組みます。

⑯子ども医療費補助金

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1 児童福祉総務費)

予算額：(R4) 2,047,457千円 → (R5) 2,229,334千円

事業概要：子どもが必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。

⑰一人親家庭等医療費補助金

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 3 母子福祉費)

予算額：(R4) 402,886千円 → (R5) 408,762千円

事業概要：一人親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。

⑱障がい者医療費補助金

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2 障がい者福祉費)

予算額：(R4) 2,211,795千円 → (R5) 2,206,795千円

事業概要：障がい者が必要な医療を安心して受けることができるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。

防災対策部

⑱救急救命活動向上事業

(第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)

予算額：(R4) 2,919千円 → (R5) 2,932千円

事業概要：救命率の向上に向け、メディカルコントロール体制のもとで指導救命士の養成講習や、救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習等を実施します。

病院事業庁

⑳病院施設・設備および医療機器等整備事業

(第1款 資本的支出 第1項 建設改良費 1 病院増改築工事費 等)

予算額：(R4) 735,880千円 → (R5) 450,363千円

事業概要：患者ニーズへの対応や医療の質の向上を図るため、こころの医療センターの病棟内部を改修するほか、各病院において医療機器の更新などを行います。また、安全・安心な療養環境の整備・向上を図るため、志摩病院の火災報知設備や一志病院の照明設備を改修します。

㉑志摩病院管理運営事業

(第1款 病院事業費用 第1項 医業費用 3 経費 等)

予算額：(R4) 1,013,437千円 → (R5) 1,022,492千円

事業概要：志摩病院が地域の中核病院としての役割・機能を発揮しながら安定的に管理運営していけるよう、指定管理者に対して、政策的医療の実施に必要な経費（指定管理料）の交付などを行います。

施策の目標

（めざす姿）

県民一人ひとりが正しい知識に基づいて行動できるよう、研修会の開催など感染防止にかかる普及啓発や、感染症の発生動向などの情報発信が的確に行われています。

また、感染症の発生時には感染拡大を防止できるよう、速やかに積極的疫学調査や検査が実施できる体制が整備されています。

（課題の概要）

新たな感染症がひとたび発生すると、人や物の動きによって短期間で広範囲に感染が広がり、社会に大きな影響を及ぼす可能性があることから、新たな感染症への備えが求められています。

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制を確保するため、病床の確保や宿泊療養施設の運営に取り組むとともに、自宅療養者へのフォローアップ等にも対応しています。また、検査需要に対応するため、医療機関、民間検査機関などさまざまな関係機関と連携・協力し、検査体制を確保するとともに、市町におけるワクチンの追加接種を円滑に行うため、市町や関係団体の支援を行っています。さらに、高齢者等の重症化リスクの高い方を守ることに重点を置いた感染対策を行うとともに、医師の発生届の対象を限定し、感染拡大に対応するための医療機関等の負担軽減を行っています。引き続き、国の見直し状況に応じて、的確に対応していく必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、新たな感染症の発生およびまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が改正されることから、「三重県感染症予防計画」の改定について検討を行う必要があります。
- ③感染症の予防や感染拡大防止については、その知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信が必要であることから、ホームページやポスター等にて県民等へ感染予防の普及啓発を行っています。引き続き、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析、関係機関や県民への情報提供に取り組んでいくことが必要です。
- ④発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄している抗インフルエンザ薬等の更新を行っています。感染症発生時は、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携した対応が重要となることから、連絡会議等を活用し、連携体制の充実を図る必要があります。
- ⑤これまでの新型コロナウイルス感染症対策をふまえ、今後は新興再興感染症の発生・まん延時における的確な対策を講じる必要があるとともに、保健所等において感染対策業務の中核を担う医療職の資質向上がより一層重要となっています。

- ⑥エイズやウイルス性肝炎の早期発見と感染拡大防止のため、保健所における無料のH I V検査や、保健所および委託医療機関における無料のB型・C型肝炎ウイルス検査を実施するとともに、普及啓発を行っています。また、肝炎ウイルス検査陽性者等の重症化を予防するため、フォローアップ事業や検査費用の助成を実施しています。新型コロナウイルス感染症流行の影響で検査件数は減少していますが、エイズやウイルス性肝炎の感染拡大や発病の予防には早期発見と適切な医療が重要であることから、引き続き、これらの取組を進めていく必要があります。
- ⑦結核は、集団感染のリスクが高く、早期発見と治療の完遂が重要なため、健康診断や医療費の助成、訪問指導、D O T S（直接服薬確認療法）、接触者健診等を実施し、感染拡大を防止しています。県内の結核新規登録患者数は横這いの状況であるものの、高齢者や外国人患者の増加、多剤耐性結核の発生等が課題となるため、引き続き感染拡大防止対策を継続するとともに、高齢者や外国人患者への支援や耐性菌を作らないための服薬支援や標準治療の周知等を充実する必要があります。
- ⑧予防接種については、三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談対応やワクチン接種に取り組んでいます。また、先天性風しん症候群の発生予防のため、妊娠を希望する女性等を対象にした無料の風しん抗体検査等に市町と連携して取り組んでいます。風しんや輸入症例が増加している麻疹については、ワクチン接種により予防が可能であることから、引き続き予防接種の勧奨や啓発活動を行う必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制を確保するため、病床の確保や宿泊療養施設の運営に取り組むとともに、自宅療養者へのフォローアップ等にも対応します。また、検査需要に対応するため、医療機関、民間検査機関などさまざまな関係機関と連携・協力し、検査体制を確保するとともに、市町におけるワクチンの追加接種を円滑に行うため、市町や関係団体の支援を行います。さらに、高齢者等の重症化リスクの高い方を守ることに重点を置いた感染対策を行うなど、今後も国の見直し状況に応じて的確に対応が行えるよう取り組んでいきます。
- ②感染症法の改正をふまえた国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に基づき、「三重県感染症予防計画」の改定を進め、新たな感染症の発生やまん延時の医療提供体制の構築に取り組めます。
- ③感染症の予防や感染拡大防止を図るため、県民等へ感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析、関係機関や県民への情報提供に取り組めます。
- ④発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬等の管理を行います。また、感染症発生時は、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携した対応が重要となることから、関係機関と協力し、県内の全保健所で訓練を実施するなど連携体制の充実を図ります。

- ⑤「感染症危機管理人材及び公衆衛生行政官の育成」「新興再興感染症発生時の行政機関との連携と政策提言」を設立目的とする三重大学感染症危機管理人材育成センター（令和5年4月開設予定）との連携により、新たな医療計画・感染症予防計画等の策定や、感染症に精通した公衆衛生医師・保健師等医療職の確保・育成などに取り組みます。
- ⑥エイズやウイルス性肝炎の早期発見に向け、保健所が実施しているHIV検査や肝炎ウイルス検査の普及啓発を行い、検査受診者数の増加をめざします。また、正しい知識や検査の必要性を啓発することにより感染拡大防止を図るとともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組みます。加えて、肝炎ウイルス検査陽性者等を対象に、重症化予防のためのフォローアップ事業や検査費用の助成を実施するとともに、啓発を行うことで制度利用者の増加を図ります。
- ⑦結核については、早期発見と適切な治療につながるよう、引き続き、健康診断や医療費の助成、訪問指導、DOTS（直接服薬確認療法）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を実施します。なお、増加する高齢者や外国人の結核患者に対応するため、施設の管理者や関係者を対象とした研修会等を開催するとともに、関係者と連携し治療完遂に向けた支援の充実を図ります。また、多剤耐性結核など耐性菌を原因とする疾患は、治療が長期化する恐れがあることから、抗菌薬の適正使用推進に取り組みます。
- ⑧三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談対応や、予防接種要注意者および渡航者等に対する予防接種を実施していきます。また、先天性風しん症候群の発生予防のため、引き続き、妊娠を希望する女性等を対象にした無料の風しん抗体検査に取り組むとともに、市町と連携し、風しんの追加的対策が円滑に進むよう取り組みます。なお、風しんや輸入症例による患者が増加している麻しんについては、医療機関等を対象に研修会の開催やワクチン接種などの予防対策の普及啓発に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 感染症の集団発生が抑止できた割合 (「感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律」に基づ く一、二、三、四、五類感染症(五 類感染症については、全数報告が必 要なもの(風しん、麻しん等)に限 る。)の集団発生が抑止できた割合) | | 100% | 100% | 100% |
| | 100% | — | — | — |
| 感染予防対策研修会への参加施設数 (感染症が発生した場合に感染拡大 や重症化のリスクが高い入所施設等 の感染予防対策研修会への参加施設 数) | | 400 施設 | 450 施設 | 600 施設 |
| | 298 施設 | — | — | — |
| 新型コロナウイルス感染症をはじめ とした新たな感染症にかかる検査体 制の確保 (「感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律」に基づ く新型コロナウイルス感染症をはじ めとした新たな感染症にかかる検査 需要(見込み数)に対して必要な検 査体制を確保できた割合) | | 100% | 100% | 100% |
| | 100% | — | — | — |

主な事業

①防疫対策事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 3 予防費)

予算額：(R4) 44,657,300千円 → (R5) 55,160,615千円

事業概要：感染状況に応じた受入病床の確保や宿泊療養施設の運営、自宅療養者の健康フォローアップ体制の確保、医療機関等との連携による検査体制の確保、市町等との連携によるワクチン接種の促進等に取り組むとともに、高齢者等の重症化リスクの高い方を守ることに重点を置いた感染対策を進めます。また、感染症法の改正をふまえた国の指針に基づき、「三重県感染症予防計画」の改定を進め、新たな感染症の発生やまん延時の医療提供体制の構築に取り組めます。

②結核・感染症発生動向調査事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 3 予防費)

予算額：(R4) 15,084千円 → (R5) 15,092千円

事業概要：感染症の予防や感染拡大防止のためには、その知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信が必要であることから、感染予防に関する研修会の開催や感染症発生動向調査システム等を活用した情報発信等に取り組めます。

③（一部新）感染症公衆衛生人材確保・育成事業

（第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1 公衆衛生総務費）

予算額：(R4) 315千円→(R5) 15,712千円

事業概要：三重大学感染症危機管理人材育成センター（令和5年度4月開設予定）に寄附講座を設置します。当該寄附講座からの担当教員（医師）の派遣を通じて、公衆衛生医師確保や各種行政計画策定への支援を受けるほか、保健師等の医療職が同センターで専門研修を受講することにより、資質向上を図ります。

④エイズ等対策費

（第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 3 予防費）

予算額：(R4) 14,572千円 → (R5) 14,473千円

事業概要：エイズや肝炎等の無料検査の実施、正しい知識の普及啓発、相談・指導体制の充実等により、感染拡大防止を図ります。また、肝炎ウイルス検査陽性者等のフォローアップ事業や検査費用の助成を行い、重症化予防を図ります。

⑤結核対策事業

（第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 2 結核対策費）

予算額：(R4) 8,244千円 → (R5) 8,275千円

事業概要：結核の早期発見につなげるため、啓発活動と健康診断の助成制度を継続し、患者が治療を完遂出来るよう訪問指導等でDOTS（直接服薬確認療法）を実施します。また、結核医療に従事する医師や医療従事者の確保を図るため、人材育成や研修に取り組みます。

⑥予防接種対策事業

（第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 3 予防費）

予算額：(R4) 42,706千円 → (R5) 42,004千円

事業概要：三重県予防接種センターにおいて、県民や市町等からの相談対応や海外渡航者等への予防接種を実施します。また、風しんの追加的対策が円滑に進むよう市町と連携して取り組みます。

施策の目標

(めざす姿)

利用者のニーズに応じた介護サービス等の提供が進むよう、特別養護老人ホームの整備や地域住民等による見守り、多様な生活支援が充実するなど、介護基盤の整備と介護人材の確保が進んでいます。

高齢者が、要介護状態となっても地域の実情に応じ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されています。

(課題の概要)

本県の総人口の約5人に1人が後期高齢者となり、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

介護職員数は増加傾向にありますが、介護を必要とする高齢者が増加していく中、厚生労働省の推計によると、本県の介護職員は令和7(2025)年度に3千人以上不足することが見込まれています。

現状と課題

- ①「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画）」に基づき、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けた取組を進めています。現計画が令和5年度で最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向け、検討を進める必要があります。
- ②特別養護老人ホームの入所基準の適正な運用に向けた施設への訪問調査を行うとともに、施設整備を進めています。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスを整備する市町を支援しています。建築資材の高騰や慢性的な介護人材不足の影響により施設整備数が整備計画数に達していませんが、施設サービスを必要とする高齢者は依然として多いことから、引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、地域密着型サービスを整備する市町を支援する必要があります。
- ③各種の介護支援専門員研修を実施し資質向上を図るとともに、介護職員の負担軽減や介護現場における業務効率化に資する介護ロボットやICTの導入を支援しています。引き続き、これらの取組を実施し、サービスの質の向上や介護人材の確保を図る必要があります。
- ④介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介や、介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修の実施や、外国人材を対象とした奨学金の支給に係る事業所への支援を行っています。また、介護職場における機能分担を進めるための「介護助手」の導入・定着に向けた支援などに取り組んでいます。引き続き、介護職員の賃金改善に充てる介護職員処遇改善加算をより多くの事業者が取得できるよう制度の周知を図るとともに、多様な人材の新規参入および定着促進に向けて取り組む必要があります。

- ⑤地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築の支援や、認知症の人を早期のケアにつなげるモデル事業の実施などに取り組んでいます。今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期から適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携を図るとともに、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築していく必要があります。
- ⑥介護予防・重度化防止等に係る市町や地域包括支援センターの取組を支援するため、介護予防ケアマネジメント等に係る研修会の開催や地域ケア会議へのアドバイザー派遣を行っています。引き続き、介護予防の取組や生活支援サービスの充実を図る必要があります。
- ⑦介護保険事業所・施設等が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い、サービスを継続して提供するために必要な経費を支援しています。また、介護保険事業所・施設等において新型コロナウイルスの感染が拡大したことを受け、感染が発生した場合に大規模化する恐れがある施設を訪問し、感染防止対策の徹底を求めています。引き続き、介護保険事業所・施設等のサービス継続を支援するとともに、施設内での感染拡大の防止を図る必要があります。
- ⑧市町ヒアリングにより在宅医療・介護連携の現状や課題について把握するとともに、在宅医療に係る普及啓発等に取り組んでいます。今後も、多職種による連携体制の構築など、地域の実情・特性に応じた在宅医療・介護の連携体制の構築に資する取組を支援していく必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向け、令和6年度からの「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次三重県高齢者福祉計画）」の策定に取り組みます。
- ②施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い方が円滑に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、介護人材の確保の取組や特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- ③介護サービスの一層の充実を図るため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、介護職員の負担軽減や介護現場における業務効率化に資する介護ロボットや、介護ソフト、タブレット端末などのICTの導入促進に取り組めます。
- ④介護人材を確保するため、引き続き、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、退職を控えた介護未経験者や、技能実習生等の外国人材の参入促進に取り組めます。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町・介護関係団体等の取組への支援や、介護職場における機能分担を進めるための「介護助手」の導入・定着に向けた支援に取り組めます。さらに、「働きやすい介護職場応援制度」の普及啓発や介護職員に対する相談体制を整備するとともに、引き続き、介護職員の賃金改善に充てる介護職員処遇改善加算をより多くの事業者が取得できるよう制度の周知を図るなど、介護人材の定着促進に向けた取組を進めます。

- ⑤認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざして、それぞれの地域で本人と家族を支えるため、認知症サポーターや認知症の人によるチームオレンジの構築の支援や、市町における成年後見制度に係る中核機関の設置の支援を行います。また、レセプトデータを活用して認知症の人を早期のケアにつなげるモデル事業の実施や認知症ＩＴスクリーニングの活用地域の拡大等により、認知症の早期から適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携を図ります。
- ⑥地域包括支援センターの職員に対する研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザー派遣を行います。また、市町ヒアリングにより介護予防・重度化防止の現状や課題について把握するとともに、市町毎の介護分野等の取組を評価する保険者機能強化推進交付金等の成果指標を活用して、地域の実情に応じた取組が効果的に進むよう支援します。
- ⑦新型コロナウイルス感染者が発生した介護保険事業所・施設等において介護サービスが継続的に提供されるよう、介護人材の確保や職場環境の復旧・改善等のかかり増し費用に対して支援を行うとともに、施設内での感染防止対策の取組を進めます。
- ⑧地域における在宅医療・介護連携体制の構築に向け、市町ヒアリングで把握した現状や課題等をふまえた地域連携体制の強化に向けた研修、普及啓発等に取り組みます。また、在宅医療において重要な役割を担う訪問看護ステーションに対して、アドバイザー派遣、相談支援体制の強化や研修の充実等に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数 (介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数(入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数)) | 178人 | 158人 | 135人 | 120人 |
| 県内の介護職員数 (介護サービス施設・事業所に従事する県内介護職員数(厚生労働省が発表する都道府県別介護職員数)) | 32,285人 (2年度) | 33,370人 (3年度) | 34,455人 (4年度) | 37,709人 (7年度) |
| チームオレンジ整備市町数 (認知症の人や家族に対する心理面・生活面の支援等を行うチームを整備した市町数) | 4市町 | 8市町 | 15市町 | 29市町 |

主な事業

①介護サービス基盤整備補助金

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3 老人福祉費)

予算額：(R4) 396,418千円 → (R5) 270,169千円

事業概要：施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホームの整備を支援します。

②(一部新)介護保険サービス事業者・施設指定事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3 老人福祉費)

予算額：(R4) 3,690,594千円 → (R5) 666,394千円

事業概要：介護職員処遇改善加算等の新規取得を促進するため、取得方法等についての研修会の開催や、社会保険労務士等による個別訪問に取り組みます。また、引き続き、新型コロナウイルス感染者が発生した介護保険事業所・施設等に対し、介護報酬の対象とならないかかり増し経費の支援等を行います。

③介護サービス施設・設備整備等推進事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3 老人福祉費)

予算額：(R4) 775,680千円 → (R5) 1,413,974千円

事業概要：高齢者が住み慣れた地域に必要な介護サービスを受けられるよう、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型サービス事業所の整備を行う市町を支援します。また、介護保険事業所・施設等における防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備等の整備を支援します。

介護保険事業所・施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、面会室の整備や簡易陰圧装置の設置等の支援を行います。

④福祉人材センター運営事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 44,123千円 → (R5) 44,010千円

事業概要：福祉人材センターに福祉・介護職場に係る求人・求職情報を集約し、無料職業紹介や福祉職場説明会の実施等により、就労希望者への相談・支援を行うとともに、介護助手の導入促進を図るため、介護助手普及推進員を配置します。さらに、介護職員の悩み相談窓口を設置し、離職防止を図ります。

⑤福祉・介護人材確保対策事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 122,354千円 → (R5) 119,714千円

事業概要：若い世代に対し、福祉・介護の魅力を発信するとともに介護未経験者のための入門的研修や離職者等に対する介護職員初任者研修を開催します。また、小規模事業所等に対する人材確保と定着のための支援や、潜在的有資格者の再就業の促進に取り組むほか、「働きやすい介護職場の応援制度」の普及啓発等により、勤務環境改善に積極的に取り組む事業者を支援します。さらに、離島・中山間地域等における人材確保のための支援等に取り組めます。

⑥外国人介護人材確保対策事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 38,247千円 → (R5) 43,180千円

事業概要：外国人技能実習生等を対象とした介護技術の向上を図るための集合研修を行います。
また、外国人留学生の就労先の介護保険事業所・施設等が実施する奨学金制度を支援します。

⑦三重県介護従事者確保事業費補助金

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 447,161千円 → (R5) 602,373千円

事業概要：地域医療介護総合確保基金を活用し、介護従事者確保のため、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善に取り組む市町や介護関係団体等を支援します。また、介護保険事業所・施設等が行う介護ロボットやICTの導入等を支援します。

⑧介護支援専門員資質向上事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3 老人福祉費)

予算額：(R4) 27,672千円 → (R5) 27,206千円

事業概要：要介護者等に対するケアプランを作成する介護支援専門員に対して、資質向上のための研修を実施するとともに、資格管理を行います。

⑨認知症地域生活安心サポート事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3 老人福祉費)

予算額：(R4) 15,249千円 → (R5) 15,759千円

事業概要：認知症サポーターの養成を行うとともに、認知症サポーターや認知症の人によるチームオレンジの構築に取り組む市町を支援します。また、市町における成年後見制度に係る中核機関の設置の取組を促進するため、アドバイザーの派遣、研修会・報告会の開催に取り組めます。

⑩認知症ケア医療介護連携事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3 老人福祉費)

予算額：(R4) 58,749千円 → (R5) 58,799千円

事業概要：認知症の人や家族が円滑な日常生活を過ごせるよう、認知症疾患医療センターにおける診断後等支援機能を強化することなどにより、医療と介護の連携を進めます。

⑪地域包括ケア推進・支援事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3 老人福祉費)

予算額：(R4) 2,653千円 → (R5) 2,577千円

事業概要：地域包括支援センターの機能強化や介護予防・自立支援の取組の推進に向け、センターの職員に対する研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザー派遣を行います。

⑫（一部新）在宅医療体制整備推進事業

（第3款 民生費 第1項 社会福祉費 3 老人福祉費）

予算額：(R4) 24,117千円 → (R5) 25,547千円

事業概要：在宅医療体制整備の支援強化のため、訪問看護ステーションに対するアドバイザー派遣や相談支援体制を拡充するとともに、実態調査、研修の充実等に取り組みます。また、地域における在宅医療・介護連携体制の構築に向け、市町ヒアリングで把握した現状や課題等をふまえた研修、普及啓発等に取り組みます。

施策の目標

(めざす姿)

生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう、企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、県民一人ひとりが望ましい生活習慣を身につけるとともに、企業の健康経営（※）が促進される社会環境づくりが進んでいます。また、県民の皆さんが難病にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

(課題の概要)

県民の平均寿命の延伸が見込まれる中、生活習慣の改善や全身の健康につながる歯科保健対策の推進など、健康寿命のさらなる延伸に向けた取組が求められています。

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、生活習慣が変化し、心身等への影響が生じる一方で、健康への関心が高まり、健康づくりに取り組む県民の皆さんが増加していることをふまえ、新しい生活様式に対応した健康づくりの取組を推進していく必要があります。
- ②企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進する「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を図り、マイレージ特典協力店およびマイレージ取組事業所として、1,000以上の店舗等が参画しています。また、「三重とこわか県民健康会議」を通じて、企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図っています。加えて、企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度および「三重とこわか健康経営促進補助金」を活用し、236の認定企業のうち優れた健康経営に取り組んでいる企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰しています。引き続き、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を促進するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組んでいく必要があります。
- ③県民の健康的な食生活の実現に向けて、「健康野菜たっぷり料理グランプリ」等において、企業、関係機関・団体と連携し、バランスのとれた食事をはじめ、野菜摂取や減塩を促すための普及啓発を行っています。さまざまな場面で企業の健康経営等と連携し、働く世代の健康づくりの取組をさらに推進していく必要があります。
- ④糖尿病の発症予防や重症化予防に向け、「三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づいた受診勧奨や保健指導の取組が促進されるよう、保健、医療に関わる人材の育成等を行っています。引き続き、地域の関係者と医療機関が連携し、広く県民への生活習慣病予防の啓発を行っていく必要があります。

※「健康経営」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

- ⑤健康増進法に基づく受動喫煙防止対策について、事業者等からの相談に対応しています。また、受動喫煙防止対策として「たばこの煙の無いお店」への登録や啓発等に取り組んでいます。望まない受動喫煙が生じないように、引き続き、健康への影響等について周知啓発を行う必要があります。
- ⑥歯と口腔の健康づくりについては、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた取組を進めるとともに、医科歯科連携の推進や地域包括ケアシステムにおける在宅歯科保健医療の提供体制の充実を図っています。フッ化物洗口については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見合わせていた施設が再開するとともに、市町等との連携により、実施施設の拡大に取り組んでいます。引き続き、計画的に歯と口腔の健康づくりを推進する必要があります。
- ⑦医療費助成制度の円滑な運営に取り組むとともに、難病医療診療連携拠点病院、難病医療分野別拠点病院等が連携を図り、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めています。また、難病相談支援センターにおいて、難病患者等への各種相談、就労支援等を実施しています。引き続き、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、医療提供体制や相談支援体制の充実を図る必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①令和6年度からの次期「三重の健康づくり基本計画」および次期「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」について、新型コロナウイルス感染症の影響などもふまえ、三重県公衆衛生審議会等における協議を通じて策定に取り組めます。
- ②「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を引き続き図り、企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進します。また、「三重とこわか県民健康会議」を通じて、社会全体で健康づくりに継続して取り組む気運の醸成を図るとともに、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度の普及定着や、DXを取り入れた取組を行う企業に対する「三重とこわか健康経営促進補助金」の活用、「三重とこわか健康経営大賞」による表彰により、企業における健康経営を促進します。
- ③さまざまな主体との連携により食育活動を推進し、バランスのとれた食事の大切さをはじめ、野菜摂取や減塩の必要性について、イベント等の機会を通じて、広く県民に啓発を行います。また、企業の健康経営等と連携し、働く世代の健康づくりの取組を推進します。
- ④糖尿病の発症予防や重症化予防の取組を推進するため、「三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町においてかかりつけ医等と連携した受診勧奨や保健指導の取組が促進されるよう、保健、医療関係者の人材の育成等を行います。また、関係機関・団体、市町との連携により、生活習慣病予防の啓発を行います。
- ⑤受動喫煙防止対策について、引き続き事業者等からの相談に対応するとともに、「三重とこわか県民健康会議」等を通じて、事業者に「たばこの煙の無いお店」への登録などの取組について啓発を行います。

⑥ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、医療的ケア児の支援に係る医科歯科連携の推進や在宅歯科保健医療の提供体制のさらなる充実に取り組みます。また、フッ化物洗口によるむし歯予防の取組については、教育委員会と連携し、市町訪問や会議等において実践事例を紹介するなど、関係者の理解を深めていきます。

⑦難病医療費助成制度の円滑な運営のため、難病指定医および指定医療機関の確保に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、地域の医療機関等の連携により、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制や相談支援体制の充実を図ります。また、難病患者やその家族の療養生活におけるQOLの向上を図るため、ハローワーク等と連携し、生活・療養相談、就労支援を行います。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 健康寿命 (県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して健康的な日常生活を送ることができる期間) | 男性 78.8 歳 女性 81.2 歳 (2年) | 男性 78.9 歳 女性 81.2 歳 (3年) | 男性 79.1 歳 女性 81.3 歳 (4年) | 男性 79.5 歳 女性 81.4 歳 (7年) |
| | — | — | — | — |
| 三重とこわか健康マイレージ事業への参加者数 (県と市町で推進する三重とこわか健康マイレージ事業に参加し、健康づくりに取り組む人の年度ごとの数) | 5,240 人 | 6,000 人 | 7,000 人 | 10,000 人 |
| | — | — | — | — |
| 永久歯列が完成する時期でむし歯のない者の割合 (永久歯列が完成する時期である中学1年生時において、むし歯のない者の割合) | 67.9% | 69.7% | 71.4% | 76.7% |
| | — | — | — | — |

主な事業

①三重とこわか健康推進事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1 公衆衛生総務費)

予算額：(R4) 24,230千円 → (R5) 21,443千円

事業概要：県民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう「三重とこわか健康マイレージ事業」を推進するとともに、「三重とこわか県民健康会議」を通じて、社会全体で健康づくりに取り組む気運の醸成を図ります。また、「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定や、認定企業に対する「三重とこわか健康経営大賞」の表彰および「三重とこわか健康経営促進補助金」による支援を通じて、企業における健康経営を促進します。

②三重の健康づくり推進事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1 公衆衛生総務費)

予算額：(R4) 20,428千円 → (R5) 15,373千円

事業概要：受動喫煙の防止や生活習慣の改善、食育に係る取組が各地域で促進されるよう、関係機関と連携を図り、地域に応じた健康づくりを推進します。また、三重県公衆衛生審議会等における協議を通じて、次期「三重の健康づくり基本計画」を策定します。

③糖尿病発症予防対策事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1 公衆衛生総務費)

予算額：(R4) 1,227千円 → (R5) 1,585千円

事業概要：糖尿病の発症予防や重症化予防の取組が身近な地域で効果的に行われるよう、保健、医療関係者を対象に受診勧奨や保健指導に係る研修を実施します。また、関係機関・団体、市町との連携により、生活習慣病予防の啓発を行います。

④歯科保健推進事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1 公衆衛生総務費)

予算額：(R4) 94,147千円 → (R5) 90,560千円

事業概要：ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、地域口腔ケアステーションにおける医科歯科連携の推進や在宅歯科保健医療の提供体制の充実を図ります。また、フッ化物洗口の実施施設数の拡大に向けて、教育委員会と連携し、市町訪問や会議等における実践事例の紹介等に取り組めます。加えて、三重県公衆衛生審議会等における協議を通じて、次期「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定します。

⑤指定難病等対策事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 3 予防費)

予算額：(R4) 2,562,207千円 → (R5) 2,707,429千円

事業概要：指定難病等患者の療養生活の質の向上を図るため、治療に係る医療費を助成し、患者への経済的支援を行います。また、医療費助成制度の円滑な運営のため、難病指定医および指定医療機関の確保に取り組めます。

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

(課題の概要)

子どもや女性が被害に遭う性犯罪や重要犯罪、ストーカー・DV事案や高齢者等を狙った特殊詐欺、サイバー犯罪が高止まりするなど、治安情勢は予断を許さない状況にあり、犯罪防止の取組と犯罪の早期検挙が求められています。また、「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等への支援体制を底上げすることが求められています。

現状と課題

- ①犯罪の悪質化・巧妙化、取調べをめぐる環境の変化等に伴って客観証拠の重要性が高まる中、防犯カメラ画像の収集とその分析に多大な時間と捜査力を要していることから、捜査資機材を整備し、活用することで、捜査の効率化、人的資源の有効活用を図る必要があります。
- ②鑑定機器の増加等に伴い、本部庁舎内にある科学捜査研究所の狭隘化が進んでいることから、鑑定環境の改善と鑑定の高度化・効率化を図るため、独立庁舎を整備する必要があります。
- ③老朽化した警察署の建て替え及び長寿命化を計画的に進め、地域の治安維持、災害対策の拠点となる警察施設を適正に維持管理する必要があります。また、パトカー等の車両の配備、装備資機材の充実により警察活動を支える基盤を強化し、効果的な警察活動を推進する必要があります。
- ④極めて深刻な情勢にあるサイバー空間の脅威に対処するため、高度化・複雑化するサイバー犯罪の取締りを強化するほか、サイバー犯罪に関する相談が後を絶たないことから、被害防止対策を推進するなど、サイバー空間の安全安心の確保に向けた取組を推進する必要があります。
- ⑤子どもや女性、高齢者等が被害に遭う犯罪は後を絶たず、通学路等における子どもの安全確保、高齢者が特殊詐欺被害に遭わないための取組が求められていることから、市町や地域住民、ボランティア団体等との連携の下、各種犯罪の未然防止に向けた取組を推進する必要があります。
- ⑥令和5年度には、国内でG7広島サミットが開催されるほか、県内でもG7三重・伊勢志摩交通大臣会合が開催されます。こうした大規模行事に出席する国内外要人等の身の安全を確保するとともに、行事の円滑な進行を確保するため、警備に万全を期する必要があります。

- ⑦「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」に基づき、安全で安心な三重のまちづくりをオール三重で推進しています。防犯活動の担い手不足や高齢化、県民の治安に対する不安感に対応するため、自主防犯活動の活性化や意識啓発に取り組む必要があります。
- ⑧「三重県犯罪被害者等支援条例」をふまえて策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（令和元年12月）に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

令和5年度の実行方針

警察本部

- ①デジタル技術を活用した画像分析機器を導入するほか、DNA型の鑑定や解析を緻密かつ効率的に実施できるよう科学捜査研究所の独立庁舎の整備を進めるなどし、捜査支援分析、科学捜査の強化を図り、重要犯罪を始め、暴力団犯罪、窃盗や特殊詐欺を集団で敢行する組織犯罪、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙に取り組めます。
- ②令和4年度に引き続き、老朽化、狭隘化が著しい大台警察署について災害等有事の際の即応体制、災害活動拠点としての機能に配慮しつつ、人口減少・高齢化社会に適応した庁舎の建替整備に取り組めます。また、老朽化した尾鷲警察署を大規模改修して長寿命化するとともに、来庁者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
- ③老朽化した駐在所の建て替え、長寿命化に取り組むとともに、パトカー等の車両の配備、山岳事故等の救助活動に必要な装備資機材の充実を図るなど、警察活動を支える基盤の整備に取り組めます。
- ④サイバー空間の脅威に的確に対処するため、サイバー犯罪捜査の中核となる専門的な捜査員の育成に取り組むとともに、演習環境の高度化及び情報技術解析に用いる資機材の整備等を推進します。
- ⑤県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会の実現に向け、市町や地域住民、ボランティア団体等との連携の下、特殊詐欺をはじめとする各種犯罪を未然に防ぎ、社会全体で良好な治安が保たれるよう取組を推進します。
- ⑥県内外で開催される大規模行事を見据え、テロの未然防止に向けて、県民の皆さんの理解と協力の下、官民一体となった各種テロ対策を強化します。

環境生活部

- ⑦持続可能な地域防犯を促進するため、新たに事業者の協力を得た女性・子どもをはじめとする地域の見守り活動を推進するとともに、体感治安の向上につなげるため、防犯活動の「見える化」を図ります。また、現行の「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第2弾）」が終了することから、これまでの成果や課題、県民意識の変化や近年の犯罪情勢・傾向等をふまえ、新たなプログラム（第3弾）の策定に取り組めます。

⑧犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を適切に行うため、関係機関との顔の見える関係づくりや支援従事者研修会等の開催を通じて、総合的な支援体制を強化します。また、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解を深める取組を推進します。さらに、現行の「三重県犯罪被害者等支援推進計画」が終了することから、これまでの成果・課題を検証し、取組のさらなる強化につながるよう計画の見直しを行います。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|--------|---------------|---------------|---------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 刑法犯認知件数 (刑法犯(道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷を除く)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理した件数) | 7,410件 | 6,900件未満 — | 6,300件未満 — | 5,000件未満 — |
| 特殊詐欺認知件数 (特殊詐欺について、1年間に被害の届出を受理した件数) | 110件 | 107件未満 — | 104件未満 — | 95件未満 — |
| 重要犯罪の検挙率 (重要犯罪に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合) | 89.7% | 95%以上 — | 95%以上 — | 95%以上 — |
| 犯罪被害者等支援従事者数 (犯罪被害者等支援体制の充実・強化のため、犯罪被害者等の対応力(知識・技能)を習得・向上させる研修会に参加した市町、関係機関の延べ職員数) | 177人 | 257人 — | 337人 — | 577人 — |

主な事業

警察本部

①(一部新)捜査支援システム整備事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額：(R4) 60,137千円 → (R5) 166,965千円

事業概要：デジタル技術を活用した画像分析機器を導入するなど、犯罪の早期検挙に向けた取組を推進します。

②庁舎等施設整備事業(科学捜査研究所整備事業)

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額：(R4) 28,075千円 → (R5) 77,245千円

事業概要：緻密かつ効率的な鑑定を可能とする科学捜査研究所の独立庁舎整備に向け、令和4年度に引き続き、実施設計を行います。

③警察署庁舎整備事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額：(R4) 111,783千円 → (R5) 449,057千円

事業概要：大台警察署の建築工事を行います。また、老朽化した尾鷲警察署の大規模改修工事に着手することから、仮設庁舎での運用を開始します。

④警察官駐在所等整備事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額：(R4) 212,179千円 → (R5) 151,103千円

事業概要：駐在所の建替整備、長寿命化に取り組むとともに、老朽化した交番・駐在所の長寿命化に向けた施設の調査を実施します。

⑤警察施設適正管理事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 318,444千円

事業概要：警察署等の警察施設の計画的な維持修繕を進めることにより、施設の安全性を維持するとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

⑥(一部新)地域警察事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額：(R4) 2,156千円 → (R5) 10,463千円

事業概要：山岳遭難発生時の捜索救助活動に必要な装備資機材を整備するほか、警察官の捜索救助技術の練度向上を図るなど、地域警察活動の充実に向けた取組を推進します。

⑦(一部新)サイバー犯罪対処能力向上事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額：(R4) 5,714千円 → (R5) 27,157千円

事業概要：サイバー犯罪捜査に精通した人材を育成するため、演習環境の高度化に取り組むとともに、情報技術解析に用いる資機材の整備を図るなど、サイバー犯罪への対処能力向上に向けた取組を推進します。

⑧地域安全活動推進事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額：(R4) 5,254千円 → (R5) 5,371千円

事業概要：犯罪の起きにくい社会を実現するため、防犯ボランティア団体への支援を通じた活動の活性化を図るとともに、防犯情報を県民に広く提供するなど、各種犯罪の防止に向けた取組を推進します。

⑨（一部新）特殊詐欺被害防止対策事業

（第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費）

予算額：(R4) 899千円 → (R5) 9,543千円

事業概要：特殊詐欺被害防止イベント等による県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導、広報啓発を推進するほか、自動通話録音警告機の貸与事業を通じ、被害防止に有効な機器の設置促進を図るなど、特殊詐欺被害の防止に向けた取組を推進します。

⑩（新）不法投棄防止対策事業

（第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費）

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 9,820千円

事業概要：ドローン等の装備資機材を整備し、悪質な廃棄物の不法投棄事件の早期発見・検挙に取り組むほか、関係機関と連携した広報啓発活動を推進するなど、不法投棄防止に向けた取組を推進します。

⑪（新）テロ等対策事業（G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催に伴う警備）

（第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費）

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 30,875千円

事業概要：G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の開催を見据え、テロの未然防止を図るため、県民の皆さんの理解と協力の下、官民一体となった各種テロ対策の強化に向けた取組を推進します。

環境生活部

⑫安全安心まちづくり事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R4) 623千円 → (R5) 560千円

事業概要：「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」に基づき、県民の皆さんや事業者等さまざまな主体と協働しながら、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり実現に向けた取組を進めます。また、県民の体感治安向上に向け、防犯活動の「見える化」に取り組めます。

⑬犯罪被害者等支援事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R4) 7,254千円 → (R5) 6,428千円

事業概要：「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等に寄り添った各種支援施策を推進するとともに、関係機関・団体が相互に連携する総合的な支援体制を整備します。また、犯罪被害者等が二次被害を受けないよう、県民の皆さんの理解促進を図ります。

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事故件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

(課題の概要)

高齢化の進展に伴い、高齢運転者が当事者となる交通事故が増加するほか、生活道路や通学路等における交通事故の増加や飲酒運転による事故の発生が懸念されています。また、先進安全技術の進展や次世代モビリティの登場などにより、多様な交通主体全てが安全かつ快適に通行できる交通ルールの徹底が求められています。

現状と課題

- ①関係機関・団体等との連携した取組により、県内の交通事故死者数は長期的には減少傾向が続き、令和3年は、統計が残る昭和29年以降最少（62人）となったものの、未だに多くの尊い命が奪われていることから、交通事故実態に基づく効果的な対策を推進していく必要があります。
- ②本県では、交通事故死者に占める高齢者や交通弱者（歩行者、自転車乗車中）の割合が高い傾向が続いています。また、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、世代に応じた教育、啓発を実施するとともに、交通弱者に対しては、自らの身を守るために、基本的な交通ルールの周知を図っていく必要があります。
- ③飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」施行以降、関係者の連携した取組により、確実に減少し、令和3年は過去最少（28件）となりましたが、未だ飲酒運転の根絶には至っていないため、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という規範意識の定着を図るとともに、飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診の促進を図り、再発防止に努めていく必要があります。
- ④交通安全施設等の老朽化が課題となっています。更新が不十分な状態では、信号機の誤作動や道路標識の倒壊、道路標示が摩耗して視認性が低下するなど、交通規制を担保することもできず、道路利用者の安全を確保することができません。このような状況をふまえ、交通安全施設等の計画的な更新整備を行う必要があります。
- ⑤下校途中の子どもが被害者となる交通死亡事故が県内で発生しました。悲惨な交通事故を抑止するため、交通指導取締りや、道路交通環境の整備を速やかに実施する必要があります。

環境生活部

- ①県民の交通安全意識の高揚を図り、「交通安全」を自らの問題としてとらえることができるよう、四季の交通安全運動等において、交通事故実態等に基づき設定する運動の重点を中心にした取組等を、関係機関・団体と連携し推進します。
- ②「三重県交通安全条例」で定める自転車損害賠償保険等の加入義務化について、引き続き関係機関・団体と連携した広報啓発を実施するとともに、自転車事故防止の観点からスケアード・ストレイト方式（スタントマンを使った疑似交通事故により、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる）の視覚に訴えかける教育手法を取り入れることで、自転車の交通ルール遵守の徹底を図ります。
- ③先進安全自動車等の乗車体験会を開催し、その機能は安全運転を支援するものであり、有効性ととも機能には限界があることも理解いただくなど普及啓発を図り、高齢運転者の交通事故防止につながります。また、「運転免許証自主返納サポートみえ」の事業の周知と充実を図り、運転免許証を返納しやすい環境を構築します。
- ④県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組めます。また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成なども実施します。
- ⑤飲酒運転根絶には規範意識の定着と再発防止のための取組が重要であることから、「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、関係機関・団体と連携して啓発や教育に取り組むとともに、飲酒運転とアルコール問題相談窓口における相談への対応等により、アルコール依存症に関する受診のさらなる促進を図ります。

警察本部

- ⑥道路利用者の安全を確保するため、横断歩道をはじめとする道路標示の塗り替えや、老朽化した信号制御機、道路標識の更新を行うなど交通安全施設等の適正な管理に取り組めます。また、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しにも取り組めます。
- ⑦子どもを悲惨な交通事故から守るため、通学路を中心に、移動オービスによる交通指導取締りの強化や歩行者用信号灯器の増灯に取り組めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 交通事故死者数 (交通事故発生から24時間以内の死者数) | 62人 | 60人以下 — | 58人以下 — | 53人以下 — |
| 飲酒運転事故件数 (飲酒運転による人身事故件数) | 28件 | 25件以下 — | 23件以下 — | 16件以下 — |
| 横断歩道の平均停止率 (信号機のない横断歩道を人が渡ろうとしたときの自動車の停止する割合) | 45.8% | 50%以上 — | 60%以上 — | 85%以上 — |

主な事業

環境生活部

①交通安全企画調整事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額：(R4) 1,465千円 → (R5) 1,237千円

事業概要：「第11次三重県交通安全計画」に基づき、市町や関係機関・団体と連絡調整を図りながら交通安全対策を推進するとともに、「三重県交通安全条例」について、Web広告等を活用して効果的・効率的に周知し、県民の皆さんの交通安全意識や交通マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等の加入促進を図ります。

②交通安全運動推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額：(R4) 5,138千円 → (R5) 5,153千円

事業概要：関係機関・団体と連携して、四季の交通安全運動等における年間を通じた交通安全啓発活動（交通安全イベントの開催、ラジオによる広報など）を行い、交通事故防止の徹底に向けた取組を推進します。

③交通弱者の交通事故防止事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額：(R4) 1,801千円 → (R5) 1,628千円

事業概要：交通事故を自らの問題としてとらえられるよう、特に高齢者や自転車利用者等の交通弱者を対象に、スクアード・ストレイト方式を取り入れた参加・体験・実践型の啓発等を実施します。また、「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知と充実を図り、運転免許証を返納しやすい環境を構築します。

④交通安全研修センター管理運営事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額：(R4) 39,355千円 → (R5) 39,355千円

事業概要：県交通安全研修センターにおいて、幼児から高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象にした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図ります。

⑤飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額：(R4) 3,314千円 → (R5) 3,147千円

事業概要：「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」をふまえ、飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及・啓発を行います。また、飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する受診義務の通知、勧告、再勧告を行うとともに、飲酒運転とアルコール問題に関する相談窓口を運営し、飲酒運転の根絶を図ります。

警察本部

⑥交通安全施設整備事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 4 交通安全施設整備費)

予算額：(R4) 1,861,814千円 → (R5) 2,420,526千円

(参考：(R4) 1,875,580千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：摩耗した横断歩道、老朽化した信号制御機、その他の交通安全施設等の更新・整備を行います。また、子どもの通学をより安全にするため、通学路等に歩行者用信号灯器を増灯します。

⑦速度違反自動取締装置維持管理事業(子どもを守る緊急通学路対策事業)

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 3 交通指導取締費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 36,300千円

事業概要：子どもを悲惨な交通事故から守るため、通学路を中心に、移動オービスによる交通指導取締りの強化を図ります。

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実しています。また、トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい消費生活相談体制の構築が進んでいます。

(課題の概要)

デジタル化の進展やそれに伴う電子商取引の拡大、「民法」の成年年齢の引下げなど消費者を取り巻く社会環境の変化により、若年者・高齢者をはじめあらゆる世代において消費者トラブルの未然防止・拡大防止が求められています。

現状と課題

- ①高度情報通信社会の進展や新技術を活用した新たなビジネスの登場、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした中、広くあらゆる世代の消費者トラブルを未然防止・拡大防止するため、多様な手法による啓発活動や消費者教育を実施していくことが求められます。とりわけ、令和4年4月からの「民法」の成年年齢引下げにおいては、若い世代がインターネット上のトラブルや、安易な儲け話に騙されるなどの消費者被害に遭うことがないように、教育を適切に実施する必要があります。また、消費生活相談件数に占める割合が4割程度と依然として高い60歳以上の高齢者はもとより、年代を問わず巻き込まれやすい、靈感商法等の悪質商法に関する問題点など、消費者の課題を的確にとらえ、タイムリーな情報提供、注意喚起を行っていく必要があります。
- ②持続可能な社会の形成に寄与するため、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及・啓発に取り組み、消費者の認知度と意識を高めて、その実践につなげていく必要があります。
- ③県消費生活センターおよび市町消費生活相談窓口における年間の消費生活相談件数は、合計1万件程度で推移していますが、住民に身近な市町における相談割合は増加傾向にあります。複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応するため、県消費生活センターが、県内消費者行政の中核センターとしての役割を継続して発揮するとともに、市町における相談体制等の充実に向けた取組を支援していく必要があります。この役割を果たすため、県消費生活センターの相談機能の充実や消費生活相談員の資質向上、専門性の向上に取り組む必要があります。
- ④不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成のため、関係機関等と連携して事業者の監視・指導を行うほか、事業者における自主的な取組を支援していく必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①国や市町、教育機関、消費者団体、事業者団体等のさまざまな主体との連携を強め、消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けた取組を推進します。特に若年者や高齢者を対象とした出前講座等を実施するとともに、SNSを含む多様な情報媒体を活用するなど、子どもから高齢者まで各世代の特性に適した方法で啓発活動や消費者教育を実施します。
- ②エンカル消費に対する理解が深まり、消費者の行動変容につながるよう、さまざまな媒体を通じて情報発信に努めるとともに、教育機関等と連携し若年者への普及啓発を行います。
- ③市町の消費生活相談員等を対象とした研修を実施するとともに、「消費者啓発地域リーダー」を養成することで、地域における自主的な啓発活動や見守り活動を推進します。あわせて、市町に対し、相談体制の充実や消費者啓発等の推進に向けた国交付金の活用のほか、広域連携も含めた消費生活センターの設置等について働きかけを行います。また、県内消費者行政の中核センターとして県消費生活センターに消費生活相談員を適正に配置し、研修等の機会を提供することでその資質向上を図り、県民の皆さんからの相談に迅速かつ的確に対応するとともに、市町の消費生活相談を支援します。
- ④国、近隣県、警察、関係機関、関係部局等と連携して「悪質な商取引」や「商品・サービスに係る不適正な表示」について事業者の監視・指導を行います。また、事業者への個別の助言やコンプライアンス研修の実施などにより、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用した人の割合 | | 79.3% | 80.3% | 83.3% |
| (消費生活トラブルに遭ったときに消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合) | 78.3% | — | — | — |
| 消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合 | | 92.0%以上 | 92.0%以上 | 92.0%以上 |
| (消費生活相談において、「三重県消費生活センター」があっせんを行った相談のうち、消費者トラブルが解決した割合) | 88.9% | — | — | — |
| 講習等の実施学校数(累計) | | 47校 | 78校 | 170校 |
| (若年者教育事業として出前講座などの講習等を実施した学校数(累計)) | 15校 | — | — | — |

①消費者啓発事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額：(R4) 20,556千円 → (R5) 20,073千円

事業概要：消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けて、成年年齢引下げや靈感商法等の悪質商法対策等消費者の関心が高いテーマを中心に、若年者や高齢者を対象とした「消費生活出前講座」等の開催や、さまざまな媒体の活用による情報提供など、各世代に応じた方法による消費者啓発・消費者教育を実施します。また、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の意識の定着を図るため、さまざまな媒体の活用やセミナー等を実施するとともに、教育機関等と連携し、若年者への普及啓発に取り組みます。

②消費者行政推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額：(R4) 20,599千円 → (R5) 15,588千円

事業概要：県、市町の相談員等を対象とした研修会を開催し、消費生活相談員の資質向上を図るとともに、弁護士等の活用により県・市町の消費生活センター等の専門性を確保し、県全体の相談対応能力の向上を図ります。また、消費者啓発地域リーダーの新規養成やフォローアップを実施し、地域における啓発活動や見守り活動を促進するとともに、国交付金の活用等により市町における消費者行政の推進を支援します。

③相談対応強化事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額：(R4) 24,392千円 → (R5) 24,736千円

事業概要：県消費生活センターに消費生活相談員を配置するとともに、研修の受講によりその資質向上を図り、県民からの相談に対して迅速かつ適正に対応します。また、多重債務に関する相談に対して関係機関と連携して、適切に対応します。

④事業者指導事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額：(R4) 6,168千円 → (R5) 6,200千円

事業概要：適正な商取引、商品表示等が行われるよう、不当商取引指導専門員を配置し、事業者に対して監視・指導を行うとともに、広域的に活動する悪質な事業者に対しては、国、近隣県等関係機関と連携し、実効性のある事業者指導を行います。また、事業者面談や事前相談を通じて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

施策の目標

(めざす姿)

安全で安心な食品が供給されるよう、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程における監視指導等、関係者の意識の向上の取組、積極的な情報発信等が行われています。

医薬品等を安心して使用できるよう、その品質が高い水準で維持されているとともに、必要な量が安定して供給されています。また、若年層の献血が進むことで、血液製剤が将来にわたり安定して供給されています。

人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現するよう、ペットに関する防災対策をはじめ、動物愛護管理にかかる取組が、さまざまな主体との連携により進められています。

(課題の概要)

県民の食の安全・安心への関心が高まり、これまで以上に食の安全・安心を確保することが求められています。

医療制度や国際的な製造管理にかかる動向の変化により、医薬品製造業者等には、これまで以上に高い水準の品質確保が求められています。また、少子高齢化が進む中、長期保存ができない血液製剤を安定的に供給する必要があります。

犬・猫の殺処分ゼロに向けた取組が着実に進展する中、災害発生時等の危機管理対応や地域における動物に起因する問題についての理解は十分とは言えない状況です。

現状と課題

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品による健康被害の防止等のため監視指導を実施するとともに、食品中の残留農薬や微生物等についても検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、食品事業者に対して改善するよう指導しています。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施しています。引き続き、食品による危害発生のリスクの低減を図るため、監視指導および検査を実施する必要があります。
- ②（一社）三重県食品衛生協会と連携し、食品事業者が食品衛生法改正に伴う制度変更やHACCPに沿った衛生管理に適切に対応できるよう相談に応じています。引き続き、全ての食品事業者が新たな許可・届出制度やHACCPに沿った衛生管理に対応できるよう支援を行う必要があります。
- ③食の安全を確保し、消費者の求める食品の選択に資するため、食品表示法に基づく正しい表示が行われるよう普及啓発を行うとともに、食品事業者等に対して食品表示に関する監視指導を行っています。引き続き、食品表示の適正化を図るため、監視指導を実施する必要があります。

- ④「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」に基づき、有識者による食の安全・安心の確保に向けた施策に関する検討会議を開催するとともに、米穀取扱事業者に対する監視指導、食品事業者のコンプライアンス意識の向上に向けた研修会の開催等や県民の皆さんへの食の安全・安心に関する正確でわかりやすい情報の提供に努めています。引き続き、食品事業者を対象にした研修会などを通じて関係法令等の遵守・徹底やコンプライアンス意識の向上を図るとともに、消費者が食の安全・安心に関する正しい知識を得て理解を深め、安全な食品を求めることができるよう積極的に情報提供する必要があります。
- ⑤「三重県農畜水産物安全確保監視指導計画」に基づき、農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等が適正に販売および使用されるよう、生産者や販売事業者に対して、監視を行うとともに、不備事項があった場合には、改善に向けた指導を行っています。また、県内の卸売市場に対しては、公正な取引の実施や物品の品質管理の高度化に向け、監視・指導を行うとともに、市場の適切な運営に向けた情報提供や助言などの支援に取り組んでいます。引き続き、県民に安全で安心な農畜水産物を供給していくため、県内卸売市場の事業者に対する効果的な監視・指導を行うとともに、市場の適切な運営を図る必要があります。
- ⑥医薬品製造業者や薬局・販売業者等に対する監視指導や医薬品等の検査を実施するとともに、県民の皆さんへの医薬品等に関する正しい知識の啓発に取り組んでいます。引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や県民の皆さんへの啓発等を行う必要があります。
- ⑦ボランティア団体や関係機関等と連携して、献血意識の向上に取り組むとともに、骨髄バンクの普及啓発や骨髄提供しやすい環境づくり等に取り組んでいます。将来にわたり献血や骨髄バンクに対する協力者を確保するため、特に若年層に対する啓発に引き続き取り組む必要があります。
- ⑧「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、(公社)三重県獣医師会やボランティア団体等と連携し、犬猫の譲渡事業や動物愛護教室による普及啓発活動、クラウドファンディング等を活用した猫の不妊・去勢手術、子猫の育成、災害時の動物救護に係る体制整備等を行っています。引き続き殺処分数ゼロに向けた取組等を推進していく必要があります。
- ⑨警察本部、教育委員会等の関係機関で構成する「三重県薬物乱用対策推進本部」を活用し、薬物乱用防止に関する啓発、立入検査、再乱用防止に取り組んでいます。引き続き、関係機関と連携し、大麻等の薬物乱用防止対策に取り組む必要があります。
- ⑩生活衛生営業施設等に対する監視指導や、営業者に対する衛生管理講習会等を行っています。施設における衛生確保を図るため、引き続き、監視指導等に取り組む必要があります。

令和5年度の取組方向

医療保健部

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、引き続き食品による健康被害の防止等のための監視指導を実施します。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施します。

- ②食品事業者において、改正食品衛生法に基づく新たな許可・届出制度への対応が適切にできるよう周知、支援を行うとともに、H A C C Pに沿った衛生管理が適切に運用できるよう食品事業者自らが行う衛生管理計画の作成・運用について支援を行います。
- ③食の安全を確保し、消費者の求める食品の選択に資するため、食品表示法に基づき、引き続き食品表示の適正化のための監視指導を実施します。
- ④医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を実施し、製造業者等の品質管理に関する技能の向上を図るとともに、医薬品等を使用する側の県民の皆さんに対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の啓発に取り組みます。
- ⑤安定した血液供給の維持や骨髄バンクの円滑な運用に向け、ボランティア団体等と連携し、特に若年層を対象とした啓発に取り組みます。また、ドナー休暇制度の導入促進や、市町に対して「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」の活用を促すなど、骨髄提供しやすい環境づくりを推進します。
- ⑥「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、引き続き三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を拠点とし、関係団体等さまざまな主体との協創により、犬猫の譲渡事業やクラウドファンディング等を活用した猫の不妊・去勢手術、子猫の育成等の殺処分ゼロに向けた取組を進めます。また、終生飼養等の普及啓発や災害時における同行避難等のペットに関する防災対策の取組を進めます。
- ⑦薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要であることから、引き続き、「三重県薬物乱用対策推進本部」等を活用し、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、大麻等の薬物乱用防止に取り組みます。
- ⑧生活衛生営業施設等における衛生確保を図るため、施設の監視指導等を行うとともに、(公財)三重県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図ります。

農林水産部

- ⑨「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」における委員の意見をふまえながら、食の安全・安心確保のための施策を進めます。また、食に対する県民の信頼確保を図るため、研修会の開催や関係法令等に関する情報の提供などを通じて、食品事業者に対するコンプライアンスの徹底を図るとともに、出前トークやW e bの活用など多様な方法を活用して消費者等への正確でわかりやすい情報提供に努めます。
- ⑩安全・安心な農畜水産物の安定的な供給に向け、農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等が適正に生産・販売および使用されるよう、関係事業者に対する効果的な監視・指導に取り組みます。また、県内卸売市場における公正な取引の実施や物品の品質管理の高度化に向け、監視・指導を行うとともに、市場の適切な運営に向け、情報提供や助言などの支援に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| HACCPに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合 (監視等を実施した施設のうち、一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを確認した施設(不適切であったが指導等により改善したものを含む)の割合) | | 100% | 100% | 100% |
| | 100% | — | — | — |
| 県内で献血を行った10代の人数 (将来にわたり安定的な血液製剤の供給に寄与する10代の県内献血者数) | | 2,000人 | 2,100人 | 2,400人 |
| | 1,839人 | — | — | — |
| ペットに関する防災対策を行っている人の割合 (飼い主に対するアンケート調査において、ペットに関する防災対策として、同行避難に向けたしつけ、餌の備蓄、所有者明示等を行っている)と回答した割合) | | 48.0% | 52.0% | 64.0% |
| | 44.9% | — | — | — |
| 薬物乱用防止に関する講習会等を実施した県内小学校の数 (講習会等により、薬物乱用防止に関する意識の向上を図った県内小学校の数) | | 160校 | 160校 | 160校 |
| | 135校 | — | — | — |

主な事業

医療保健部

①食の安全総合監視指導事業費

(第4款 衛生費 第2項 環境衛生費 1 食品衛生指導費)

予算額：(R4) 98,821千円 → (R5) 102,812千円

事業概要：食の安全・安心を確保するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係施設の監視指導や食品中の残留農薬・微生物等の検査、食品表示の適正化等に取り組みます。引き続き、関係団体と連携し、食品事業者のHACCPに沿った衛生管理の取組を支援するとともに、新たな営業許可・届出制度に食品事業者が適切に対応できるよう助言、指導を行います。

②薬事審査指導費

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 4 薬務費)

予算額：(R4) 16,425千円 → (R5) 38,380千円

事業概要：医薬品等の品質、有効性および安全性を確保するための監視等を行うとともに、県民に対して医薬品等の正しい知識を提供し、適正使用の推進に取り組みます。また、特定の化学物質を含む家庭用品の試買検査について、法令改正に対応するため、分析機器を更新し、より精度の高い分析を行います。

③薬事経済調査費

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 4 薬務費)

予算額：(R4) 5,597千円 → (R5) 5,597千円

事業概要：医薬品、医療機器等の安定供給と、適切な価格設定等に貢献するため、薬価調査、医薬品需給状況調査を実施するとともに、医薬品製造業等の許認可事務を通じて、医薬品等の品質確保を進めます。また、後発医薬品の品質確保や適正使用の推進に取り組みます。

④血液事業推進費

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 4 薬務費)

予算額：(R4) 2,424千円 → (R5) 2,379千円

事業概要：将来的に安定して血液を供給するためには、若年層の協力が必要不可欠であることから、高等学校における献血セミナーの開催や高校生、大学生等の献血ボランティアとの連携を推進し、献血者の確保に取り組みます。また、医療機関における血液製剤使用の適正化を図ります。

⑤骨髄バンク事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 4 薬務費)

予算額：(R4) 1,109千円 → (R5) 1,110千円

事業概要：骨髄提供希望者（ドナー）登録を推進するボランティア団体や三重県赤十字血液センター、市町等の関係機関と連携を図りながら、若年層を中心とした骨髄バンクに関する正しい知識の普及啓発やドナーの確保に取り組むとともに、「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」により、ドナー助成を実施する市町を支援します。

⑥動物愛護管理推進事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 3 予防費)

予算額：(R4) 122,631千円 → (R5) 125,233千円

事業概要：三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を拠点として、「動物愛護の絵・ポスター展」等、関係団体等と連携した動物愛護週間行事等の普及啓発をはじめ、クラウドファンディングを活用した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術や子猫の育成、犬・猫の譲渡等の殺処分ゼロに向けた取組を進めます。また、災害時におけるペットとの同行避難や避難用品の備蓄等に関する啓発の実施により、ペットの防災対策に対する県民の意識向上を図ります。

⑦薬物乱用防止対策事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 4 薬務費)

予算額：(R4) 9,390千円 → (R5) 11,068千円

事業概要：警察本部等の関係機関と連携し、若年層を対象とした薬物乱用防止教室等による啓発活動、違法薬物等の取締りや薬物依存症者等に対する回復支援を中心とした再乱用防止に取り組めます。

⑧生活衛生関係営業指導費

(第4款 衛生費 第2項 環境衛生費 2 環境衛生指導費)

予算額：(R4) 31,410千円 → (R5) 32,865千円

事業概要：生活衛生営業施設等の監視指導や講習会等を行い、施設における健康被害の発生等の防止に取り組めます。また、三重県生活衛生営業指導センターとの連携により、生活衛生営業施設における自主的な衛生管理を推進し、衛生水準の向上を図ります。

農林水産部

⑨食の安全・安心確保推進事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 1 農業総務費)

予算額：(R4) 1,130千円 → (R5) 1,725千円

事業概要：「食の安全・安心が確保された三重県」を実現するため、条例および基本方針に基づく施策を総合的に推進するとともに、米トレーサビリティ法等に係る監視指導等に取り組めます。また、消費者が食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深め、適切に判断し、食品を選択できるよう情報提供の充実を図ります。

⑩卸売市場流通対策事業（卸売市場調査指導監督事業）

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 6 農作物対策費)

予算額：(R4) 2,276千円 → (R5) 2,377千円

事業概要：県内卸売市場における公正な取引の実施や物品の品質管理の高度化に向け、監視・指導に取り組めます。また、県内卸売市場の適切な運営に向け、情報提供等の支援を進めます。

⑪食肉センター流通対策事業

(第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 1 畜産振興費)

予算額：(R4) 79,361千円 → (R5) 130,520千円

事業概要：食肉の安定的な流通を確保するため、県内の基幹食肉処理施設である四日市市食肉センターと松阪食肉流通センターの経営安定に向けた支援に取り組むとともに、関係市町や食肉事業者等と連携し、食肉センターの将来的な施設のあり方について検討を進めます。

施策の目標

(めざす姿)

環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ」の推進などを通じて、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営、地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応などの取組が進んでいます。

(課題の概要)

脱炭素社会の実現に向けた国内外の動きが加速する一方で、大規模な陸上風力発電や太陽光発電などの開発の適地が減少することにより、再生可能エネルギーの導入が鈍化するほか、自然豊かな地域や集落に近い場所での開発が進むことにより、自然環境や生活環境への影響が懸念されています。

現状と課題

- ①国は、令和 12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で 46%削減することをめざし、さらに 50%削減に向けて挑戦し続けることを表明するなど、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速しています。県においても「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定するとともに、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ」の推進により、脱炭素の取組をさらに促進していく必要があります。
- ②本県の温室効果ガス排出量は、事業活動に伴う割合が高く、県域の温室効果ガス排出量削減のためには、事業者によるさらなる自主的な取組を促す必要があります。
- ③太陽光発電等による再生可能エネルギーの地産地消を促進し、地域の脱炭素化とあわせ地域課題の解決にもつながる取組を進める必要があります。
- ④国の行政部門における温室効果ガス排出削減目標が令和 12(2030)年度までに平成 25(2013)年度比で 50%削減することとされ、再生可能エネルギーの活用について最大限取り組むことなどが示されました。県においても再生可能エネルギーの導入等の取組を進め、地域の温室効果ガス削減対策のモデルとして取り組んでいく必要があります。
- ⑤温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既にあらわれている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要があります。
- ⑥地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっていることから、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、さまざまな主体が連携して環境に係る課題の解決に取り組むとともに、環境学習・環境教育の充実が求められています。

- ⑦大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。

令和5年度の実行方針

- ①令和4年度に改定する「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向け事業者等と連携した取組を進めていきます。また、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」等と連携し、家庭における省エネの取組、電気自動車等や省エネ住宅の普及、エコ通勤等、脱炭素につながるライフスタイルへの転換を促進します。
- ②「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づき温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等が提出する「地球温暖化対策計画書」の進捗状況等について実地に調査し、効果的な脱炭素の取組の情報提供や国の温室効果ガス削減に資する補助金の活用を促すことなどにより、事業者の脱炭素の取組を促進します。
- ③脱炭素に意欲的な企業と住民、行政等の関係者が連携して地域で必要とされる再生可能エネルギーの創出と利用を促進することで、地域課題の解決にも資する脱炭素の取組を進めます。
- ④県有施設への再生可能エネルギーの最大限の導入をめざしてポテンシャル調査を進めるとともに、初期投資が不要なPPA（電力販売契約）等を活用した太陽光発電設備の導入モデル事業を実施します。また、公用車への電気自動車の導入と併せてゼロカーボンドライブを推進します。
- ⑤「三重県気候変動適応センター」と連携し、地球温暖化による本県の気候変動影響や適応策について情報収集および分析を行い、県民の皆さんの気候変動に対する理解を深めるために情報発信を進めます。
- ⑥ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方をベースに、県環境学習情報センター等において、環境学習・環境教育を推進し、持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めます。
- ⑦環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築していくため、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が、環境の保全に十分に配慮して行われるように環境影響評価等の取組を進めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--|--|--|--|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 県域からの温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ） （県民、事業者等の活動により排出される温室効果ガス量から森林等による吸収量を除いた県域における温室効果ガス排出量） | | 23,146 千t-CO ₂ (2年度排出量) | 22,376 千t-CO ₂ (3年度排出量) | 20,066 千t-CO ₂ (6年度排出量) |
| | 23,916 千t-CO ₂ (元年度排出量) | — | — | — |
| 脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数（累計） （県と連携して再生可能エネルギー利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICEの推進等に取り組む事業所数（累計）） | | 60事業所 | 95事業所 | 200事業所 |
| | 19事業所 (4年3月末現在) | — | — | — |
| 環境教育・環境学習講座等の受講者数（累計） （環境学習情報センター等が実施する環境教育・環境学習講座等の受講者数（累計）） | | 15,000人 | 30,000人 | 75,000人 |
| | 17,561人 (4年3月末現在) | — | — | — |

主な事業

①（一部新）脱炭素社会推進事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R4) 29,503千円 → (R5) 32,054千円

事業概要：「ミッションゼロ2050みえ推進チーム」による県内産再生可能エネルギーの利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICEの推進の取組を進めます。また、地域住民、事業者、市町等が連携し、脱炭素に向けた取組を通じた地域課題の解決を図るために必要な調査、検討を行います。

②（新）県有施設脱炭素化推進事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R4) — 千円 → (R5) 562,910千円

事業概要：県の事業による温室効果ガス排出量を削減するため、県有施設へ太陽光発電設備を最大限導入するためのポテンシャル調査を行うとともに、県庁舎等へPPA等を活用した太陽光発電設備の導入等を進めます。また、電気自動車の導入とあわせてソーラーカーポートを整備し、使用電力の創エネによるゼロカーボンドライブの推進を図ります。

③地球温暖化対策普及事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 11,661千円 → (R5) 16,759千円

事業概要：「三重県地球温暖化対策総合計画（改定中）」を推進するため、県域からの温室効果ガス排出量の算定や、「地球温暖化対策計画書」を策定する事業者にはアドバイザーを派遣し事業者の自主的な取組を促進します。また、気候変動やその影響について、気候変動適応レポート等を作成し啓発することで、深刻化する気候変動の影響に対する理解と適応の取組を促進します。

④環境行動促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1 環境総務費)

予算額：(R4) 4,624千円 → (R5) 6,392千円

事業概要：脱炭素社会づくりに向けた県民運動を促進するため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を拠点とした地球温暖化防止活動推進員による活動支援や、学校、企業と連携した啓発活動、県民一人ひとりの環境に配慮した行動変容を促すための取組を通じて温室効果ガスの排出削減等に取り組めます。

⑤環境学習情報センター運営事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1 環境総務費)

予算額：(R4) 32,068千円 → (R5) 32,070千円

事業概要：環境教育・環境学習を推進するため、県環境学習情報センターを拠点として、環境講座や環境保全に関するイベントの開催や指導者の育成、環境に関する情報提供等を行います。

⑥環境影響・公害審査事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1 環境総務費)

予算額：(R4) 914千円 → (R5) 1,133千円

事業概要：環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業等について、事業者において適切な環境配慮が行われるよう、環境影響評価の取組を促進します。また、公害事前審査や公害紛争処理に係る制度を適切に運用します。

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な循環型社会の構築に向け、さまざまな主体による「3R+R」の取組が定着し、事業者による主体的な資源循環の取組が進み、循環関連産業の振興が図られるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に向けた取組が推進されています。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止に向けた取組が進み、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安心感が高まっています。

(課題の概要)

国内外において資源制約が深刻化し、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、廃棄物を資源ととらえた循環的利用の促進が一層求められる一方、技術面や採算性から新しい取組が十分に普及せず、また原材料価格等の高騰もあり、企業活動や人びとの生活に影響が生じることが懸念されています。

現状と課題

- ①県では持続可能な循環型社会の構築をめざし、令和3年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めていく必要があります。
- ②廃棄物の排出量と最終処分量は、県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により一定削減が進んできているものの、近年は横ばい傾向にあります。県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識を高め、行動につなげてもらうため、一般廃棄物については、市町が導入したごみ分別アプリ等を活用し、減量化やリサイクルに役立つ情報の発信を行うなど普及啓発を行っています。産業廃棄物については、産業廃棄物の発生抑制等に係る研究や施設整備に対する支援を拡充するとともに、循環関連産業の人材育成、DXの推進等に取り組んでいます。今後、さらに産業廃棄物税を活用し、カーボンニュートラルに資する循環関連産業の振興に向けた支援等を進める必要があります。
- ③プラスチックごみ対策については、資源循環の高度化を図るため、新たに光学選別による混合プラスチック等のマテリアルリサイクルの実証事業を行うとともに、海洋プラスチック対策として、県民の皆さんや事業者が楽しみながら取り組めるごみ拾いSNSアプリを導入しました。また、食品ロス削減については、令和3年7月から運用している三重県食品提供システム「みえ〜る」の参加企業・団体の拡大に取り組むとともに、売れ残りそうな食品の対策として、市町と連携し、フードシェアリングサービスの導入を進めています。今後も、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資する資源循環の取組を一層推進するとともに、新たに廃棄処理が懸念される太陽光パネル・蓄電池等の循環的利用に係る取組を進める必要があります。

- ④廃棄物処理の安全・安心の確保に向けて、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理に取り組んでいます。今後、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、現場対応能力を持った人材を育成するなど、災害廃棄物処理体制を一層強化していく必要があります。
- ⑤産業廃棄物の不法投棄等は依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物の割合が高い状況にあります。不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、これまでの取組に加え、スマホ110番の導入や自動運用型ドローンによる監視手法の実証事業に取り組んでいます。また、建設系廃棄物は解体工事に伴って排出されることから、排出事業者の意識向上に資する取組や解体工事に係る法令を所管する関係機関等との連携を進めています。今後、ICTを活用した効率的・効果的な監視指導方法の検討を引き続き進める必要があります。
- ⑥過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行っている4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、令和4年度末の行政代執行終了に向け着実に環境修復を行っており、今後も継続して安全・安心を確保する必要があります。

令和5年度を取組方向

- ①持続可能な循環型社会の形成に向けて、「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、引き続き、さまざまな主体と連携し、廃棄物処理の安全・安心を前提とした「3R+R」の促進に取り組み、循環関連産業の振興やカーボンニュートラル等の社会的課題の解決に向けた取組を一層進めます。
- ②県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識を高め、行動につなげてもらうため、一般廃棄物については、減量化・リサイクルに役立つ情報を市町と共有し、連携して発信していきます。産業廃棄物については、新たにカーボンニュートラルに資する資源循環を促進するため、産業廃棄物税を活用した循環関連産業の振興に向けた支援の拡充を進めます。
- ③プラスチックの削減に向けた取組を進めるとともに、マテリアルリサイクルの促進を図るため、事業者と連携し、新たにマッチングシステムの整備に取り組めます。また、海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用したごみ拾い活動の見える化など、楽しみながらできる取組を通じて継続的な散乱ごみ対策を促進します。食品ロスの削減対策については、引き続き、三重県食品提供システム「みえ〜る」等の参加事業者の拡大を進めます。さらに、廃棄処理が懸念される太陽光パネルや蓄電池等の製品について、循環関連産業の振興および循環的利用に係る体制構築に向け、処理実態や将来の排出見込みなどの把握に取り組めます。
- ④排出事業者責任の徹底に向けて、引き続き、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、関係機関と連携し、産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を促進します。また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。災害廃棄物については、大規模災害時においても適正かつ円滑に処理されるよう、仮置場の設置・運営の実地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成を進めます。

⑤産業廃棄物の不法投棄等に対しては、監視カメラやドローン等を積極的に活用した的確かつ効率的な監視・指導を行うほか、引き続き、自動運用型ドローンによる監視手法を検討します。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物については、建設（解体）工事の元請業者に対する研修会の開催等による排出事業者等の意識向上に資する取組を進めます。

⑥行政代執行終了予定の4事案について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、モニタリング等の実施により、安全・安心を確保していきます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|----------------|--------------|--------------|--------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 廃プラスチック類の再生利用率 (県内で産業廃棄物として排出された廃プラスチック類の再生利用率) | | 63% (3年度) | 65% (4年度) | 73% (7年度) |
| | 61.3% (2年度) | — | — | — |
| カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計) (県が実施するプラスチック資源循環の高度化や食品ロス削減等の取組に参画する延べ事業者数) | | 100 事業所 | 150 事業所 | 300 事業者 |
| | 61 事業者 | — | — | — |
| 適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率 (県にPCB保管届出をしない等の事業者に対し、立入検査等により適正な管理および処分を指導した割合) | | 100% | 100% | 100% |
| | 92% | — | — | — |
| 建設系廃棄物の不法投棄件数 (10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄件数) | | 10 件以下 | 10 件以下 | 10 件以下 |
| | 12 件 | — | — | — |

主な事業

①地域循環高度化促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 143,384千円 → (R5) 202,052千円

事業概要：地域の廃棄物を資源としてとらえ、地域での一層の有効活用と高度化を促進するため、産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の発生抑制、循環的利用、地球温暖化対策等に取り組む県内事業者に対して、その経費の一部を補助します。また、地域循環共生圏の形成を促進するため、事業者、研究機関、行政等さまざまな主体と連携します。

②循環関連産業振興事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 29,766千円 → (R5) 27,191千円

事業概要：循環関連産業（製造、流通、販売等の事業者や廃棄物処理業者等、資源循環に関わる事業者）の振興を図り、資源循環と経済の好循環を生み出すよう、経営層や担当者といった階層ごとの人材育成、DXの推進、新規事業支援に取り組みます。

③（一部新）プラスチック対策等推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 21,509千円 → (R5) 46,644千円

事業概要：プラスチックのマテリアルリサイクルを促進するため、排出事業者が容易に参加でき、リサイクルを行う事業者が効率的にプラスチックを確保できるオンライン上のマッチングシステムを新たに構築します。また、海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用したごみ拾い活動の見える化など、楽しみながらできる取組を通じて散乱ごみ対策を進めます。

④食品ロス削減推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 13,457千円 → (R5) 13,991千円

事業概要：まだ食べられる食品の活用により生活困窮者等を支援するため、関係団体等と連携し、三重県食品提供システム「みえ〜る」の運用拡大に取り組みます。さらに、小売店舗等の食品ロス削減の取組を支援するため、フードシェアリングサービスの導入拡大を図るとともに、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等と連携して、普及啓発を進めます。

⑤（新）CO₂削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 13,346千円

事業概要：廃棄処理が懸念される使用済み太陽光パネルや廃リチウムイオン電池等について、関連産業の振興および循環的利用に係る体制構築に向け、処理実態や将来の排出見込み等の把握に取り組みます。

⑥PCB廃棄物適正管理推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 49,195千円 → (R5) 21,335千円

事業概要：PCB廃棄物の適正処理を推進するため、高濃度PCB廃棄物については、事業者への指導等により令和4年度内に概ね処理が完了する見込みですが、新たに発見された高濃度PCB廃棄物については、代執行等必要な措置を講じます。低濃度PCB廃棄物については、令和8年度末の処分期限を見据え、事業者等に対して適正保管を指導するとともに、計画的に処理されるよう指導等を行います。

⑦（一部新）災害廃棄物適正処理促進事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費）

予算額：(R4) 1, 898千円 → (R5) 14, 594千円

事業概要：災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上および量や混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、市町や関係団体と共に仮置場を実際に設置・運営する実地訓練を新たに実施するなど、人材の育成を進めます。

⑧不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費）

予算額：(R4) 77, 152千円 → (R5) 81, 997千円

事業概要：不法投棄の防止および早期発見のため、市町、事業者、地域の活動団体等と連携した取組を進めるとともに、監視カメラや不法投棄等通報システム等の活用に加え、自動運用型ドローンによる効果的・効率的な監視手法について検討していきます。特に建設系廃棄物については、排出事業者責任の意識向上を図る研修会を開催するとともに、産業廃棄物条例等に基づき的確な指導を行います。

⑨環境修復後の保全管理事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費）

予算額：(R4) 3, 140, 898千円 → (R5) 63, 400千円

事業概要：行政代執行による環境修復後の4事案等について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、モニタリング等の実施により、安全・安心を確保していきます。

施策の目標

(めざす姿)

生物多様性をはじめとする豊かな自然環境を維持するため、県内各地域で県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体による自然環境保全活動が持続的に展開されています。また、自然とのふれあいを通じて、自然環境保全意識の醸成につなげられるよう、より多くの県民の皆さんが自然体験施設等を利用しています。

(課題の概要)

大規模開発等による自然環境への影響が懸念されており、希少野生動植物の生息する自然環境を保全することが求められています。また、三重の豊かな自然にふれあえる場所を確保することが求められています。

現状と課題

- ①NPO等によって自主的に行われている生物多様性の保全活動が広がりを見せている一方、大規模開発（太陽光発電施設や風力発電施設の設置）等による自然環境への影響が懸念されています。こうした中、NPO等による保全活動が持続的に展開されるよう取り組むとともに、大規模開発等による自然環境への影響を軽減していく必要があります。
- ②県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設の適正な維持管理や整備を進めています。こうした中、これらの取組を継続するとともに、地域の資源を生かした森林教育や自然体験などの取組を充実させることで、より多くの利用者に自然環境保全の意識を高めていただき、保全活動への参画促進を図る必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①生物多様性の保全を推進するため、希少野生動植物種および外来種についての調査やデータ整理を進めます。また、各種イベント等において身近な自然環境や生物多様性の重要性を啓発するほか、さまざまな主体による自主的な保全活動が継続できるよう、専門的な知識や必要な情報の提供、自然環境保全活動への支援に取り組めます。太陽光発電施設や風力発電施設の設置など、自然環境に影響を及ぼす開発等については、三重県自然環境保全条例等の関係法令に基づき、事業者等への適切な指導、助言に努めていきます。
- ②県民の皆さんをはじめとして、多くの方に安全で快適な利用環境を提供するため、国立・国定公園の園地や東海・近畿自然歩道、大杉谷登山歩道など自然公園施設の適切な維持管理や施設整備を進めます。また、多くの方が自然環境保全への意識を高め、自然の魅力を体感できるよう、エコツアーの新たなコンテンツの造成やガイドの育成に取り組むとともに、自然景観や歴史・文化等の優れた魅力およびイベントなどの情報発信に取り組めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 希少野生動植物保護等の生物多様性 保全活動の取組数（累計） | | 93 取組 (4年度) | 95 取組 (5年度) | 101 取組 (8年度) |
| （里地・里山や海岸河川において、 希少野生動植物保護等の生物多様性 保全活動の取組数） | 91 取組 (3年度) | — | — | — |
| 自然体験施設等の利用者数（累計） | | 1,106 千人 (3年度) | 1,143 千人 (4年度) | 1,254 千人 (7年度) |
| （森林公園や長距離自然歩道等の自 然体験施設の利用者数） | 1,070 千人 (2年度) | — | — | — |

主な事業

①野生生物保護事業

（第6款 農林水産業費 第4項 林業費 11 野生生物共生費）

予算額：(R4) 19,410千円 → (R5) 17,284千円

事業概要：希少性の高い野生動植物種の現況を調査・再評価し、既存のデータを整理することで三重県レッドリストの改定を進めます。また、開発行為に対して自然環境の保全への配慮を求めることで、県内の自然環境と生物多様性の保全を図ります。さらに、生物多様性を推進する活動団体と支援企業とのマッチングを進めるとともに、自然観察会や調査体験会を行い、生物多様性の保全や野生生物の保護に係る普及啓発を行います。

②自然公園利用促進事業

（第6款 農林水産業費 第4項 林業費 12 自然公園費）

予算額：(R4) 26,870千円 → (R5) 49,827千円

事業概要：県内の優れた自然の風景地を県民の資産として継承するため、自然公園施設の適正な維持管理を行うとともに自然公園施設を活用した森林教育や、自然公園内における地域資源の保全・活用に取り組みます。

施策の目標

(めざす姿)

安全・安心で快適な生活を営める環境の保全に向け、事業者のコンプライアンス意識の醸成が図られるとともに、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。また、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策が進んでいます。

(課題の概要)

大気や水環境については、環境法令の遵守徹底が図られていますが、今後も、環境保全対策を進める必要があります。また、海域の栄養塩類減少等により水産資源の生物生産性等が低下していることから、海域の豊かさに資する取組の促進が求められています。

現状と課題

- ①大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、健康に影響を与える光化学スモッグについては、依然として、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況です。また、「三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画」に基づき、自動車による大気汚染を改善するための各種施策を実施してきたことで、二酸化窒素と浮遊粒子状物質については、自動車NO_x・PM法対策地域内のすべての測定局で、環境基準を達成する状況となりました。今後、当該対策地域の指定解除に向けた調査検討を行う必要があります。
- ②河川における環境基準達成率（BOD）は、近年90%以上で推移しており改善傾向にあります。また、海域における環境基準達成率（COD）も、近年改善傾向にありますが、閉鎖性水域である伊勢湾では、毎年、広範囲で貧酸素水塊等が発生している状況です。
- ③土砂等の埋立地を把握し無秩序な埋立て等を抑止するため、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、厳正な審査とあわせて土砂等の埋立て等を行う者に対する立入検査や指導を行っています。引き続き、条例の周知徹底とあわせて不適正な土砂等の埋立て等が行われぬよう土砂等の埋立て場所等への立入検査による監視・指導が必要です。
- ④下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較して低く、引き続き、未整備人口の解消が必要です。浄化槽については、補助制度を活用し単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進が必要です。また、「浄化槽法」の改正を受けて、令和5年度を目途に浄化槽台帳を整備する必要があります。
- ⑤近年、海域の栄養塩類減少等により水産資源等の生物生産性が低下し、海域の豊かさの重要性が指摘されていることから、藻場・干潟・浅場再生による生物生息環境改善も含め、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた総合的な水環境改善の取組が必要です。

- ⑥伊勢湾等の海岸域では、陸域で発生したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏での発生抑制対策とあわせて、さまざまな主体と連携した環境保全活動の拡大と活性化が必要です。

令和5年度を取組方向

- ①工場・事業場からの大気環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図るとともに、法に基づき大気の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。光化学スモッグやPM2.5の濃度が上昇した際は予報等を発令し、県民の皆さんに情報提供を行います。また、自動車環境対策では、例年実施している対策地域内の環境調査等に加え、今年度示された国の基本方針をふまえた「自動車NOx・PM法対策地域内の大気環境基準確保」に係る評価を行います。
- ②工場・事業場からの水環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図ります。また、法に基づき公共用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。
- ③県内において、土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき厳正に審査するとともに、土砂等の埋立て等を行う者などへの監視・指導活動を実施します。
- ④生活排水対策については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して下水道、浄化槽および集落排水施設等の効率的・効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図るとともに、補助制度を活用し単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。また、改正「浄化槽法」に対応した新たな浄化槽台帳システムを導入するとともに、「浄化槽法」の指定検査機関等とも連携し、システム内データの整理を進めます。
- ⑤伊勢湾の再生のため、環境基準の達成と生物生産性、多様性が調和両立した「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた第9次水質総量削減計画（令和4年10月策定）に基づき、総合的な水環境改善の取組を進めます。また、生物生産性や生物多様性をふまえた栄養塩管理や貧酸素水塊発生メカニズムの解明など、伊勢湾再生に関する研究事業を行います。
- ⑥伊勢湾から熊野灘にかけての美しい海岸を守っていくため、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、県民の皆さん、民間団体、企業、海岸管理者等による協力体制を拡充していきます。三県一市が連携し、海岸等における清掃活動への参加者の拡大を図るため、伊勢湾流域圏で行われている清掃活動の情報を取りまとめて発信します。引き続き、回収・処理および発生抑制対策事業を実施するとともに、複数自治体連携による効果的な対策を進めるため、伊勢湾流域圏を含んだ広域的な地域計画を策定します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|----------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 環境基準達成率 (大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合) | 90.5% (速報値) | 94.3% | 95.2% | 98.1% |
| 生活排水処理施設の整備率 (下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合) | 88.2% | 89.3% | 90.3% | 93.1% |
| 「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数 (「第9次水質総量削減計画」における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的な水環境改善取組数) | 3取組 | 4取組 | 5取組 | 7取組 |
| 海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数 (「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数) | 17,496人 | 18,500人 | 19,500人 | 24,000人 |

主な事業

①大気テレメータ維持管理事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 152,511千円 → (R5) 159,038千円

事業概要：大気環境測定局の自動測定機器等の保守および更新を行い、大気汚染の状況をモニタリングするほか、排出ガス量が多い工場の常時監視をします。また、濃度上昇の際は予報等の発令を行い、大気環境の保全を図ります。

②自動車NOx等対策推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 5,968千円 → (R5) 10,993千円

事業概要：自動車NOx・PM法対策地域内において、自動車から排出される二酸化窒素および浮遊粒子状物質の排出量調査等ならびに沿道のNOx調査を実施し、総量削減計画の進行管理を行うとともに、新たに対策地域内の大気環境基準確保に係る評価を行います。

③河川等公共用水域水質監視事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 21,991千円 → (R5) 22,803千円

事業概要：公共用水域等の継続的な水質監視を行うことにより、県内の河川、海域および地下水の環境基準の達成状況や推移を把握し、その結果を水質改善のための必要な施策に反映させ、水環境の保全を図ります。

④土砂条例監視・指導事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額：(R4) 5,600千円 → (R5) 5,819千円

事業概要：県内において、土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき厳正に審査するとともに、土砂等の埋立て等を行う者などへの監視・指導活動を実施します。

⑤浄化槽設置促進事業補助金

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 116,123千円 → (R5) 131,629千円

事業概要：下水道と同等の処理能力を有する浄化槽や高度処理型浄化槽について、設置者に補助を行う市町や、公営事業として高度処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、助成を行うことにより生活排水処理施設の整備率向上を図ります。

⑥生活排水総合対策指導事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 1,581千円 → (R5) 7,122千円

事業概要：「浄化槽法」に基づき、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者に指導を行います。また、改正「浄化槽法」に対応した新たな浄化槽台帳システムを導入し、システム内データの整理を進めます。

⑦「きれいで豊かな海」推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 16,733千円 → (R5) 16,614千円

事業概要：国と三県一市等で組織する伊勢湾再生推進会議において策定した「伊勢湾再生行動計画（第二期）」に基づき、取組を進めるとともに、環境基準の達成と生物生産性、生物多様性が調和両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、第9次水質総量削減計画に基づき、伊勢湾流域の発生負荷量の管理や関係部局の連携のもと、各種関連施策の推進、調査研究を実施します。

⑧海岸漂着物対策推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 84,603千円 → (R5) 82,252千円

事業概要：「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の発生抑制対策および回収・処理の取組を推進します。また、三県一市等との連携により普及啓発活動を実施するとともに、複数自治体連携による効果的な対策を進めるため、伊勢湾流域圏を含んだ広域的な地域計画を策定します。

施策の目標

(めざす姿)

魅力ある地域資源を生かした観光コンテンツの提供や、質の高い宿泊施設などの誘致・整備促進など、旅行者のニーズに対応した受入れ体制が整備されることで、三重県を訪れた人びとが観光を満喫でき、観光客の満足度が向上するとともに、平均宿泊日数が増加しています。

また、地域住民をはじめ、地域全体で旅行者の受入れ機運を高め、三重県の持続可能な観光が推進されることで、三重県を訪れた旅行者がより深く地域の魅力を体験し、リピーターや長期滞在者が増加するなど、三重県の「拠点滞在型観光」のイメージが定着しています。

(課題の概要)

観光地を選ぶ基準として、社会・文化や環境に配慮し、旅行者や地域住民など観光に関わる人びとが利益を享受できる「持続可能な観光地」であることが注目されており、地域全体で受入れ環境を整えることが求められています。観光産業の担い手確保も含めた環境整備を通じて、国内外の高付加価値旅行者にも選ばれる観光地づくりを進めることが必要となっています。

現状と課題

- ①旅行者が地域の文化に触れ、住民との交流や、豊かで深い体験を味わうことは、長期滞在やリピーターの獲得につながることを期待できるため、三重ならではの観光資源を生かした拠点滞在型観光を推進する必要があります。
- ②持続可能な観光の推進に向けて、地域住民をはじめ地域全体で旅行者の受入れ機運を高めていくほか、SDGsの達成等、経済面、社会・文化面、環境面を総合的に考慮した地域の持続可能な観光地づくりを支援していく必要があります。
- ③アフターコロナに向けて、地域全体の観光消費を拡大し、地域の稼ぐ力を向上させるために、旅行者にとって快適な受入れ環境を整備し、観光地としての滞在価値を高めていく必要があります。
- ④旅行者の安全を確保し、安心して快適な県内の旅行を提供するため、観光防災やバリアフリー観光の推進など、安全で安心な観光地づくりに取り組んでいく必要があります。
- ⑤旅行者の満足度向上につなげるため、質の高いサービスを提供できる観光人材の育成・確保に向けて取り組む必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①拠点滞在型観光を強力に展開するため、三重ならではの観光資源を生かした体験コンテンツのさらなる発掘と磨き上げ支援に取り組むほか、三重の「食」や「食文化」に触れながら長期滞在できるガストロノミーツーリズムを推進するとともに、インバウンド向けに県内周遊を促進するSIT（Special Interest Tour、特別な目的に絞った旅行）をモデル的に実施します。
- ②旅行者にとって快適な質の高い観光地づくりを県内に推進するため、地域DMO（観光地域づくり法人）など観光関係団体に対し、デジタルマーケティングやプロモーション、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」の活用促進などの支援を行います。
- ③高付加価値旅行者層を呼び込むための受入れ環境整備を行うため、有識者の意見をふまえながら、上質な宿泊施設の誘致・整備促進や二次交通の整備について検討を行います。
- ④観光事業者や観光関係団体等を対象とした観光防災セミナーの開催など観光地における防災対策に取り組みます。また、観光事業者に対するバリアフリー観光調査や心のバリアフリー認定の取得促進などバリアフリー観光を推進します。
- ⑤観光資源の魅力を高めるためのガイドスキル向上に向けた研修を行うほか、県内の観光施設における人材不足を解消するため、就業希望者と観光事業者のマッチング支援を行います。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 観光客満足度 (県内の観光地を訪れた観光客の7段階の満足度評価で「大変満足」「満足」「やや満足」の上位3項目を回答した割合) | | 95.0% | 95.0% | 95.0% |
| | 93.5% | — | — | — |
| 県内の平均宿泊日数 (観光庁宿泊旅行統計調査に基づく、県内の宿泊施設における延べ宿泊者数を実宿泊者数で除して得た日数) | | 1.20泊 | 1.23泊 | 1.33泊 |
| | 1.20泊 | — | — | — |
| リピート意向率 (県内の観光地を訪れた観光客の「本県を再び訪れたい」と回答した割合) | | 95.0% | 95.0% | 95.0% |
| | 92.6% | — | — | — |

主な事業

①（新）上質な「みえ旅」・長期滞在促進事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 55,500千円

事業概要：長期滞在に適した「質の高い観光地づくり」を推進するため、ガストロノミー・ツーリズム、高付加価値インバウンドを対象としたSIT（Special Interest Tour）、県内の「祭り」を活用した周遊や滞在促進に取り組みます。

②（新）拠点滞在型観光推進事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 903,112千円

事業概要：三重県の魅力的な地域資源を滞在型の観光コンテンツやサービスとして磨き上げることで、旅行者の滞在時間や宿泊日数のさらなる増加を図ります。また、旅行者にとって快適な受入れ環境を整備し、観光地としての滞在価値の向上に取り組みます。

③（一部新）観光事業推進費

（第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費）

予算額：(R4) 38,865千円 → (R5) 44,412千円

事業概要：三重県観光振興基本計画に基づき、県民や多くの関係者と観光事業を推進するとともに、旅行者の動向分析に必要な観光客実態調査、観光防災、バリアフリー観光やサステイナブル・ツーリズムの推進等に取り組みます。

④観光資源活用推進事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費）

予算額：(R4) 18,042千円 → (R5) 9,207千円

事業概要：三重県観光連盟と連携し、三重県観光の公式サイトやSNS、各種媒体を活用した観光情報を発信するなど、持続的な情報発信基盤の強化に取り組みます。また、日本忍者協会への参画を通じ、三重県や伊賀市が“忍者の本場”であることを国内外に発信し、観光誘客につなげます。

施策の目標

(めざす姿)

国内外の多くの旅行者が観光の目的地として三重県を選び、県内の観光消費額が増加しています。また、旅行者データや観光統計に基づく観光マーケティング・マネジメントを行い、旅行ニーズに合わせた戦略的な観光プロモーションを展開することで、三重県ファンが増加するとともに、国内外から三重県への来訪や宿泊が増加しています。

(課題の概要)

旅行スタイルや旅行者のニーズがますます多様化していく中で、三重県が観光地として選ばれ、観光入込客数や観光消費額の増加につなげていくためには、三重県の強みを生かした首都圏、関西圏への戦略的なプロモーションに加えて、デジタル技術を活用して多様なニーズへの的確に対応していくことが求められています。

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた県内観光関連産業の早期再生のため、感染防止対策を徹底のうえ、県内への誘客や周遊を促進するための事業に取り組んでおり、引き続き、観光需要を喚起していく必要があります。
- ②旅の目的地として選ばれる三重の観光の実現に向けて、三重県観光マーケティングプラットフォームを活用し、データに基づく戦略的な観光マーケティングに取り組み、観光DXを推進していく必要があります。
- ③三重の美しい自然や食、地域の文化・歴史など、三重県ならではの魅力を多くの方々のニーズにあわせて効果的に伝えるためのプロモーションに取り組んでいく必要があります。
- ④訪日旅行の本格再開時に県内での観光消費額の増加を図るため、海外から高付加価値旅行者等の誘致に取り組む必要があります。また、大阪・関西万博など海外から多くの方が関西を訪れる機会を捉え、三重県への周遊促進に取り組んでいく必要があります。
- ⑤三重県の観光資源の認知度向上を図り、外国人旅行者を県内に誘致するため、アフターコロナにおけるニーズの変化に対応しつつ、効果的な情報発信を行う必要があります。
- ⑥県内の関係者と連携しながら、感染防止対策の徹底やオンラインとの併用など新しい生活様式に対応した会議の開催を支援することで、県内における国際会議等の開催誘致に取り組む必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しており、引き続き厳しい状況にある観光産業の再生に向け、感染症の状況や国の動向等をふまえつつ、旅行割引や地域応援クーポンの発行をはじめとする需要喚起策を継続的かつ機動的に実施することで、観光産業の早期回復に向けた切れ目のない支援を行います。
- ②三重県観光マーケティングプラットフォームを活用することで旅行者データを蓄積し、旅行者一人ひとりのニーズに合わせた One to One マーケティングに取り組むとともに、プラットフォームのデータを分析することで、戦略的な観光マーケティングを推進していきます。また、観光事業者におけるマーケティング活動を支援し、観光産業におけるDXを推進していきます。
- ③首都圏・関西圏等からの誘客を促進するため、鉄道などの交通事業者をはじめとする関係機関と連携し、発地に向けた情報発信や誘客プロモーションを戦略的に実施します。また、みえ応援ポケモン「ミジュマル」を活用した取組や令和7年に開催される大阪・関西万博を見据えた誘客促進の取組も実施します。
- ④海外から高付加価値旅行者等の誘致を進めるため、これまで三重県が注力してきた市場におけるプロモーションの実施に取り組むとともに、新たに注力すべき新市場について調査を行います。また、関西圏の広域DMOである（一社）関西観光本部等と連携し、広域周遊ルートの造成及び情報発信等に取り組めます。
- ⑤訪日旅行先としての三重県の認知度向上と誘客の増加を図るため、専門的な知見と豊富な外国人旅行者のデータを有する日本政府観光局（JNTO）と連携し、アフターコロナにおけるニーズの変化をふまえた情報発信等、効果的なプロモーションに取り組めます。
- ⑥新しい生活様式に対応した会議の開催を支援することで、国際会議等MICEの誘致に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症収束後にインバウンドの増加を図るため、産業観光の促進に向けた取組を進めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|---------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 観光消費額 (観光客が県内において支出した観光消費額(交通費、宿泊費、飲食費、入場料、土産代等)) | | 4,950億円 | 5,250億円 | 6,500億円 |
| | 3,562億円 | — | — | — |
| 県内の延べ宿泊者数 (観光庁宿泊旅行統計調査に基づく、県内の宿泊施設における延べ宿泊者数) | | 766万人 | 812万人 | 1,041万人 |
| | 518万人 | — | — | — |
| 県内の外国人延べ宿泊者数 (観光庁宿泊旅行統計調査に基づく、県内の宿泊施設における延べ外国人宿泊者数) | | 34.6万人 | 36.7万人 | 45.4万人 |
| | 1.7万人 | — | — | — |

主な事業

①（一部新）みえ観光の産業化推進事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費）

予算額：(R4) 1,816,390千円 → (R5) 1,718,544千円

事業概要：新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた県内観光関連産業の早期再生に向け、旅行需要を喚起し、観光地での消費を促進するための取組を実施します。また、三重県が観光地として選ばれ、観光入込客数および観光消費額の増加につなげていくため、三重県の強みを生かした首都圏等大都市圏への戦略的なプロモーションを実施します。

②（新）戦略的な観光マーケティング推進事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費）

予算額：(R4) —千円 → (R5) 54,000千円

事業概要：データに基づく観光マーケティングを効果的に実施できるよう、三重県観光マーケティングプラットフォームと各種プロモーションを連携させ、旅行者データの蓄積・分析を進めるとともに、旅行者一人ひとりの興味・関心に合わせた情報発信等を行う One to One マーケティングに取り組みます。

③（一部新）アフターコロナ・インバウンド復活事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費）

予算額：(R4) 51,655千円 → (R5) 312,581千円

事業概要：アフターコロナにおける海外からの拠点滞在型観光を促進するため、訪日旅行を取り扱う旅行会社等が実施する県内での宿泊や、自然・文化体験等を含んだツアーに対して支援するとともに、旅行博への出展や商談会の実施等を通じて、インバウンド誘客の早期回復を図ります。

④インバウンド誘客回復促進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費)

予算額：(R4) 8,763千円 → (R5) 8,833千円

事業概要：訪日旅行先としての三重県の認知度向上と誘客の増加を図るため、専門的な知見と豊富な外国人旅行者のデータを有する日本政府観光局（JNTO）と連携し、アフターコロナにおけるニーズの変化をふまえた情報発信等、効果的なプロモーションに取り組みます。

⑤（新）高付加価値旅行者層誘致促進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 59,000千円

事業概要：海外から高付加価値旅行者等の誘致を進めるためのプロモーションに取り組むとともに、新たに注力すべき市場の調査を行います。また、関西の広域連携DMOと連携し、関西を訪問する外国人旅行者の県内誘致に取り組めます。

⑥（新）産業観光推進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 19,877千円

事業概要：ものづくり企業などの技術や経営理念、親から子へ伝統をつなぐ継承文化などを新たな観光資源の「産業観光」として推進し、海外からのビジネス観光等の誘致に取り組めます。

施策の目標

(めざす姿)

県産品の販路拡大や観光誘客の促進などにつなげるため、大都市圏等における県内市町、関係団体、民間事業者、三重ファン等と連携した面的な情報発信やイベント実施等による戦略的なプロモーション活動が進んでいます。また、産業・地域経済の活性化につなげるため、付加価値の高い商品・サービスの創出に取り組むとともに、業種を超えた多様な連携による販売促進の取組が進んでいます。

(課題の概要)

国内のビッグイベントの機会を生かして、県産品の販路拡大や観光誘客の促進などにつなげるため、戦略的かつ効果的なプロモーションを展開する必要があります。

また、県産品の販路を拡大するため、業種を超えた多様な連携による商品やサービスなど、消費者ニーズに合わせた新たな価値の創出やそれらを担う人材の育成が求められています。

現状と課題

- ①社会経済情勢の変化や国内のビッグイベントの機会を的確に捉えながら、観光誘客や三重県の認知度の向上、県産品の販路拡大などを促進するため、市町、関係団体等と連携し、首都圏、関西圏、中部圏および海外において戦略的かつ効果的なプロモーションを展開する必要があります。また、引き続き、関係部局と連携してワーケーション推進に取り組む必要があります。
- ②首都圏においては、三重テラスを核とした三重の魅力情報の発信、県産品の販路拡大、三重ファンと連携した取組等を行っているほか、包括協定を締結した企業等との連携による物産観光展等を開催しています。引き続き、さらなる三重ファン獲得に向けた戦略的なプロモーションを進めていく必要があります。
- ③関西圏においては、令和7（2025）年に大阪・関西万博の開催、令和11（2029）年に大阪IRの開業を控え、インバウンドを含む観光需要が増大することが見込まれます。これらの動向を的確にとらえ、県産品の販路拡大や観光誘客の促進などにつなげていくため、三重県の認知度の向上に向けたプロモーション活動をさらに強化していく必要があります。
- ④伝統産業および食関連産業等は、地域の伝統や技術、原料など、三重の風土に根づいた魅力を生かした貴重な産業であることから、県産品の魅力を再認識するとともに、消費者のニーズや価値観に対応できる新たな魅力や価値を創出し、国内外への発信や販路拡大につなげていく必要があります。特に、国内市場が縮小傾向にある中、輸出の拡大に向けた支援を積極的に行う必要があります。

- ⑤一般的に伝統産業および食関連産業等は、労働生産性及び労働者の定着率が低いことから、産学官が連携し、労働環境の改善に向けた意識向上、新たな価値やサービスを創出できる人材の育成が求められています。また、県産品の販路拡大を効果的に展開するため、県内事業者の商談機能の向上が求められています。

令和5年度の実施方針

- ①市町、県内事業者、関係機関等と連携し、観光誘客や三重県の認知度の向上、県産品の販路拡大を柱とした一体的なプロモーション活動を、首都圏、関西圏、中部圏および海外において展開します。また、包括協定を締結した企業等との連携による物産観光展や商談会を開催します。さらに、ワーケーションについては、SDGsへの貢献や地域課題の解決につながる事業を展開します。
- ②首都圏においては、三重テラス第3ステージ（令和5年度～9年度）の初年度となることから、より魅力的な情報発信拠点となるよう、施設の運用を含めた運営体制の見直しをはかるとともに、さらなる観光誘客の促進、県産品の販路拡大につなげるために、三重テラスを核とした三重の魅力発信、三重ファンのさらなる拡大と連携の実施を展開します。
- ③「関西圏営業戦略」に基づき、県、市町、県内外の事業者、関係機関など官民一体となって、三重の魅力発信、観光物産展、商談会等などの実施を効果的に展開します。また、大阪・関西万博開催のチャンスを生かし、三重を知って、選んで、来て、リピーターになっていただけるよう、関西パビリオン三重県ブース（仮称）への出展準備のほか、期間限定の情報発信拠点を設置し、プロモーション活動を展開します。
- ④伝統産業および食関連産業等の多様な連携を促進し、SDGsやエシカルに加え、フードテックなどの新しい視点を取り入れた付加価値の高い商品・サービスの創出に取り組みます。また、オンラインや体験など多様な手法を活用して、背景・ストーリーとともに商品の魅力を発信するほか、国内外への販売促進につなげるため、伝統工芸品や食をはじめとする県産品フェアの開催、商談支援等を行います。
- ⑤「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、学生と企業との交流会やインターンシップ、マーケティング研修等を実施し、新たな価値やサービスを創出できる人材の育成を進めます。また、商談会等による商談機会の創出と合わせ、バイヤー等による商談スキル向上セミナー等を開催することで、県内事業者の商談機能の向上を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 首都圏・関西圏における観光旅行先としての三重県への訪問意向及び三重県産品の購入意向の割合 (首都圏・関西圏におけるアンケート調査で、「観光旅行で三重に行きたい」、「購入したい三重県産品がある」と考えている人の割合) | 65.6% | 66.0% | 68.0% | 74.0% |
| 三重テラスにおける魅力発信件数 (累計) (三重テラスにおいて、県内の市町、団体、事業者、三重の応援団・応援企業等の三重ファンと連携した情報発信やイベントの実施等により、三重の魅力発信を行った件数) | 92件 | 218件 | 378件 | 1,058件 |
| 伝統産業および食関連産業における消費者ニーズに対応した付加価値の高い商品・サービスの開発数(累計) (伝統産業および食関連産業等の地域資源を活用し、消費者ニーズの変化等に対応するため、異業種との連携等により開発された商品・サービス数) | 18件 | 38件 | 60件 | 138件 |
| 新商品や魅力あるサービスの開発など、新たな価値創出に取り組むことができる人材の育成数(累計) (県および「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」が実施する ・マーケティング研修 ・食品衛生研修 ・SNS等活用研修 等を受講し、商品やサービスの新たな価値創出に取り組むことができる人材の育成数) | 255人 | 535人 | 840人 | 1,905人 |

主な事業

①（一部新）戦略的営業活動展開推進事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 1 商工業総務費）

予算額：(R4) 9,622千円 → (R5) 13,187千円

事業概要：三重のブランド力の向上、販路拡大や県内への誘客を図るため、首都圏等において、包括協定締結企業や小売事業者等との連携により戦略的かつ効果的なプロモーションを実施します。

②（一部新）首都圏営業拠点推進事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費）

予算額：(R4) 93,761千円 → (R5) 238,501千円

事業概要：首都圏営業拠点「三重テラス」第3ステージのスタートに向け、これまでの運営上の成果や課題、社会情勢の変化をふまえ、三重の魅力発信の拠点機能をさらに強化するとともに、首都圏と三重県の様々な関係者が「つながる」ことを促進するため、施設内装の改修を含む運営体制の見直しを図ります。

③ワーケーション推進事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 1 商工業総務費）

予算額：(R4) 7,667千円 → (R5) 10,039千円

事業概要：コロナ禍の中、普及が進んでいるテレワークを活用した新しいライフスタイル・働き方として、県内の自然豊かな環境で安全かつ快適に仕事ができる「ワーケーション」の受け入れを推進し、都市部の企業・個人を誘致することで、地域の課題解決、地域経済の活性化や関係人口の増加を目指します。

④（一部新）大阪・関西万博を契機とした関西圏プロモーション強化事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 1 商工業総務費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 98,120千円

事業概要：大阪・関西万博への出展に向けた取組を着実に進めるとともに、関西圏における情報発信のあり方を検討するため、実験的な取組として期間限定の情報発信拠点を設置します。

⑤関西圏営業基盤構築事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 1 商工業総務費）

予算額：(R4) 4,762千円 → (R5) 4,419千円

事業概要：関西圏における三重県の認知度向上につなげるため、情報発信の強化、県産品の販路拡大、観光誘客の促進、U・Iターン就職及び移住の促進、企業誘致、関西圏のネットワークの充実強化に取り組みます。

⑥伝統産業・地場産業のエシカル商品販売促進事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費）

予算額：(R4) 6,016千円 → (R5) 5,986千円

事業概要：多様な主体が協働した付加価値の高いエシカル商品の開発に取り組むとともに、首都圏等において、エシカル商品の販売や魅力発信を行うことで、県内伝統産業や地場産業の商品開発力、販売力の強化に取り組みます。

⑦「みえの食」儲かる輸出ビジネスサポート事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 1 商工業総務費)

予算額：(R4) 15,608千円 → (R5) 11,955千円

事業概要：三重県農林水産物・食品輸出促進協議会と連携し、海外に商流を持つバイヤーとの商談会、海外現地でのテストマーケティングの実施など、県産品の海外販路開拓を支援します。また、商談会と連携した研修会等を実施することで、県産品の訴求力の向上及び実践を通じた商談力の向上に取り組めます。

⑧食のローカル・ブランディング推進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費)

予算額：(R4) 10,155千円 → (R5) 6,799千円

事業概要：県産品の販路開拓支援及び県内事業者の商品企画力・販売力の強化に取り組むため、事業者間との多様な連携を推進し、洗練された商品やサービスの創出を図ります。また、出展型交流会やオンラインを導入した事前マッチング型商談会を開催することで、新たな商品等の販路拡大に取り組めます。

⑨(一部新)食の高度人材育成交流事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費)

予算額：(R4) 804千円 → (R5) 14,481千円

事業概要：都市圏等からトップシェフやイノベーターを講師に迎え、県内の料理人及びホテル・飲食店の経営者等を対象とした連続講座を開催することで、県内の食関連人材の育成を図るとともに、「食」を核とした地域の魅力向上に取り組めます。

【主担当部局：農林水産部】

施策の目標

(めざす姿)

米・麦・大豆のほか、野菜、柑橘、茶といった園芸品目、さらには牛肉や豚肉、鶏肉、卵といった畜産物など、県産農畜産物の安定的な供給が進み、県民の皆さんの「食」における多様な需要に対応しています。また、新規就農者はもとより、従事者の確保が図られながら、担い手による大規模経営が拡大するとともに、小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業が営まれるよう、県産農畜産物の生産性の向上や農業経営の発展による収入の確保および働きやすい労働環境の整備が進んでいます。さらに、農業の持続性が確保された地域の拡大を図るため、農地の集積・集約化に向けた生産基盤の整備が進んでいます。加えて、県産農畜産物について、消費者に魅力が発信され、国内外における取扱い先が拡大しています。

(課題の概要)

農業の法人化や農地集積により経営規模の拡大が進む一方で、中小家族経営の農家における高齢化が進行しており、労働力の不足が見込まれることから、県産農畜産物の供給量の減少が懸念されています。

現状と課題

- ①「三重の水田農業戦略 2020」等に基づき、主食用米の円滑な生産調整とともに、需要に応じた米・麦・大豆など水田作物の生産拡大や販売促進に取り組んでいます。今後も、水田作物の生産体制の強化や販売拡大を図る必要があります。特に、米については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響も加わり消費の減少・米価の下落が顕著なことから、県産米の需要拡大を図るとともに、価格が高騰する小麦の代替として、需要が増加傾向にある米粉用米の生産拡大を進める必要があります。
- ②柑橘については、生産性の向上や高品質な果実の供給量の拡大に向け、優良品種の導入やスマート技術の現場実装に取り組むとともに、首都圏での販売に加え、タイや台湾への輸出を進めています。引き続き、柑橘の生産性向上や販売促進を図るとともに、令和5年に三重県で開催される全国カンキツ研究大会を契機として、産地における取組を発信し、産地の発展につなげる必要があります。
- ③茶については、令和3年度に策定した「伊勢茶振興計画」に基づき、生産者の所得向上に向け、生産性の向上など地域ごとの課題の解決を図る産地構造改革プロジェクトを推進するとともに、伊勢茶の消費拡大に向け、伊勢茶マイボトルキャンペーンのほか、新たな伊勢茶商品やサービスの開発、UAEやベトナムなど海外における販路開拓、伊勢茶の歴史・文化を活用した食育活動に取り組んでいます。今後も引き続き、「伊勢茶振興計画」に基づいて、需要に対応しながら、生産者の所得向上と伊勢茶の消費拡大を図る必要があります。
- ④野菜については、生産者の経営安定に向け、野菜価格安定対策に取り組むとともに、生産を拡大するための施設の整備を促進しています。引き続き、生産者の経営安定や生産拡大を図る必要があります。

- ⑤花き花木については、効率的な物流体制の構築に向け、南勢地域の生産者や運送会社とともに鉢花や観葉植物を対象として検討に取り組むとともに、需要の拡大に向け、小中学校等を対象とする花壇コンクールを通じた「花育」活動や関東東海花の展覧会への出品による首都圏でのPRに取り組んでいます。引き続き、県産花き花木の物流の効率化や需要拡大を図る必要があります。
- ⑥環境に配慮した生産方式の拡大に向け、産地における地力の維持増進とともに、IPM（総合的病害管理）や有機農業などの取組を促進しています。今後は、化学肥料の供給不足や一層の価格高騰が懸念されることから、化学肥料を削減し有機質肥料の活用を拡大するなど、国が展開する「みどりの食料システム戦略」に対応した持続可能な農業生産の取組をさらに拡大する必要があります。
- ⑦畜産業では、飼料価格の高騰や和牛子牛価格の高止まりなど厳しい経営環境が続いています。今後も、畜産経営の持続的発展に向け、耕種農家や飼料販売事業者等の異業種と連携し、飼料や子牛の自給体制の構築をはじめ、一層の低コスト化や省力化、高付加価値化を進めるとともに、県産畜産物のサプライチェーンを構築していく必要があります。
- ⑧豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生とまん延の防止に向け、畜産農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底や防疫対策を推進しています。今後も、農場の防疫体制を強化するほか、豚熱については、感染源の一つである野生イノシシの感染拡大の防止を図る必要があります。
- ⑨担い手への農地集積を加速化するため、市町や農業委員会、農業会議と連携し、集落の話し合いを促しながら、農家における国の農地中間管理事業の活用を促進しています。また、法人化や後継者への事業継承など農業経営体の経営発展に向けた支援に取り組んでいます。今後は、農地集積の関連法令等の改正に伴い必須となった、市町における「地域計画」の策定等をサポートする体制の強化を図る必要があります。また、担い手となる農業経営体の経営が継続し発展していくよう、これまでの取組に加え、合併や第三者への事業継承など経営の集約を進めるとともに、農作業の省力化や生産性の向上に向け、スマート技術の導入や技術習得の円滑化を図る必要があります。
- ⑩新規就農者の確保・育成に向け、農業大学校における農業教育、就農希望者への相談対応、就農計画の策定や資金の借入れサポートなど、就農準備から経営開始・定着に至るまでの支援に取り組んでいます。また、雇用力のある農業法人などを育成するため設置している「みえ農業版MBA養成塾」において、農業ビジネス人材の育成に取り組んでいます。引き続き、新規就農者の確保・定着に向けたきめ細かなサポートに取り組むほか、経営感覚に優れた人材の育成を図る必要があります。
- ⑪兼業農家をはじめ、小規模な家族農業の収入確保に向け、米の生産安定と品質向上を図るため、ドローンを活用した肥料散布などスマート技術を活用した栽培実証に取り組んでいます。今後も、小規模な家族農業が継続できるよう、スマート技術を活用し、省力化などを図る必要があります。
- ⑫家族農業の継続に向け、農繁期等に労働力が不足する農家と地域に存在する兼業や副業を志向する人材（ワンデイワーカー）とをマッチングする取組を進めています。今後も、家族農業における労働力不足を補うための仕組みづくりを早急に進める必要があります。

- ⑬効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、担い手への農地集積・集約化等を通じた生産コストの低減や高収益作物への転換等を促進することが重要なことから、引き続き、営農の高度化・効率化に向けた生産基盤の整備を進めるとともに、農業水利施設の機能が安定的に発揮できるよう、施設を適切に保全管理していく必要があります。
- ⑭県産農産物等について、都市圏のホテル・レストランを対象としたプロモーションや県内量販店等と連携した販売促進、食に関連するさまざまな事業者が連携した新たな商品開発の促進に取り組んでいます。また、市町や学校など多様な主体と連携し、幅広い年代を対象とした食育の取組を進めています。引き続き、さまざまな事業者と連携しながら、県産農産物等のブランド力や知名度の向上を図るほか、県内外、さらには国外における販路の拡大に取り組むとともに、健全な食生活の実現や県産農産物等の消費拡大につながるよう食育活動等を進める必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①「三重の水田農業戦略 2020」等に基づき、引き続き、主食用米の生産調整を円滑に促進するため、需要に応じた麦や大豆などの生産の安定化を図ります。また、県産米の販売促進に向け、県内の宿泊事業者を通じ、それぞれの顧客に対しPRする取組を進めるとともに、「結びの神」や「伊賀米」を中心に、首都圏や関西圏において販売促進活動に取り組めます。さらに、価格が高騰する小麦の代替として、需要が増加傾向にある米粉用米の生産拡大を図ります。
- ②柑橘について、引き続き、需要に対応した優良品種の導入や果実の日焼け防止に向けたマイクロスプリンクラーなどスマート技術の現場実装に取り組むとともに、海外等における安定的な販路の構築に取り組めます。また、令和5年に三重県で開催される全国カンキツ研究大会において、本県における産地の取組を発信するとともに、柑橘生産者の交流を促進します。
- ③茶について、「伊勢茶振興計画」に基づき、生産者の所得向上と伊勢茶の消費拡大を図るため、地域ごとの実情に応じた課題解決のための産地構造改革プロジェクト活動や伊勢茶マイボトルキャンペーンを推進するとともに、民間事業者による伊勢茶の新たな商品やサービスの開発・提供、海外における販路の構築、伊勢茶に係る歴史・文化を活用した食育活動に取り組めます。
- ④野菜について、引き続き、生産者の経営安定を図るため、野菜価格安定対策を進めるとともに、生産拡大を図るため、生産施設の整備を促進します。
- ⑤花き花木について、鉢花や観葉植物の効率的な物流体制の構築に向け、生産者や運送事業者と連携し検討を継続するとともに、需要拡大に向け、小中学校等での「花育」活動、関東東海花の展覧会への出品を通じた首都圏でのPRに取り組めます。
- ⑥化学肥料の価格高騰や国が進める「みどりの食料システム戦略」に対応し、化学肥料の使用量を削減し有機質肥料を円滑に利用できる地域体制の構築に取り組むほか、有機農業など環境にやさしい持続的な営農活動の促進およびそれらを推進する人材の確保・育成に取り組めます。

- ⑦畜産経営の持続的発展に向け、飼料の価格高騰に対応するため、トウモロコシの生産・供給体制や食品製造副産物をエコフィードとして利用する体制の構築など自給飼料を確保していく取組を進めるとともに、生産性の向上に向けた畜産施設の整備を通じて、畜産事業者を核にさまざまな関係事業者が連携する高収益型畜産連携体の育成を図ります。また、県産ブランド和牛を中心に、海外におけるサプライチェーンの構築に取り組みます。
- ⑧豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生とまん延の防止に向け、生産者における飼養衛生管理基準の遵守・徹底を図るとともに、防疫対策の推進に取り組みます。また、豚熱の感染源の一つである野生イノシシの豚熱検査や経口ワクチンの散布に取り組みます。
- ⑨農業経営体の経営が将来にわたって継続していくよう、市町による地域計画の策定や大規模化に向けた農地集積を促進するための地域推進体制の強化に取り組むとともに、農業法人による合併や第三者への事業継承などを選択肢として経営体同士をマッチングするなど、農業経営の集約化に向けた取組を進めます。また、農業の生産性と働く場としての魅力の向上を図るため、農業・畜産研究所と農業改良普及センターを中心に産学官が連携しながら、スマート技術の現場実装に取り組みます。
- ⑩新規就農者の確保・定着を図るため、職業選択から就農準備、経営開始、定着までの各ステージにおいて、新規就農者それぞれに応じたきめ細かな支援に取り組むとともに、優れた農業ビジネス人材の確保に向け、「みえ農業版MBA養成塾」の効果的な運営と一層のPRに取り組みます。
- ⑪小規模な家族農業の継続に向け、稲作収入の向上を図るため、ドローンによる効率施肥などスマート技術を取り入れた高品質米の省力化・低コスト化栽培技術のモデル実証に取り組みます。
- ⑫農繁期に労働力が不足する小規模な家族農業を支援するため、短時間労働が可能な人材と家族農業をマッチングするワンデイワーク（短日・短時間労働の提供）の実証を進め、労働力確保の仕組みづくりに取り組めます。
- ⑬効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、スマート農業に適したほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化など農業生産基盤の整備と農業水利施設の保全管理に計画的に取り組めます。
- ⑭県産農産物等について、県内外および国外への販路を拡大するため、飲食業や宿泊業、卸売・小売業に加え、交通関連事業者などさまざまな事業者と連携し、品目の特性や生産状況に応じた販売チャンネルの拡大に取り組めます。また、消費者に向け、県産農産物等を活用した新たな価値を提供するため、生産者、食品関連事業者が連携した商品開発等のプロジェクトを推進するとともに、直売や加工といった生産者の6次産業化の取組を促進します。さらに、多様な主体と連携した食育活動に取り組めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 農業産出等額 (農産物および加工農産物の生産額の合計(経営所得安定対策による交付金等を含む)) | | 1,162億円 (3年) | 1,171億円 (4年) | 1,198億円 (7年) |
| | 1,153億円 (2年) | — | — | — |
| 認定農業者のうち、年間所得が500万円以上の経営体の割合 (認定農業者のうち、年間所得が他産業従事者の平均所得以上を確保している経営体の割合) | | 35% (4年度) | 37% (5年度) | 42% (8年度) |
| | 30.2% (3年度) | — | — | — |
| 基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率 (パイプライン化などの高度な生産基盤の整備を実施した地区における担い手への農地集積率) | | 51.7% (4年度) | 55.2% (5年度) | 65.7% (8年度) |
| | 48.3% (3年度) | — | — | — |
| 県産農畜産物の新たな取引件数(累計) (販路拡大により、国内外の食の関連事業者に新たに採用された県産農畜産物の件数) | | 40件 (4年度) | 55件 (5年度) | 100件 (8年度) |
| | 26件 (3年度) | — | — | — |

主な事業

①三重の水田農業構造改革総合対策事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 6 農作物対策費)

予算額：(R4) 252,258千円 → (R5) 430,202千円

事業概要：新たなマーケットに対応した米・麦・大豆等の生産拡大や販売促進を進めるとともに、国の経営所得安定対策を活用した米の生産調整の推進や優良種子の安定供給などに取り組みます。

②アンバサダーマーケティングによる県産米消費拡大推進事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 6 農作物対策費)

予算額：(R4) 5,200千円 → (R5) 3,980千円

事業概要：県産米の消費拡大に向け、県産米を積極的に活用していただいている県内の宿泊事業者等を通じ、県内外の顧客に対して県産米をPRするため、「アンバサダーマーケティング」の手法を活用した取組を実施します。また、県内外の量販店等における消費者へのPRなどを通じて、県産米の販売拡大を図ります。

③（新）三重の水田農業を守る米粉生産拡大推進事業

（第6款 農林水産業費 第1項 農業費 6 農作物対策費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 2, 500千円

事業概要：主食用米の生産調整の拡大や小麦の価格高騰に対応し、中山間地域など米以外の作物への作付転換が困難な水田が多い地域を中心に、本県の気象条件などに適した米粉用米の生産拡大に向けた実証ほを設置するとともに、加工適性の評価に取り組みます。

④園芸特産物生産振興対策事業

（第6款 農林水産業費 第1項 農業費 6 農作物対策費）

予算額：(R4) 432, 131千円 → (R5) 312, 425千円

事業概要：園芸品目の生産振興に向け、生産施設等の整備や野菜の価格安定対策、県内外における花き花木などの消費拡大、国の「みどりの食料システム戦略」に対応した持続可能な農業生産につながる取組を推進します。また、三重県で開催する「全国カンキツ研究大会」において、生産者の交流促進を図るとともに、本県産地における取組を発信します。

⑤伊勢茶を愛する県民運動展開事業

（第6款 農林水産業費 第1項 農業費 6 農作物対策費）

予算額：(R4) 8, 000千円 → (R5) 6, 400千円

事業概要：伊勢茶産地の振興に向け、地域課題解決のための産地構造改革プロジェクトを推進するとともに、県内外において伊勢茶の消費拡大を図るため、宿泊事業者や茶業関係者と連携した、伊勢茶に係る歴史・文化の展示や体験企画の実施、民間事業者による伊勢茶を活用した多様な商品やサービスの開発促進に取り組みます。

⑥農業環境価値創出事業

（第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12 農業経営対策費）

予算額：(R4) 21, 862千円 → (R5) 26, 787千円

事業概要：有機農業やIPM（総合的病害虫・雑草管理）、堆肥など有機物の農地への施用といった、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動を促進します。

⑦高収益型畜産連携体育成事業

（第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 1 畜産振興費）

予算額：(R4) 487, 095千円 → (R5) 640, 095千円

事業概要：畜産業の持続的発展に向け、生産性向上のための畜産施設等の整備を促進することにより、高収益型畜産連携体の育成を図ります。

⑧（新）飼料の自給体制構築事業

（第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 1 畜産振興費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 6, 775千円

事業概要：価格高騰や調達困難が懸念されている飼料を将来にわたって安定的に確保していくため、耕種農家による子実用トウモロコシの供給や食品メーカーから出る食品製造副産物をエコフィードとして利用する取組を進めることで、飼料の自給体制の構築を図ります。

⑨（新）有機質肥料の自給体制構築事業

（第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 1 畜産振興費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 5, 000千円

事業概要：価格高騰や入手困難が懸念されている化学肥料から、県内畜産農家等が供給する堆肥を原料とする有機質肥料へと使用の転換を進めるため、有機質肥料の製造機械やほ場への散布機械の導入を促進するとともに、有機質肥料を使った栽培実証に取り組みます。

⑩（新）県産ブランド和牛の輸出サプライチェーン構築支援事業

（第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 1 畜産振興費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 10, 180千円

事業概要：輸出拡大による県内畜産業の収益確保と経営継続を図るため、輸出候補国で開催される食品見本市や展示会への出展、県内事業者と現地事業者とのBtoBマッチングの機会創出により、新たなサプライチェーンの構築につなげます。

⑪家畜衛生危機管理体制維持事業

（第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 2 家畜保健衛生費）

予算額：(R4) 242, 449千円 → (R5) 156, 340千円

事業概要：家畜保健衛生所の設備・備品の更新やメンテナンス等を行うとともに、野生イノシシの調査捕獲に取り組みます。

⑫家畜衛生防疫事業

（第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 2 家畜保健衛生費）

予算額：(R4) 626, 112千円 → (R5) 572, 907千円

事業概要：農場への定期巡回や立入検査等による監視指導を強化するとともに、引き続き、飼養豚に対する豚熱ワクチンの接種や野生イノシシの豚熱検査による感染状況の確認に取り組みます。

⑬（新）農業経営集約化促進事業

（第6款 農林水産業費 第1項 農業費 13 農林漁業経営体育成費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 5, 098千円

事業概要：地域の農業の持続的な発展に向け、組織的な農業法人を確保・育成していくため、家族労働による個人農家や1戸で構成される農業法人、オペレーターが高齢化している集落営農組織を中心に、合併や統合、組織的な農業法人や異業種企業などへの事業承継を進めることで、農業経営の集約化を図ります。

⑭農業経営近代化資金融通事業

（第6款 農林水産業費 第1項 農業費 7 農水金融対策費）

予算額：(R4) 77, 981千円 → (R5) 93, 959千円

事業概要：農業者が経営改善を図るために必要な資金の調達を支援します。特に、コロナ禍において資材等の価格高騰により、影響を受けた農業者の経営継続を別途融資枠を設けて支援します。

⑮三重の農業若き匠の里プロジェクト総合対策事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 5 農林漁業担い手対策費)

予算額：(R4) 6, 801千円 → (R5) 4, 187千円

事業概要：県農業大学校に設置した「みえ農業版MBA養成塾」において、雇用型インターンシップと合わせ、経営学やフードマネジメントなどの講座を組み合わせた質の高い研修プログラムのもと、若き農業ビジネス人材の育成に取り組みます。

⑯家族農業プロジェクト生産技術向上推進事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 4 農業振興費)

予算額：(R4) 2, 645千円 → (R5) 1, 993千円

事業概要：家族農業の収益確保に向け、米の生産安定と品質向上および作業の省力化を図るため、ドローンなどのスマート技術を取り入れた栽培実証と効果的な技術の普及に取り組みます。

⑰農業におけるワンデイワーク等多様な人材活用推進事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 4 農業振興費)

予算額：(R4) 2, 662千円 → (R5) 2, 030千円

事業概要：小規模な家族農業における農繁期を中心とした労働力不足に対応するため、副業など短時間労働を志向する人材を求人アプリ等で募集し活用を図るワンデイワーク（短日・短時間労働の提供）の実証を進め、労働力確保の仕組みづくりにつなげます。

⑱高度水利機能確保基盤整備事業

(第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2 土地改良費)

予算額：(R4) 1, 230, 862千円 → (R5) 3, 097, 566千円

(参考：(R4) 2, 590, 462千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：農地を集積し大規模経営に取り組んでいる農業経営体の効率的な営農の実現に向け、ほ場の大区画化や用水路のパイプライン化などの農業生産基盤の整備に計画的に取り組みます。

⑲（一部新）大阪・関西万博を見据えた農林水産物販売チャンネル拡大推進事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 2 農林水産振興費)

予算額：(R4) 3, 334千円 → (R5) 10, 914千円

事業概要：三重県が誇る農畜産物等を生かして、関西圏等のホテル・飲食店等へのプロモーションや三重県フェアの開催、県内のホテル・飲食店等と連携したメニューの提供などに取り組み、大阪・関西万博を見据えた県産農畜産物等のさらなる魅力発信と、新たな販売チャンネルの拡大を図ります。

⑳（新）みえの伝統農産物等の魅力発信・地域交流促進事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 2 農林水産振興費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 10, 000千円

事業概要：「みえの伝統野菜」等の県産農産物等を生かして、レシピコンテストや県内飲食店と連携したフェアを開催することで魅力発信や需要喚起を行うとともに、産地見学等のイベントを実施することで消費者と生産者との交流を促進します。

⑳戦略的ブランド化推進事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 2 農林水産振興費)

予算額：(R4) 10,818千円 → (R5) 2,329千円

事業概要：県産農畜産物等のブランド力向上と三重県のイメージアップを図るため、特に優れた県産品およびその生産者を「三重ブランド」として認定して情報発信するほか、専門家の派遣や研修会の開催により、ブランド化をめざす事業者を支援します。

㉑みえフードイノベーション総合推進事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 4 農業振興費)

予算額：(R4) 42,841千円 → (R5) 58,492千円

事業概要：県産農畜産物等の価値向上と販路の拡大に向け、新たな商品やサービスの開発を促進するため、生産者や食品関連事業者、大学などのさまざまな主体が参画し連携する「みえフードイノベーション・ネットワーク」におけるプロジェクト活動を進めます。また、6次産業化に取り組む事業者が抱える課題を解決するため、三重県農山漁村発イノベーションサポートセンターと連携し、きめ細かな支援に取り組めます。

㉒食で生みだす絆づくり・輪づくり推進事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 2 農林水産振興費)

予算額：(R4) 3,041千円 → (R5) 6,445千円

事業概要：地元の農業や農畜産物等が持つ価値を県民の皆さんに提供するため、「第4次三重県食育推進計画」に基づき、市町や学校など多様な主体と連携し、食育や地産地消に関する情報発信や県産農畜産物等を活用した給食用加工品の検討・開発に取り組めます。

施策の目標

(めざす姿)

公益的機能を重視した環境林においては、森林環境譲与税等を活用した公的な主体による適正な森林管理が実行されています。また、持続的な木材生産のための生産林においては、カーボンニュートラルにつながる「植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のため、生産性向上や林業人材の確保・育成が進んでいます。さらに、県民の目にふれやすい公共施設の木造化を進めるとともに、住宅、身のまわりの生活用品など、さまざまな場面において県産材の利用を進めるため、県民の皆さんが県産材の良さや木材利用の意義を理解しています。

(課題の概要)

林業および森林づくりにおいて、森林資源の大半が利用期を迎える一方で、木材需要や林業従事者の減少により、適正な管理が行われない森林が増加することで、森林の有する公益的機能の低下が懸念されています。

現状と課題

- ①管理不足の森林の増加によって、水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能が十分に発揮されないことが懸念されるとともに、地球環境の変化により自然災害の発生リスクが高まっています。こうした中、森林環境譲与税等を活用した森林整備を促進するとともに、災害に強い森林づくりに向けた取組を進めているところであり、引き続き、これらの取組を着実に進めていく必要があります。
- ②令和4年8月に「Jークレジット制度」が改正され、森林由来のクレジット創出に必要な要件が緩和されました。こうした中、カーボンニュートラルの実現に貢献する森林整備を促進するため、Jークレジット制度の有効活用に取り組んでいく必要があります。
- ③林業の働く場としての魅力や生産性の向上に向けて、スマート技術の現場実装等に取り組んでいます。引き続き、労働災害発生率の軽減や生産性の向上を図るため、林業のスマート化を推進するとともに、林業・木材産業の競争力強化に向けて、木材の生産基盤の整備を進めていく必要があります。
- ④県内の森林資源の大半が本格的な利用期を迎えている一方で、住宅着工戸数が伸び悩んでいます。こうした中、住宅等の建築物だけでなく、日常生活や事業活動の幅広い場面で県産材の利用を促進していく必要があります。
- ⑤開講から4年目を迎えた「みえ森林・林業アカデミー」において人材育成を進めています。SDGsやカーボンニュートラルへの貢献など、森林・林業への関心が高まる中、引き続き、森林・林業の振興や地域の活性化につなげるため、社会情勢の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代を担う林業人材を確保・育成していく必要があります。

- ⑥森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりに向けて、「みえ森林教育ビジョン」に基づく取組を進めています。引き続き、森林教育の裾野の拡大や子どもから大人まで一貫した教育体系の構築に取り組み、森林づくりや木づかいを支える人材を育成していく必要があります。

令和5年度取組方向

- ①森林環境譲与税等を活用した森林整備がこれまで以上に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」を通じた市町の業務推進への支援や、少花粉スギおよびスギ・ヒノキ特定母樹の種子の生産体制の強化等に取り組みます。また、災害に強い森林づくりに向けて、「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出やライフライン沿いの危険木の事前伐採を進めます。
- ②カーボンニュートラルの実現に貢献する森林整備を促進するため、J-クレジットの申請に必要な森林情報基盤の整備や、林業DXを活用した県行造林でのモデル的な認証取得の取組を進めるとともに、J-クレジット制度の利用拡大を図るための普及啓発に取り組みます。
- ③林業の働く場としての魅力や生産性の向上を図るため、産学官が連携してスマート技術の現場実装に取り組みます。また、林業・木材産業の競争力強化に向けて、効率的な木材生産活動のための林道の整備や林業研究所における研究開発、需要者ニーズに対応できる木材加工流通施設等の整備への支援を進めます。
- ④「みえ木材利用方針」に基づき、建築物や日常生活・事業活動など、幅広い場面における木材利用を推進するため、県産材を目に見える形で活用した魅力的な建築物のコンクールや日常生活において使用する県産木製品のコンテストの実施など情報発信に取り組みます。
- ⑤新規就業者の確保に向けて、首都圏での林業就業セミナーや県内における林業体験ツアー、高校生を対象とした林業経営体との就業相談会の開催等に取り組みるとともに、「みえ森林・林業アカデミー」を中心に適正な森林管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った人材を育成する体系的な研修を提供し、就業希望者から既就業者までの一貫した人材の確保・育成に取り組みます。
- ⑥森林づくりや木づかいを支える人材の育成に向けて、「みえ森林教育ビジョン」に基づき、小学生向けの森林教育プログラムの作成や自然環境キャンプの指導者養成講座の開催等に取り組みます。また、森林教育等の活動の相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、学校や地域での活動の支援に取り組みます。

| KPI（重要業績評価指標） | | | | |
|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 公益的機能増進森林整備面積（累計） （森林の公益的機能を高めることを目的として、県や市町など公的な主体が実施した間伐等の面積） | | 7,700ha (4年度) | 10,900ha (5年度) | 22,540ha (8年度) |
| | 5,258ha (3年度) | — | — | — |
| 県産材素材生産量 （県内で生産される木材の供給量） | | 410千m ³ (4年度) | 415千m ³ (5年度) | 424千m ³ (8年度) |
| | 398千m ³ (3年度) | — | — | — |
| 公共施設の木造化率 （県が整備する低層の公共建築物（危険物貯蔵など施設の目的、機能等から木造化が困難な施設は除く）の木造化率） | | 100% (4年度) | 100% (5年度) | 100% (8年度) |
| | — | — | — | — |
| 木づかい宣言事業者数（累計） （三重県木づかい宣言事業者登録制度に基づき登録を行う事業者の数） | | 32者 (4年度) | 40者 (5年度) | 64者 (8年度) |
| | 30者 (3年度) | — | — | — |

主な事業

①新たな森林経営管理体制支援事業

（第6款 農林水産業費 第4項 林業費 9 森林総務費）

予算額：(R4) 47,022千円 → (R5) 53,510千円

事業概要：森林環境譲与税等を活用した森林整備がこれまで以上に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」を通じた市町の業務推進への支援や、少花粉スギおよびスギ・ヒノキ特定母樹の種子の生産体制の強化等に取り組みます。

②造林事業

（第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5 造林費）

予算額：(R4) 416,074千円 → (R5) 422,590千円

事業概要：森林の有する多面的機能の維持・増進や持続的林業生産活動の推進、およびカーボンニュートラルの実現に貢献するため、搬出間伐や主伐後の再造林などの森林整備、獣害防護柵、森林作業道の整備等を支援します。

③みえ森と緑の県民税市町交付金事業

（第6款 農林水産業費 第4項 林業費 8 緑化対策費）

予算額：(R4) 629,570千円 → (R5) 590,452千円

事業概要：「みえ森と緑の県民税」を活用し、市町が創意工夫した森林づくりの施策を展開するとともに、面的な森林整備や植栽地の獣害防止等の流域の防災機能を強化する対策、ライフライン沿いの危険木を事前伐採する対策に、県と市町が連携して取り組めるよう交付金を交付します。

④災害に強い森林づくり推進事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5 造林費)

予算額：(R4) 380,000千円 → (R5) 359,548千円

事業概要：「みえ森と緑の県民税」を活用し、「災害に強い森林づくり」を進めるため、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出や、溪流内に堆積した土砂や流木の除去を行います。

⑤(新)カーボンニュートラルの実現に向けた林業DX展開事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 9 森林総務費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 22,700千円

事業概要：J-クレジットの申請に必要な森林情報基盤の整備や、林業DXを活用した県行造林でのモデル的な認証取得の取組を進めるとともに、J-クレジット制度の利用拡大を図るための普及啓発に取り組みます。

⑥森林情報基盤整備事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 9 森林総務費)

予算額：(R4) 153,225千円 → (R5) 160,118千円

事業概要：災害に強い森林づくりを効果的に進めるため、航空レーザ測量を実施して森林資源等の詳細な情報を取得し、客観的な評価に基づく整備が必要な森林の把握等を行います。

⑦LPWAN等を活用したスマート林業推進事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 9 森林総務費)

予算額：(R4) 9,763千円 → (R5) 7,810千円

事業概要：低消費電力かつ長距離通信技術であるLPWAN通信を活用した労働安全性の向上や、スマート技術を活用した生産性向上の取組成果の検証と普及を行うとともに、スマート林業の導入に取り組む事業者を支援します。

⑧林道事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 6 林道費)

予算額：(R4) 832,180千円 → (R5) 941,930千円

(参考：(R4) 1,000,180千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：木材の生産や搬出に必要な林道および災害時に市町道等の代替路となる林道を開設するとともに、輸送力の向上と通行の安全の確保等を図るため、既設林道の改良等を実施します。

⑨(一部新)「もっと県産材を使おう」推進事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費)

予算額：(R4) 10,964千円 → (R5) 33,159千円

事業概要：県産材の利用拡大を図るため、「三重の木」等県産材の情報発信や首都圏等都市部でのPR活動のほか、木造非住宅建築物の設計支援、県産材を活用した建築物のコンクール等に取り組みます。

⑩豊かな暮らしを創る身近な「三重の木づかい」推進事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費)

予算額：(R4) 9,916千円 → (R5) 7,919千円

事業概要：「みえ木材利用方針」に基づき、さまざまな形で暮らしの中に木を取り入れていくため、日常生活において使用する県産木製品のコンテストや、木製品を題材にした森林の循環利用とSDGsとの関係を学ぶツアーの開催等に取り組みます。

⑪(一部新)林業担い手総合対策事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 1 林業総務費)

予算額：(R4) 3,422千円 → (R5) 8,658千円

事業概要：林業への新規就業者を確保するため、首都圏等での就業相談会やセミナーの開催、高校生を対象とした職場体験研修や就業相談会等を開催します。また、林業の労働安全性を高めるための指導員の養成や巡回指導を支援します。

⑫みえ森林・林業アカデミー運営事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 1 林業総務費)

予算額：(R4) 42,798千円 → (R5) 44,941千円

事業概要：「みえ森林・林業アカデミー」において、主に既就業者を対象とした基本コース、市町職員向け講座を実施するとともに、中大規模の木造建築物の設計講座など、専門的、実践的な知識や技術を学べる選択講座を運営することで、次代を担う林業の人材育成を行います。

⑬森を育む人づくりサポート体制整備事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 8 緑化対策費)

予算額：(R4) 76,369千円 → (R5) 76,900千円

事業概要：子どもから大人まで一貫した森林教育を進めるため、各年代・対象に応じた講座や森林教育シンポジウムの開催、小学生向け森林教育プログラムの作成等に取り組みます。また、学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、指導者の育成を行うほか、既存施設を活用した森林教育の場づくりに取り組みます。

施策の目標

(めざす姿)

県産水産物の安定供給につなげるため、気候変動に対応した養殖品種の改良や管理技術の開発、科学的知見に基づいた水産資源の適切な管理、新規就業者の定着が進んでいます。また、漁村の活力が高まり、持続的な水産業が行われるよう、漁港施設の耐震・耐津波対策をはじめとする生産基盤の整備が進んでいます。加えて、県産水産物について、消費者に魅力が発信されるよう、国内外における取扱い先が拡大しています。

(課題の概要)

漁業従事者の減少や高齢化に加え、気候変動による海洋環境の変化や水産資源の低迷など、厳しい状況が続いていることから、水産物の供給量の減少が懸念されています。

現状と課題

- ①本県の海面養殖業は、高水温化や餌不足などの海洋環境の変化により、収穫量が減少し、事業継続が厳しくなっていることから、高水温に耐性がある品種や養殖管理技術の開発等に取り組んでいます。引き続き、海洋環境の変化に適応した養殖業の確立に向け、技術開発等を進める必要があります。
- ②伊勢湾では、水質の改善が図られる一方で、黒ノリの生育に必要な栄養塩類不足による色落ち被害や、アサリをはじめとする水産資源の減少が深刻になっています。このため、きれいで豊かな伊勢湾の再生に向け、流域下水処理場の栄養塩類管理運転の効果調査や、色落ちしにくい黒ノリ品種の開発、干潟・浅場の造成等に取り組んでいます。引き続き、これらの取組を進めるとともに、特に、被害が大きい黒ノリの色落ち対策を強化する必要があります。
- ③海女漁業の主な漁獲物であるアワビをはじめ、多くの沿岸水産資源の漁獲量が減少していることから、科学的知見をふまえた資源評価に基づく漁業者による適切な資源管理の促進や、重要魚種の種苗生産と放流等に取り組んでいます。引き続き、水産資源の維持および増大に向け、資源評価対象種の拡大や効果的な種苗放流に取り組む必要があります。
- ④燃油・漁業用資材・養殖用配合飼料の価格高騰や漁業生産量の減少の影響を受けた漁業者に対し、経営支援や漁業コストの低減に向けた支援に取り組んでいます。引き続き、燃油の高騰などの影響を受けた漁業経営の維持やスマート技術の活用による生産性の向上に取り組む必要があります。
- ⑤新たな担い手の確保・育成に向け、就業相談や漁師塾への支援等に取り組むとともに、本年度から、本県の漁業等についてオンラインで学べる「みえ漁師 Seeds」を運営しています。引き続き、担い手の円滑な確保・育成のため、取組を充実させていく必要があります。
- ⑥南海トラフ地震発生の緊迫度が増すとともに、大型化する台風や豪雨による自然災害が頻発・激甚化する中、多くの漁港施設の老朽化が進んでいることから、防災・減災に向けた施設の機能強化を進めています。引き続き、防災・減災に向けた取組を計画的に進めていく必要があります。

- ⑦水産生物の生息場や水質浄化機能など、重要な役割を担っている藻場の減少が進んでいることから、その要因の把握や、食害防止対策の検討、沿岸域での藻場造成等に取り組むとともに、漁業者を中心とした活動組織が行う藻場の保全活動を支援しています。引き続き、関係機関と連携しながら、藻場の再生に取り組む必要があります。
- ⑧県民にとって重要なレクリエーションの場である内水面地域の活性化を図るため、内水面漁業協同組合等が行う、稚アユ放流や、カワウの食害対策、集客イベント、子どもへの河川環境教育等の取組を支援しています。引き続き、水産資源の増殖や遊漁者確保の取組等への支援を通じて、内水面地域の活性化を図る必要があります。
- ⑨水産資源の減少や魚価の低迷、漁業コストの増加による収益の悪化から、漁業経営が厳しくなっています。県産水産物のサプライチェーンの構築や付加価値を高めることにより、魚価の向上を図り、漁業者の収入確保につなげる必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①海洋環境の変化に適応した養殖業を確立するため、真珠養殖では官民が連携してアコヤガイの高水温耐性種苗の生産、カキ養殖では高水温化に適応する養殖技術の開発、魚類養殖では免疫機能を高める新たな飼料の開発、藻類養殖では青ノリの天然の種を確実に網に付ける技術の開発に取り組めます。
- ②きれいで豊かな伊勢湾の再生に向け、栄養塩類管理運転の効果調査や、水産生物の生息場となる干潟・浅場の造成等に取り組めます。加えて、黒ノリの色落ち被害や養殖初期の生育不良への対策として、養殖漁場等における施肥による色調向上や生育促進に取り組めます。
- ③水産資源の維持および増大に向けて、本県の重要な沿岸水産資源10種（新規3種、再評価7種）の資源評価や、資源が低迷しているアサリの種苗生産および大規模中間育成試験等に取り組めます。
- ④漁業者が借り入れる制度資金に対する利子補給等の経営支援に取り組むとともに、水産業の生産性向上に向け、水産研究所と普及組織を中心に、産学官が連携し、スマート技術の現場実装に取り組めます。
- ⑤新規就業者の確保・育成を図るため、引き続き、就業相談や漁師塾への支援等に取り組むとともに、「みえ漁師 Seeds」のカリキュラム充実や積極的な周知に取り組めます。
- ⑥災害に強い水産基盤の整備に向け、漁港施設の地震や津波、高潮への対策および施設の老朽化対策を計画的に進めます。
- ⑦本県沿岸で減少している藻場の再生に向け、モニタリング調査による減少要因の把握や食害防止対策、藻場造成等に取り組むとともに、漁業者を中心とした活動組織が行う藻場の保全活動を支援します。

⑧水産物の供給や多面的機能の発揮などの役割を果たしている内水面地域の活性化に向け、引き続き、内水面漁業協同組合等が行う、稚アユ放流などの資源増殖の取組、遊漁者へのプロモーション活動や、子どもへの河川環境教育や河川に親しむ機会の提供などの遊漁者確保の取組を支援します。

⑨県産水産物の消費拡大に向けたサプライチェーンの構築と恒常的な販路の確保を図るため、大都市圏での定期的な水産物フェアの開催や県産水産物の魅力発信のための支援に取り組むとともに、県内水産事業者の輸出支援に取り組めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 海面養殖業産出額 (本県の海面で養殖された魚類、貝類、藻類等の産出額) | | 16,200 百万円 (3年) | 17,539 百万円 (4年) | 21,558 百万円 (7年) |
| | 14,860 百万円 (2年) | — | — | — |
| 資源評価対象魚種の漁獲量 (資源評価に基づき適切な管理を行う20魚種の漁獲量) | | 2,682 t (3年) | 2,768 t (4年) | 3,026 t (7年) |
| | 2,596 t (2年) | — | — | — |
| 新規漁業就業者数 (45歳未満の新規漁業就業者数) | | 48人 (4年度) | 50人 (5年度) | 56人 (8年度) |
| | 40人 (3年度) | — | — | — |
| 耐震・耐津波対策を実施した拠点漁港の施設整備延長(累計) (県管理の生産・流通拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施した施設の整備延長) | | 670m (4年度) | 720m (5年度) | 870m (8年度) |
| | 620m (3年度) | — | — | — |
| 新たな水産物の輸出取引件数(累計) (県農林水産物・食品輸出促進協議会水産部会員による新たな輸出取引件数) | | 23件 (4年度) | 26件 (5年度) | 35件 (8年度) |
| | 20件 (3年度) | — | — | — |

主な事業

①気候変動に適應する強靱な新養殖事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1 水産業振興費)

予算額：(R4) 16,000千円 → (R5) 12,299千円

事業概要：気候変動に伴う高水温化に対応した養殖品種や養殖管理技術を開発することで、安定的な水産物の生産・供給を可能にし、効率的かつ持続的に発展できる強靱な養殖業を実現します。

②(新)真珠産業における生産から販売までオール三重体制強化事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1 水産業振興費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 2,500千円

事業概要：県産真珠の生産量の増大に向け、生存率の向上やへい死のリスク分散が期待できるアコヤガイ稚貝の秋季の供給を行います。また、需要拡大を図るため、県内外のイベントを通じた本県のサステナブルな真珠養殖の魅力発信を行います。

③(新)新魚種導入による魚類養殖の生産性向上事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1 水産業振興費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 5,195千円

事業概要：魚類養殖の経営改善や新たなブランド魚の創出による地域活性化に向け、養殖期間が短く、付加価値が高いマサバの養殖技術の開発に取り組みます。

④漁場生産力向上対策事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1 水産業振興費)

予算額：(R4) 23,195千円 → (R5) 28,795千円

事業概要：伊勢湾における漁業生産力の強化に向け、流域下水処理場で行う栄養塩類管理運転の効果把握調査を実施するとともに、伊勢湾の持続的な生物生産に必要な対応策を検討します。

⑤伊勢湾アサリ漁業環境基盤整備事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6 水産基盤整備費)

予算額：(R4) 21,000千円 → (R5) 59,850千円

事業概要：伊勢湾におけるアサリ漁業等の漁業生産力および浅海域における水質浄化機能の回復を図るため、干潟・浅場の造成に取り組みます。

⑥(新)黒ノリ養殖史上最大の危機を克服する色落ち緊急対策事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1 水産業振興費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 10,063千円

事業概要：伊勢湾の基幹産業である黒ノリ養殖において、栄養塩類不足による色落ち被害が深刻化していることから、施肥による色調改善や生育促進に取り組みます。

⑦資源評価調査事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 10 水産業試験研究費)

予算額：(R4) 33,201千円 → (R5) 39,498千円

事業概要：日本周辺および本県沿岸における重要水産資源の資源評価や資源動向の予測、最適な資源管理手法の検討のため、国や関係都道府県と連携して、海洋環境や漁獲実態等の調査を行います。

⑧イカナゴ等重要資源調査・種苗生産事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 5 資源管理費)

予算額：(R4) 7,310千円 → (R5) 5,000千円

事業概要：漁獲量が低迷している伊勢湾のイカナゴの資源回復に向け、資源減少の原因究明の調査および他海域の親イカナゴを用いた採卵技術の開発と種苗生産試験を実施します。また、イカナゴ以外の重要水産資源の資源評価と、その結果を基にした資源管理のブラッシュアップに取り組みます。

⑨アサリ等二枚貝類資源の回復対策事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 5 資源管理費)

予算額：(R4) 6,600千円 → (R5) 20,676千円

事業概要：資源の低迷が続いているアサリ等の資源回復に向け、アサリの人工種苗生産と中間育成試験を行うとともに、漁業者による資源増加を目的とした活動を支援します。また、ハマグリの子種苗生産に必要な施設の整備を行います。

⑩漁業近代化資金融通事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 11 水産業経営対策費)

予算額：(R4) 79,319千円 → (R5) 75,918千円

事業概要：漁業者の経営改善を図るため、設備・運転資金等の借入れに対する融資への利子補給措置等を講じます。

⑪(新)水産業スマート化推進事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1 水産業振興費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 566千円

事業概要：漁業者、水産関係団体、大学、企業等と連携して、漁業の生産性や作業効率の向上、働き方改革につながるスマート水産業の社会実装を促進します。

⑫地域水産業担い手確保事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 11 水産業経営対策費)

予算額：(R4) 5,052千円 → (R5) 3,878千円

事業概要：既存の漁師塾を補完するオンライン漁師育成機関を運営し、都市部の若者などの円滑な就業・定着を支援するとともに、法人化等に取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めます。

⑬ 県営漁港施設機能強化事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6 水産基盤整備費)

予算額：(R4) 119,700千円 → (R5) 714,000千円

(参考：(R4)192,700千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：南海トラフ地震等の大規模自然災害による高潮・波浪・津波に備えるため、防波堤の高上げや耐震・耐津波対策に取り組みます。

⑭ 県営水産物供給基盤機能保全事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6 水産基盤整備費)

予算額：(R4) 224,700千円 → (R5) 188,500千円

(参考：(R4)278,650千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：老朽化が進む漁港施設の長寿命化のため、機能保全計画に基づき、本来の機能が発揮できるように保全工事に取り組みます。

⑮ 海女漁業等環境基盤整備事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6 水産基盤整備費)

予算額：(R4) 470,400千円 → (R5) 465,675千円

事業概要：海女漁業等の漁業生産力および浅海域における水質浄化機能の回復を図るため、藻場の造成に取り組みます。

⑯ 内水面水産資源の回復促進事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 5 資源管理費)

予算額：(R4) 20,000千円 → (R5) 20,000千円

事業概要：内水面地域において、ドローン等を活用したカワウ対策、オンラインでのプロモーション活動等による遊漁者確保の取組、稚アユの放流による内水面水産資源の回復に向けた取組を支援します。

⑰ (新) 県産水産物販売チャンネル拡大推進事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1 水産業振興費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 31,960千円

事業概要：大都市圏の量販店での県産水産物フェアの開催や魅力発信など、恒常的な販路の確保につながるサプライチェーンの構築に取り組むことで、県産水産物の販売チャンネルの拡大を図ります。

⑱ 現地ニーズに対応した水産物輸出体制構築事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1 水産業振興費)

予算額：(R4) 2,150千円 → (R5) 2,390千円

事業概要：県産水産物の輸出を拡大するため、輸出先国のニーズに対応した商品の改良を行い、新たな販路開拓を図ります。

施策の目標

(めざす姿)

多くの方が住みたい、住み続けたい、あるいは訪れたいと感じる心豊かで安心できる、持続性のある農山漁村づくりを進めるため、農山漁村の有する地域資源の保全・活用により、多様な雇用機会と所得が確保されるとともに、安心して暮らせる生活環境の整備が進んでいます。

(課題の概要)

農山漁村の人口減少や高齢化による集落機能の低下により、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の保全、文化の伝承といった農山漁村の持つ多面的機能の発揮に支障が生じています。

現状と課題

- ①農山漁村は自然、景観、食文化等、多彩な地域資源を有していますが、人口減少・高齢化の進行や人材不足等からその魅力を十分に生かしていません。このため、農山漁村の魅力的な地域資源を発掘し、さまざまな主体との連携による取組を推進するとともに、地域の担い手を拡大するなど、農山漁村の活性化を図る必要があります。
- ②農山漁村の人口減少や高齢化による集落機能の低下により、農山漁村が本来持っている、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の保全、文化の伝承といった多面的機能の発揮に支障が生じています。引き続き、これらの多面的機能の維持・発揮に向けて取り組む必要があります。
- ③集中豪雨等の自然災害が一層頻発化・激甚化する中、農業用ため池における堤体の決壊や排水機場の機能低下等により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあります。安全で安心に暮らせる持続可能な農村づくりを進めるため、引き続き、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策に取り組む必要があります。また、中山間地域等では、農村に人が安心して住み続けられるよう生活環境を整備することが必要です。
- ④野生鳥獣による農林水産業被害は、集落ぐるみの被害対策を進めることにより着実に減少していますが、依然として被害軽減が実感されていない集落があることに加え、列車等との衝突や人への危害など生活被害も発生しています。このため、さらなる獣害対策を推進していくとともに、捕獲した野生獣を有効に生かす獣肉等の利活用を図る必要があります。

令和5年度の実行方針

- ①三重の豊かな自然や農山漁村の地域資源を活用したビジネス創出のための人材育成や、「食」、「泊」、「体験」を組み合わせた交流促進に取り組むことで、農山漁村地域の活性化を図ります。
- ②農業・農村の持つ多面的機能を発揮させるため、若い世代や企業といった地域内外のさまざまな主体の参画を促すとともに、農地・水路・農道等の地域資源の維持・保全活動や、中山間地域等における持続的な農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動を支援します。

③安全・安心な農村づくりに向け、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」を積極的に活用し、農業用ため池や排水機場の豪雨・耐震化対策および長寿命化などのハード対策をより一層加速させるとともに、管理体制の強化や適切な維持管理などのソフト対策を促進します。さらに、ため池の低水位管理による洪水調節機能の強化を図り、流域治水に取り組みます。また、中山間地域等に安心して住み続けられるよう集落道等の生活インフラの整備を推進し、農村生活の利便性や快適性の向上に取り組みます。

④野生鳥獣による農林水産業被害および生活被害のさらなる減少に向けて、関係機関と連携を図りながら、「被害対策」、「生息管理」、「体制づくり」を進めるとともに、県が主体となった捕獲を実施します。また、捕獲した野生獣を有効に活用するため高品質で安全・安心なみえジビエの普及拡大に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 農山漁村における所得・雇用機会の確保につながる新たな取組数（累計） | | 57 取組 (4年度) | 74 取組 (5年度) | 125 取組 (8年度) |
| （農山漁村地域における多彩な地域資源を生かした農林漁業体験民宿や農家レストラン、直売施設の立ち上げ等、所得・雇用機会の確保につながる新たな取組数） | 40 取組 (3年度) | — | — | — |
| ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積 | | 4,169ha (4年度) | 4,414ha (5年度) | 5,775ha (8年度) |
| （豪雨・耐震化対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の整備が進められることによる被害が未然に防止される面積） | 3,996ha (3年度) | — | — | — |
| 野生鳥獣による農林水産業被害金額 | | 310 百万円 (3年度) | 304 百万円 (4年度) | 284 百万円 (7年度) |
| （ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる農林水産業の被害金額） | 316 百万円 (2年度) | — | — | — |

①地域資源活用型ビジネス展開事業

(第6款 農林水産業費 第3項 農地費 7 中山間振興費)

予算額：(R4) 3, 494千円 → (R5) 2, 704千円

事業概要：農山漁村地域における所得と雇用機会の確保を図るため、地域資源を活用したビジネスに取り組む人材の育成や、多様な主体が連携して地域の魅力をより実感できる農泊（農山漁村滞在型旅行）を提供できる組織づくり、情報発信による支援などに取り組みます。

②（新）みえのさと体験推進事業

(第6款 農林水産業費 第3項 農地費 7 中山間振興費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 10, 176千円

事業概要：農山漁村地域での来訪客の周遊化を図るため、県南部地域の大型集客施設と連携し、農山漁村地域ならではの「食」、「泊」、「体験」を楽しむ農泊の周遊プランの造成や、自然を生かした体験の促進に向けた取組を行います。

③（新）農地集約化に向けた農村RMO推進事業

(第6款 農林水産業費 第3項 農地費 7 中山間振興費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 3, 000千円

事業概要：農村の集落機能の維持・向上に向け、農村資源を集約化し、地域内外の多様な主体の参画により、水路・農道等の保安全管理、および地域資源を活用した新たな取組を支援します。

④多面的機能支払事業

(第6款 農林水産業費 第3項 農地費 8 農村振興費)

予算額：(R4) 1, 103, 864千円 → (R5) 1, 103, 864千円

事業概要：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地・水路・農道等の地域資源の維持・保全や景観形成などに向けた地域の共同活動を支援するとともに、農村の地域資源を保全していく体制の整備に取り組みます。

⑤中山間地域等直接支払事業

(第6款 農林水産業費 第3項 農地費 7 中山間振興費)

予算額：(R4) 229, 570千円 → (R5) 246, 165千円

事業概要：中山間地域等における多面的機能の維持・発揮を図るため、農業の生産条件の不利性を補正する直接支払を実施するとともに、将来にわたって営農が継続される体制の整備に取り組みます。

⑥県営ため池等整備事業

(第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3 農地防災事業費)

予算額：(R4) 780, 850千円 → (R5) 1, 413, 325千円

(参考：(R4) 1, 410, 980千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：農業用ため池の決壊等による被害を防止するため、耐震性能不足や老朽化した農業用ため池等の整備に取り組みます。

⑦団体営ため池等整備事業

(第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3 農地防災事業費)

予算額：(R4) 714,848千円 → (R5) 851,350千円

(参考：(R4) 1,427,915千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：決壊した際、人家等に被害が及ぶおそれのある農業用ため池の豪雨・耐震調査や整備にかかる実施計画の策定を支援します。

⑧基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業

(第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3 農地防災事業費)

予算額：(R4) 662,208千円 → (R5) 2,442,525千円

(参考：(R4) 988,335千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：集中豪雨等の自然災害から生命や財産を守るため、排水機場の整備に取り組みます。

⑨県営中山間地域総合整備事業

(第6款 農林水産業費 第3項 農地費 7 中山間振興費)

予算額：(R4) 889,436千円 → (R5) 808,500千円

事業概要：中山間地域等の条件不利を解消するため、地域の特性を生かした農業生産基盤の整備を効率的に行うとともに、集落道路等の農村生活環境の整備を総合的に推進します。

⑩獣害につよい地域づくり推進事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12 農業経営対策費)

予算額：(R4) 316,747千円 → (R5) 285,857千円

事業概要：集落ぐるみの被害防止対策や有害鳥獣捕獲の取組を推進するため、鳥獣被害防止施設の整備や捕獲活動等への支援を行い、被害軽減を図ります。

⑪野生イノシシ捕獲強化事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12 農業経営対策費)

予算額：(R4) 60,000千円 → (R5) 60,000千円

事業概要：豚熱の感染拡大を防止するため、豚熱の感染源の一つである野生イノシシの捕獲を県が主体となって行い、捕獲力強化に取り組みます。

⑫みえジビエの消費拡大に向けた「みえモデル」構築事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12 農業経営対策費)

予算額：(R4) 7,490千円 → (R5) 9,193千円

事業概要：高品質で安全・安心なみえジビエの普及拡大を図るため、衛生・品質管理マニュアルの周知や登録制度の適正な運用により、安定的な供給体制の構築に取り組むとともに、商品開発や販路拡大に取り組みます。

施策の目標**(めざす姿)**

中小企業・小規模企業の事業継続や雇用確保など経営基盤を強化するため、経営課題の解決に向けた道筋となる計画に基づき、生産性の向上や販路開拓、業態転換等をはじめ、事業承継や創業など新陳代謝を促す取組が進んでいます。

(課題の概要)

人口減少による国内市場の縮小やコロナ禍がもたらした生活様式の変化等により、企業のビジネスにも変化が求められています。

また、中小企業・小規模企業において経営者の高齢化が進み、担い手の確保が難しくなる中、後継者不足や労働力不足による廃業の増加が懸念されます。

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、原油価格や物価高騰の影響が重なり、中小企業・小規模企業を取り巻く経営環境は厳しい状態が続いています。中小企業・小規模企業が、生産性向上や販路拡大等の経営課題に自ら気づき、課題を克服できるよう、経営計画を策定し、経営力の向上をめざす取組や、新たな取引機会の拡大に向けた取組に対する支援が必要となっています。
- ②中小企業・小規模企業の顕彰制度として、持続可能性の高い経営に取り組む企業を表彰する「三重のサステナブル経営アワード」を実施しており、令和4年度は33件の申し込みがありました。持続可能性の高い経営に取り組む企業の裾野拡大につなげるため、引き続きアワードを実施するとともに、他の県内企業のモデルとなる受賞企業の取組を広く周知していく必要があります。
- ③感染防止対策に取り組む飲食店等を県が認証する「みえ安心おもてなし認証制度」（あんしんみえリア）を令和3年5月に創設し、令和4年11月18日現在、4,099店を認証しています。認証された店舗は専用HPで公開するとともに、公式ステッカーを掲示してもらうなど、安心して利用できる施設の「見える化」を図っています。また、認証後も認証基準が守られているかを確認し、認証制度の信頼性を確保しているところです。今後の制度継続においては、さらなる利用者への普及・啓発を行いつつ、認証店舗の利用拡大を図ることで、認証店のメリットにつなげるのが重要です。
- ④経済産業大臣が認定する「事業継続力強化計画」の県内中小企業数に占める認定企業の割合（2.74%、令和4年10月末現在）は全国1位となっているものの、三重県事業所アンケート（令和4年7月）によれば、中小企業・小規模企業の事業継続計画（BCP）策定率は、22.9%にとどまっています。今後も、中小企業・小規模企業による事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、新たな感染症の発生もリスクとして認識し、あらかじめ対策を講じていく必要があります。

- ⑤コロナ禍の長期化に加え、原油価格・物価高騰による影響を受けた中小企業・小規模企業においては、事業継続に向けた手厚い資金繰り支援が必要です。また、人口減少が進行する中、地域の活力を維持し、地域課題の解決や雇用の増大を図るため、スタートアップなど新たな産業の担い手や第二創業経営者等の事業成長に向けた支援を行う必要があります。
- ⑥新型コロナウイルス感染症や原油・原材料価格高騰の影響を受け、多額の資金を借り入れた事業者が、借入を順調に返済し、事業を継続できるよう、経営改善の取組を支援するとともに、地域の核となる中小企業が脆弱化した財務基盤を強化し、経営体力を回復できるよう、効果的な資本支援を実施する必要があります。
- ⑦県内企業の後継者不在率は、29.4%（令和4年11月）と全国で最も低い割合となっており、「三重県事業承継ネットワーク」による取組の成果が現れています。しかしながら、経営者の平均年齢は高齢化が止まらず、依然として事業承継は喫緊の課題となっています。今後、子が親の事業を継ぐ親族承継は減少が予想される中、第三者承継（従業員承継やM&A）の仕組みを有効に活用していく必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①中小企業・小規模企業が、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰による影響を乗り越え、経営力の向上につなげられるよう、「三重県版経営向上計画」を活用しつつ、商工会、商工会議所、三重県中小企業団体中央会等の商工団体や公益財団法人三重県産業支援センターと連携し、引き続き伴走型の支援を行っていきます。また、県内中小企業・小規模企業の新たな取引機会の拡大に資するため、関係機関とも連携しながら、多様な手法で市場開拓の場を提供します。
- ②持続可能性の高い経営に取り組む県内企業の裾野拡大につなげるため、引き続き「三重のサステナブル経営アワード」を実施するとともに、受賞企業の取組を周知します。
- ③認証後も認証基準が守られているかを確認し、認証制度の信頼性を確保していくとともに、認証店の拡大を図るため、利用者への普及・啓発や認証店舗の利用促進策を実施していきます。
- ④引き続き、商工会・商工会議所や市町と連携して、中小企業・小規模企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援します。特に、事業継続計画（BCP）策定の際には、自然災害のみならず、感染症もリスクとして認識し、これらに備えた事前の対策が進むよう啓発・支援を行っていきます。
- ⑤中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じないよう手厚い資金繰り支援を行うとともに、事業者が感染症の影響やDX・脱炭素化等の新たな経営課題を克服し、再成長に向けて取り組む設備投資に関して資金面から支援を行います。県内産業を活性化する新たな事業を創出・育成するため、次代を担う起業家や第二創業経営者がスタートアップ等に必要となる資金の調達を支援します。
- ⑥「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」等を利用している事業者が順調に借入を返済し、事業を継続できるよう経営改善コーディネーターが中心となり、金融機関、商工団体など関係機関と連携して支援します。また、地域経済の核となる中小企業の財務基盤を強化するため、金融機関などによって構成されるプラットフォームを通じて、資本力強化や経営改善の取組を推進します。

- ⑦早期かつ計画的な事業承継の準備、円滑な事業承継の実施、後継者による経営革新等への挑戦を促進につなげられるよう、「三重県事業承継ネットワーク」の各機関や団体が連携して、事業承継診断を通じて事業承継への備えの必要性に対する気づきを促していくとともに、「プレ承継」、「事業承継」、「ポスト承継」の各段階に応じたきめ細かな支援を総合的に実施します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|---------|--------------|--------------|--------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数（累計） (商工団体等の支援により、三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数) | 6,726件 | 7,600件 — | 8,100件 — | 9,600件 — |
| 県内中小企業・小規模企業における事業継続計画（BCP）等の策定件数（累計） (中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画および三重県版経営向上計画（「事業継続」を経営課題として策定した計画）の策定件数) | 1,495件 | 2,200件 — | 2,900件 — | 5,000件 — |
| 県中小企業融資制度における創業関連資金および設備資金の利用件数（累計） (創業・再挑戦アシスト資金およびその他の政策目的資金における設備資金の利用件数) | — | 580件 — | 1,060件 — | 2,500件 — |
| 事業承継診断件数（累計） (三重県事業承継ネットワークの支援により県内企業が事業承継診断を実施した件数) | 14,254件 | 17,100件 — | 19,950件 — | 28,500件 — |

主な事業

①小規模事業支援費補助金

(第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費)

予算額：(R4) 1,428,170千円 → (R5) 1,426,548千円

事業概要：小規模事業者等の振興と安定を図るため、商工会・商工会議所等の行う小規模事業者等の経営・技術の改善・発達に向けた伴走型支援の充実を図ります。

②経営向上ステップアップ促進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費)

予算額：(R4) 17,002千円 → (R5) 15,506千円

事業概要：中小企業・小規模企業の経営力向上を後押しするため、商工団体等関係機関と一体になって、三重県版経営向上計画及び経営革新計画の策定支援を行うとともに、計画の実現に向けて専門家派遣を行うなど、フォローアップ支援を行います。特に、サービス産業における生産性向上を図るため、DXの推進に取り組みます。

③プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費)

予算額：(R4) 9,063千円 → (R5) 18,927千円

事業概要：プロフェッショナル人材戦略マネージャー等を配置するプロフェッショナル人材戦略拠点を運営するとともに、金融機関等の関係機関と連携して、中小企業のニーズを明確にしたうえで、民間事業者への取り次ぎを行います。さらに、フォローアップを行う等、プロフェッショナル人材の活用を通じた地域と企業の成長戦略の具現化に向けた取組を進めていきます。

④国内販路開拓支援事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費)

予算額：(R4) 9,158千円 → (R5) 8,695千円

事業概要：中小企業・小規模企業の販路拡大の機会を創出し、新たな取引先の開拓を支援するとともに、川下企業のニーズの把握や、ネットワークの構築・強化を図るため、展示会や個別商談会等を開催し、県内企業と川下企業との交流の機会を提供します。

⑤中小企業・小規模企業顕彰事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費)

予算額：(R4) 1,250千円 → (R5) 1,000千円

事業概要：自社の付加価値の向上と経営基盤改善を推進し、他の県内企業の模範となる持続可能性の高い企業の取組を表彰する「三重のサステナブル経営アワード」を実施します。また、表彰により取組を奨励するとともに、広く県民に周知し、持続可能性の高い経営に取り組む企業の裾野を広げます。

⑥（一部新）みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費)

予算額：(R4) 111,546千円 → (R5) 518,354千円

事業概要：「みえ安心おもてなし認証制度」の運営事務を実施するとともに、認証制度の信頼性を確保するため、認証基準の履行確認を全店舗に対し実施します。また、さらなる認証店の認知向上と利用促進を図るため、利用額の一定割合を消費者へ還元するキャンペーンを実施します。

⑦中小企業防災・減災対策推進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費)

予算額：(R4) 4,458千円 → (R5) 3,725千円

事業概要：自然災害や感染拡大等による中小企業・小規模企業の事業活動への影響を軽減するため、事業継続力計画等の策定支援を行うとともに、計画の実現に向けた取組に必要な資金の調達を支援します。

⑧中小企業金融対策事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費)

予算額：(R4) 5,386,565千円 → (R5) 5,743,903千円

事業概要：中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化を図るため、金融機関の協力を得て三重県中小企業融資制度を運用し、信用保証協会への保証料補助と金融機関への利子補給補助を行うとともに、市町が独自の金融支援を行う場合、県が一定割合を補助します。また、地域経済の核となる中小企業の財務基盤を強化するため、官民一体となったプラットフォームによる資本力強化や経営改善の支援に取り組みます。

⑨三重県中小企業支援ネットワーク推進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費)

予算額：(R4) 110,514千円 → (R5) 110,514千円

事業概要：「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を利用している中小企業・小規模企業が、順調に借入を返済し、事業を発展的に継続できるよう支援を行う経営改善コーディネーターを三重県中小企業支援ネットワークの事務局である三重県信用保証協会に配置し、経営課題を抱える事業者を商工会・商工会議所、金融機関などの関係機関と連携した支援に取り組みます。

⑩事業承継支援総合対策事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費)

予算額：(R4) 12,795千円 → (R5) 18,085千円

事業概要：中小企業・小規模企業の後継者難による廃業を食い止めるため、関係機関によるネットワーク構築、小規模事業者等を対象とした事業承継マッチングセミナーの開催、事業承継を予定している事業者への資金繰り支援を実施します。

施策の目標

(めざす姿)

社会経済情勢の変化に的確に対応し、競争力や事業継続力を維持するため、自動車関連産業、電子部品・電気機械産業、航空宇宙産業をはじめとするものづくり企業における新たな製品開発や事業化が進んでいます。また、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、革新的なエネルギー高度利用技術の促進が図られているとともに、新エネルギーの導入促進や、環境に配慮した効果的なエネルギー利用が進んでいます。

(課題の概要)

ものづくり企業をはじめ、県内企業が脱炭素化といった社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、国際競争力や事業継続力の強化に加え、成長産業の育成、デジタル技術の活用など、企業変革力を高めていくことが求められています。また、三重県の地域特性を生かした新エネルギーについて、環境や住民生活に十分配慮しながら導入促進を図る必要があります。

現状と課題

- ①自動車のEV化の進展により、エンジン・ミッション・排気・燃料系部品等の需要は大きく減少すると見込まれます。本県においては自動車関連産業の裾野が広く、影響が大きいことから、これらの部品サプライヤーの競争力の維持・強化、新分野への展開等に向けた取組を支援する必要があります。
- ②カーボンニュートラル社会の実現に向けて、県内ものづくり企業においてもCO₂排出量削減への取組が求められており、その手法としてデジタル技術を活用した製造工程の効率改善や生産性向上の取組を促進するとともに、これらを担うデジタル人材を育成していく必要があります。
- ③四日市コンビナートにおいては、再生可能エネルギーやCO₂排出量の少ない素材の製造・供給を担うカーボンニュートラルコンビナートへの転換が求められていることから、今後、四日市市や企業等と一層連携し、官民一体となった取組を推進していく必要があります。
- ④県内ものづくり企業においても、国際情勢の変化等による影響に加え、カーボンニュートラルやDXへの対応が求められており、技術開発・製品開発などに対する技術的課題の解決や技術力の向上等の取組を支援していく必要があります。
- ⑤カーボンニュートラル社会の実現に向けて、国全体として新エネルギーの導入が進められている中で、地域と共生し、環境や住民生活に十分配慮された安全で安心な新エネルギーの導入を促進していく必要があります。

- ⑥みえライフイノベーション総合特区計画に基づき、企業・研究機関等によるヘルスケア分野への参入促進や医療・福祉機器、医薬品、化粧品等の創出に向けて、企業等による製品開発や市場開拓の取組を支援しています。同分野への参入や事業拡大にあたっては、医療・福祉現場ニーズの把握、許認可取得の必要性など業界特有のハードルも存在することから、引き続き、製品開発や市場開拓を支援していく必要があります。

令和5年度を取組方向

雇用経済部

- ①県内外の支援機関等と連携して、EV化の影響を強く受ける自動車部品サプライヤーに対し、個々の課題等に応じた多角的な助言や支援を行う体制を構築し、伴走型の支援を行うことにより、企業における新製品開発や業態転換、事業再構築等の取組を促進します。
- ②カーボンニュートラル社会の実現に向けて、企業のCO₂排出量削減や産業の競争力強化を図るため、取組の必要性や具体的手法を学ぶ講座を開催するなど、カーボンニュートラル推進の土台となる人材の育成に取り組みます。
- ③四日市コンビナートのカーボンニュートラル化、競争力強化を図るため、設備・供給網の特性を生かしつつ、四日市市やコンビナート企業、四日市港管理組合等とも連携してCO₂排出量削減に向けた実証事業や水素等をはじめとする脱炭素エネルギーの活用に向けた取組を進めます。
- ④工業研究所が保有する設備や知見を活用し、県内ものづくり企業が抱える様々な技術的課題等の解決に引き続き取り組むとともに、カーボンニュートラルへの対応やDX活用に取り組む企業への支援を進めます。
- ⑤「三重県新エネルギービジョン」に基づき、県民や事業者に対して啓発等を行うとともに、エネルギーの地産地消によるまちづくりや、関連技術の開発を支援します。また、洋上風力発電に関して必要な情報の収集・提供に取り組みます。

医療保健部

- ⑥企業、研究機関等のヘルスケア分野への参入促進や事業拡大に向けて、必要な知識・ノウハウを情報提供する機会を設けるとともに、製品・技術・サービスの開発を促進するため、医療・福祉現場が抱えるニーズと企業・研究機関等が持つシーズとのコーディネートや、医療・福祉機器メーカー等との商談機会の提供といった市場開拓支援に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数（累計） (県内ものづくり企業が県の技術支援や共同研究等を通じて、新たな製品開発や事業化等につながった件数) | 11件 | 20件 — | 30件 — | 66件 — |
| 四日市コンビナートの競争力強化に向けて産学官が連携して取り組んだ件数（累計） (四日市コンビナートの競争力強化に向けて創出される、産学官連携の枠組みの数) | 4件 | 8件 — | 8件 — | 8件 — |
| 新エネルギーの導入量（累計） (県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賄ったと仮定した場合の世帯数) | 76.4万世帯 (2年) | ※73.1万世帯 (3年) — | ※74.7万世帯 (4年) — | ※79.2万世帯 (7年) — |

※記載の数値は現行の新エネルギービジョンにおける数値であり、改訂後（令和4年（2022）年度末）に数値を変更します。

主な事業

雇用経済部

①（新）「ゼロエミッションみえ」実装 成長産業育成・競争力強化事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 40,620千円

事業概要：県内自動車関連企業がカーボンニュートラルに対応し、事業継続、競争力強化を図るため、県内外の支援機関等とともに自動車部品サプライヤーに対する支援体制を構築し、自動車の電動化等に対応した県内自動車部品サプライヤーの業態転換等に関する支援やサプライチェーン全体でデジタル技術を活用したCO₂排出量削減に関する支援に取り組みます。

②（新）四日市コンビナート等CN加速化事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 20,000千円

事業概要：県内企業において、次世代エネルギーとされる水素等の導入促進を図るため、企業に対しアンケート及びヒアリングを実施し、水素等の需要見込みを把握するとともに、受入・製造・供給に関するポテンシャルを調査します。

③みえ産学官連携基盤技術開発研究事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費)

予算額：(R4) 73,485千円 → (R5) 61,413千円

事業概要：県内ものづくり企業の競争力強化や付加価値額の増大につなげるため、産学官が分野横断的に連携し、企業の新技術導入を促進する研究会を開催し、県内企業の基盤技術力の向上や、地域経済を牽引する産学官プロジェクトの創出を図ります。

④(一部新)工業試験研究管理費

(第7款 商工費 第1項 商工業費 9 工業試験研究費)

予算額：(R4) 72,792千円 → (R5) 83,218千円

事業概要：工業研究所が、県内企業の技術的課題の解決に向けて、各種評価試験や研究開発等に効率・効果的に取り組めるよう、施設の運営・管理を適切に行うとともに、カーボンニュートラルやDX等に取り組む企業ニーズに応じて、支援機能を維持・拡充できるよう、老朽化が著しい研究所施設の建替えのための検討を進めます。

⑤(新)洋上風力発電に関する県内地域の調査・検討事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 5,000千円

事業概要：2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国が再生可能エネルギーの主力電源化の切り札と位置付けている洋上風力発電事業について、関心のある地域に必要とされる情報の収集・提供などを行います。

医療保健部

⑥みえライフイノベーション総合特区促進プロジェクト事業

(第4款 衛生費 第4項 医薬費 4 薬務費)

予算額：(R4) 11,027千円 → (R5) 11,078千円

事業概要：ヘルスケア分野への企業・関係機関の参入、相互の連携を促進するため、講演会や企業・研究機関による展示会を開催します。また、医療・福祉機器の製品開発・市場開拓に関心を持つ企業等を対象として、セミナーの開催、アドバイザーによる支援を実施するとともに、市場開拓に向け商談機会の提供等に取り組めます。

施策の目標

(めざす姿)

付加価値の高い製品・サービスを提供する成長性のある企業が多様に集積する、脱炭素社会に対応した強靱で高度な産業構造への転換を進め、豊かな暮らしにつながる魅力ある雇用の場を数多く創出するため、産業用地の確保や規制合理化など活発な事業活動を支える操業環境の整備と、国内外の企業による県内への継続的な投資を促進します。

四日市港においては、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や背後圏産業の発展を支えるため、港湾地域の面的・効率的な脱炭素化に向けた取組を促進します。

(課題の概要)

環境の変化に対応した強靱な産業構造を構築し、多くの魅力ある職場を創出するため、産業用地の確保に努め、国内外の企業による県内への投資を促進する必要があります。

また、四日市港においては、カーボンニュートラルポート形成に向けた環境整備や、港湾地域の面的・効率的な脱炭素化への対応が求められています。

現状と課題

- ①脱炭素化に向けた産業構造の転換や、IoT、AI等のICTの急速な技術革新によるDXの進展、感染症対策や経済安全保障の観点からのサプライチェーンの見直しなど、企業を取り巻く環境は大きく変動しています。また、少子高齢化の加速や若者の流出による生産年齢人口の減少への対応も課題となっています。こうした中、県内産業が持続的に発展していくためには、技術的・社会的な変化を先取りする既存産業の変革と新たな産業の創出が求められており、地域の特性をふまえつつ、産業の高度化・強靱化に向けた県内投資を促進していく必要があります。
- ②道路網の整備効果等により、北勢地域を中心に県内への企業立地ニーズは高いものの、既存工業団地等の分譲可能用地が減少し、将来的にも用地不足による誘致機会の逸失が懸念されることから、新たな産業用地の確保が喫緊の課題となっています。また、国内外の地域間における比較・競合が厳しくなる中、操業環境の優位性を保つため、ソフト面での支援の重要性も高まっています。
- ③四日市港においては、コンテナ貨物量の増加やコンテナ船の大型化、サプライチェーンの強靱化等に加え、カーボンニュートラルポートへの対応が求められていることから、背後圏産業のニーズを把握し、地域の産業競争力の維持・強化や、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。併せて、物流の中心が霞ヶ浦地区へシフトしており、新しい四日市地区の利活用が求められています。

令和5年度の取組方向

- ①企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、グリーン・デジタル関連、食関連など成長産業分野への投資や、マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設など高付加価値化や生産性の向上につながる投資を促進します。また、高い付加価値を有する宿泊施設などのサービス産業や県南部地域における地域資源を活用した産業への投資、中小企業・小規模企業の高付加価値化につながる投資を促進します。さらに、本社機能の移転・強化や外資系企業の誘致等にも、国の施策等と連携しながら積極的に取り組みます。
- ②産業用地の確保に向けて、令和4年度に実施した適地調査の成果を活用し、市町や民間事業者と連携して新たな産業用地の整備を促進するとともに、計画中の産業用地開発に係る手続き円滑化や工場跡地等の未利用地の情報収集などに取り組みます。また、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化など操業環境の向上を図ることにより、県内での企業の新たな事業展開を支援します。さらに、県内の主要産業であり国内外での人材獲得競争が厳しくなっている半導体産業の人材確保への支援にも取り組みます。
- ③四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流面から貢献できるよう、コンテナ船用の耐震強化岸壁(W81)の整備をはじめとした港湾施設等の機能強化や、カーボンニュートラルポートへの対応など脱炭素化に向けた取組等について支援します。また、新たな四日市地区の利活用については、港の資源を活用した賑わいづくりの取組を促進します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 企業による設備投資額（累計） （雇用の場創出に向け県が関与した企業による県内への設備投資 （マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設を含む）の額） | | 580億円 | 1,160億円 | 2,900億円 |
| | — | — | — | — |
| 企業による設備投資件数（累計） （雇用の場創出に向け県が関与した企業による県内への設備投資 （マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設を含む）の件数） | | 30件 | 60件 | 150件 |
| | — | — | — | — |
| 操業環境の改善に向けた取組件数（累計） （規制の合理化など企業のニーズに応じた操業環境の改善に向けた取組件数） | | 7件 | 14件 | 35件 |
| | — | — | — | — |

①県内投資促進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 2 工業開発費)

予算額：(R4) 1, 819, 719千円 → (R5) 1, 853, 309千円

事業概要：地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るため、マイレージ制度を取り入れた企業投資促進制度を活用し、成長産業、マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設、外資系企業の拠点などに関する県内投資への支援を行います。また、国の特例制度の認定支援及び本県独自の支援制度により、企業の本社機能移転・拡充を促進します。さらに、県内中小企業のものづくり基盤技術の高度化や集客交流産業の高付加価値化等に関する事業の支援や、地域への高い経済波及効果が見込まれる投資を支援します。

②外資系企業誘致促進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 2 工業開発費)

予算額：(R4) 8, 019千円 → (R5) 7, 801千円

事業概要：外資系企業による県内への投資を呼び込むため、国・日本貿易振興機構(JETRO)及びグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ(GNI)協議会との連携や海外ミッション等で構築したネットワークの活用、外資系企業ワンストップサービス窓口の活用などによる誘致活動に取り組みます。

③(新)半導体産業投資促進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 2 工業開発費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 5, 000千円

事業概要：半導体産業を促進するため、半導体関連企業と高等教育機関、行政機関で構成する「みえ半導体ネットワーク」を設立し、産学官連携により人材育成や共同研究、企業支援に取り組みます。

④四日市港振興事業

(第8款 土木費 第4項 港湾費 3 港湾諸費)

予算額：(R4) 1, 620, 207千円 → (R5) 1, 685, 935千円

事業概要：四日市港におけるコンテナ船用の耐震強化岸壁(W81)の整備や、港湾施設の老朽化対策、海岸保全施設の地震・津波・高潮対策、四日市港カーボンニュートラルポート形成計画等の内容を踏まえた長期構想等の改訂に向けた取組、四日市港の賑わいづくりに向けた取組等を支援します。

施策の目標

(めざす姿)

県内の中小企業・小規模企業の輸出拡大や海外の生産拠点の設置が進むとともに、海外での展示会・商談会への積極的な参加や、越境EC（電子商取引）の活用に向けた取組が進んでいます。また、県が行う国際交流によって相手国・地域との関係を維持・強化するとともに、国際的な視野を持ち地域で活躍できる人材育成が進んでいます。

(課題の概要)

海外市場を獲得できていない県内の中小企業・小規模企業においては、国内市場の縮小により事業規模の維持が困難になる企業の増加が懸念されます。また、大都市圏に比べて海外展開する企業や国際交流の機会が少ない県内では、国際的な視野を広げたい県内の若者が県外へ流出するなど定着せず、県内企業の国際展開や地域の国際化に資する人材が不足するおそれがあります。

現状と課題

- ①人口減少の進展に伴い国内市場の縮小が懸念される反面、海外市場の規模は拡大が予測されています。原油や原材料等の価格高騰、円安等の状況下において、企業の国際展開は喫緊の課題となっており、県内企業の海外ビジネス展開を支援する必要があります。
- ②グローバル化の進展に伴い、人・モノ・カネ・情報等がますますボーダレスに行き来する時代が到来している一方で、県民の海外渡航者数や10万人あたりの県内留学生数が全国平均を下回っており、大都市圏に比べて国際交流の機会が限られた状況にあります。県内企業の国際展開や地域の国際化に資するため、三重県の未来を担う若者を、国際的な視野を持ち、地域で活躍するグローバル人材として育成する必要があります。
- ③環境面をはじめ地球規模での問題が数多く発生し、SDGsといった課題に向けた取組に対する機運が高まっている中、相手国・地域とさまざまな課題を共有し、国際協力に取り組むことで、双方の発展に寄与することが求められています。
- ④令和5（2023）年開催のG7交通大臣会合の成功に向けて、伊勢志摩サミットで培ったノウハウを生かして、オール三重で取り組むとともに、会合開催の貴重な機会を活用し、より一層の観光需要の拡大、地域の活性化、及び開催地としてのブランド力のさらなる向上につなげる必要があります。

令和5年度の実施方針

- ①海外販路開拓やデジタルを活用した商取引などの県内中小企業の海外ビジネス展開を、これまで構築してきた海外政府・自治体等とのネットワークを生かして支援します。また、県産品等のセールスを行うため、海外ミッションを実施します。
- ②県が有する国際的なネットワークを通じた交流の機会を活用し、若者を対象に、国際的な視野を持ち地域で活躍するグローバル人材の育成を進めます。

- ③姉妹・友好提携先との間において、それぞれの国・地域と縁のある関係市町、関係団体等と連携し、交流を図っていきます。また、令和5年度に姉妹提携50周年を迎えるブラジル・サンパウロ州との周年を契機とした交流に取り組みます。
- ④外国政府等とのネットワークについて、引き続き、大使館、領事館等との良好な関係を維持・強化します。また、「太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク」の自治体側代表として、会員道県と連携し、島しょ国との交流に取り組みます。
- ⑤令和5（2023）年に志摩市で開催されるG7交通大臣会合の成功に向けて、「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会」を中心に、国、地元市町、関係団体等と連携しつつ、会合開催を支援するとともに、開催気運の醸成、三重の魅力発信、及び国際理解や国際交流など、様々な取組を進めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 県が国際展開の支援・関与を行った 県内中小企業数（累計） (本県の施策を通じて、国際展開に 取り組んだ県内中小企業・小規模企 業の数) | — | 20社 | 40社 | 100社 |
| 国際的な視野を持つ若者の育成に取り 組んだ件数（累計） (本県がこれまで構築してきた国際 的なネットワーク等を活用して、国 際的な視野を持つ若者の育成に取り 組んだ件数) | — | 15件 | 30件 | 75件 |

主な事業

①（一部新）県内中小企業国際展開促進事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費）

予算額：(R4) 16,241千円 → (R5) 25,547千円

事業概要：県内企業の国際競争力向上を図り、海外市場の獲得を本県産業の発展につなげるため、海外ミッションを実施するなど、日本貿易振興機構（JETRO）等の関係機関と連携し、県内中小企業の国際展開を支援します。

②海外ビジネス展開支援事業

（第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費）

予算額：(R4) 55,243千円 → (R5) 54,982千円

事業概要：県内中小企業の海外ビジネス展開を進めるため、海外企業との商談会、越境EC（電子商取引）等の海外販路拡大の取組を支援します。

③グローバル人材育成推進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 1 商工業総務費)

予算額：(R4) 2, 556千円 → (R5) 3, 111千円

事業概要：三重の未来を担う若者をグローバル人材として育成するため、国際的な視野を広げるための講座の開催や、姉妹・友好提携先をはじめとする海外との交流機会を提供します。

④国際ネットワーク強化推進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費)

予算額：(R4) 16, 367千円 → (R5) 29, 321千円

事業概要：姉妹・友好提携先や駐日大使館、領事館等とのネットワークの維持強化を図ります。特に、ブラジル・サンパウロ州との姉妹提携50周年を契機とした交流や、姉妹・友好提携先、太平洋島しょ国との交流に取り組みます。

⑤(新)G7関係閣僚会合推進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 1 商工業総務費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 29, 848千円

事業概要：令和5(2023)年G7交通大臣会合の成功のため、「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会」総会等の開催、会場施設や地元市町・政府との調整、県民への周知など開催準備を進めます。また、推進協議会が中心となり、開催気運の醸成や、三重の魅力発信などに取り組みます。

【主担当部局：雇用経済部】

施策の目標

(めざす姿)

地域が一体となって若者の人材確保や育成に取り組む機運が醸成され、就職支援協定締結大学と連携した県内企業への情報発信やインターンシップ、就職説明会の開催など、若者に対して企業の情報発信や魅力を感じる機会の提供が進むことで、県内で働きたいという意欲のある若者が増加し、県内企業への就労、定着につながっています。

また、中小企業の生産性向上や競争力強化を図るため、産業・就業構造の変化やデジタル化の進展に対応し、企業や地域のニーズに合ったスキルを身につけた若年人材が育成・確保されています。

(課題の概要)

進学や就職を契機に若者の転出超過が続いており、県内中小企業・小規模企業では労働力不足が懸念されています。

また、デジタル化の進展や産業構造の変化が加速している中、労働市場のニーズに対応したスキルを身に着けた人材が不足し、中小企業の生産性向上や競争力強化に支障が生じるおそれがあります。

現状と課題

- ① コロナ禍を契機に就職活動を取り巻く環境は大幅に変化しており、若者への就労支援の拠点である「おしごと広場みえ」において、関係機関等と連携しながら就職活動のオンライン化などの変化に対応した総合的な就労支援を提供することで、県内高等教育機関卒業生の県内企業への就労促進および県外大学へ進学した学生のU・Iターン就職を加速させる必要があります。
- ② 県内企業での就職を希望する県外大学の学生に対して、県内企業情報や就労支援情報が十分に伝わっていない状況であるため、就職支援協定締結大学以外の三重県出身の学生など、就労支援情報が届いていない若者層に対して効果的な情報発信を行う必要があります。
- ③ 企業や商工団体など地域の主体が一体となって取り組む地域の魅力発信や採用活動が全国的に増加してきており、一部の地域では成功事例も出ていることから、三重県においてもこうした取組の機運醸成をはかるとともに、より効果的な取組となるよう、地域による主体的な取組を支援する必要があります。
- ④ 就職や進学を契機に県外転出する女性が多く、転出超過のうち20歳から24歳女性の転出者数は同年代男性の1.7倍となるなど大きな課題となっています。このため、県内女性求職者の県内就労に向けた取組および県外女性求職者を対象としたU・Iターンの取組を両輪で促進する必要があります。
- ⑤ IoTやロボット技術など成長・基幹産業に対応する人材や、生産性向上、競争力の強化を図る企業ニーズに対応する人材を育成するため、若者の職業能力の開発に取り組む必要があります。

- ⑥三重県の令和3年の転出超過数3,480人の約9割が15歳～29歳の若者となっており、その転出の要因は進学または就職によるものと推測されます。県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合は約2割に留まっており、県内高等教育機関の卒業生が県内に就職した割合も5割に満たない状況です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、若者の進学や就職に対する考え方、学生募集や就職活動の方法に変化が生じており、若者の県内定着を促進するため、これらの変化をふまえた県内入学者や県内就職者の増加をめざす県内高等教育機関の取組を促進するとともに、学生の奨学金返還額の一部を助成する制度についても、U・Iターン就職の流れを加速させるため、広報の充実に取り組む必要があります。

令和5年度取組方向

雇用経済部

- ①就職活動のオンライン化などに対応しながら、「おしごと広場みえ」を中心として総合的な就労支援サービスを提供するとともに、就職支援協定締結大学や「ええとこやんか三重」等と連携した県内企業の情報発信や、合同企業説明会の開催、インターンシップ、各種セミナー等を開催します。
- ②県外大学との就職支援協定の締結を引き続き進めるとともに、県内の企業情報等が届いていない若者層に対して多様なチャネルを活用し、県内企業の魅力や就労支援情報の発信を行うとともに、県内企業の情報や地域で働く魅力などを発信します。
- ③企業、商工団体など地域の主体が一体となって取り組む採用活動等の取組について、機運醸成を行いながら促進するとともに若者視点の意見を反映した情報発信を行います。
- ④県内在住の若年女性求職者を主な対象として、多様な働き方や様々な職種で働く女性の活躍事例等を効果的に発信するとともに、就職支援協定締結大学等の女子学生を対象とした県内就労を促進するセミナー等を開催します。
- ⑤成長が見込まれるIT分野や求人ニーズが高いものづくり分野への就労をめざした職業訓練など、地域産業の担い手となる人材を育成するとともに、技能検定等の円滑な実施や、民間の職業能力開発校への支援等を行うことにより、企業や労働者のスキル・キャリアアップの機会を確保します。

戦略企画部

- ⑥県内入学者や県内就職者の増加につなげるため、県内高等教育機関が新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う環境変化をふまえて講じる取組に対し継続的な支援を行うとともに、奨学金返還額の一部を助成する制度については、U・Iターンを促進するため県外大学等に注力して周知を行います。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|---------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合 (県内高等教育機関の新卒就職者および県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者(三重県出身者に限る)のうち、県内企業等へ就職した人の割合) | | 45.5% | 46.6% | 50.0% |
| | 43.5% (2年) | — | — | — |
| 「おしごと広場みえ」新規登録者で就職した人のうち、県内就職した人の割合 (「おしごと広場みえ」に新規登録し、就労支援や情報提供等のサービスを受け就職した人のうち、県内企業等へ就職した人の割合) | | 63.4% | 64.2% | 66.6% |
| | 62.6% | — | — | — |
| 職業訓練を実施する津高等技術学校への入校者および受講者数 (職業能力向上のために施設内訓練や在職者訓練を実施する津高等技術学校への入校者および受講者数(年間)) | | 530名 | 550名 | 590名 |
| | 516名 | — | — | — |

主な事業

雇用経済部

①おしごと広場みえ運営事業

(第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費)

予算額：(R4) 28,832千円 → (R5) 28,734千円

事業概要：若年求職者、大学生等の安定した就労や職場定着を図るため、三重労働局等と連携し、「おしごと広場みえ」を拠点として、オンラインを含めた就職相談や各種セミナーの開催に取り組むとともに、県内企業の人材ニーズと若者の就労ニーズとのマッチングを図るなど、ワンストップで総合的な就労支援を実施します。

②(新)若者の地元就職促進・定着支援事業

(第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費)

予算額：(R4) — 千円 → (R5) 35,291千円

事業概要：若者の地元就職を促進するため、オンラインで全ての就労支援サービス等を提供できる環境を整備するとともに、企業等の情報が行き届いていない若者層や女性を対象に、多様なチャネルを活用した情報発信を行います。また、企業や商工団体など地域の主体が一体となった採用活動等の取組について、若者等の参加を通じて一層の推進を図ります。

③公共職業訓練費

(第5款 労働費 第2項 職業訓練費 2 技術学校費)

予算額：(R4) 501,133千円 → (R5) 471,250千円

事業概要：県内産業の担い手となる人材を育成するため、津高等技術学校において、求職者側、求人側双方のニーズに応じた訓練カリキュラムを作成し、学卒者等を対象とした施設内訓練や離転職者を対象とした委託訓練を実施するとともに、今後必要とされる人材の育成に対応できるよう、訓練過程の見直しなどを進めます。

④技能振興事業

(第5款 労働費 第2項 職業訓練費 1 職業訓練総務費)

予算額：(R4) 54,408千円 → (R5) 54,520千円

事業概要：技能検定の普及啓発、表彰制度の運用等により、技能の重要性を広くPRするとともに、優れた技能を持つ後継者を育成するため、研修会や技能体験講座等を開催します。また、外国人技能実習生の技能検定試験が円滑に実施されるよう、必要な支援を行います。

戦略企画部

⑤地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額：(R4) 21,376千円 → (R5) 16,392千円

事業概要：若者の県内定着を促進するため、「過疎地域などの指定地域への居住」や「県内での居住および県内産業への就業」などを満たした場合、奨学金返還額の一部を助成します。

施策の目標

(めざす姿)

働く意欲のある全ての人々が、やりがいを持っていきいきと働くことができる社会にするため、県内企業における労働環境の整備や、テレワークなど多様で柔軟な勤務形態の導入が進んでいます。

女性や高齢者、外国人などの多様な人材が自らの適性や能力に応じた職業を選択できるよう、安心して就労できる職場環境づくりが進むとともに、必要なスキルアップや労働相談などの支援が行き届いています。

障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障がい者雇用に対する企業や県民の理解が深まり、働く意欲のある障がい者が希望に応じて柔軟に働くことのできる職場環境づくりが進んでいます。

(課題の概要)

社会全体で働きやすい労働環境の整備や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務形態の導入が求められています。

また、女性や高齢者、外国人等においては、正規雇用など安定した雇用関係を構築できるよう、安心して働き続けられる職場環境づくりが求められています。

さらに、障がい者においては、希望に応じて働くことのできるよう、企業や県民の理解促進および多様で柔軟な働き方の推進に取り組む必要があります。

現状と課題

- ①働く意欲のある全ての人々が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革を推進し、企業の生産性向上や人材確保・定着促進につなげる必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による対応が求められている中、テレワークなど新しい働き方の実現に有効な就労形態の導入促進を図る必要があります。
- ③女性をはじめ多様な人材が能力を発揮して安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組むことが必要です。特に、再就職をめざす女性や正規雇用をめざす女性を対象に、一人ひとりの希望にあった形で就労することができるよう支援する必要があります。
- ④生産年齢人口が減少する中、働く意欲のある高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を発揮できるよう、高齢者の心身の状況等に応じた多様な就労機会を提供することが求められています。
- ⑤外国人労働者においては、受入れにあたっての職場環境づくりを進めるとともに、日本での就労に必要なルールやマナー、技能等の習得を支援する必要があります。

- ⑥雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代である就職氷河期世代では、現在も本意でない非正規雇用や無業の状態である人が一定存在しており、安定した就労に向けた支援の充実が求められています。
- ⑦雇用のセーフティネットとして、年々複雑・多様化している雇用に対する労働相談や、離職者の早期就職に向けた職業訓練などを充実させる必要があります。
- ⑧障がい者の雇用については、民間企業における障がい者の法定雇用率が未達成の企業が依然として多いことから、三重労働局など関係機関との連携を一層強化し、障がい者雇用の拡大と企業や県民の理解促進に取り組むとともに、働く意欲のある全ての障がい者が自らの能力や適性を生かし、希望に応じて働くことのできるよう、多様で柔軟な働き方を推進していく必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方の実現に向けて取組を進める中、新型コロナウイルス感染症の影響により、働き方が大きく変わりました。企業の規模、業種にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するため、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、優れた事例を県内に広く普及していきます。
- ②時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、企業、経済団体、労働団体、行政など関係団体が一体となって県内企業への働きかけや支援を行い、県全体へのテレワークの浸透を図ります。
- ③再就職や正規雇用を希望する女性が能力を発揮し安心して働くことができるよう、スキルアップや資格取得の支援を通して能力開発を行うとともに、多様な事情を抱える女性の就職に関する不安や悩みの解消を図り、就労継続の支援を行います。
- ④働く意欲のある高齢者の雇用を促進するため、引き続きシルバー人材センターの取組を支援します。また、令和4年度で終了する「三重県生涯現役促進地域連携事業」で構築予定のモデル事例を県内に広く普及し、70歳までの就業機会の確保を進めていきます。
- ⑤県内企業が労働関係法令の遵守や日本語教育・生活支援の必要性等について深く理解し、外国人労働者に配慮した労働環境を整備できるよう、周知・徹底を図るとともに職業訓練・職場体験機会の提供に取り組みます。
- ⑥就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く人や長期無業者が安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら相談から就職までの切れ目ない支援を行うとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓します。
- ⑦相談内容が複雑・多様化していること等を踏まえ、引き続き労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めるとともに、離職者を対象とした職業訓練を津高等技術学校等で実施し、早期再就職に向けた支援を行います。

⑧障がい者雇用の拡大に向け、三重労働局をはじめとする関係機関と連携した事業所訪問や就職面接会の開催、職業訓練等を行うとともに、ステップアップカフェ等の取組を通じて企業や県民の障がい者雇用に係る理解を促進します。また、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、企業に対し、障がい者の短時間雇用の導入促進や、テレワーク拠点の利用促進等による障がい者のテレワークの普及に取り組むことにより、多様で柔軟な働き方を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-----------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 多様な就労形態を導入している県内事業所の割合 (「三重県内労働条件等実態調査」における調査対象事業所のうち、「多様な就労形態を導入していると回答した県内事業所の割合」) | 86.1% | 87.3% | 88.5% | 92.1% |
| 就職支援セミナー等を受講した求職者や企業の満足度 (県が実施するセミナーや相談会に参加した求職者(女性や高齢者、外国人、就職氷河期世代等)および企業のうち、県の取組が就職活動や職場環境整備に役立ったとする割合) | 89.4% | 90.4% | 91.4% | 94.4% |
| 民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合 (毎年6月1日現在の県内民間企業(県内に本社がある43.5人以上規模の企業)における障がい者の法定雇用率達成企業の割合) | 56.9% (3年6月) | 58.2% | 59.6% | 63.6% |

主な事業

①働き方改革総合推進事業

(第5款 労働費 第1項 労政費 3 労働福祉費)

予算額：(R4) 1,389千円 → (R5) 1,288千円

事業概要：働き方改革を県内に広く普及するため、「みえの働き方改革推進企業」登録制度を引き続き運用し、特に優れた取組を行う企業・団体を表彰します。また、今後の施策の参考とするため、県内事業所における労働条件などの調査を実施します。

②女性の就労支援事業

(第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費)

予算額：(R4) 2,867千円 → (R5) 2,847千円

事業概要：働く意欲のある女性が希望する形で就労できるよう、一人ひとりのニーズに合わせて再就職やキャリアアップにつながるよう支援するとともに、多様な事情を抱える女性の就職に関する不安や悩みの軽減に向けた女性専用窓口による相談等を行います。

③（一部新）生涯現役促進地域連携事業

（第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費）

予算額：(R4) 7,543千円 → (R5) 4,987千円

事業概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている高齢者の雇用改善を図り、働く意欲のある高齢者が、これまで培ってきた経験や能力を発揮できるよう、安心して就労できる職場環境づくりを推進します。

④（一部新）外国人材雇用・就労支援事業

（第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費）

予算額：(R4) 4,074千円 → (R5) 8,631千円

事業概要：外国人材の受入を円滑に行うため、企業における受入体制の整備を促進するためのセミナー等を開催し、適切な労働環境の確保を図ります。また、外国人求職者が安心して県内企業に就職することができるよう、就職支援セミナー等を開催するとともに県内企業との出会いの場を提供し、安定した就労につなげます。

⑤就職氷河期世代再チャレンジ応援緊急対策事業

（第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費）

予算額：(R4) 21,161千円 → (R5) 20,214千円

事業概要：就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、関係機関と連携しながら相談から就職・定着に至る切れ目ない支援を実施するとともに、就労体験や訓練の受入先となる企業等の開拓に取り組みます。また、支援対象者やその家族に対するアウトリーチに取り組み、各種支援策の利用を促進します。

⑥労働相談室運営事業

（第5款 労働費 第1項 労政費 2 労働教育費）

予算額：(R4) 12,478千円 → (R5) 12,387千円

事業概要：労働者や事業主が抱える労働問題を解決するためのセーフティネット機関として、「三重県労働相談室」を運営し、相談員が電話や面談等による助言を行うほか、より専門的な相談については弁護士相談を行います。

⑦障がい者ステップアップ推進事業

（第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費）

予算額：(R4) 9,086千円 → (R5) 8,169千円

事業概要：県内企業の障がい者雇用を促進するため、優良事例の普及・啓発、支援制度の周知、職場定着の推進に向けた企業の人材育成などの取組を進めます。また、ステップアップカフェを活用した障がい者雇用に関する理解の促進や、障がい者雇用に関する企業間ネットワークの支援などに取り組みます。

⑧障がい者のテレワーカー育成事業

(第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費)

予算額：(R4) 4,093千円 → (R5) 3,188千円

事業概要：障がい者のテレワーク導入支援アドバイザーが企業と障がい者のマッチングを行い、テレワーク勤務が円滑に実施できるよう、企業と障がい者を訪問して支援します。また、この事業で得られた成果をモデル事例として県内企業へ広げ、テレワークによる障がい者雇用の取組を促進します。

施策の目標

(めざす姿)

県内各地域が自立・持続可能で魅力と活力ある地域として発展できるよう、市町との連携により各地域の特性に応じた資源の活用や地域課題の解決に向けた取組が進展し、地域活性化や定住促進、地域コミュニティづくりなど地域における活力の維持につながっています。

(課題の概要)

人口減少の進行や人びとのライフスタイル・価値観の多様化などに伴い、地域社会の担い手不足や地域活力の低下など、さまざまな課題が顕在化してきており、過疎・離島・半島地域等をはじめとした地域における活力の維持に取り組む必要があります。

現状と課題

- ①県と市町で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、地域課題の解決に向けて検討を進めるとともに、全県的な課題となっている若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすための取組を進めました。市町との連携を一層強化して、持続可能な地域コミュニティづくりがより多くの地域に広がるよう取り組む必要があります。
- ②人口減少の進行に伴い、市町は、これからも持続可能な形で行政サービスを提供し続け、その水準をいかに維持・向上していくかが課題となっています。このため、市町が基礎自治体として自主性、自立性を確保しつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を行えるよう、支援する必要があります。
- ③木曾岬干拓地、大仏山地域については、関係機関との連携のもと、それぞれの地域の状況に応じた利活用を図っていく必要があります。宮川の流量回復の取組については、流量回復放流とかんがい放流の同時放流の試行を7月末～8月上旬（8日間）に行ったことにより、粟生頭首工直下毎秒3.0トンを確認することができました。また、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間については、「宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議」において、関係部局で現状把握、データ蓄積を行うとともに、利水者などの関係者との意見交換を実施しています。引き続き、流量回復の取組を「宮川流域振興調整会議」で進めていくとともに、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況に向けて、関係部局とともに検討・調整を行っていく必要があります。
- ④過疎地域等においては、他地域に比べて急激な人口減少、高齢化が進行しており、地域活力の維持が課題となっています。今後も人口減少と高齢化が加速する過疎地域等が持続可能な地域社会を構築することができるよう、市町と連携して地域活性化や定住促進などに取り組む必要があります。
- ⑤離島航路は、離島と本土、離島間を結ぶ唯一の交通機関であり、離島で暮らす人びとにとって医療などの生活の基盤であると同時に、産業や島外との交流の基盤です。離島航路事業者においては、離島住民の減少や新型コロナウイルスの影響による観光客の減少により厳しい経営状況となっているほか、船舶の老朽化に伴う代替船建造に係る財政負担の増加が課題となっています。

⑥地域活力の維持が課題となっている地域において、都市部から移住した地域おこし協力隊が、地域ブランドや地場産品の開発・PR、地域おこしの支援などの活動に取り組んでいます。引き続き、隊員の活動がより充実したものとなり、将来的な定住・定着につながるよう支援していく必要があります。

令和5年度の実行方針

- ①住民に最も身近な自治体である市町と県の連携を一層強化して、地域コミュニティの活性化に若者の力を活用するなど、地域における課題の解決に向けた取組を進め、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進します。また、国のデジタル田園都市国家構想等もふまえつつ、市町が策定した地方版総合戦略の推進を支援します。
- ②市町が行政事務を適正かつ的確に処理するとともに、安定的な財政運営が行われ、地域の活性化につながるよう、地方自治制度、地方公務員制度、地方財政制度の運用のみならず、公営企業の経営改革や公共施設等の適正管理の推進等について、必要な支援を行います。
- ③木曾岬干拓地については、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用計画策定に向け、土地利用の用途に関する具体的な調査を進めていくとともに、道路等の基盤整備に向けて関係者との調整を進めます。大仏山地域については、引き続き散策路等を適切に維持管理し利用促進に取り組むとともに、将来の多様な主体による里山の保全・活用に向けた検討を進めていきます。また、宮川の流量回復については、今回の同時放流の試行による運用ルールの検証を通じて、粟生頭首工直下の安定的な流量確保に取り組めます。一方で、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間においては、利水者など関係者との意見交換を継続するとともに、関係部局で検討を進めより良い流況に向けて取り組めます。
- ④過疎地域等において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域の特色を生かした活性化の取組を支援するなど、各種計画に沿った対策を進めます。
- ⑤離島航路は、離島で生活するうえで必要不可欠な生活基盤であるとともに、観光客の離島へのアクセスとしてもなくてはならない交通手段であることから、離島航路事業者に対して支援を行い、航路の維持・改善や島民の生活基盤の安定並びに島外との交流促進等につなげます。
- ⑥地域おこし協力隊の将来的な定住・定着や創業等を支援するため、広域的なつながりづくりやスキルアップを目的とした研修を実施するとともに、隊員OB・OGも含めたネットワーク化を促進し、地域活力の維持・向上につなげます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 目標値 実績値 | 5年度 目標値 実績値 | 8年度 目標値 実績値 |
|--|-------|-------------------|-------------------------------------|-------------------|
| | 現状値 | | | |
| 県と市町の連携により地域づくりに 成果があった取組数 (市町との連携により地域の課題の 解決に向けて成果があった毎年の取 組数) | | 20 取組 | 20 取組 | 20 取組 |
| | 19 取組 | — | — | — |
| 木曾岬干拓地の利活用の推進に向け た取組 (木曾岬干拓地の利活用の推進に向 け、伊勢湾岸自動車道以南に係る都 市的土地利用計画の策定) | | 土地利用の可 能性の調査 | 可能性のある 土地利用の用 途に関する具 体的な調査 | 都市的土地利 用計画の策定 |
| | — | — | — | — |
| 地域おこし協力隊による創業または 新たな地域活性化の取組件数(累計) (地域おこし協力隊による創業や事 業承継または地域おこし協力隊の活 動がきっかけとなって住民による新 たな地域活性化の取組につながった 件数) | | 9 件 | 19 件 | 50 件 |
| | — | — | — | — |

主な事業

①（一部新）持続可能な地域コミュニティづくり推進事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費）

予算額：(R4) 2,987千円 → (R5) 9,153千円

事業概要：「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、住民が主体となった地域のコミュニティづくりがより多くの地域に広がるように取り組むとともに、若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすための取組を進めます。

②市町振興事務費

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 2 市町振興費）

予算額：(R4) 6,464千円 → (R5) 6,719千円

事業概要：市町が行政運営を適正かつ的確に処理するとともに、市町の行財政改革を支援し、安定的な財政運営を行うことができるよう、適切な助言や支援を行います。

③木曾岬干拓地整備事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

予算額：(R4) 458,557千円 → (R5) 231,840千円

事業概要：木曾岬干拓地における伊勢湾岸自動車道以南の土地利用の用途に関する具体的な調査を進めていくとともに、道路等の基盤整備に向けて関係者との調整を進めます。

④特定振興地域推進事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

予算額：(R4) 26,717千円 → (R5) 12,033千円

事業概要：大仏山地域に整備した散策路等を適切に維持管理し利用促進に取り組むとともに、将来の多様な主体の参画に向けた検討を進めます。

⑤奥伊勢湖環境保全対策協議会負担金

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

予算額：(R4) 5,000千円 → (R5) 5,000千円

事業概要：奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画し、奥伊勢湖の豊かな自然環境を守るための活動を支援します。また、宮川の流量回復等の課題については、宮川流域振興調整会議を活用して検討を進めます。

⑥地域活性化支援事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

予算額：(R4) 2,832千円 → (R5) 3,575千円

事業概要：過疎地域等の市町が実施する住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域活性化のための取組に対し補助金を交付します。また、過疎地域等における持続可能な地域づくりについて市町と連携して検討を行います。

⑦離島航路船舶新造事業補助金

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

予算額：(R4) 554千円 → (R5) 50,000千円

事業概要：離島住民の生活基盤の安定化と離島の自立的発展を促すため、離島航路事業者に対し、新船建造費の一部を補助し離島航路の維持確保を図ります。

⑧地域おこし協力隊サポート事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

予算額：(R4) 1,410千円 → (R5) 1,415千円

事業概要：地域おこし協力隊員やOB・OGを対象として、隊員が活動するフィールドにおける研修会やつながりづくりのための交流会等を開催するとともに、市町担当者を対象とした円滑な隊員受入れのための研修会を開催します。

施策の目標

(めざす姿)

移住を考える人が一人でも多く三重県に移住し、安心して暮らし続けられるよう、人口流入の促進に向けた移住の取組が進んでいます。また、地域の活力向上につながるよう、移住された人と地域の人びととの交流が進んでいます。

(課題の概要)

若い世代をはじめ地方への関心が高まる中で、「選ばれる三重」となることで、人口流入の促進につなげていく必要があります。また、人口減少、少子高齢化の進行などに伴い、地域活力の低下が懸念されることから、移住促進の取組を地域の活性化につなげていく必要があります。

現状と課題

- ①「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪および名古屋での相談会などにおいて、きめ細かな相談対応を行うなど市町と連携した取組を進めた結果、平成 27 年度からの県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、令和 3 年度末までで 2,460 人となっています。内閣府の調査では、地方への関心は年々高まっているとの結果が示されていますが、コロナ禍による相談機会の減少や大規模フェア等の中止により本県への相談件数は落ち込み、コロナ前の水準には戻っていません。移住の促進に向けた取組が全国の自治体で行われている中で、本県が移住希望地として「選ばれる地域」となり、移住につなげていくためには、相談者にしっかりと寄り添うことができる対面による相談機会の増加や、都市部などでのセミナー開催を充実させ、三重の暮らしの魅力を幅広く情報発信していく必要があります。また、令和 3 年の転出超過数 3,480 人のうち、若者が 9 割を占めるなど、若者の県外流出が深刻な課題となっており、こうした状況をふまえながら、市町や関係部局と連携した取組を進めていく必要があります。
- ②地方移住にあたっての懸念として、「仕事や収入」、「人間関係や地域コミュニティ」が上位を占めています。これまで「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」により、県外の移住希望者と県内地域の人びとをつなぐ場を設け、移住前における懸念の軽減に取り組み、一定の成果をあげているものの、参加者が伸び悩んでいることから、より多くの方が参加しやすく、移住前の段階から地域の人びとと継続的な情報交換や交流ができる場づくりが必要です。
- ③テレワークなど場所を選ばない働き方の浸透などにより、移住スタイルや相談内容が多様化しています。移住希望者の様々なニーズに応えるため、市町との会議や研修会を通じた情報共有を行うとともに、移住者が安心して本県に移住し住み続けられるよう、移住希望者と地域のつなぎ役となる人を増やすなど受入れ態勢を充実させる必要があります。また、移住支援事業については、制度創設当初より要件が緩和されていますが、依然として要件が厳しいため、引き続き、要件緩和を国へ要望するとともに、さらなる活用に向け、市町や関係部局と連携し、制度の周知等を行っていく必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、対面を重視した相談機会を充実させ、きめ細かな相談対応を行い、移住につなげていきます。また、引き続き、市町や関係部局と連携し、全国フェアへの出展や他県との連携事業、移住交流ポータルサイト等を活用した情報発信を行うとともに、特に、首都圏に比べ知名度が高く、本県への移住実績も多い「関西圏・中京圏」からのさらなる移住者増加に向けて、それぞれの地域に訴求効果が高いテーマによるセミナーや、マスメディア等を活用した情報発信を、総合的・戦略的に実施します。加えて、県外の大学へ進学した学生など、本県にゆかりのある人たちに向けて「三重の暮らしやすさ」などの情報発信を、市町や関係部局と連携して行います。
- ②先輩移住者や地域づくりに取り組んでいる人びとなどが発信する様々な情報を、移住希望者が気軽に収集したり、その情報をきっかけにして地域の人びととお互いに交流する場として、SNSを活用したオープンな情報発信・交流の場をつくり、懸念の軽減や移住の実現につなげます。
- ③市町の担当者会議や研修会を通じて、移住促進に向けた課題や効果的な手法について情報共有するとともに、移住希望者と地域とのつなぎ役となる人材の育成により県内定着や地域の活性化につなげるなど、受入れ側の態勢充実に取り組めます。また、東京23区在住者等の地方への移住を後押しする移住支援事業について、引き続き、市町と連携し実施します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|--------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 県および市町の施策を利用した県外からの移住者数（累計） (県および市町の施策を利用した県外からの移住者数（平成27（2015）年度以降の累計）) | | 3,031人 | 3,632人 | 5,615人 |
| | 2,460人 | — | — | — |
| 移住相談件数 (「ええとこやんか三重 移住相談センター」や移住セミナー等での移住相談件数) | | 1,314件 | 1,334件 | 1,434件 |
| | 1,294件 | — | — | — |
| 移住者の受入れと地域づくりに取り組む人材の育成人数（累計） (県が実施する人材育成講座の応用・実践講座に参加し、県内各地域でキーパーソンとして活動している人数) | | 5人 | 10人 | 25人 |
| | 0人 | — | — | — |

主な事業

①（一部新）ええとこやんか三重移住促進事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費）

予算額：(R4) 38,587千円 → (R5) 73,880千円

事業概要：「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心としたきめ細かな相談対応、全国フェアへの出展や他県と連携した移住プロモーション、HP等での情報発信を行うとともに、特に「関西圏・中京圏」に向けて、マスメディアや交通広告を活用した情報発信や、訴求効果が高いテーマによる県単独セミナーの開催など総合的、戦略的に実施します。また、本県にゆかりのある人たちに向けて「三重の暮らしやすさ」などの情報発信を市町や関係部局と連携して行うほか、SNSを活用したオープンな情報発信・交流の場をつくり、懸念の軽減や移住の実現につなげます。

②移住者を受け入れる態勢の充実支援事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費）

予算額：(R4) 14,945千円 → (R5) 23,883千円

事業概要：市町の担当者会議や研修会を通じて、移住促進に向けた課題や効果的な手法について情報共有するとともに、移住希望者と地域とのつなぎ役となる人材の育成により県内定着や地域の活性化につなげるなど、受入れ側の態勢充実に取り組みます。また、東京23区在住者等の地方への移住を後押しする移住支援事業について、引き続き、市町と連携し実施します。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

施策の目標

(めざす姿)

南部地域に幸福感を持っていきいきと暮らす人びとが増え、地域外の人びとが南部地域に一層の魅力を感じ、地域の外からさらに活力が注入される好循環が続くよう、若者の人口流出をくい止め、定着に向けた働く場の確保や生活サービスの維持・確保など安心して暮らし続けることのできる地域づくりが進むとともに、南部地域への交流人口や関係人口が拡大し、さらにはこれらの人びとと地域との関係が深まっています。

(課題の概要)

南部地域において、人口減少と少子高齢化が進み、地域活力の低下が懸念されることから、豊かで持続可能な地域社会を維持し、地域の活力が向上するよう取り組む必要があります。

現状と課題

- ①南部地域は、第一次産業の活力が低下するとともに、若者世代の人口の流出と少子高齢化が続いています。その一方で、世界では、2030年を目標達成年限としたSDGsの取組をはじめ、未開発で自然豊かであることの価値が見直されつつあります。こうした時代の変化をとらえ、南部地域の特色ある資源を生かし、地域の活力向上を図る必要があります。
- ②地域活力の維持・向上のため、主体的に地域づくり活動に取り組む人の育成やそうした人びとのネットワークの形成を図るとともに、交流人口や関係人口を増加させる必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症により、南部地域においても観光業が大きな影響を受けています。コロナ収束後を見据え、南部地域が教育旅行先として引き続き選ばれ続けるよう、教育旅行の受入促進に取り組んでいく必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①南部地域において、住民が安心して暮らし続けることができるよう、南部地域活性化基金を活用し、特色ある資源を生かした地域活力を向上させる取組や若者の定住促進に取り組む市町を支援します。特に、南部地域の大きな課題である若者世代の人口流出については、県も積極的に若者の定住促進に向けた事業を企画・立案し、事業への参加を希望する市町と連携して取り組んでいきます。
- ②地域ならではの特色ある資源を活用し、主体的に地域づくり活動に取り組む人材の育成やネットワークの形成に取り組みます。
- ③県内学校が実施する南部地域を行先とした教育旅行を支援し、児童生徒の南部地域への愛着形成につなげていくとともに、県外学校が南部地域の豊かな自然や歴史文化といった魅力を評価して教育旅行先として選んでいただけるよう、教育旅行誘致に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 南部地域における若者の定住率 (現在の25歳～34歳人口を20年前の5歳～14歳人口で割った値) | | 55.9% | 55.9% | 55.9% |
| | 55.9% | — | — | — |
| 地域住民等が主体となった地域への誇りにつながる新たな活動件数(累計) (地域住民等が主体となって、南部地域固有の資源や価値を生かし、地域での暮らしを誇りと思えることにつながる活動の件数) | | 13件 | 39件 | 150件 |
| | — | — | — | — |

主な事業

①南部地域活性化基金支援事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

予算額：(R4) 9,647千円 → (R5) 9,800千円

事業概要：南部地域活性化基金を活用し、南部地域における働く場の確保や定住促進に資する事業、および南部地域の活性化に寄与する事業に連携して取り組む市町を支援します。

②地域づくり人材支援事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

予算額：(R4) 569千円 → (R5) 2,054千円

事業概要：進学に伴い生まれ育った地域を離れた若者が、南部地域をフィールドとして市町・住民・地域おこし協力隊・移住者など地域との交流を深めながら、地域課題解決のためのフィールドワークを行い、課題の分析とその解決に向けて取り組みます。これにより若者の地域への愛着形成や、卒業後のUターン就職の促進につなげます。

③(新)南部地域の企業・魅力体感事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

予算額：(R4) — 千円 → (R5) 4,107千円

事業概要：県外を含めた南部地域外に進学・就職した若者を対象に、南部地域の特徴ある企業の見学やUターンして活躍している方々との意見交換、南部地域の自然や第一次産業等を体験するバスツアーを実施し、地域を離れた若者が南部地域で働きながら豊かに暮らすことの魅力を改めて体感できるよう取り組みます。

④（新）ファンとともに南部地域の観光資源 PR 事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 7, 1 1 1千円

事業概要：南部地域の地域資源を活用した観光地としての魅力向上のため、地域の人びとがファン・マニア（例：「城マニア」「鉄オタ」）とともに、未開発の観光コンテンツの発掘・磨き上げを行います。参加者は地域資源に関する知識を深め、新たな視点を得たうえで、観光資源としての魅力を発信する手法の検討と実践に取り組みます。

⑤豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費）

予算額：(R4) 1 0 0, 9 0 0千円 → (R5) 5 4, 2 3 3千円

事業概要：南部地域への教育旅行を実施する県内学校の支援を行うとともに、県外学校に対する南部地域への教育旅行誘致活動を促進し、教育旅行の目的地として南部地域が継続的に選ばれるよう取り組みます。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

施策の目標

(めざす姿)

地域の活力を向上させるため、多くの人びとが熊野古道伊勢路を訪れ、豊かな自然や食など、東紀州地域ならではの資源に魅力を感じ、地域に滞在しながらさまざまなスポットで観光や体験型プログラム、食、地域産品などを楽しむための仕掛けづくりが進んでいます。

また、世界遺産の文化的価値が守られ、来訪者にも評価されるよう、熊野古道伊勢路の保全活動へ幅広い主体が参画し、十分な活動資金が確保された持続可能な体制が構築されています。

(課題の概要)

熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域ならではの資源を活用し、来訪者が長く滞在し消費額を増やすことにより、観光業および第一次産業を含めた関連産業を活性化させ、東紀州地域の活力を向上させる必要があります。

また、古道の保全活動関係者の高齢化が進んでおり、新たな担い手や活動資金の確保に取り組み、古道を良好な状態で未来へ継承していく必要があります。

現状と課題

- ①熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域ならではの魅力の発信を強化し来訪を促すとともに、来訪者の長期滞在を受け入れる仕組みの整備を進める必要があります。
- ②大規模スポーツイベントによる集客交流等の素地がある東紀州地域の特色を生かして、地域に滞在しながらスポーツや体験プログラム、地域産品などを楽しむための仕掛けづくりを進める必要があります。
- ③東紀州地域は、地理的条件もあって地域経済が低迷しており小規模な事業者も多いことから、地域のさまざまな主体が連携して、産業の活性化に向けた取組を進める必要があります。
- ④熊野古道伊勢路がめざす「歩き旅」を象徴的なイメージとする「現代の巡礼道」に向けた取組は道半ばであり、伊勢から熊野までの道程を通して歩く意欲を高める取組や仕組みづくりを進める必要があります。
- ⑤熊野古道伊勢路の保全団体では構成員の高齢化が進み、地元の有志を主体とする保全活動は限界に近づいていることから、新たな担い手や活動資金の確保のための取組を進める必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①東紀州地域への誘客の促進や地域の魅力発信につなげるため、東紀州地域でのマラソン大会や旅ランなどスポーツイベントの可能性について、調査・検討を実施します。
- ②東紀州地域の拠点滞在型観光の推進に向けて、幅広い層が利用可能な多様なサイクリングルートを設定するためにワークショップや現地調査等を実施して、サイクリスト向けのコンテンツの造成に取り組みます。
- ③地域の資源を生かした商品のブラッシュアップによるブランド力強化や高付加価値化、販路拡大等の取組を支援することにより、東紀州地域の産業振興に向けて取り組みます。
- ④熊野古道伊勢路の世界遺産登録20周年に向けて、伊勢路全域で統一感のある案内標識の整備を支援するとともに、山歩きアプリを活用するなど、外国人も含めた人びとが伊勢路の「歩き旅」を安全に楽しめる環境を整備します。
- ⑤熊野古道伊勢路に関するさまざまな活動をしている関係者が一堂に会する場である熊野古道協働会議の枠組みを通じて、保全団体や民間企業、市町等と連携し、持続可能な保全体制の構築に向けた取組を進めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 東紀州地域における観光消費額の伸び率 (観光旅行者が東紀州地域において支出した観光消費額の令和2(2020)年を100とした場合の伸び率) | | 113 | 120 | 147以上 |
| | 100 (2年) | — | — | — |
| 商談会等における新たな成約件数 (累計) (商談会等において東紀州地域の事業者が新たに得た成約件数) | | 40件 | 60件 | 120件 |
| | 20件 | — | — | — |
| 熊野古道伊勢路の来訪者数 (熊野古道伊勢路を訪れた人数の推計値) | | 270千人 | 320千人 | 440千人 |
| | 246千人 | — | — | — |
| 熊野古道伊勢路の保全活動に参加した新たな担い手の人数(累計) (熊野古道伊勢路の保全活動に参加した新たな担い手の人数) | | 300人 | 500人 | 2,000人 |
| | 100人 | — | — | — |

①（新）東紀州地域ランニング人口誘致調査事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 9, 809千円

事業概要：東紀州地域の特性や全国の動向をふまえ、東紀州地域で実施可能なマラソン大会等の規模や運営面での課題、経費、経済効果などとともにランニング人口を誘致する手法について調査します。

②（新）サイクリング観光推進事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 5, 500千円

事業概要：市町をはじめさまざまな関係者を交えたワークショップ等を開催し、そこで検討されたルートの現地調査をふまえ、東紀州地域独自のサイクリングルートを設定します。また、地域の観光資源を活用したサイクリスト向けのコンテンツを造成し、モニターツアーを実施してコンテンツの改善を行い、商品化をめざします。

③（新）熊野古道伊勢路「歩き旅」ブランディング事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 12, 499千円

事業概要：熊野古道伊勢路の世界遺産登録20周年に向けて、伊勢路全域で統一感のある案内標識の整備を支援するとともに、山歩きアプリを活用するなど、外国人も含めた人々が伊勢路の「歩き旅」を安全に楽しめる環境を整備します。

④（一部新）熊野古道活用促進事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費）

予算額：(R4) 6, 503千円 → (R5) 20, 611千円

事業概要：熊野古道伊勢路の世界遺産登録20周年に向け、「歩き旅」のブランディングを推進するため、伊勢路を踏破するイベントを開催するとともに、伊勢路の価値や魅力の国内外への発信による誘客、スペイン・バスク自治州との交流促進を図ります。併せて、古道を安心して歩けるよう、熊野古道サポーターズクラブの活動や熊野古道一斉クリーンアップ作戦にも取り組みます。

⑤Easy Access to 東紀州！プロジェクト推進事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費）

予算額：(R4) 4, 589千円 → (R5) 5, 985千円

事業概要：奈良県・和歌山県等との広域連携による誘客促進に取り組み、紀伊半島における旅行者の周遊性・滞在性を高めます。また、（一社）東紀州地域振興公社等と連携し、インバウンド復活後を見据えた外国人旅行者の誘客促進や、東紀州地域の資源を生かした体験型コンテンツの造成・磨き上げに取り組みます。

⑥東紀州地域集客交流推進事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

予算額：(R4) 81,764千円 → (R5) 81,617千円

事業概要：熊野古道センターにおいて、熊野古道をはじめとした東紀州地域の歴史・文化、自然等を地域内外に発信するとともに、集客交流を促進します。

⑦東紀州地域活性化推進事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

予算額：(R4) 2,784千円 → (R5) 3,094千円

事業概要：熊野古道の関係者が一堂に会して意見交換等を行う「熊野古道協働会議」を開催し、地域一体となって古道の保全と活用に向けて取り組みます。また、「持続可能な保全体制づくり」分科会において、伊勢路全体での持続可能な保全の仕組み構築について検討を進めます。

施策10-1 社会におけるDXの推進

【担当部局：デジタル社会推進局】

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんや県内事業者等のDXに取り組もうとする機運が醸成されており、デジタルに関する知識やスキルを有した人材が増え、産業や暮らしなどさまざまな分野においてDXの取組が進んでいます。

また、革新的な技術やサービスの社会実装が進み、社会課題や地域課題の解決が図られています。

(課題の概要)

デジタル化が進展する一方で、デジタル化の恩恵を受けられない人々が取り残される懸念があります。

また、県内事業者においては、DX人材が不足することにより、経営効率化が進まないことが懸念されます。

さらに、本県が抱える地域課題や社会課題に対し、革新的な技術やサービスを活用していかなければ、県民生活の質の向上や維持が困難になることが懸念されます。

現状と課題

- ①県民の皆さんや県内事業者、市町・県などの行政機関のDXを推進するためのワンストップ相談窓口「みえDXセンター」において、国内外のDXをけん引する専門家や企業と連携した相談支援を行うとともに、DXの推進に向けた機運醸成を図るためのセミナーを実施しています。引き続き、各主体によるDXの取組を後押しする必要があります。また、DXに関する取組を行っている県内企業が約12%にとどまっていることから、企業の意識啓発を図りながら、DX人材の育成支援に取り組んでいく必要があります。
- ②社会情勢の変化に伴い、新たな地域課題・社会課題が発生していることから、スタートアップが持つ革新的な技術やサービスを活用した新たなビジネスを創出することで、地域における課題の解決や経済活性化につなげていく必要があります。
- ③ドローン物流や空飛ぶクルマを活用した「空の移動革命」について、国主導の官民協議会における議論や法整備等の動向を注視しながら、観光、交通、防災、市民生活など様々な地域課題の解決を図るため、関連するビジネスへの参入をめざす事業者に対する支援や環境整備、地域受容性向上に資する取組を進める必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①県民の皆さんや県内事業者等がDXに取り組んでいただける機運を醸成するとともに、引き続き、「みえDXセンター」を中心に、各主体によるDXの取組を支援します。また、社会全体のデジタル化が進められる中、企業の経営者やDXを推進する担当者への研修の実施など、産官学各層のデジタル人材の育成および県内定着を支援します。

- ②三重発スタートアップの増加をめざして、創業や第二創業への関心を高める取組や、新規事業創出に向けた外部との連携促進など、起業前から事業拡大まで、事業の成長段階に応じた支援に取り組みます。
- ③県内におけるさまざまな地域課題の解決や新たなビジネスの創出のため、ドローン物流等の社会実装を促進するための環境整備や地域受容性向上に向けた機運醸成により「空の移動革命」の実現に向けて取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| DXに取り組む県民の皆さんや県内事業者等への支援に対する貢献度 (県が実施した支援に対して相談者等が「役に立った」「やや役に立った」と回答した割合) | | 90.0%以上 | 90.0%以上 | 90.0%以上 |
| | 90.0% | — | — | — |
| DXや革新的な技術・サービスを活用した先進的な取組を行う事業者等への支援件数(累計) (DXや革新的な技術・サービスを活用した取組をめざす事業者等に対して、情報提供やマッチング、事業計画への助言等の支援を行った件数) | | 39件 | 52件 | 91件 |
| | 26件 | — | — | — |

主な事業

①みえDXセンター関連事業

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費)

予算額：(R4) 11,417千円 → (R5) 5,037千円

事業概要：DXをけん引する専門家や企業と連携した「みえDXセンター」において相談支援を行うとともに、DXの推進に向けた機運醸成を図るためのセミナーを実施します。また、DXに関する身近な取組事例を分かりやすく発信することにより、「みえDXセンター」の利用促進を図っていきます。

②DX人材育成推進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 3 商工業振興費)

予算額：(R4) 16,174千円 → (R5) 11,741千円

事業概要：企業・社会人、学生など幅広い主体を対象に、DXに取り組んでいただけるよう、さまざまなテーマを設定した講座の開催を通じてDX人材の育成に取り組むとともに、高齢者を対象に、市町等と連携しスマートフォンの基本操作等の講座を実施します。また、「みえICT・データサイエンス推進協議会」を中心とした産学官の連携により、地域課題の解決に取り組めます。

③(一部新)スタートアップ支援事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費)

予算額：(R4) 27,000千円 → (R5) 24,414千円

事業概要：学生や社会人等を対象に講演やワークショップ等を開催し、起業機運の醸成に取り組めます。また、起業を検討している方等を対象に、事業計画の策定などの支援を行います。あわせて、スタートアップや新事業創出をめざす県内企業を対象に、事業共創に向けたマッチングや財政的な支援に取り組めます。

④空の移動革命促進事業

(第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費)

予算額：(R4) 20,630千円 → (R5) 10,504千円

事業概要：「空の移動革命」の実現に向けて、三重県が抱える地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を図るため、事業者による県内での社会実装に向けた取組への支援や、安全安心な運航の実現に向けた課題を整理するための調査を行います。また、実用化に不可欠となる地域受容性の向上をめざした取組を行います。

施策の目標

(めざす姿)

スマートフォン等の利用を通じた行政手続のデジタル化が進むとともに、県や市町等が保有するデータを活用した政策立案やサービスが創出されることにより、県民の皆さんの利便性が向上しています。

(課題の概要)

行政ニーズの多様化や課題の複雑化が進み、自治体における経営資源が大きく制約を受けることも考えられる中、デジタル技術を活用することで、社会の変化や県民の皆さんのニーズに対応した、よりよい行政サービスを安定的に提供する必要があります。

現状と課題

- ①電子署名、電子納付に対応できるよう電子申請・届出システムの更新を行い、関係部局とも連携しながら行政手続のデジタル化を進めています。県民の皆さんの利便性向上を図るためには、電子申請の使い易さの向上や事務処理の迅速化を図るとともに、窓口対応も含めた行政手続の一層のデジタル化を推進する必要があります。また、利用者目線に立った行政サービスの提供等に向けて、令和4年度に整備中のDX推進基盤を通じた、県や市町等の保有データの積極的な活用に取り組む必要があります。
- ②「三重県・市町DX推進協議会」等の場を活用し、DX人材育成やデジタルツールの共同調達、情報システムの標準化、マイナンバーカードの普及促進といった市町がDXを推進する上で必要となる課題の解決に向け、意見交換や調査・検討に取り組んでいます。また、令和4年度から新たにデータ連携・活用に向けた機運醸成に取り組んでいます。引き続き、市町間及び県と市町の連携を一層強化するとともに、課題の把握に努め、必要な支援を行う必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①県民の皆さんの利便性向上を図るため、行政手続デジタル化方針に基づき、電子申請できる手続を増やしつつ、ユーザー視点に立ったシステムのUI/UX(※)の改善を図るとともに、窓口における手続や相談対応のデジタル化に向けた調査・検討に取り組めます。さらに、県民の皆さんや事業者等に活用していただけるよう、オープンデータの充実を図るとともに、データに基づく政策立案や行政サービスの創出に向けた取組を推進します。
- ②DX人材育成やデジタルツールの共同調達、情報システムの標準化、マイナンバーカードの普及促進、データ連携・活用など、市町DXの促進に向け、引き続き、「三重県・市町DX推進協議会」等の場を活用し、市町と連携して意見交換や調査・検討に取り組めます。

※UI/UXとは、サービス等を開発するときに、利用者にとって使いやすいかどうかを考える概念のこと。UIは利用者の目に触れたり実際に使用したりする部分、UXは利用者がサービス等を使って得られる体験を示す。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| デジタル化した県独自の行政手続の割合 (年間受付件数100件以上の手続のうちデジタル化の効果が期待できる75手続を対象) (年間受付件数100件以上の県独自手続のうち利便性の向上や業務効率化等デジタル化の効果が期待できる75手続についてデジタル化した割合(受付件数ベース)) | | 76% | 92% | 100% |
| | 39% | — | — | — |
| 市町DXの促進に向けた市町との連携による取組数(累計) (市町DXの促進に向け、三重県・市町DX推進協議会等において、複数の市町と連携して取り組んだ数) | | 17取組 | 27取組 | 57取組 |
| | 7取組 | — | — | — |

主な事業

①(一部新)行政サービス提供事業

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費)

予算額：(R4) 48,871千円 → (R5) 80,839千円

事業概要：行政手続における県民の皆さんの利便性向上を図るため、電子申請の受付フォームや受付後の業務フローの改善を図るとともに、窓口対応のデジタル化に向けた実証に取り組めます。また、GIS(地理情報システム)の運用や共有デジタル地図の更新により、事務の効率化や県民の皆さんにわかりやすい情報提供を行います。

②市町DX促進事業

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費)

予算額：(R4) 9,878千円 → (R5) 8,818千円

事業概要：市町DXの促進に向け、県と市町におけるデジタルツールの共同調達に向けた調査・検討に取り組むとともに、標準準拠システムへの移行計画の策定など、情報システムの標準化・共通化を推進するため、情報提供や助言等の必要な支援を行います。

施策の目標

(めざす姿)

高規格道路では、東海環状自動車道の全線開通や、新宮紀宝道路の開通のほか、直轄国道でも中勢バイパスが全線開通するなど、県内外を貫く南北軸が強化・延伸され、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

県管理道路では、磯部バイパスが完成するなど、地域間交流の促進や観光復興に向けた動きにつながるとともに、未改良道路の拡幅等による混雑解消や生活交通の円滑性の確保が進んでいます。

リニアによる交通革新や高速道路ネットワークの進展をふまえ、総合交通ターミナルの整備を賑わい・防災空間の創出とともに展開しています。

千葉県八街市の通学路の死傷事故をふまえた交通安全対策が全て完了するとともに、通学路交通安全プログラムに位置づけられた箇所も概成しています。また、区画線などの道路の着実な維持管理に取り組むとともに、AIを活用した交通観測体制の拡充により、県民の皆さんが安全で快適に道路を利用しています。

街並みに調和した景観や交通安全などの機能に応じた街路樹の剪定や花植え活動などにより、良好な空間が形成されるとともに、道路施設の脱炭素へ向けた持続的な管理も進んでいます。

港湾では、岸壁や航路等の着実な維持管理により安全な利用を確保するとともに、脱炭素化や船舶の大型化への対応、クルーズ船寄港誘致など港湾の利活用を促進する官民連携のプロジェクトが進んでいます。

(課題の概要)

高規格道路等のミッシングリンクや渋滞区間の存在により、県内各地域における社会・経済活動の支障となり、企業進出や観光誘客等に多大な影響を及ぼします。県管理道路の整備は、混雑状況や車道幅員など他県から大きく遅れており、地域間交流や安全・安心な生活への支障となります。

公共交通と道路ネットワークの連携を強化する拠点の不足により、今後のリニアの開業に伴う効果の発現や中心市街地の活性化等への支障となります。

道路空間の安全性など機能改善が求められる中で、通学路の対策の遅延や区画線の剥離等の進行により県民生活へのリスクが高まります。また、街路樹等の魅力が乏しい道路空間の存在により、生活の豊かさや来街者へのサービス等が損なわれます。

県管理港湾における貨物量のさらなる減少により、背後地も含めた地域の雇用や経済活動に大きな影響が生じます。

現状と課題

- ①熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の開通をはじめ、鈴鹿亀山道路の新規事業化など、多くの幹線道路の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなどの整備効果が見られてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど多くの課題が残されています。このため、高規格道路および直轄国道の早期整備について、関係市町や地域住民、地元民間企業等と一体となって国等に要望していく必要があります。
- ②県管理道路では、幹線道路ネットワークの強化、バイパス等の抜本的な整備および早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた道路整備を推進していますが、車道幅員の確保など他県から大きく遅れており、地域間交流や安全・安心な生活の支障となるなど多くの課題が残されています。
- ③コロナ時代の社会変容に対応し、インフラの新たな価値を創造しつつ、豊かで活力のある地方創生の実現のため、道路空間の再編による賑わいの創出や観光の復興に向けた道路整備により、ポストコロナを見据えた地域づくりを推進する必要があります。県都の顔となる津駅では、駅周辺の再編を図るため、三重河川国道事務所・三重県・津市で「津駅周辺道路空間再編検討委員会」を設置し、有識者、交通関係者、経済関係者および行政が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、社会実験も含めて整備方針の具体化に向け調整を進めています。
- ④千葉県八街市の交通事故などを受け通学児童等の安全確保が全国的な課題となっている中、通学路の合同点検結果や通学路交通安全プログラムに基づき、関係者と連携しながら対策を進めているところであり、歩行者等の安全・安心を確保するための取組を一層進めていく必要があります。また、道路施設の老朽化が急速に進行する中、道路を安全・安心・快適に利用できるよう、引き続き点検や修繕を着実に進めるとともに、剥離が進行する路面標示については、一定の水準の確保・定常化を図る必要があります。さらに、令和5年に志摩市で開催される「G7交通大臣会合」に向け、道路施設等に必要な対策を実施する必要があります。
- ⑤デジタル技術などの技術革新が進展する中、平常時・災害時を含めた道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、ICT・AI技術等の新技術の導入・活用を進めていく必要があります。また、AIカメラによる常時観測システムの運用を令和3年4月から開始しており、引き続き、交通マネジメントや道路空間の再編等の計画検討、災害時の異常検知など、AIカメラの活用の幅を広げる検討を進めるとともに、観測体制の強化を進める必要があります。
- ⑥「みえ花と絆のプロジェクト」として、地域との協働による花植え活動などの取組を実施しています。引き続き、気候変動への対応として道路施設における脱炭素化への取組を進めていくとともに、「花植え活動」「美化活動」を通じた地域協働による道路の緑化空間の展開、道路管理者による街路樹の適切な維持管理など、道路空間の美化・緑化の取組を進めていく必要があります。

- ⑦国の温室効果ガス削減目標をふまえ、港湾を利用する企業等とも連携し、港湾の脱炭素化に向けた取組の推進を図る必要があります。また、港湾の荷役利用、観光利用の増加に向けて地域産品の輸送、観光・レジャーを通じた交流人口の拡大など、地域が元気になる取組を支援する必要があります。
- ⑧県管理港湾について、利用者の安全や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急物資輸送ルートの機能を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めています。港湾は地域経済を支え、防災拠点としての役割を果たす必要があることから、引き続き、計画的かつ効率的な補修に取り組むとともに、臨港道路橋梁等の耐震化を進める必要があります。

令和5年度を取組方向

- ①人流・物流の円滑化や活性化によって元気な地域づくりを支えるとともに、南海トラフ地震等の大規模自然災害発生時には「命の道」として重要な役割を果たす近畿自動車道紀勢線をはじめ、新名神高速道路（6車線化）、東海環状自動車道、紀勢自動車道（4車線化）等の高規格道路や北勢バイパス、中勢バイパス、鈴鹿四日市道路等の直轄国道が整備推進されるよう取組を進めます。また、新たな広域幹線道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路の早期整備や名神名阪連絡道路の事業化に向けた取組を進めます。
- ②県管理道路では、県土づくりの骨格となっている高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの拡充を進めるとともに、観光復興を支えるアクセス道路の整備として、伊勢志摩連絡道路等の整備を進めます。また、身近な生活道路では車両のすれ違いが困難な箇所解消など、安全で円滑な交通の確保に向けた整備を着実に進めます。
- ③自動車の安全かつ円滑な通行に加え道路空間の再編などによる賑わい空間の創出や公共交通との利便性の向上を図るため、県都の顔となる津駅周辺において、引き続き社会実験も含めて整備方針の具体化を関係機関等と連携して進めます。
- ④千葉県八街市の交通事故をふまえた合同点検で明らかになった危険箇所や通学路交通安全プログラムに位置付けられた対策箇所の安全確保を図るため、スピード感を持って交通安全対策を進めます。また、舗装等の老朽化が進行する道路施設が長期にわたり必要な機能を十分発揮するよう計画的な点検、着実な修繕を進めるとともに、剥離が進行する路面標示では、一定の水準を確保し、定常化を図れるよう取り組みます。加えて、「G7交通大臣会合」に向け、関係機関と連携・協議のうえ、必要な対策を実施します。
- ⑤道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、ICTやAIを活用したモニタリング体制の拡充や点検の高度化などを進めます。また、AIカメラ等の整備による、観測体制の強化を図るとともに、AIカメラの活用の幅を広げる取組を進めます。

- ⑥街路樹が持つ良好な景観形成の機能が発揮されるよう、街路樹の樹形管理を、メリハリをつけて進めるとともに、多様な主体の連携・協働のもとで、花の持つ人を癒す効用を生かす花植え、美化活動など空間のグリーン化の取組を進めます。また、道路施設の脱炭素へ向けた持続的な管理を実現するため、トンネル照明灯のLED化を計画的に推進します。
- ⑦港湾の脱炭素化に向けた取組として重要港湾におけるカーボンニュートラルポート形成計画の策定に向けた取組を進めるとともに、港湾を利用した地域産業活性化、観光活性化を図るための環境整備を進めます。
- ⑧港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、津松阪港（新堀地区）等において老朽化対策を進めます。また、緊急物資輸送ルート of 機能を確保するため、令和5年度完成予定の長島港の臨港道路橋梁（江ノ浦大橋）や令和4年度から着手した鳥羽港の岸壁の耐震対策を進めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--|------------------------------|---|--|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通 (東海環状自動車道の県内区間(新四日市JCT～県境:23.3km)の開通) | | 用地取得完了 | 県境(三重県側)トンネル 本体工事着手 | 〈全線開通〉 県内23.3km 全体153km |
| | 〈県内〉 新四日市JCT ～大安IC間 7.8km | — | — | — |
| 伊勢・志摩地域の交流を促進するネットワーク整備 (高速道路と志摩地域の観光リゾート拠点を結ぶ伊勢志摩連絡道路の一部(磯部BP L=2.5km)が完成) | | 磯部BP 事業中 (トンネル 工事中) | 磯部BP 事業中 (トンネル 工事完成) | 磯部BP 開通 伊勢志摩連絡 道路の全線開 通(20km) |
| | 磯部BP 事業中 第2伊勢道路 ／鵜方磯部 BP 供用済 | — | — | — |
| リニアをふまえた総合交通ターミナルの整備 (新広域道路交通計画(交通拠点計画)に基づく整備推進) | | 近鉄四日市・ 津駅での社会 実験の実施 | 近鉄四日市駅 での社会実験 の実施／津駅 周辺における 整備方針の具 体化に着手 | 県内の総合交 通ターミナル 計画の策定お よび近鉄四日 市・津駅での 整備推進 |
| | 近鉄四日市駅 周辺での事業 着手／津駅周 辺での整備方 針の策定 | — | — | — |
| 危険な通学路の交通安全対策が完了した割合 (令和3年6月に千葉県八街市の通学路で発生した死傷事故をふまえた合同点検の要対策箇所のうち、対策を完了した割合) | | 94% | 96% | 100% |
| | 30% | — | — | — |

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--|---|---|--------------------------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 道路区画線の引き直し (高耐久性の白線を活用しながら視認性の高い状態を定常化) | | 高耐久性塗料を用いた白線のモニタリング調査およびAⅠを用いた路面劣化検知システムの試験運用 | 高耐久性塗料を用いた白線のモニタリング調査およびAⅠを用いた路面劣化検知システムの運用開始 | 剥離度Ⅱ以内の水準の維持および白線の高耐久化 |
| | 剥離度Ⅱ以内の水準の維持 | — | — | — |
| トンネル照明のLED化によるCO ₂ 排出量の削減割合 (県が管理するトンネル照明のLED化による年間CO ₂ 排出量の削減割合(平成30年度比較)) | | 30%削減 (CO ₂ 排出量1,100t/年) | 32%削減 (CO ₂ 排出量1,080t/年) | 40%削減 (CO ₂ 排出量950t/年) |
| | 28%削減 (CO ₂ 排出量1,150t/年) | — | — | — |
| 県民の皆さんとともに進める緑化活動の参加人数(累計) (道路、河川等のインフラを舞台とした緑化活動に県民の皆さんが参加した累計人数) | | 4,400人 | 8,900人 | 23,000人 |
| | — | — | — | — |
| 重要港湾の脱炭素化に関する計画の策定 (令和3年度に国により示されたカーボンニュートラルポート(CNP)形成計画策定マニュアルに基づく策定) | | 関係者調整 | CNP形成計画策定に着手 | CNP計画に基づく事業に一部着手 |
| | — | — | — | — |

主な事業

①直轄道路事業

(第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費)

予算額：(R4) 9, 410, 832千円 → (R5) 13, 868, 132千円

(参考：(R4) 12, 851, 832千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：地方創生、国土強靱化に資する幹線道路ネットワーク構築・機能強化を促進します。

②道路調査事業

(第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 1 道路橋りょう総務費)

予算額：(R4) 52, 950千円 → (R5) 52, 950千円

事業概要：地域の自立的発展や地域間の連携を支える高規格道路の早期整備や事業化に向け、調査・検討を進めます。また、道路空間の再編などによる賑わい空間の創出や公共交通との利便性の向上を図るため、津駅周辺において、社会実験も含めて整備方針の具体化を進めます。

③道路改築事業

(第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費)

予算額：(R4) 9, 105, 704千円 → (R5) 12, 919, 318千円

(参考：(R4) 13, 052, 085千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの拡充を進めるとともに、観光復興を支えるアクセス道路等の整備を進めます。また、身近な生活道路では車両のすれ違いが困難な箇所の解消など、安全で円滑な交通の確保に向けた整備を進めます。

④交通安全事業

(第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 2 道路橋りょう維持費)

予算額：(R4) 1, 154, 213千円 → (R5) 1, 987, 154千円

(参考：(R4) 2, 091, 104千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：千葉県八街市の事故をふまえた合同点検や通学路交通安全プログラムの対策箇所について、関係者と連携しながら、スピード感を持って対応します。

⑤道路維持管理事業

(第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費)

予算額：(R4) 6, 682, 688千円 → (R5) 7, 750, 660千円

事業概要：道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう剥離が進行する道路の路面標示について、警察と連携しながら改善し、一定の水準の確保・定常化を進めます。また、街路樹の樹形管理や地域との協働による花植え、美化活動など空間のグリーン化に取り組みます。

⑥道路DX事業

(第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 2 道路橋りょう維持費)

予算額：(R4) 一 千円 → (R5) 42,000千円

(参考：(R4) 42,000千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、ICTやAIを活用したモニタリング体制の拡充や点検の高度化などを進めます。

⑦(新)カーボンニュートラルポート形成計画事業

(第8款 土木費 第4項 港湾費 1 港湾管理費)

予算額：(R4) 一 千円 → (R5) 31,200千円

事業概要：重要港湾（津松阪港、尾鷲港）の特性や港湾利用者の意見をふまえ、港湾の脱炭素化に向けた取組のロードマップをはじめとした検討を行います。

⑧港湾事業

(第8款 土木費 第4項 港湾費 2 港湾建設費) など

予算額：(R4) 838,900千円 → (R5) 923,700千円

(参考：(R4) 991,100千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：港湾施設の定期点検・補修を実施するとともに、岸壁等の老朽化対策を進めます。
また、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な公共交通の確保・充実に向けて、県内各市町で地域公共交通計画の策定が進み、地域の実情に応じた交通に関する方向性が整理され、多様な輸送資源を活用することなどにより、新たな移動手段の確保が進んでいます。

また、リニア三重県駅の設置による効果を県内全域に波及させるよう、リニア三重県駅と地域を結ぶ県内広域交通網の整備促進について、関係機関との検討が進むとともに、リニア三重県駅を核とした地域づくり等、将来像についての方向性をとりまとめています。

(課題の概要)

地域公共交通の利用者が減少する中、より一層の利用促進や交通不便地域等における新たな移動手段の確保が求められています。

一方で、リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開業に向け、リニア三重県駅の設置への県民の期待が高まる中、リニア三重県駅を核とした地域づくり等を通じて、リニア中央新幹線の効果を本県の発展につなげていくことが求められています。

現状と課題

- ①複数市町等をまたぐ地域間幹線系統バスの維持・活性化を図るため、運行等を支援するとともに、利用者の少ない路線の利用促進等を図る必要があります。また、路線バスやコミュニティバス等公共交通の維持・活性化に向け、市町等と連携し検討を進める必要があります。地域鉄道等について、路線の維持・活性化を図るため、事業者が実施する安全対策等を支援するとともに、沿線市町や関係府県等と連携し利用促進に取り組む必要があります。
- ②県内公共交通については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた利用者数が回復傾向にあるものの、コロナ以前の水準には戻らないという懸念もあり、また、原油価格・物価高騰の影響により厳しい経営状況に直面していることから、コロナ後を見据えた事業者の取組を支援する必要があります。
- ③高齢者の交通事故が社会問題化し、自動車運転免許の返納件数が増加傾向にある中、交通空白地等における高齢者をはじめとする県民の皆さんの移動手段を確保していくため、地域の実情に応じた移動手段の確保に向け市町等の取組を支援するとともに、新たな移動手段を導入する地域の拡大を図る必要があります。また、令和2年11月に改正・施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、「三重県地域公共交通計画（仮称）」を策定する必要があります。
- ④新型コロナウイルス感染症の影響により、国際線を中心に航空需要の回復途上にあることから、感染症の収束状況をふまえながら「中部国際空港利用促進協議会」等との連携を図り、空港の利用促進に取り組む必要があります。中部国際空港の機能強化については、第二滑走路の整備による24時間完全運用の実現のため、引き続き国への要望や事業推進に向けた関係者と意見交換を行っていく必要があります。

- ⑤リニア中央新幹線は、今年の骨太の方針で 2023 年中の名古屋・大阪間の環境影響評価着手について示されたため、名古屋・大阪間の一日も早い着工と全線開業の実現に向け、円滑な環境影響評価の実施およびルート・駅位置の早期確定につながるよう JR 東海との協議を進めていく必要があります。また、次のステップとして、県がめざすリニアを活用した将来像を整理する必要があります。加えて、リニア事業に対する県民の皆さんの理解や協力が得られるよう、一層の気運醸成を図っていく必要があります。

令和 5 年度 of 取組方向

- ①地域間幹線系統バスの維持・活性化を図るため、国と協調して事業者の運行等を支援するとともに、「三重県地域公共交通協議会」で検討を行い、利用促進等に取り組みます。また、路線バスやコミュニティバス等公共交通の維持・活性化に向け、地域の実情に応じた具体的な取組が進むよう、市町の地域公共交通会議などで検討を進めます。さらに、地域鉄道等の維持・活性化に向け、事業者が実施する安全対策等に国や市町と協調し支援を行うとともに、県や関係市町等で出資する第三セクターの伊勢鉄道について、設備整備等を支援します。加えて、「三重県鉄道網整備促進期成同盟会」、「関西本線整備・利用促進連盟」、「JR 名松線沿線地域活性化協議会」などによる利用促進活動に取り組むとともに、「関西本線活性化利用促進三重県会議」において沿線市や鉄道事業者等と連携した取組を推進します。
- ②県内の交通事業者においては、厳しい経営状況が続いていることから、コロナ後を見据えた事業者における利用促進の取組などを支援することにより、地域公共交通の維持・確保を図ります。
- ③車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、地域の実情に応じた、次世代モビリティ等を活用した取組や福祉分野等と連携した取組などを市町、事業者等と進めるとともに、これらの取組を核としながら水平展開することにより、新たな移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図ります。また、バスや鉄道等従来の公共交通に加え、多様な輸送資源を総動員する新たな交通に関する方向性を示したマスタープランである「三重県地域公共交通計画（仮称）」を策定します。
- ④中部国際空港について、早期の第二滑走路整備による 24 時間完全運用の実現に向け、空港会社が進める環境影響評価の手続きを、東海三県一市の自治体および経済団体が連携して支援します。加えて、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた需要拡大や利用促進に向け、「中部国際空港利用促進協議会」と連携し取組を進めます。
- ⑤リニア中央新幹線については、早期の環境影響評価着手およびルート・駅位置の確定につながるよう、JR 東海との連携、協議を一層進めていきます。また、リニア開業が本県の発展につながるよう、新たに「三重県リニア基本戦略(仮称)」を策定し、リニア活用の考え方やめざすべき将来像を整理します。さらに、環境影響評価をはじめ、用地買収、建設発生土処分地の確保等、今後想定される諸課題の解決に向け、JR 東海と協議し事前準備を進めます。加えて、県民の皆さんの理解や協力が得られるよう、リニア事業に対する効果的な啓発に取り組めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 目標値 実績値 | 5年度 目標値 実績値 | 8年度 目標値 実績値 |
|--|----------------------------------|--|----------------------------------|---------------------------|
| | 現状値 | | | |
| 地域公共交通の利用促進に向けて新たに取り組んだ件数（累計） （交通事業者や市町、地域住民等と連携し、利用促進に向けて新たに取り組んだ件数） | | 2件 | 3件 | 6件 |
| | — | — | — | — |
| 新たな移動手段の確保に向けて取り組んだ件数（累計） （市町や交通事業者など関係機関が連携し、次世代モビリティの活用など新たな移動手段の確保に向けて取り組んだ件数） | | 2件 | 4件 | 10件 |
| | — | — | — | — |
| リニア効果の県内波及に向けた取組 （三重県駅を核とした地域づくり等の検討、調整を進めながら、リニアを活用した将来像についての方向性の取りまとめ） | | ・ 駅候補地の評価、検討 ・ 県同盟会としての駅位置選定、JRへの要望 | ・ 環境影響評価開始 ・ 駅位置についての市町との合意形成 | リニアを活用した将来像についての方向性の取りまとめ |
| | ・ 県内駅候補市町の決定 ・ 亀山市からの駅候補地域の提案 | — | — | — |

主な事業

① 地方バス路線維持確保事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費）

予算額：(R4) 345,000千円 → (R5) 345,000千円

事業概要：地域間を結ぶ幹線バスの運行経費等に国と協調して補助するほか、県の地域公共交通協議会、市町の地域公共交通会議等において、地域公共交通の維持・活性化に取り組めます。

② 鉄道利便性・安全性確保等対策事業

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費）

予算額：(R4) 103,624千円 → (R5) 100,082千円

事業概要：地方自治体を含む中小鉄道事業者が行う鉄道の安全性・利便性の向上を図るための施設整備等や、鉄道事業者が行う施設の耐震対策について、国や沿線市町等と協調して支援します。

③伊勢鉄道基盤強化等対策事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)

予算額：(R4) 274,810千円 → (R5) 288,680千円

事業概要：新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響による伊勢鉄道株式会社の厳しい経営を関係市町と支援します。また、同社が行う鉄道の安全性・利便性の向上を図るための施設整備等について、国と協調するなどにより支援します。

④地域交通体系整備基金積立金

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)

予算額：(R4) 65千円 → (R5) 200,037千円

事業概要：伊勢鉄道株式会社の施設整備を支援するため活用している「三重県地域交通体系整備基金」について、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況にある伊勢鉄道を支援するため、緊急的に本基金を活用して、令和2年度から令和4年度分の経常損失に対する経営支援を実施するものとしたことから、その支出分について、改めて基金に積み直しを行います。

⑤(一部新)鉄道活性化促進事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)

予算額：(R4) 609千円 → (R5) 5,628千円

事業概要：鉄道の維持・活性化のため、「関西本線整備・利用促進連盟」、「三重県鉄道網整備促進期成同盟会」、「JR名松線沿線地域活性化協議会」等の活動を通して沿線自治体等と連携して要望活動や利用促進の取組を実施します。

関西本線(亀山～加茂)の維持・活性化のため、令和4年6月に設置した「関西本線活性化利用促進三重県会議」において、沿線市やJR西日本と連携して、地域住民への課題の共有や通勤等における利用促進に向けた実証事業などを実施します。

⑥新型コロナウイルス感染症に対する交通事業者支援事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)

予算額：(R4) 399,680千円 → (R5) 456,780千円

事業概要：新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響から厳しい状況にある県内公共交通の維持・確保やコロナ後を見据えた利用促進を図るため、交通事業者に対し、動力費や利用回帰策にかかる費用を支援します。

⑦(新)交通空白地移動手段確保事業

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 26,500千円

事業概要：交通空白地における県民の移動手段確保に向けて、次世代モビリティ等を活用した取組や交通分野と福祉分野等との連携による取組など、市町や事業者の新たな取組を支援するとともに、これまでの取組の水平展開を図ることで、市町等の取組を促進します。また、新たな方向性を示す、地域公共交通のマスタープランとなる「三重県地域公共交通計画(仮称)」の策定に取り組みます。

⑧（一部新）航空関係費

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費）

予算額：(R4) 16,669千円 → (R5) 45,651千円

事業概要：新型コロナウイルス感染症の収束後の展開を見据え、中部国際空港利用促進協議会や関西国際空港全体構想促進協議会等の活動を通じ、両空港の利用促進に取り組むとともに、中部国際空港における早期の第二滑走路整備に向け、空港会社が進める環境影響評価の手続きを支援します。

⑨（一部新）リニア中央新幹線関係費

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費）

予算額：(R4) 9,363千円 → (R5) 17,266千円

（参考：(R4) 29,363千円 ※令和3年度2月補正含みベース）

事業概要：リニア活用の考え方やめざすべき将来像を整理するため、「三重県リニア基本戦略（仮称）」を策定します。また、早期の環境影響評価着手やルートおよび駅位置の確定に向け、関係府県、経済団体等と連携し、JR東海のリニア事業に協力します。さらに、「みえリニア応援クラブ」の会員と連携した啓発活動などを通じ、県民の皆さんの気運醸成に取り組めます。

施策 1 1 - 3 安全で快適な住まいまちづくり

【主担当部局：県土整備部】

施策の目標

(めざす姿)

令和2年度策定の都市計画区域マスタープランに基づき、市町が策定した立地適正化計画等により、都市機能・居住機能の誘導や災害リスクが高いエリアの土地利用規制が行われ、災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりが進んでいます。また緊急輸送道路における電線類の地中化等の防災・減災対策が進むとともに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりが広がっています。

熊野灘臨海公園におけるプールの再整備などワーケーションの推進に必要な公園整備や鈴鹿青少年の森におけるPark-PFI手法などを活用した公園整備が進み、新たな賑わいを創出する場が整備されています。

新築建築物等の検査や既存建築物の維持保全の徹底、適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地が確保されています。また、住宅・建築物の耐震化の促進により、地震災害に対するまちの安全性が向上しています。

空き家の活用や危険空き家の除却が促進され、空き家の増加が抑制されています。また、県営住宅の計画的な改修や民間賃貸住宅の確保により高齢者や子育て世帯等の居住支援体制の充実が進んでいます。さらに、省エネルギー性能の高い長期優良住宅が普及しています。

(課題の概要)

市街地の拡大や人口減少により、低密度な市街地が形成され、地域活力の低下や生活サービスの維持が困難になるとともに、災害リスクの高い市街地エリアが存在し、まちの賑わいが失われています。

耐震性のない建築物が多数存在することや住環境に悪影響を及ぼす空き家が増加することなどにより、安全で快適な住環境の確保が困難になります。

現状と課題

- ①効率的で利便性が高い持続可能なまちづくりや大規模自然災害による被害の低減を進めるため、立地適正化計画策定に向けた支援やまちづくりに資する関連事業の支援を行っています。引き続き、コンパクトなまちづくりに必要な取組を進めるとともに、大規模自然災害に対応した安全なまちづくりを進める必要があります。また、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進める必要があります。
- ②県営都市公園においては、ワーケーションの推進に必要な公園整備やPark-PFI手法などを活用した新たな賑わいづくりのための取組を進めています。引き続き、ポストコロナを見据え、交流人口の拡大に向けた公園整備を進めていくことが必要です。
- ③建築物の安全性確保に向けて、特定行政庁の市と連携し、適法な建築物の建築や適正な既存建築物の維持保全のための取組を進めています。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、開発許可制度の適確な運用に取り組んでいます。引き続き、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可や指導・助言等により、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。

- ④住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行っています。引き続き、住宅・建築物の耐震化の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。
- ⑤周辺の住環境に悪影響を及ぼす空き家の増加を抑制するため、空き家対策を実施する市町への支援を行っています。引き続き、空き家を活用するための改修や危険な空き家の除却に対する支援を行うとともに、空き家の適正管理等について啓発し、安全で快適な住環境を確保する必要があります。
- ⑥県営住宅については、長寿命化工事に取り組むとともに、入居者が減少していることから、子育て世帯の優先枠の設定や単身入居が可能な住戸の拡大等の取組を行っています。また、民間住宅については、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する取組のほか、耐久性、省エネルギー性能等を備えた長期優良住宅の認定を行っています。引き続き、住宅確保要配慮者への支援や長期優良住宅の普及が求められています。

令和5年度の取組方向

- ①災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりに向け、市町のめざすべき都市像の実現のため、中心市街地などへの都市機能・居住機能の誘導および災害リスクが高いエリアの土地利用規制を示した立地適正化計画策定やまちづくりに資する関連事業を支援します。また、緊急輸送道路における電線類の地中化等の防災・減災対策を実施するとともに、魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、景観に配慮した建築物や公共施設等への誘導に取り組みます。
- ②広域的な集客力を強化し観光誘客を促進するため、ワーケーションの推進に必要な公園整備を進めるとともに、利用者の満足度向上に向けて、多様なニーズに対応するための官民連携による公園の運営管理や整備を行います。
- ③建築基準法に基づき、新築建築物等に対して確認審査や完了検査等を適確に実施するとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物に対して定期調査報告の内容を確認し、必要な改善指導を行うなど、適正な建築物の維持保全の促進に取り組みます。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、都市計画法に基づく開発許可申請の審査や開発工事の完了検査等を適確に実施します。
- ④木造住宅について、引き続き戸別訪問や防災イベント等の機会に住宅所有者に耐震化を直接働きかけるほか、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、耐震性がない木造住宅の除却に対して支援を行います。耐震改修促進法により耐震化を促進している緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物に対して、市町や関係団体と連携し、耐震改修等の実施に向けて必要な支援を行います。
- ⑤活用可能な空き家の改修や危険な空き家の除却、市町が開催する空き家相談会等への支援を引き続き実施するとともに、空き家の適正管理等に関するセミナーを開催します。
- ⑥県営住宅の長寿命化のための改修、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内改修を進めるとともに、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の普及促進や相談会の開催など居住支援の取組を進めるほか、長期優良住宅の認定等を適確に実施します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| コンパクトで賑わいのあるまちづくりに取り組む市町の割合 (コンパクトで賑わいのあるまちづくりに向け、居住機能や福祉・商業等の都市機能を誘導するための計画を策定または中心市街地などでまちづくりに資する事業に取り組んでいる市町の割合) | | 40% 10市町 ／25市町 | 44% 11市町 ／25市町 | 64% 16市町 ／25市町 |
| | 32% 8市町 ／25市町 | — | — | — |
| 多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組む県営都市公園数 (広域的に利用されている5つの県営都市公園(北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園)で、多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組み、利用者の満足度が現状値(令和2年度平均値82%)を超える都市公園数) | | 3公園 | 4公園 | 5公園 |
| | 2公園 | — | — | — |
| 県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計) (市町が取り組んでいる木造住宅の耐震化を促進するために、耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却に対して県が補助した戸数) | | 600戸 | 1,200戸 | 3,000戸 |
| | — | — | — | — |
| 県と連携して積極的に空き家対策に取り組む市町の割合 (空家等対策計画に基づいて、県の技術的支援を受けながら、空き家の活用および除却を推進するため、空き家の改修や除却の補助制度を整備している市町の割合) | | 62% 18市町 ／29市町 | 68% 20市町 ／29市町 | 82% 24市町 ／29市町 |
| | 58% 17市町 ／29市町 | — | — | — |

主な事業

①都市計画策定事業

(第8款 土木費 第5項 都市計画費 1 都市計画総務費)

予算額：(R4) 42,639千円 → (R5) 58,104千円

事業概要：まちづくりを進めるため、都市計画決定(変更)の基礎資料となる、人口規模や土地利用等に関する現況および将来の見通しについての基礎調査を行います。

②街路事業

(第8款 土木費 第5項 都市計画費 3 街路事業費)

予算額：(R4) 1,120,000千円 → (R5) 1,179,500千円

(参考：(R4) 1,243,999千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：「三重県無電柱化推進計画」の方針に基づき、電柱倒壊の危険性の高い市街地の緊急輸送道路において、電線類の地中化を行うなど、街路事業による市町のまちづくりを進めます。

③都市公園整備事業

(第8款 土木費 第5項 都市計画費 4 公園費)

予算額：(R4) 1,081,097千円 → (R5) 1,185,258千円

(参考：(R4) 1,269,212千円 ※令和3年度1月補正含みベース)

事業概要：広域的な集客力強化による観光誘客の促進に資する公園整備や、安全安心を確保する老朽化対策等を推進します。

④建築基準法施行事業

(第8款 土木費 第1項 土木管理費 3 建築指導費)

予算額：(R4) 10,804千円 → (R5) 10,946千円

事業概要：不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全のための指導・助言を行うとともに、新築建築物等の完了検査など建築基準法の遵守を促します。

⑤住宅・建築物耐震促進事業

(第8款 土木費 第6項 住宅費 1 住宅管理費) など

予算額：(R4) 164,520千円 → (R5) 156,696千円

事業概要：木造住宅の耐震診断、耐震改修、除却等を支援するほか、低コストの補強工法の普及を図るため、設計者や施工者向けの講習会を開催します。また、避難路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行います。

⑥空き家対策支援事業

(第8款 土木費 第6項 住宅費 1 住宅管理費)

予算額：(R4) 5,023千円 → (R5) 5,030千円

事業概要：特定空家等の除却や移住定住のための空き家リフォームを支援します。また、県民の皆さん等を対象にした空き家の適正管理や活用に係るセミナーを開催します。

⑦公営住宅建設事業

(第8款 土木費 第6項 住宅費 2 住宅建設費)

予算額：(R4) 272,996千円 → (R5) 272,996千円

事業概要：既存県営住宅の施設の長寿命化のため、外壁改修および屋上防水改修工事等を行うとともに、居住性を高めるため、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内の改修工事を行います。

施策 1 1 - 4 水の安定供給と土地の適正な利用

【主担当部局：地域連携部】

施策の目標

(めざす姿)

将来にわたって安定的な水源が確保され、安全で安心な水を使用できるよう市町、関係機関等と連携した供給体制が確保されています。

また、災害に備えた強靱な県土を次世代に引き継いでいくため、地籍調査などの取組が着実に進み、計画的かつ適正な土地の利用および管理が進んでいます。

(課題の概要)

湯水時における水不足の発生等に備えた安定的な水資源の確保や人口減少などの社会情勢の変化等に対応した水道基盤強化など、水の安全・安定供給の実現が求められています。

人口減少の進行に伴う所有者不明土地の増加や境界が不明確な土地の存在が、災害時の復旧・復興やインフラ整備の支障となっているため、土地の適正な利用および管理を図る必要があります。

現状と課題

- ①長良川河口堰建設事業に伴う工業用水に係る管理費等については、一般会計から工業用水道事業会計に出資し先行的に水源を確保しており、今後も確保していく必要があります。
- ②地籍調査については、実施主体である市町と連携して、土砂災害警戒区域などの被災想定区域や公共事業の円滑な進捗に資する地域での調査とともに、既存測量成果の活用などの効率的な手法により調査の進捗を図っています。一方で、令和3年度末時点の進捗率(9.8%)は全国平均(52%)を下回っていることから、引き続き、予算の確保に向けた国への要望活動や、事業推進に向けた市町への情報提供に取り組み、限られた財源の中で、市町と連携して効果的かつ効率的に地籍調査を進める必要があります。
- ③水道事業については、人口減少などの社会情勢の変化に対応するため、経営安定化への取組が必要となっているとともに、大規模地震による被害発生時などにおいては、水の供給等、行政区域を超えた連携の重要性が高まっています。
- ④県が供給する水道用水、工業用水の施設について、地震、風水害による被害や老朽化が懸念されています。こうした中で、将来にわたって県民の皆さんの暮らしの安全・安心の確保と地域経済の発展に貢献していくため、持続可能な水の安全・安定供給の実現に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

令和5年度の取組方向

地域連携部

- ①長良川河口堰建設事業に伴う工業用水に係る管理費等については、産業活動に不可欠な水を安定して供給するため、引き続き一般会計から工業用水道事業会計に出資し、長期的な視点から水資源の確保を図ります。

②地籍調査については、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進や、インフラ整備の円滑化など優先度が高いと考えられる地区に重点を置いて取り組みます。さらに、これまで調査が進んでいない林地での調査を推進するとともに、公共事業で得られる測量成果の活用を図るため、関係部局と一層の連携を図っていきます。また、市町等を対象とした研修会やヒアリング等を通じて効率的な手法の更なる活用を働きかけることで、市町と連携して効率的・効果的に推進します。

環境生活部

③水道事業等における施設整備や耐震化などのライフライン機能強化の促進を図ります。また、認可等に係る指導監督、立ち入り検査および災害時における応急給水活動の連携強化を行うとともに、県内市町水道事業が持続的な経営をしていけるよう、水道の基盤強化に向けた取組を進めます。

企業庁

④「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、引き続き、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新の計画的な推進および災害等発生時においても早期に応急復旧できるよう適切な維持管理に努めるとともに、経営基盤の強化に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 基幹管路の耐震適合率 (生活基盤施設耐震化等事業計画により交付金事業を行う市町等水道の基幹管路総延長に対する耐震適合性のある管路の割合) | 42.0% | 42.8% | 43.5% | 45.2% |
| 浄水場の耐震化率 (企業庁が管理する水道用水の全浄水場浄水処理施設に対する耐震化済施設数の割合) | 91.8% | 91.8% | 95.9% | 100.0% |
| 新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合 (地籍調査の推進に向け、効率化につながる技術・制度の活用や独自の工夫を新たに行った市町の割合) | — | 20% (4市町/ 20市町) | 40% (8市町/ 20市町) | 100.0% (20市町/ 20市町) |
| | — | — | — | — |

主な事業

地域連携部

①工業用水道事業会計出資金

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)

予算額：(R4) 290,296千円 → (R5) 319,558千円

事業概要：県勢振興のため先行的に確保している水源の工業用水に係る管理費等について、一般会計から工業用水道事業会計に出資します。

②地籍調査費負担金

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)

予算額：(R4) 175,824千円 → (R5) 465,187千円

(参考：(R4) 263,000千円 ※令和3年度2月補正含みベース)

事業概要：土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確化を図ることとし、地籍調査を実施する市町に対して、その取組を支援します。

環境生活部

③水道事業等指導事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 6,802千円 → (R5) 4,616千円

事業概要：県民に対し安心して飲める水が安定的に供給されるよう、水道の施設整備や事業経営および施設の維持管理についての指導監督を行います。また、県内の水道事業が将来にわたり経営環境を維持していけるよう水道基盤強化の取組を促進します。

④生活基盤施設耐震化等補助金

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 1,234,982千円 → (R5) 1,584,091千円

事業概要：水道事業を行う市町等に対し国交付金を財源とした助成を行い、水道施設の耐震化や老朽化対策および水道事業の広域化の取組を支援します。

⑤水道事業会計支出金

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額：(R4) 147,420千円 → (R5) 442,513千円

事業概要：水道広域化施設等に対し、一般会計から水道事業会計に出資・補助を行い、地方公営企業の経営健全化を促進し、その経営基盤の強化を図ります。

企業庁

⑥水道施設改良事業

予算額：(R4) 4,658,677千円 → (R5) 6,827,740千円

事業概要：水道用水を安定的に供給できる施設機能を維持するため、北中勢および南勢志摩水道用水供給事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新等を計画的に行います。

⑦工業用水道施設改良事業

予算額：(R4) 5,106,676千円 → (R5) 4,149,093千円

事業概要：工業用水を安定的に供給できる施設機能を維持するため、北伊勢、中伊勢および松阪工業用水道事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新等を計画的に行います。

施策12-1 人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

(課題の概要)

感染症や性的指向・性自認、国籍等に起因する人権侵害などの顕在化してきた人権課題や、多様化・複雑化する人権問題への解決に向けた対応が求められています。

現状と課題

- ①人権啓発・教育等の人権施策を推進していますが、依然、偏見等による差別や人権侵害が発生しています。特に、近年は新型コロナウイルス感染症患者やその家族、医療従事者等への差別や誹謗中傷、インターネット上の人権侵害が多く発生しています。
- ②人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根づき、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- ③県民の皆さんにあらゆる人権課題に関する知識や情報を提供し、自分自身の問題としてとらえられるよう理解の促進を図る必要があります。また、啓発イベント等により多く参加していただけるよう、関心が高い内容や開催方法の工夫等を行うことで、人権意識の高揚を図る必要があります。
- ④子どもたちの自尊感情を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育むため、各学校における人権教育カリキュラムの活用を進めるとともに、子どもの状況や地域の実情等に応じた見直しを促進しています。引き続き各学校での取組を進めながら、効果的な実践の研究に取り組む必要があります。
- ⑤人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(以下「新条例」という。)に基づき相談者に寄り添った体制の充実を図る必要があります。

令和5年度の取組方向

環境生活部

- ①差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、さまざまな主体と連携・協働して、人権啓発・教育等の人権施策を総合的に推進します。また、新条例制定を受け、「三重県人権施策基本方針」等を見直します。

- ②人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、講師派遣の支援を行うとともに、優れた取組事例を積極的に周知することにより、住民組織、NPO、団体等の取組を促進します。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、国や市町、さまざまな主体とも連携しながら、SNS等の活用など人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- ④多様化・複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう人権センターにアドバイザーを配置するとともに、相談員等に対する研修を行い資質向上に取り組みます。また、インターネット上での人権侵害の発生を防止するため、ネットモニタリングによる対策を行うとともに、SNS等の利用者に対し差別的な書き込みの禁止を呼び掛けるなど、ネット利用者の情報リテラシーの向上につながる取組を進めます。

教育委員会

- ⑤子どもたちが自他の価値を認め、互いの人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、一人ひとりを権利の主体ととらえ、教育活動全体を通じて人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、人権学習指導資料等を活用し、個別的な人権問題を解決するための教育を推進します。また、人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動の活性化を図り、学校・家庭・地域が連携して、子どもを主体とする人権教育の充実に取り組みます。新条例の制定や、令和3年に実施した教職員の人権問題に関する意識調査の結果等をふまえ、「三重県人権教育基本方針」の改定を行います。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 目標値 実績値 | 5年度 目標値 実績値 | 8年度 目標値 実績値 |
|--|-------------|-----------------------|-------------------|-------------------|
| | 現状値 | | | |
| 県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数 (県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計) | | 40,400人 | 41,800人 | 46,000人 |
| | 39,312人 | — | — | — |
| 学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合 (県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合) | | 89.5% | 92.1% | 100% |
| | 86.9% | — | — | — |
| 人権に係る相談体制の充実に向けた取組 (「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた相談体制の充実(多様化・複雑化する相談への対応等)に向けた取組) | | 相談体制の 充実に向けた 検討 | 相談体制の 充実 | 相談体制の 充実 |
| | 相談体制の 確保 | — | — | — |

主な事業

環境生活部

①人権施策総合推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 1,975千円 → (R5) 2,359千円

事業概要：人権が尊重される社会を実現していくため、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策の進捗管理を行い、人権尊重の視点に立った行政を推進します。また、新条例制定を受け、「三重県人権施策基本方針」等を見直します。

②人権文化のまちづくり創造事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 787千円 → (R5) 786千円

事業概要：人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域において展開されるよう、地域の団体等が主体的に開催する研修会等への講師派遣による支援を行います。

③隣保館運営費等補助金

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 249,438千円 → (R5) 249,061千円

事業概要：市町が設置する隣保館において、相談事業、啓発および広報活動、地域交流等の隣保事業が推進されるよう支援します。

④人権啓発事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 26,942千円 → (R5) 26,449千円

事業概要：県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会等の開催やスポーツ組織との連携による啓発等を行うとともに、地域の実情に応じた啓発活動を展開することができるよう、市町の取組に対する支援を行います。

⑤同和問題等啓発事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 10,503千円 → (R5) 10,501千円

事業概要：同和問題をはじめとする人権課題について県民の皆さんの理解と認識を深め差別のない社会を実現するため、マスメディアの活用やポスター等、さまざまな手法による啓発を実施します。

⑥インターネット人権モニター事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) 2,919千円 → (R5) 2,919千円

事業概要：インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請を行うとともに、差別事象の分析を行います。また、モニタリング説明会を実施し取組の充実を図るとともに、差別的な書き込みなどを未然に防止するための啓発に取り組みます。

⑦(新)差別解消条例推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 12,578千円

事業概要：人権問題を円滑かつ適切に解消するため、人権センターにアドバイザーを配置し、相談者に寄り添った質の高い相談体制を構築します。また、不当な差別に係る紛争解決のため、「三重県差別解消調整委員会」を設置・運営します。

教育委員会

⑧人権感覚あふれる学校づくり事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6 人権教育費)

予算額：(R4) 605千円 → (R5) 648千円

事業概要：子ども一人ひとりの存在や思いが大切にされる「人権感覚あふれる学校づくり」が教育活動全体を通じて進められるよう、人権学習指導資料の効果的な活用や人権教育カリキュラムに関する実践研究等を行い、その成果を報告書や研修等で、全ての県立学校に広めていきます。

⑨人権教育研究推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6 人権教育費)

予算額：(R4) 2,251千円 → (R5) 2,018千円

事業概要：「三重県人権教育基本方針」に則した「人権感覚あふれる学校づくり」を実践するため、学校や中学校区を指定し、子どもが権利の主体者であるという意識や差別解消に向けた意欲を高め、実践行動ができる力を身につけるための学習活動等の研究を行い、その取組手法や指導内容等を普及し、活用します。

⑩子ども支援ネットワーク・アクション事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6 人権教育費)

予算額：(R4) 2,477千円 → (R5) 2,477千円

事業概要：教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情を高め、「人権尊重の地域づくり」が促進されるよう、中学校区の「子ども支援ネットワーク」の活動を推進します。

⑪人権教育活動推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6 人権教育費)

予算額：(R4) 1,292千円 → (R5) 1,300千円

事業概要：学校における人権教育を進めるため、学校への指導助言を行うとともに、市町の人権教育担当を対象に、教員の実践力向上や指導力育成のための会議を開催します。子どもを取り巻く課題や地域の実情等をふまえ、「三重県人権教育基本方針」の改定を行います。

施策の目標

（めざす姿）

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

（課題の概要）

誰もが希望に応じて参画や能力発揮のできる環境づくりに向け、性別による役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、性暴力等の根絶や性の多様性に対する理解促進などの課題解決が求められています。

現状と課題

- ①県民一人ひとりが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、参画・活躍できる社会の構築をめざし、令和3年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画に基づく施策を着実に実行していく必要があります。
- ②政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできているものの、指導的地位に占める女性の割合は低く、地域活動等における女性の参画についても未だ十分とはいえない状況です。根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画社会への理解が広がるよう、一層の普及・啓発が必要です。また、コロナ禍において、県男女共同参画センター「フレンテみえ」の女性相談は、令和2年度以降相談件数が増加、高止まりしており、不安や困難を抱える女性への相談支援が必要です。
- ③性暴力に対する社会的認知の広がりにより被害者が声を上げやすくなったこと、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ（以下「よりこ」）」の認知度向上、SNS相談の導入など相談しやすい環境整備等により、相談件数は増加傾向で推移しています。引き続き、「よりこ」の相談体制の充実、認知度向上に取り組むとともに、相談ニーズの高まりをふまえつつ、今後、国で示される性暴力・性犯罪に係る方針を見据えた新たな取組、国（内閣府）の調査で明らかとなった相談できずに一人で苦しんでいる被害者への支援など、これまで支援が行き届かなかった課題に対応していく必要があります。
- ④職業生活における女性の活躍については、趣旨に賛同いただく企業等のネットワークが拡大するなど、気運は高まりを見せているものの、事業所における管理職に占める女性割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。働くことや職場でのステップアップを望む女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう取り組んでいく必要があります。

- ⑤多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会に対する県民の皆さんの理解や共感が高まり、ダイバーシティ推進に係る主体的な行動につながる必要があります。また、令和3年4月に施行した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」や同年9月に運用開始した「三重県パートナーシップ宣誓制度」をふまえ、性の多様性について県民の皆さんの理解が広がり、性のあり方にかかわらず誰もが安心して暮らせるよう、取り組んでいく必要があります。
- ⑥「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、SNS相談などDV被害者等がより相談しやすい環境を整備し、相談支援に取り組んでいます。一方で、依然として相談できないDV被害者が多いと考えられることから、相談窓口の一層の周知や相談しやすい体制を充実する必要があります。加えて、心理的ケアなど専門家の支援が必要なケースなどに対応できる体制整備が必要です。また、令和4年度は、DV被害者および同伴する子どもへの支援を充実するため、関係機関等と連絡調整を行う児童虐待防止コーディネーターを配置しており、引き続き女性相談所と児童相談所の連携を強化する必要があります。

令和5年度の実行方向

環境生活部

- ①男女共同参画施策の一層の推進をめざし、各部局と連携し「第3次三重県男女共同参画基本計画」の着実な実行に取り組むとともに、市町と連携・協力して進めます。
- ②県男女共同参画センター「フレンテみえ」と密接な連携のもと、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方が浸透するよう、一層の普及啓発に努めます。また、コロナ禍等で不安や困難を抱える女性への相談支援に取り組めます。
- ③性犯罪・性暴力の被害者等が安心して相談でき、速やかに総合的で適切な支援が受けられるよう、引き続き、「よりこ」の相談体制の充実および認知度向上に取り組むとともに、誰にも相談できずに悩んでいる被害者などターゲットを絞った啓発や子どもたちの性被害を未然に防止するための取組等を強化します。また、事業者の参画を得た見守り活動を全県的に展開し、性犯罪の抑止を図ることで、女性や子どもが安心して生活できる地域づくりに取り組めます。
- ④県内企業・団体等で構成する「女性の活躍推進三重県会議」の取組等を通じ、企業等において女性の活躍が一層進むよう、組織における意識改革や女性の人材育成・登用などに向けた環境整備に取り組めます。
- ⑤県民の皆さんの理解や行動につなげられるようダイバーシティに関する講座等を開催します。また、性の多様性についての理解促進や相談しやすい環境づくり、「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先の拡充などの取組を進めます。

子ども・福祉部

- ⑥DVが起こらない、DV被害に気づきやすい社会をめざして、効果的な広報等を検討します。また、DV被害者の適切な保護や自立支援、性別にとらわれない相談など、被害者の気持ちに寄り添ったきめ細かな対応に向けて、支援対応力の向上を図ります。さらに、女性相談所と児童相談所の連携をより一層深めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 目標値 実績値 | 5年度 目標値 実績値 | 8年度 目標値 実績値 |
|---|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 現状値 | | | |
| 女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数 (女性活躍推進法に基づく事業主行動計画もしくは「女性の活躍推進三重県会議」における「取組宣言」にて、女性の人材育成・登用や職場環境整備に関して数値目標を設定・公表し取り組む、企業・団体（常時雇用労働者数100人以下）の数) | | 401 団体 | 426 団体 | 501 団体 |
| | 376 団体 | — | — | — |
| 「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計） (「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の認知度向上および被害者を支援する輪を広げ、予防教育や性犯罪・性暴力根絶に向けた取組について説明する出前講座の受講者数（累計）) | | 2,100 人 | 2,600 人 | 4,100 人 |
| | 1,669 人 | — | — | — |
| 「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数（累計） (「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス一覧として、県ホームページに掲載している機関・事業者・団体・市町の数（累計）) | | 110 団体 | 120 団体 | 150 団体 |
| | 100 団体 | — | — | — |

主な事業

環境生活部

①男女共同参画センター事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) 8,588千円 → (R5) 16,247千円

(参考：(R4) 21,055千円 ※令和3年度2月補正含みベース)

事業概要：県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、フォーラムやセミナー等による参画・研修機会の提供や情報誌等による情報発信など男女共同参画意識の普及を図るとともに、コロナ禍等で不安や困難を抱える女性のための心理相談やサポート講座の実施など相談支援を行います。

②性犯罪・性暴力被害者支援事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) 22,597千円 → (R5) 22,470千円

事業概要：「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談件数の急増等に対応するため相談体制の強化を図るほか、引き続き電話相談、SNS相談、付き添い支援等に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ります。また、認知度向上のための広報啓発を行います。

③(新)「よりこ」潜在性被害者支援・相談支援機能強化事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) — 千円 → (R5) 9,257千円

事業概要：子どもを性被害から守るため、防犯アプリの活用を促進し、地域と連携した見守り活動につなげます。また、誰にも相談できずに一人で苦しんでいる被害者を「よりこ」への相談につなげるため、SNS等を活用したターゲットを絞った広報・啓発を実施します。

④(新)子どもを性被害から守る！性被害に遭わせない！事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) — 千円 → (R5) 4,427千円

事業概要：子どもの性被害を未然に防止するとともに、発生時に関係者が確実に対応・支援できるよう、教職員を対象にした研修や市町、関係機関等職員の対応力強化に取り組みます。

⑤みえの輝く女子プロジェクト事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) 3,446千円 → (R5) 3,331千円

事業概要：女性が活躍できる環境整備に向けて、企業、三重労働局、大学、経済団体等さまざまな主体と連携した「女性の活躍推進三重県会議」を運営するとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援やグループワークを通じた企業等の取組改善の支援を行います。

⑥広げようダイバーシティみえ推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) 2,957千円 → (R5) 2,702千円

事業概要：誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会に向けた理解や行動につながるよう、県民の皆さんを対象にしたワークショップを実施します。

⑦性の多様性を認め合う社会推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額：(R4) 8,864千円 → (R5) 7,982千円

事業概要：県民の皆さんを対象としたイベントや企業向け研修など性の多様性に関する理解促進を図るとともに、性の多様性に関する相談窓口の運営や当事者等の交流会の開催、パートナーシップ宣誓制度を運用します。

子ども・福祉部

⑧DV対策基本計画推進事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 5 社会福祉施設費)

予算額：(R4) 35,227千円 → (R5) 33,002千円

事業概要：「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、SNS相談や心理的ケアなどの相談支援を充実し、DV被害者等がより相談しやすい環境を整備します。また、二十代の女性を中心に一時保護の割合が高いことをふまえ、この世代に向けてインターネット広告を活用して相談窓口の周知等を行うとともに、女性相談所の相談体制を強化します。

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

(課題の概要)

国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進むため、新たに、さまざまな生活場面における円滑なコミュニケーションの実現に向けた支援や更なる多言語への対応等が求められています。

現状と課題

- ①県内の外国人住民数は 53,042 人（令和 3 年末）で、県内総人口の 2.97% を占め、全国的にも高い割合です。外国人住民は、言葉や文化の違い等によりコミュニケーションが図りづらく、地域社会への参画が進んでいない状況です。国籍や文化的背景に関わらず、共に地域社会で暮らしていけるよう、引き続き、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等と連携し、多文化共生の推進に取り組む必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして、外国人住民に「みえ外国人相談サポートセンター（以下「M i e C o」）」の存在が浸透し、日常生活における不安や困りごと、不自由さ等を主訴とする相談が増えています。外国人住民の不安を軽減し、地域社会の一員として安心して暮らすことができるよう、行政情報や生活情報を確実に届けるとともに、相談体制をさらに充実させる必要があります。
- ③在住地域に日本語教室がないなどの理由で、学習を希望する外国人住民が日本語教育を受けられない状況があります。日本語教育の推進に取り組む市町は増えつつありますが、「生活者としての外国人」が日本語学習に容易にアクセスできるよう、市町や企業、日本語教育に関わる主体と連携し、日本語教育体制の整備をさらに推進する必要があります。

令和 5 年度の実行方針

- ①「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」等を通じ、多文化共生に係る課題や方向性等について協議・検討します。また、地域における多文化共生を計画的かつ総合的に推進するために、「三重県多文化共生社会づくり指針（第 2 期）」および「三重県日本語教育推進計画」について、関係機関等からの意見を聴きながら改訂します。
- ②M i e C o において、外国人住民からの相談にきめ細かく応じられるよう、関係機関との連携を強化します。また、災害時に外国人住民への支援が行き届くよう、多言語支援や避難所の受入体制整備等に取り組めます。

- ③「三重県日本語教育推進計画」に基づき、県内の日本語教育体制の整備に取り組みます。特に、令和4年度中に構築する「情報交換・情報伝達プラットフォーム（仮称）」を活用しつつ、市町、国際交流協会、日本語教室、外国人を雇用する企業等との連携を進めます。また、外国人住民に必要な情報を確実に届けることができるよう、引き続き、多言語による情報提供を行います。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計） (令和4年度に構築する「情報交換・情報伝達プラットフォーム」(仮称)を活用し、多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）) | | 59 団体 | 86 団体 | 137 団体 |
| | 9 団体 | — | — | — |
| 外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組 (みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)における外国人住民の相談窓口の充実(相談員の資質向上などによる複雑化、高度化すると想定される相談への対応等)に向けた取組) | | 相談窓口の 充実 | 相談窓口の 充実 | 相談窓口の 充実 |
| | 相談窓口の 確保 | — | — | — |

主な事業

①多文化共生がもつ力の活用事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費)

予算額：(R4) 3,215千円 → (R5) 3,171千円

事業概要：多文化共生社会づくり施策をさらに推進するため、県内外の関係機関等と連携、情報共有を図るとともに、県の取組等に関し、有識者や外国人支援団体、経済団体、外国人住民等と意見交換を行います。

②外国人住民の安全で安心な生活への支援事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費)

予算額：(R4) 39,378千円 → (R5) 39,791千円

事業概要：MieCoにおいて、外国人住民の生活全般に係る相談に的確に対応します。また、災害時に外国人住民を支援するための人材育成や実地訓練を行います。

③外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費)

予算額：(R4) 27,493千円 → (R5) 27,415千円

事業概要：日本語教育推進施策について、地域日本語教育に関わる団体等が情報交換をスムーズに行えるよう、各主体間のネットワーク強化に取り組みます。また、多言語ホームページにより行政・生活情報を提供します。

施策の目標

（めざす姿）

高齢者、障がい者、子育て家庭、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が、自らの属性や抱えている課題に関わらず、質の高い福祉サービスや必要な支援を適切に受けられるよう、地域住民をはじめとするさまざまな主体が連携し、地域社会全体で支え合う体制づくりが進んでいます。

（課題の概要）

高齢化の進展や単身世帯の増加に伴い、地域の福祉サービスを支える担い手が不足しています。また、地域、家庭、個人が抱える課題が複合化・複雑化する中で、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が増加することが懸念されます。

現状と課題

- ①「重層的支援体制整備事業」について、以降準備も含め、令和4年度は12市町で取り組まれており、関係機関が連携して、相談者の属性等に関わらない包括的な相談の受け止めや必要な支援が行われています。今後とも、より多くの市町で取組が進むよう、未実施の市町に対して、職員の専門性の確保など市町が抱える課題の解決に向けた支援や、導入促進の場づくり等を行っていく必要があります。
- ②コロナ禍で、現地での指導監査が困難な状況が続く中でも、社会福祉法人や保育所等の社会福祉施設等に対して、法人の運営や施設等の安全対策、サービスの質の向上等について、オンラインと現地指導監査を組み合わせることで適切に指導監査を実施しています。また、送迎バスでの園児死亡事故を受けて、送迎バスを保有する全ての保育所等に対して、令和4年中を目途に実地調査を行う予定です。今後とも、効率的・効果的に指導監査を実施するとともに、施設の安全管理の徹底を図っていく必要があります。
- ③高齢者や障がい者等の要配慮者の福祉ニーズを把握し、災害時の適切な支援につなげるため、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成する「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）」の体制強化を行っています。今後も、DWA Tの体制を強化し、広域受援体制の整備等に取り組む必要があります。また、社会福祉施設等においては、令和6年度から事業継続計画（BCP）の策定が義務化される業種があることをふまえ、BCPの策定をさらに促進していく必要があります。
- ④民生委員・児童委員については、地域福祉の要として重要性が高まる一方、困難事案や業務量の増加に伴い負担感が増し、「なり手」の確保も課題となっています。そうした中、必要な知識や技術の習得に向けた研修等、負担軽減や活動の効率化に向けた支援を行っています。令和5年は、三重県における民生委員制度創設100周年の節目の年にあたることもあり、これまでの取組に加え、活動内容に対する県民の皆さんの理解が深まるよう、積極的な情報発信を行う必要があります。

- ⑤「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、県民の皆さんのひきこもりに関する正しい理解を促進するため、フォーラムの開催やハンドブックの作成などに取り組んでいます。また、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めるため、市町、関係機関等と連携し、圏域別に、顔の見える関係づくりを行う会議や当事者が広域的に利用できる居場所づくり検討会議の開催、三重県ひきこもり地域支援センターの多職種連携チームによるアウトリーチ支援の充実などに取り組んでいます。今後とも、本計画の趣旨を広く周知するとともに、県民の皆さんをはじめ市町、関係機関、民間支援団体、民間事業者等と連携し、誰もが自分らしい生き方を選択できる社会の実現に向けて、取り組んでいく必要があります。
- ⑥高齢または障がいを有する矯正施設入所者が、再び罪を犯さず地域で暮らすことができるよう、「三重県地域生活定着支援センター」において、退所後直ちに福祉サービス等へつなげるための支援を行っています。また、令和4年度からは同センターの相談支援員を1名増員し、矯正施設等に入所することなく身柄を釈放された高齢者や障がい者と福祉サービスをつなぐための支援（入口支援）にも取り組んでいます。今後とも、「三重県再犯防止推進計画」に基づき、矯正施設退所者等の社会復帰および地域生活への円滑な移行・定着を支援していく必要があります。
- ⑦「第3次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携して取組を進めています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を背景としたこころの悩みに寄り添い、自殺予防を図るため、相談体制を強化しています。社会環境の変化により生じた課題をふまえ、令和4年度に「第4次三重県自殺対策行動計画」を策定し、取組を進める必要があります。
- ⑧新型コロナウイルス感染症に加え、食材や燃料等の価格高騰の影響が重なり、三重県生活相談支援センターに対し、生活に困窮する人からの相談が多数寄せられていることから、専門職員の増員等により相談支援体制を強化して自立支援に取り組んでいます。また、生活保護制度の適正な実施に努めています。引き続き、生活に困窮する人に寄り添った支援に取り組んでいく必要があります。
- ⑨「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ヘルプマークやおもいやり駐車場利用証制度の普及・啓発、学校出前授業、鉄道駅のバリアフリー化の支援などに取り組むとともに、令和4年度からはUDタクシーの導入を支援しています。また、令和5年度からの「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023-2026）」の策定に向けて、当事者や学識経験者等で構成する「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」において議論を進めています。引き続き、計画に基づき「ハート」、「ハード」、「ソフト」の3本柱で取組を進める必要があります。
- ⑩県戦没者追悼式を開催し、参列できなかった方々に向け、オンラインを活用して式典の様子を中継しました。また、沖縄「三重の塔」での慰霊式について、初めて県主催で開催し、ライブでの中継も行いました。引き続き、遺族支援を中心に取組を進める必要があります。

子ども・福祉部

- ①多くの市町が重層的支援体制の整備に取り組めるよう、市町への交付金の交付に加え、未実施市町との意見交換や研修の実施等により、制度内容や先進事例等の積極的な情報発信を行うとともに、複合的な課題を抱える相談者等を把握し、適切な相談支援機関等へつなぐことのできる人材育成等に取り組めます。
- ②社会福祉法人や社会福祉施設等に対して、市町と連携し、現地監査とオンライン監査を組み合わせ、効率的・効果的に指導監査を実施します。また、課題のある県所管法人に対しては、公認会計士等の専門家を活用した指導監査を実施します。さらに、送迎バスを保有する保育所等には、安全管理の徹底を行うとともに、実地調査においてヒヤリ・ハット等のさまざまな事例を収集し、ホームページや法人幹部の研修会で公表・活用するなど、安全意識のより一層の強化を図ります。
- ③災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の要配慮者を支援するため、引き続き「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）」の体制強化のための研修等を実施するとともに、県外からの介護職員等の受援体制の整備を進めます。また、災害時等にあっても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、社会福祉施設等のBCP策定を支援します。
- ④民生委員・児童委員の負担軽減や活動の効率化に向けて、研修の実施や専用ホームページの活用等、支援の充実に取り組めます。また、三重県における民生委員制度創設100周年を好機と捉え、民生委員・児童委員の活動に関する県民の皆さんの理解が深まるよう、多様な主体と連携した情報発信に取り組めます。
- ⑤「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、県民の皆さんのひきこもりに関する正しい理解を促進するため、情報発信・普及啓発を積極的に行うとともに、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めるため、市町における相談支援機能の強化や、当事者が安心して利用できる居場所づくりに向けた支援等に取り組めます。
- ⑥「三重県再犯防止推進計画」に基づき、犯罪や非行をした人を孤立させないために、国や市町、関係団体等と連携し、矯正施設退所者等が円滑に地域生活へ移行し安定した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用支援等に取り組めます。また、取組の推進に不可欠な市町との連携強化に向けて、積極的な情報発信や普及啓発を行います。
- ⑦緊急小口資金等の特例貸付について、令和5年1月から償還が開始されることに伴い、借入世帯の生活状況が再び悪化することがないように、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業等を効果的に実施するなど、相談者一人ひとりの実情に応じた丁寧な支援を行います。また、速やかな生活保護決定など、関係機関と連携して生活に困窮する人の支援に取り組めます。
- ⑧新たに策定する「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023-2026）」に基づき、ユニバーサルデザインの意識づくりやおもいやり駐車場の適正利用の推進に取り組むとともに、鉄道駅のバリアフリー化やUDタクシーの導入支援、ユニバーサルデザインに配慮された情報・サービスの提供の促進などに取り組めます。

⑨県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」での慰霊式等を通して、戦争犠牲者を追悼し、遺族支援を中心に戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していきます。

医療保健部

⑩三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、精神保健に係る専門相談、多職種連携チームによる支援、支援者のスキルアップ、関係機関とのネットワークづくり等に取り組めます。

⑪新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ拡充した電話相談体制やSNSでの相談を引き続き実施します。また、令和4年度に策定する「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 多機関協働による包括的な相談支援体制を構築している市町数 (相談者の属性や抱える課題等に関わらず、分野横断的に相談に応じる窓口が整備され、また、相談支援包括化推進員等が中心となり、役割分担や支援の方向性を明確にする会議体や仕組みを活用しながら連携支援に取り組んでいる市町の数) | | 13市町 | 17市町 | 29市町 |
| | 9市町 | — | — | — |
| アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数(延べ) (三重県生活相談支援センターのアウトリーチ支援員が、ひきこもり当事者やその家族等に対し、面談や訪問、通院同行等を行った延べ件数) | | 200件 | 225件 | 300件 |
| | 169件 | — | — | — |
| UDタクシーの導入率 (三重県内におけるタクシー全体に占めるUDタクシー車両の割合) | | 12% | 16% | 29% |
| | 7% (2年度) | — | — | — |

①重層的支援体制整備事業交付金

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 162,900千円 → (R5) 98,975千円

事業概要：地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」に取り組む市町に対して交付金を交付します。

②(一部新)社会福祉法人等指導監査費

(第3款 民生費 第3項 生活保護費 1 生活保護総務費)

予算額：(R4) 1,323千円 → (R5) 2,301千円

事業概要：社会福祉法人や社会福祉施設等に対して、市町と連携し、現地監査とオンライン監査を組み合わせながら指導監査を実施します。また、会計上に課題のある県所管法人に対しては、新たに公認会計士等の専門家の同行による指導監査を実施し、法人のサービスの質の向上につなげます。さらに、引き続き、保育所等における送迎バスの運用をはじめ、子どもの安全管理の徹底を図るとともに、実地調査で収集したさまざまな事例を用いて、法人幹部に対する研修会を行い、さらなる安全意識の強化に取り組みます。

③災害援護事業

(第3款 民生費 第4項 災害救助費 1 救助費)

予算額：(R4) 9,384千円 → (R5) 8,527千円

事業概要：災害時における避難所等での要配慮者支援を行うため、「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T)」の体制強化や県外からの介護職員等の受援体制の整備に取り組むとともに、災害時にあっても継続したサービス提供が可能となるよう、社会福祉施設等の事業継続計画(BCP)の策定を支援します。

④(一部新)民生委員活動支援事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 281,041千円 → (R5) 284,701千円

事業概要：民生委員・児童委員活動の充実や負担軽減に向けて、必要な知識習得のための研修会の開催や活動費の支給を行うとともに、三重県における民生委員制度創設100周年における新たな取組として、学生向けインターンシップの実施や、さまざまな世代を対象とする活動紹介リーフレット・PR動画の作成、記念フォーラムの開催など、活動内容に関する県民の理解を深めるための情報発信に取り組みます。

⑤（一部新）ひきこもり対策推進事業

（第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費）

予算額：(R4) 13,908千円 → (R5) 37,905千円

事業概要：ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、県民向けフォーラムや民間事業者等向けセミナーの開催、SNS等を活用した情報発信等を行います。また、市町における相談支援機能の充実強化を図るため、福祉、精神保健など支援機関相互のノウハウの共有や事例検討を行う機会の提供等に取り組みます。さらに、ひきこもり当事者が居住地に関わらず安心して利用できる居場所づくりを促進するため、市町等へのアドバイザーの派遣や電子居場所の開設等に取り組みます。

⑥地域生活定着支援事業

（第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費）

予算額：(R4) 30,560千円 → (R5) 30,560千円

事業概要：高齢、または障がいをもつ矯正施設退所者等が、円滑に地域生活へ移行し安定した生活を送ることができるよう、国や市町、関係団体等との連携強化を図りつつ、「三重県地域生活定着支援センター」において、居住地確保や福祉サービスの利用支援等に取り組みます。

⑦生活困窮者自立支援事業

（第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費）

予算額：(R4) 92,926千円 → (R5) 44,567千円

事業概要：新型コロナウイルス感染症に加え、食材や燃料等の価格高騰の影響を受けるなど、さまざまな課題を抱える生活困窮者からの相談に適切に応じるため、三重県生活相談支援センターにおいて、関係機関と連携して引き続き丁寧な相談支援を行います。また、アウトリーチ（訪問型）支援の充実により、これまで支援の行き届かなかった人も必要な福祉サービスを適切に受けられるよう取り組むとともに、福祉事務所設置自治体の支援員等の資質向上に向けた研修等を実施し、県全体における生活困窮者支援の取組の充実・強化につなげます。

⑧生活保護扶助費

（第3款 民生費 第3項 生活保護費 2 扶助費）

予算額：(R4) 2,023,498千円 → (R5) 2,095,807千円

事業概要：生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護法に基づいて必要な扶助費を給付するとともに、被保護者の状況に応じ、就労、健康、生活面等の自立に向けた支援を行います。

⑨（一部新）地域公共交通バリア解消促進事業

（第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費）

予算額：(R4) 33,740千円 → (R5) 90,218千円

事業概要：だれもが安全で自由に移動できるまちづくりを推進するため、鉄道駅のバリアフリー化（段差解消、内方線整備、ICカードシステム導入等）やUDタクシーの導入に対する支援を行います。

⑩戦没者慰霊事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 4 遺族等援護費)

予算額：(R4) 2, 242千円 → (R5) 3, 289千円

事業概要：戦没者、戦災死没者を追悼し、冥福を祈念するため、県戦没者追悼式および沖縄「三重の塔」慰霊式を開催するとともに、全国戦没者追悼式への参列を支援します。また、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、若年世代の参加を促します。

医療保健部

⑪こころの健康センター指導事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 4 精神衛生費)

予算額：(R4) 14, 195千円 → (R5) 12, 657千円

事業概要：三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、本人や家族への精神保健に係る専門相談、医療・保健・心理・法律等の職種からなる「多職種連携チーム」による訪問支援、支援者のスキルアップを目的とした研修等を実施します。また、関係機関で構成されるネットワーク会議を開催し、連携の強化や支援体制の充実を図ります。

⑫地域自殺対策緊急強化事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 4 精神衛生費)

予算額：(R4) 82, 242千円 → (R5) 72, 222千円

事業概要：自殺対策を推進するため、令和4年度に策定する「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、こころの健康問題に対する正しい知識の普及や支援者のスキルアップ等に取り組むとともに、関係機関・団体、市町等と連携し、各課題に応じた取組を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ拡充した電話相談体制やSNSでの相談を引き続き実施します。

施策 1 3—2 障がい者福祉の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

施策の目標

(めざす姿)

障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて生活・就労する機会を確保するため、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保、多分野での就労支援が進んでいます。また、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

(課題の概要)

親の高齢化等により、グループホームへの入居や、自宅において一人で生活するための支援を必要とする障がい者が増加するとともに、障がい者の高齢化や重度化が進行し、障害福祉サービスのさらなる充実が求められています。

現状と課題

- ①障がい者の地域移行や地域生活支援に向けて、グループホームの整備等を促進しています。また、福祉事業所における工賃向上に向けて、事業所への専門家派遣や優先調達に取り組むとともに、共同受注窓口における営業担当コーディネーターの配置やECサイトを活用した販売促進等に対して支援を行っています。今後も、ニーズの高い重度障がい児・者を対象とした通所施設やグループホームの整備を進めるとともに、工賃向上に取り組む必要があります。
- ②医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族を支援するため、県内4つの地域ネットワークを中心に支援体制を整備してきたところですが、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を受けて、支援拠点としての役割を担う「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を令和4年4月に開設し、当センターを中心に、相談対応や支援者への支援、専門人材の育成、多職種連携等に取り組んでいます。今後も、多分野の関係者が連携し、地域での受け皿を整備する必要があります。
- ③多様化・複雑化する相談ニーズに対応するため、市町における相談支援と合わせて、広域的・専門的な相談支援を行うとともに、研修等により相談支援や障害福祉サービスを担う人材の育成を行っています。また、障害福祉サービス事業所等の職員の処遇改善や、事業所におけるロボット導入に対する支援など、職員の負担軽減等に取り組んでいます。引き続き、相談支援体制の強化を図るとともに、研修の充実や処遇改善、職員の負担軽減などにより、障害福祉サービスを担う人材の確保と資質の向上に取り組む必要があります。
- ④農林水産業における障がい者の就労の促進に向け、農林水産事業者や福祉事業所からの相談等に対応するワンストップ窓口の設置や農林水産業の現場での障がい者への指導、マッチングを行う専門人材の育成に取り組んでいます。また、スマート技術を活用した農作業に従事する障がい者の労働環境の改善や福祉事業所等で生産された農産物の効率的な集出荷体制の構築のための実証を行っています。引き続き、農林水産業と福祉をつなぐ取組を推進するとともに、農福連携に取り組む事業者の生産性向上に向けた支援が求められています。

- ⑤精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、ピアサポーターによる取組やアウトリーチ事業等を実施しています。引き続き、精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができる取組を進める必要があります。
- ⑥令和4年度を始期とする「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」および「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、依存症の予防や早期発見・早期介入、治療のための取組を進めています。引き続き、関係機関と連携しながら取組を進める必要があります。
- ⑦「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、めざすべき社会の実現や障がい者の差別解消に向けて、広く普及啓発に取り組むとともに、専門相談員を配置して障がい者やその家族等からの相談に対応しています。また、障がい者虐待の未然防止等のため、施設等職員などへの研修や、虐待事案が発生した施設等への改善に向けた指導を行っています。引き続き、障がいを理由とした差別の解消に向けた啓発や相談体制の充実、虐待の防止に取り組む必要があります。加えて、障害者差別解消法の一部改正に伴い、令和6年6月までに事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、事業者への周知・啓発等を進める必要があります。
- ⑧「三重県手話施策推進計画」に基づき、障がい者の情報保障を推進するため、手話通訳を行う人材の育成などに取り組んでいます。また、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を中心として、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加活動を促進しています。今後も、障がい者の情報保障に係る取組を進めるとともに、障がい者が広く社会参加できるよう環境整備に取り組む必要があります。

令和5年度の取組方向

子ども・福祉部

- ①障がい者の地域生活を支援するため、障害福祉サービスの確保を図るとともに、グループホームや重度心身障がい児者の日中活動の場等の整備促進に取り組めます。また、福祉事業所における工賃向上に向けて、専門家の派遣により運営改善やスキルアップを図るとともに、優先調達の目標達成に向けて全庁を挙げて取り組めます。さらに、共同受注窓口への営業担当コーディネーターの配置やECサイトを活用した販売促進を支援します。なお、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」が最終年度を迎えることから、本県の現状と障がい者を取り巻く環境変化をふまえ、次期プランの策定に取り組めます。
- ②「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、医療的ケア児・者や保護者等からの相談対応、支援者への支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所職員等を対象とした各種の専門研修等を実施し、人材育成に取り組めます。また、4つの地域ネットワークの活動支援や相互連携に加え、重症心身障がい児・者を受け入れる病院との連携など、医療的ケア児・者の地域での受け皿整備を進めます。
- ③高次脳機能障がい、自閉症・発達障がい、就労に伴う生活支援等に関する広域的・専門的な相談支援を実施し、市町等が行う相談支援と連携し、障がい者等からのさまざまな相談に応じます。また、障害福祉サービス事業所職員を対象とした専門研修を実施して資質の向上を図るとともに、職員の処遇改善や負担軽減に取り組めます。

④障がい者を理由とする差別の解消のため、障がい者への理解促進に向けた取組を進めるとともに、相談支援を行います。また、障がい者虐待に適切に対応するため、市町や施設等職員などに対する研修を行うとともに、専門家チームを活用しながら虐待の発生した施設等に対する改善に向けた指導等を行います。さらに、事業者における合理的配慮の提供の義務化について、事業者等に対してアウトリーチを行い、重点的な周知・啓発を図ります。

⑤一人でも多くの方が手話に触れ、手話を学ぶことができるよう、手話講座等を実施するとともに、障がい者の情報保障に係るサービスの周知・啓発などに取り組みます。なお、「手話施策推進計画」が最終年度を迎えることから、手話が広く利用される共生社会実現に向け、次期計画の策定に取り組みます。また、幅広く障がい者の活躍の場を確保するため、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、芸術文化祭などの多様な発表機会の創出や専門人材を活用した相談支援等に取り組みます。

農林水産部

⑥農林水産業における障がい者の就労を促進するため、農林水産事業者や福祉事業所に対する相談体制の整備、支援を行う専門人材の育成、施設外就労にかかるマッチングの推進に取り組むとともに、農福連携に取り組む事業者の労働環境の改善や農産物の集出荷体制の構築、商品力向上といった生産性向上への取組を支援します。

医療保健部

⑦精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、ピアサポーターによる長期入院患者との交流や退院前の不安を軽減する取組を進めるとともに、退院後の生活を支援するアウトリーチ事業を実施します。引き続き、精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図ります。

⑧「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」および「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、依存症の予防や早期発見・早期介入のための啓発を行います。また、治療拠点機関が自助グループと連携し、患者の治療や社会復帰を支援する取組を促進します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数 (居住支援系サービスであるグループホーム(共同生活援助)や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数) | | 2,040人 | 2,150人 | 2,480人 |
| | 1,943人 | — | — | — |
| 就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率 (障がい者就業・生活支援センターが支援し一般就労した障がい者の就労1年後の定着率) | | 82% | 82% | 82% |
| | 77.7% | — | — | — |
| 医療的ケア児・者コーディネーター養成者数 (県が実施する医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の修了者数) | | 182人 | 211人 | 300人 |
| | 153人 | — | — | — |
| 農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数 (福祉事業所と農林水産事業体において、コーディネーター等の支援により農林水産業に新たに従事した障がい者の人数) | | 68人 | 76人 | 76人 |
| | 49人 | — | — | — |
| 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数 (「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の規定に該当する相談(合理的配慮等)に対し、障がい者差別解消専門相談員が対応を行った件数) | | 11件 | 15件 | 27件 |
| | 7件 | — | — | — |

①障がい福祉総務費

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2 障がい者福祉費)

予算額：(R4) 4,811千円 → (R5) 7,430千円

事業概要：障害者基本法に基づく三重県障害者施策推進協議会や障害者総合支援法に基づく三重県障害者自立支援協議会の開催を通じて、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等の進捗を確認しながら、障がい者施策を適切に推進するとともに、次期プランの策定に取り組みます。

②障がい者の地域移行受け皿整備事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2 障がい者福祉費)

予算額：(R4) 250,016千円 → (R5) 124,099千円

事業概要：障がい児・者の地域生活を支援するため、グループホームや障がい児支援の拠点となる日中活動の場の整備促進に取り組みます。

③障がい者就労支援事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2 障がい者福祉費)

予算額：(R4) 17,439千円 → (R5) 17,439千円

事業概要：障がい者の自立した生活の実現に向けて、福祉事業所における工賃等の向上を図るため、経営コンサルタント等の専門家を派遣するなど、福祉事業所の経営改善等を支援します。また、福祉事業所の受注の仲介、販路開拓等を行う共同受注窓口に対し、発注の新規開拓等に取り組むコーディネーターの配置やECサイトを活用した物販促進など、運営を支援します。

④医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2 障がい者福祉費)

予算額：(R4) 29,751千円 → (R5) 19,793千円

事業概要：医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、当事者や保護者等からの相談対応、支援者への支援、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、障害福祉サービス事業所職員等を対象とした医療的ケア・スタートアップ研修、保育園等の看護師等を対象としたスキルアップ研修等を実施するとともに、各地域ネットワークの活動支援や相互連携、重症心身障がい児・者を受け入れる病院との連携など、医療的ケア児・者への支援体制を強化し、地域での受け皿整備を進めます。

⑤障害者介護給付費負担金

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2 障がい者福祉費)

予算額：(R4) 11,091,441千円 → (R5) 10,391,444千円

(参考：(R4) 11,110,140千円 ※令和3年度2月補正含みベース)

事業概要：障害者総合支援法に基づき、市町が支出する介護給付費の一部を負担します。また、障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、衛生用品等の購入など必要となるかかり増し費用に対する支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所等におけるロボット等の導入やICT導入に対する支援に取り組みます。

⑥障がい者相談支援体制強化事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2 障がい者福祉費)

予算額：(R4) 145,854千円 → (R5) 146,589千円

事業概要：各障害保健福祉圏域において就労に伴う生活にかかる相談支援事業を実施するとともに、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいに関する専門性の高い相談支援事業を行います。

⑦(一部新)人材育成支援事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2 障がい者福祉費)

予算額：(R4) 24,905千円 → (R5) 27,288千円

事業概要：障がい者の地域生活を支える人材を育成するとともに、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者研修やサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の各種研修事業を実施します。令和5年度は、新たに障害者ピアサポート研修を国のカリキュラムにより実施します。

⑧(一部新)障がい者権利擁護推進事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2 障がい者福祉費)

予算額：(R4) 5,336千円 → (R5) 8,952千円

事業概要：障がいを理由とする差別の解消のため、相談員による相談対応や普及啓発等に取り組みます。また、研修の実施や専門家チームの活用により、障がい者の虐待防止や対応力の向上を図ります。さらに、「手話施策推進計画」に基づき取組を推進するとともに、次期計画の策定に取り組みます。加えて、事業者の合理的配慮の提供の義務化に向けて、アウトリーチによる積極的な周知・啓発を行います。

⑨障がい者の持つ県民力を発揮する事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2 障がい者福祉費)

予算額：(R4) 8,076千円 → (R5) 8,679千円

事業概要：芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進するために設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、障がい者や支援者に対する相談支援や研修会を開催するほか、県内で芸術文化活動を行う障がい者が作品を発表する展覧会を開催する等、障がい者の社会参加を支援します。

農林水産部

⑩農福連携ネットワーク形成・強化事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 5 農林漁業担い手対策費)

予算額：(R4) 3,456千円 → (R5) 4,076千円

事業概要：農福連携の一層の拡大と定着に向け、「農福連携全国都道府県ネットワーク」との連携による現地調査や情報発信に取り組むとともに、県内における農福連携の推進体制を強化するため、農業ジョブトレーナーや農福連携技術支援者といった専門人材の育成や活動支援に取り組めます。

⑪林福連携におけるコーディネーター人材の育成・活動支援事業

(第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費)

予算額：(R4) 2,000千円 → (R5) 1,600千円

事業概要：林業における障がい者の就労拡大に向け、キノコや苗木生産事業における施設外就労などを促進するため、コーディネーターの育成や事業者と福祉事業所のマッチング活動支援に取り組めます。

⑫水福連携におけるコーディネーター人材の育成・活動支援事業

(第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 11 水産業経営対策費)

予算額：(R4) 2,000千円 → (R5) 1,600千円

事業概要：水産業における障がい者の就労拡大に向け、水産関係者と福祉事業所等のマッチングに専門的に取り組むコーディネーターの活動を支援します。

⑬農福連携におけるスマート技術環境改善実証事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 5 農林漁業担い手対策費)

予算額：(R4) 3,000千円 → (R5) 2,315千円

事業概要：農福連携の一層の拡大に向け、農作業に従事する障がい者の体調管理を効果的かつ効率的に行うため、ウェアラブル端末などスマート技術を活用した実証に取り組めます。

⑭農福連携による青果物のスマート流通体制整備事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 6 農作物対策費)

予算額：(R4) 5,000千円 → (R5) 3,935千円

事業概要：県内の障がい者就労施設等で生産された農産物について、需要に応じた出荷ができるよう、アプリ等を活用し、市場の入荷情報等をもとに出荷する仕組みづくりや地域において共同で集荷・運送する取組を進めます。

⑮農福連携「福」の広がり創出促進事業

(第6款 農林水産業費 第1項 農業費 5 農林漁業担い手対策費)

予算額：(R4) 3,453千円 → (R5) 1,894千円

事業概要：生きづらさや働きづらさを感じている若者等の社会的自立を支援するため、農業が持つ多様な作業内容を生かし、就労体験の取組を進めます。また、これまでの取組で得られた、生きづらさや働きづらさを感じている若者等へのアプローチの方法など就労に向けたノウハウを関係機関に提供し、若者等の就労拡大につなげます。

医療保健部

⑩精神障がい者保健福祉相談指導事業

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 4精神衛生費)

予算額：(R4) 33,006千円 → (R5) 37,441千円

事業概要：ピアサポーターを活用した取組やアウトリーチ事業、地域住民への啓発を通じて、精神障がい者が安心して地域で暮らすことができる支援体制づくりを進めます。また、アルコールやギャンブル等に係る依存症対策については、予防や早期発見・早期介入に向けてリーフレットの配布等による啓発を行うとともに、治療拠点機関が自助グループと連携し、患者の治療や社会復帰を支援する取組を促進します。

施策の目標

(めざす姿)

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

(課題の概要)

これからの変化の激しい時代を豊かに生きていくためには、未来の礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることが一層重要であり、これらを一体的・調和的に育むことが必要です。

現状と課題

- ①令和4年度の全国学力・学習状況調査において、平均正答率が全国平均を上回った教科は小中学校合わせた6教科中1教科(中学校数学)でした。国語では小中学校ともに質問の意図を捉えて自分の考えをまとめること、算数では割合の意味の理解等に課題がみられました。児童生徒質問紙調査の結果では、「自分にはよいところがある」の肯定的な回答割合も昨年度より高くなり、挑戦心や相手を思いやる気持ちなどの肯定的な回答割合は継続的に全国平均を上回っていますが、全国と比較して平日のテレビゲームや携帯電話等の使用時間が長く、学習時間や読書時間が短い状況が続いています。調査結果をふまえ、授業改善や学習内容の定着、家庭や地域の協力を得て学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立に向けた取組を進める必要があります。
- ②小学校1、2年生での30人学級(下限25人)、中学校1年生での35人学級(下限25人)を継続することで、令和4年5月1日現在、小学校1年生では88.3%、2年生では90.1%の学級が30人以下となり、中学校1年生では95.0%の学級が35人以下となりました。令和3年度から実施している小学校3年生35人学級に加えて、令和4年度においては国を先取りする形で小学校4年生を35人学級としました。今後、きめ細かな指導の推進と安全で安心して学べる環境の確保のため少人数学級に取り組むとともに、少人数指導についてはガイドブックの活用や学力アドバイザーの助言を通じて、より効果的な指導方法となるよう工夫し、一人ひとりの学習意欲の向上および学習内容の理解・定着につなげる必要があります。
- ③「特別の教科 道徳」について、答えが一つではない課題に向き合い、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深められるよう、小中学校の教職員を対象に指導方法や評価についての指導助言を行っています。今後も引き続き、道徳教育が発達段階に応じて適切に推進されるよう取り組む必要があります。

- ④「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校等が連携して、幼少期から発達段階に応じた読書活動が推進されるよう、家庭で家族とふれあいながら読書をする取組等を行っています。引き続き、子どもたちが本を身近なものと感じ、読書に親しむ習慣づくりを図る必要があります。
- ⑤みえ高文祭は生徒の豊かな感性や情操を育むための貴重な発表の機会であることから、高等学校文化連盟と連携して、感染症対策を徹底し、発表方法の工夫を行ったうえで開催しました。今後も、文化部生徒の交流により、さらなる芸術文化活動の推進に取り組む必要があります。
- ⑥全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和3年度）の体力合計点は全国平均と比べて、小学校ではやや下回りましたが、中学校では上回り、特に男子は前回調査（令和元年度）も上回りました。一方、全国と同様に総運動時間が減少しているため、各学校で元気アップシートを作成し、児童生徒の体力向上の取組を推進しています。体力合計点が高い学校での1学校1運動の好事例を共有し、各学校の取組に反映するよう助言しました。今後も、体育・保健体育の授業改善を進めるとともに、適切な指導計画のもとで運動に親しむことができるよう取り組む必要があります。
- ⑦部活動については、専門的指導の充実と教員の負担軽減を図るため、運動部活動指導員を配置するとともに、県立高校には運動部活動サポーターも派遣しています。3市町4中学校をモデル校として、休日の部活動の地域移行に係る実践研究を行い、「部活動のあり方検討委員会」でモデル校の実践事例の報告を行うとともに、市町との意見交換会議において、地域移行を進めるための受け皿や指導者の確保、費用負担といった課題への対応について議論しています。今後も地域移行に向け、協議会の設置や地域移行の進め方など、各市町の状況を把握しながら、段階的な地域移行が円滑に進むよう取り組む必要があります。
- ⑧心の健康や性に関する指導について、専門家による児童生徒への講話や教職員への指導助言等を行うとともに、歯と口の健康づくり、がん教育、薬物乱用防止教育等に係る教職員研修会を実施しています。12歳児の一人平均むし歯の本数は減少傾向にあるものの、全国平均と比べて高い状況にあることから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口の取組を進め、歯と口の健康づくりに取り組む必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックを通じて、各学校や市町において成果と課題を把握するとともに、各市町が作成したアクションプランが計画的に進むよう、県内市町で成果が確認された取組に基づくアドバイスや、授業改善や学習習慣の確立等に向けた研修等の支援を行います。学校に派遣する学力向上アドバイザーが、計画的な取組に必要な校長のマネジメントについて助言を行うとともに、教員の授業への指導や校内研修での助言を行い、授業力の向上を図ります。あわせて、学習端末を用いて取り組めるワークシートや、市町が導入しているドリルソフト等を活用して、一人ひとりに応じて学習内容の定着を図るとともに、家庭や地域の協力を得て学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立に向けた取組を進めます。

- ②児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、国に小学校の35人学級の推進および中学校の学級編制標準の引き下げを要望するとともに、今後の国の対応をふまえ、小学校の他学年における、国を先取りした形の学級編制の実施について検討します。また、少人数指導については、ガイドブックを活用して、引き続き教員の役割分担によるティーム・ティーチングや、小学校算数と中学校数学の習熟度別指導に取り組みます。
- ③命を大切に作る心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議や、より効果的な授業づくりや評価に関する研修を実施します。
- ④子どもたちが読書を通じて新しい知識や世界に触れることができるよう、モデルとなる市町にアドバイザーを派遣し、小中学校の児童生徒が本に親しむための取組について助言や支援を行うとともに、県立学校においてモデル校を指定し、図書館を活用した探究的な学びや授業づくりに取り組みます。
- ⑤生徒の豊かな感性や情操等を育むため、近畿高等学校総合文化祭三重大会兼みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭への生徒の派遣や作品の出展等を支援し、生徒の発表や交流を進めることで、文化芸術活動を推進します。
- ⑥各学校において体力向上の目標を立てるとともに、ICTを効果的に活用した動作の録画・再生機能による技能の向上や、演示や準備時間の短縮に伴う運動量の確保などにより、効果的に体力向上を図るための授業改善を行います。さらに、各学校の状況に応じた1学校1運動の取組を推進することで、児童生徒の総運動時間を増やし、体力の向上を図ります。
- ⑦専門的指導と教員の負担軽減のため、運動部活動指導員の配置や運動部活動サポーターの派遣を行うとともに、経験豊富な顧問教員の指導例や他府県の取組状況を共有するなど、部活動ガイドラインに基づく適切な部活動運営に向けて取り組みます。また、中学校の休日部活動の地域移行が円滑に進むよう、国の支援制度を活用して、各市町の状況に応じた方策を検討する協議会の設置や、コーディネーターの配置に支援するとともに、受け皿となる運営団体における指導者の配置や諸費用に支援を行います。また、休日に指導する人材を育成するための研修会を実施します。
- ⑧基本的な生活習慣の確立や、多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関と連携を図りながら、「歯と口の健康づくり」や「心の健康づくり（学校メンタルヘルス）」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を推進します。健康課題を抱える子どもたちへきめ細かく対応するため、国の支援制度を活用して、養護教諭を支援する人材を学校に派遣します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合 (「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合) | | 小学生 78.9% 中学生 84.6% | 小学生 79.6% 中学生 85.3% | 小学生 81.7% 中学生 87.4% |
| | 小学生 78.2% 中学生 83.9% | — | — | — |
| 自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合 (「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合) | | 小学生 76.8% 中学生 78.0% | 小学生 77.6% 中学生 78.5% | 小学生 80.0% 中学生 80.0% |
| | 小学生 76.0% 中学生 77.5% | — | — | — |
| 運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合 (「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツを合計で1日およそどれくらいしていますか」という質問に対して、1週間の総運動時間が7時間以上と答えた公立小中学生の割合) | | 小学生 39.2% 中学生 77.4% | 小学生 40.4% 中学生 77.6% | 小学生 44.1% 中学生 78.2% |
| | 小学生 38.0% 中学生 77.2% | — | — | — |

主な事業

①みえの学力向上県民運動推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費)

予算額：(R4) 151千円 → (R5) 151千円

事業概要：学校・家庭・地域が一体となった学力向上の取組について、みえの学力向上県民運動推進会議の委員による協議を行います。保護者や地域対象の講演会や、1人1台学習端末に提供している「生活習慣・読書習慣チェックシート」の活用を通して、生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立を図ります。

②学力向上推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) 15,863千円 → (R5) 22,308千円

事業概要：みえスタディ・チェックをCBT(Computer Based Testing)で実施し、児童生徒の学習内容の定着状況を把握するとともに、学習状況や生活習慣等に関する質問紙調査を実施し、各学校における個に応じた指導、授業改善の促進を図ります。学力向上アドバイザーを学校に派遣し、計画的な取組に必要なマネジメントについて校長への助言を行うとともに、教職員の授業への指導や校内研修での助言を行い、授業力の向上を図ります。

③（一部新）小中学校指導運営費

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 81,942千円 → (R5) 86,822千円

事業概要：市町および小中学校を訪問して、学習指導要領に基づく授業実践や、学力向上の取組を支援します。子どもたちに応じたきめ細かな支援を行うため、補充的な学習の支援や、授業で教職員の補助を行う学習指導員を引き続き配置します。学校のICT環境について、セキュリティやコンテンツに関するアドバイザー等を小中学校や市町に派遣し、指導・助言するとともに、効果的な活用に向けたサポートを行います。小中学校等において、本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と関連した読書活動等を進めるため、モデルとなる市町にアドバイザーを派遣し、助言や支援を行います。

④（一部新）道徳教育総合支援事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 3,323千円 → (R5) 4,716千円

事業概要：道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。いじめ防止の観点から指導の要点や授業実践例をまとめた補助資料を作成して、小中学校の道徳教育推進教師への研修を行うとともに、校長にカリキュラムマネジメントに係る研修を実施します。モデル校となる小中学校にアドバイザーを派遣して、いじめ防止についての系統的な道徳の年間指導モデルを構築します。また、郷土の課題について解決策を考え提案する課題解決型の手法で学ぶ取組を行います。

⑤（一部新）子どもと本をつなぐ環境整備促進事業

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費）

予算額：(R4) 493千円 → (R5) 5,799千円

事業概要：読書習慣の形成に向けて、家庭、地域、学校等が連携して、読書活動関係者の研修・交流会、家読（うちどく）やビブリオバトルの普及啓発等、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進を図ります。県立高校において図書館を活用した探究的な学びや授業づくりが進められるよう、モデル校で各校に応じた図書館リニューアル計画を策定し、図書館の環境整備や放課後の開館時間の延長、読書に関わるイベント等に取り組みます。

⑥（一部新）高校芸術文化祭費

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 7,151千円 → (R5) 48,781千円

事業概要：音楽、美術、演劇など高校生の芸術文化の技術と創造力を磨き、芸術文化活動の活性化を図るとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性を育成するため、本県で開催する近畿高等学校総合文化祭兼みえ高文祭の開催支援や、全国高等学校総合文化祭への生徒派遣などの支援を行います。

⑦みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業

(第10款 教育費 第7項 保健体育費 2 体育振興費)

予算額：(R4) 4, 359千円 → (R5) 4, 039千円

事業概要：発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善を図るため、各学校の状況に応じた1学校1運動を進めるとともに、各学校で作成した元気アップシートの取組を着実に実行できるよう、教職員対象の研修会や指導主事の学校訪問を通じて指導・助言を行い、子どもたちの体力向上を図ります。

⑧(一部新)みえ子どもの元気アップ部活動充実事業

(第10款 教育費 第7項 保健体育費 2 体育振興費)

予算額：(R4) 58, 852千円 → (R5) 137, 635千円

事業概要：中学校における休日の運動部活動の地域移行について、各市町が設置する協議会の運営や、受け皿となる運営団体の確保等への助言や、学校と受け皿との調整を行うコーディネーターの配置、運営団体における指導者の配置等の経費に対して市町に補助を行い、円滑な地域移行を支援します。また、生徒を指導するために必要な資質や部活動ガイドライン等について学ぶ研修会を実施し、指導者を育成します。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校・高校において、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導員を増員します。高校の運動部において、専門的な指導が受けられるよう、技術指導を行う外部指導者(サポーター)の派遣や、デジタル技術を活用した専門家の遠隔指導を試行的に実施し、効率的で効果的な部活動を進めます。

⑨運動部活動支援事業

(第10款 教育費 第7項 保健体育費 2 体育振興費)

予算額：(R4) 191, 984千円 → (R5) 226, 040千円

事業概要：中学校、高校の県体育大会や東海大会の開催経費を負担するとともに、生徒や教職員の全国・ブロック体育大会の参加に係る旅費を負担します。

⑩(一部新)学校保健総合支援事業

(第10款 教育費 第7項 保健体育費 1 保健体育総務費)

予算額：(R4) 645千円 → (R5) 7, 013千円

事業概要：現代的な子どもの健康課題である「心の健康(メンタルヘルス)」「歯と口の健康づくり」「性に関する指導」について、専門医等を学校に派遣して児童生徒や教職員への指導・助言を行うことで、学校における健康教育の充実を図ります。新たな国事業を活用して、子どもたちへの相談やケアを行う養護教諭を支援するため、経験豊富な人材を派遣し、指導助言や業務代替を行います。

⑪がんの教育総合支援事業

(第10款 教育費 第7項 保健体育費 1 保健体育総務費)

予算額：(R4) 437千円 → (R5) 441千円

事業概要：関係機関や有識者で構成される協議会において、学校におけるがん教育の内容や方向性について協議するとともに、子どもたちが、がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう、がんに関する教育の意義や指導内容・方法等に係る教職員研修会を実施します。

⑫(一部新)学校給食・食育推進事業

(第10款 教育費 第7項 保健体育費 1 保健体育総務費)

予算額：(R4) 1,435千円 → (R5) 13,037千円

事業概要：朝食メニューコンクール等を通じて食育を推進するとともに、学校給食の衛生管理等の徹底を図ります。国事業を活用して、学校給食における食品ロスを削減し、食への理解を深める取組を進めます。県立学校の給食費における食材高騰分への補助を行います。

施策14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

【主担当部局：教育委員会】

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をとおして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

(課題の概要)

超スマート社会や社会・経済のグローバル化などが進み、求められる資質・能力も変化する中、子どもたちがそれぞれの未来を創造し、社会の担い手となる力を育む教育を進める必要があります。

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響の中でも、高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーターを配置し、早期からの求人確保等の就職支援に取り組んでいます。ミスマッチによる早期離職につながらないように、生徒が入学後の早い段階から業種や職種、地域の魅力ある企業の情報を得て、主体的に進路選択する力をつけられる取組を進めるとともに、地域の企業の協力を得たキャリア教育に取り組む必要があります。
- ②航海実習を行うための実習船「しろちどり」について、建造から20年以上が経過し老朽化が進んでいることから、新たな実習船の建造工事を着実に進めていく必要があります。
- ③令和4年度から実施された高等学校学習指導要領に基づき、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力や主体的に学びに向かう力を育むため、探究的な学びなどを通して「主体的・対話的で深い学び」が実践できる教育に取り組んでいます。グローバル化やデジタル化など社会状況の変化が進む中、地域や地球規模の課題を自らの事として捉え、他者と協働しながら持続可能な社会づくりにつなげていく力が求められており、創造的な資質・能力を育む教育に取り組む必要があります。
- ④新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、高校において海外研修などの実施が困難な状況にあっても、テレビ会議システムを利用して海外姉妹校等と相互に文化を紹介し合う取組や、英語でのディスカッションやディベートなどを実践するセミナー等を実施しています。今後も引き続き、生徒が国際的な感覚と広い視野を身につけられるよう、取組を工夫しながら、将来、世界で活躍できる人材の育成を一層推進していく必要があります。
- ⑤小中学校において英語による言語活動を行う授業が進むよう、指導方法や評価に係る教員対象の研修会や、小中連携等の効果的な実践の研究に取り組んでいます。また、中学校においては、三重の魅力を英語で発信する取組や、郷土について課題解決型学習の手法により学ぶ郷土教育を実施しています。今後、県内の各地域の学校で、三重県に誇りと愛着を感じ、地域に貢献する意欲を持つ子どもたちを育むことができるよう、一層の普及を図っていく必要があります。

- ⑥文理融合・教科横断的な課題解決型の学びを通して、論理的思考力や探究力を育成するSTEAM教育（Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art(s)（リベラルアーツ・教養）、Mathematics（数学））に取り組んでいます。引き続き、教科横断的な探究活動を通じた学習を広げていく必要があります。
- ⑦成年年齢が18歳に引き下げられたことをふまえ、引き続き、発達段階に応じた主権者教育に取り組むとともに、将来の自立した消費者としての役割や責任についての学習を進めています。今後も主体的に社会を形成する力を育成する必要があります。

令和5年度の実施方針

- ①新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、高校生の就職を取り巻く環境の変化に対応するため、就職実現コーディネーターを県立高校に配置し、早期からの求人確保に加え、地域の魅力ある企業や職種などの情報を学校に提供することで、就職を希望するすべての生徒の就職実現につなげます。職業ポータルサイトに掲載する企業の仕事内容等の情報を充実させるとともに、キャリア学習支援員を配置して、入学後早い段階からのキャリア教育を推進します。特別な支援や配慮が必要な高校生一人ひとりの適性や希望に応じた就職実現と社会的自立に向けて、関係機関によるネットワーク会議を県内各地で新たに設置するとともに、入学後の早期からソーシャルスキルトレーニングや職場実習に取り組めます。
- ②実習船「しろちどり」については、令和5年度末の竣工をめざして、新しい実習船の建造を進めます。生徒の安全性を確保するとともに、航海や船舶の機関に関する実習をとおして、最先端の航海技術が習得できる設備を整備します。
- ③これからの時代を生きる子どもたちに、主体的に考え行動する力や、他者と協働して課題解決に取り組む力を育みます。引き続き、データサイエンスやプレゼンテーションにかかる知識・技能等を高めるとともに、課題研究や海外の生徒との交流等をとおして、これからの社会で必要とされる資質・能力（コンピテンシー）を育む学びに取り組めます。
- ④子どもたちが将来、国際的な視野を持ち、さまざまな分野で活躍していけるよう、国事業等も活用しながら、留学や海外研修を推進します。新型コロナウイルス感染症により海外への訪問が難しい場合でも、Web会議システムを活用した海外の学校との交流等により、子どもたちの異文化への理解や、語学力・コミュニケーション能力等を高めます。
- ⑤児童生徒が英語を使って表現したり、伝え合ったりする力を高めるため、教員の指導力向上を図る研修会や、実践例の情報発信等を行います。また、民間団体や関係部局と連携して、中学生が郷土三重の魅力英語の「書くこと」や「話すこと」で発信するコンテストを実施します。県内の複数市町で、課題解決型学習の手法を取り入れた郷土教育に取り組むとともに、実践校の研究発表会を開催し、その成果を県内に普及します。
- ⑥企業や大学の協力を得て、各学校において実施してきたMaasや地域の第一次産業を題材にした探究学習を通じて開発したSTEAMプログラムを活用して、より発展した探究活動に取り組み、これからの時代に求められる創造力や課題発見・解決能力等の資質・能力を育成します。

- ⑦成年年齢が18歳に引き下げられたことをふまえ、公民科の新たな科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題の学習や、家庭科における消費生活に係る学習など、主権者教育、消費者教育、環境教育などを引き続き推進し、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し課題の解決に向けて主体的に行動する力など、社会の形成者として必要な資質を育みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合 (「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合) | 小学生 92.7% 中学生 93.5% 高校生 73.1% | 小学生 94.1% 中学生 94.8% 高校生 75.1% | 小学生 95.5% 中学生 96.1% 高校生 77.1% | 小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1% |
| | — | — | — | — |
| 学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている高校生の割合 (地域・社会、企業、大学等が実施する取組や活動、インターンシップ等への参加を通じて、将来の進路について考えることにつなげている県立高校生の割合) | — | 高校生 65.0% | 高校生 73.8% | 高校生 100% |
| | — | — | — | — |
| 国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数 (国際的視野を広げ、多様な価値観を理解したり、論理的・科学的思考力、探究心を育むために県が実施する取組に参加した子どもたちの人数) | 中学生 684人 高校生 203人 | 中学生 850人 高校生 220人 | 中学生 1,040人 高校生 240人 | 中学生 1,600人 高校生 300人 |
| | — | — | — | — |
| 困難だと思ふことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合 (「困難だと思ふことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合) | 高校生 78.8% | 高校生 79.8% | 高校生 80.8% | 高校生 83.8% |
| | — | — | — | — |
| 地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合 (「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合) | 高校生 67.7% | 高校生 70.1% | 高校生 72.5% | 高校生 79.7% |
| | — | — | — | — |

①（一部新）未来へつなぐキャリア教育推進事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 22,721千円 → (R5) 42,688千円

事業概要：高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーターを引き続き配置し、地域企業の情報や仕事の魅力を生徒に伝えるとともに、就職相談等の就職支援を行います。人との意見、考えのやりとりや、関わり方の面から支援が必要な生徒について、就労支援機関や経済団体、市町の福祉部門、高校が参画する就労に関わる会議を設置し、各学校における生徒の現状共有や支援方策の協議を行うとともに、入学後の早い段階からの進路相談やソーシャルスキルトレーニング、職場実習などに取り組みます。中学生や高校生の興味・関心に応じた企業での長期間・複数回の就業体験を新たに実施し、県内企業の理解を深め、将来の地域産業の担い手育成に取り組みます。

②（一部新）地域とつなぐ職業教育充実支援事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 4,861千円 → (R5) 47,532千円

（参考：(R4) 154,657千円 ※令和3年度2月補正含みベース）

事業概要：工業高校や農業高校等において老朽化している実習設備について、新たな設備への整備を行います。生徒がより高度な専門的知識・技術を習得できるよう、全国規模の競技会への参加や看護・介護の実習を支援します。GAPに基づく学習を通じ、農業に関する実践力を身につけ、経営者や地域のリーダーとなる人材を育成します。

③実習船建造事業

（第10款 教育費 第4項 高等学校費 2 高等学校管理費）

予算額：(R4) ー千円 → (R5) 1,952,212千円

（参考：(R4) 845,662千円 ※令和3年度2月補正含みベース）

事業概要：水産高校の航海実習における生徒の安全確保や、最先端の航海技術を習得できる環境を整えるため、令和5年度末の竣工に向けて、新たな実習船「しろちどり」を建造します。

④世界へはばたく高校生育成支援事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 4,560千円 → (R5) 4,478千円

事業概要：高校生の留学支援やオンライン海外交流を実施するとともに、高校生を対象にした「レベル別英語ディベートセミナー」を開催し、英語での発信力や論理的思考力の向上を図ります。また、科学に対する興味・関心を高めるため、三重県高等学校科学オリンピック大会を開催します。

⑤オンラインとリアルによる学校の枠を越えた学び推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費)

予算額：(R4) 3,700千円 → (R5) 3,700千円

事業概要：生徒の多様なニーズに応じた学びを実現するため、通信制課程において、オンラインでの交流や地域での探究活動など学びの充実に取り組みます。全日制課程においては、遠隔授業のモデル構築を進めるとともに、専門分野の放課後講座や大学進学講座など、学校の枠や地域を越えて学べるよう取り組みます。また、地域を学び場とした地域課題解決型学習を、学校や課程の枠を越えて実施します。

⑥高等学校学力向上推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) 65,501千円 → (R5) 63,205千円

事業概要：学習指導要領に即した教育内容が的確に実施されるよう、県立高校に対して指導・助言等を行います。国事業を活用し、普通科において、教科横断的なカリキュラム編成や外部機関との連携等による学際的な教育プログラムの実践研究を行うとともに、スーパーサイエンスハイスクールにおいて先進的な理数系カリキュラムに基づく学習に取り組みます。県立高校において、ICT環境の効果的な活用を進めるための支援員を派遣するとともに、ICTによる授業で必要となる著作権料を負担します。

⑦(新) 自律した学習者を育てる三重県モデル構築事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 7,128千円

事業概要：高校生が社会的に自立し、社会の変化に対応する力を育むため、教科横断的なSTEAM教育や、人文科学や社会科学をテーマとした課題解決型の探究学習など社会とのつながりを意識した学習に取り組むとともに、学習の前後において、創造力や表現力、他者と協働する力などの社会で求められる資質・能力や、自己肯定感やチャレンジする意欲などの変容を把握します。それぞれの学習と育む資質・能力などの関連を示すことで、高校生が学ぶ意義を理解し、自律した学習者となることをめざした教育活動を「三重県モデル」として構築し、系統的なキャリア教育を実践します。

施策の目標

(めざす姿)

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重しあいながら生きていく態度を身につけています。

(課題の概要)

特別な支援を必要とする子どもたちは引き続き増加が見込まれており、連続性のある学びの場と早期からの一貫した指導・支援の充実が求められています。また、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけるとともに、ICTや先端技術の活用によって、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画の機会を増やすことが求められています。

現状と課題

- ①特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの特性や状況に応じ最も適切な場で学べるよう、本人や保護者への丁寧な情報提供や相談などの就学支援を行っています。小中学校でのパーソナルファイルの活用や、中学校から高校への支援情報の引継ぎなど、それぞれの教育的ニーズを把握し、切れ目のない支援を進めています。高校では、発達障がい支援員による巡回相談を実施し、生徒や保護者との面談や教員への指導に関する助言等を行っています。小中学校と特別支援学校間での交流及び共同学習では、対面による交流の他に、作品や手紙等の交換やオンラインを活用した交流を行っています。引き続き、適切な指導・支援や校種間での確実な支援情報の引継ぎなど、早期からの一貫した支援を進めるとともに、一部の市で試行的に取り組んでいる副次的な籍について、他の地域にも広げられるよう理解啓発を図る必要があります。
- ②高校における通級による指導について、伊勢まなび高校およびみえ夢学園高校では、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と業種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などの取組を進めています。他の高校にも発達障がいなど特別な支援を必要とする生徒が在籍していることから、通級による指導を拡充していく必要があります。
- ③指導医等からの指導・助言を受けて、安全で安心な医療的ケアを実施するとともに、教員と看護師免許を有する職員を対象にしたスキルアップ研修会を実施しました。引き続き、安全に学校生活を送るための支援を行うとともに、保護者の負担を軽減する必要があります。
- ④特別支援学校にキャリア教育サポーターを配置し、生徒に適した業種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行っています。今後、これまでは就労が難しかった業種や在宅での就労に向けた支援に取り組む必要があります。

- ⑤特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小学校・中学校・高校に対して助言などを行っています。今後も、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があります。
- ⑥特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策として、スクールバスを増便しています。今後も、必要な感染症対策を講じ、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる体制を整える必要があります。
- ⑦県立特別支援学校ポッチャ大会をオンラインで開催し、他校の生徒との競技を楽しむなど、障がい者スポーツの普及・啓発に取り組んでいます。今後も、体育の授業や交流及び共同学習の機会等とおして、障がい者スポーツの普及に取り組む必要があります。
- ⑧盲学校および聾学校について、城山特別支援学校の隣地への移転に向け、新たな校舎の建築に係る設計を行うとともに、寄宿舎の建築工事を進めています。また、杉の子特別支援学校の知的障がいのある中学部生徒が令和5年4月から石薬師分校で学習できるよう、校舎の一部改修を行うとともに、稲葉特別支援学校の狭隘化対策として、寄宿舎棟の改修を行っています。さらに、松阪あゆみ特別支援学校の教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築に向けた土地取得を行っています。引き続き、特別支援学校の整備を計画的に進める必要があります。

令和5年度の実行方針

- ①小中学校でのパーソナルファイルのさらなる活用を進めるとともに、特別な支援を必要とする生徒が高校においても適切な指導・支援を受けることができるよう、支援情報の引継ぎや、発達障がい支援員による巡回相談の取組を進めます。障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶ場面として、小中学校と特別支援学校間での交流及び共同学習を進めるとともに、副次的な籍については試行的に取り組んでいる市の成果と課題をふまえたうえで、他の地域にも広げられるよう市町との協議を進めます。
- ②伊勢まなび高校およびみえ夢学園高校の通級による指導において、自己理解やコミュニケーション能力向上を図るための指導の改善に向けた取組を進めるとともに、他の高校でも通級による指導に取り組みます。
- ③医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、担当する職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師の指導・助言を得て安全で安心な医療的ケアを実施します。通学に係る保護者の負担軽減のため、通学支援の方策について検討します。
- ④特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と、地域生活への円滑な移行をめざして、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、計画的・組織的なキャリア教育を推進するとともに、職場開拓を進めます。テレワーク支援員を配置し、ICTを活用した在宅就労など、新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓や就職支援を進めます。

- ⑤小学校、中学校、高校における教員の特別支援教育に関する専門性向上のため、各特別支援学校のセンター的機能による助言等を進めるとともに、小学校等の通級による指導担当教員等のニーズに応じた研修会等を実施します。
- ⑥新型コロナウイルス感染症対策として、特別支援学校の子どもたちが安全で安心して通学できるよう、スクールバスの増便に向けて取り組みます。
- ⑦特別支援学校の児童生徒が、一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて卒業後もスポーツに親しむことができるよう、体育の授業における指導員の活用や交流及び共同活動での障がい者スポーツの取組等を進めます。また、教員の指導力向上のため、特別支援学校の教員を対象とした講習会を開催します。
- ⑧特別支援学校の施設について、計画的な老朽化対策および施設の狭隘化等に対応するための整備を進めます。盲学校および聾学校は、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ移転するため、新たな校舎の建築に向けて木材調達や埋蔵文化財調査等を進めるとともに、寄宿舎については、年度内完了に向けて建築工事に取り組みます。また、松阪あゆみ特別支援学校について、校舎増築のための基本設計を行います。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率 (一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く)) | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 特別支援学校における交流および共同学習の実施件数 (県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数) | 524回 | 600回 | 700回 | 1,000回 |
| 通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計) (通級指導教室による指導を担当する教職員の専門性の向上を図るために、大学と連携して、年に12回以上の研修を受講した教職員の数) | 0人 | 30人 | 60人 | 150人 |

①早期からの一貫した教育支援体制整備事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) 19,910千円 → (R5) 21,219千円

事業概要：特別な支援を必要とする子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに基づき最も適切な場で学べるよう、市町と連携して、本人や保護者への情報提供や就学相談など丁寧な就学支援を進めます。パーソナルファイル等を活用した支援情報の引継ぎを行うなど、切れ目のない支援を進めます。高校において、発達障がいのある生徒への支援や保護者への相談、教職員への指導・助言を行う発達障がい支援員を配置します。通級による指導については、発達障がい支援に係る専門性向上のために教職員への研修を実施するとともに、高校においては通級による指導を拡大します。特別支援学校においては、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

②（一部新）特別支援学校メディカル・サポート事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) 6,516千円 → (R5) 14,818千円

事業概要：医療的ケアの必要な子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、看護師免許を有する職員を中心に校内で連携して医療的ケアを実施するとともに、研修会の実施による専門性の向上や、指導医等の指導・助言を得ながら校内のサポート体制の充実を図ります。通学に係る保護者の負担軽減のため、登校時に看護師が福祉車両等に同乗し、痰吸引等の医療的ケアを行う取組を試行的に実施します。

③（一部新）特別支援学校就労推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) 4,690千円 → (R5) 7,999千円

事業概要：特別支援学校のキャリア教育プログラムに基づく計画的・組織的なキャリア教育を推進するとともに、外部人材を活用した職場開拓や、企業等と連携した職場実習等を実施することで、高等部生徒の進路希望の実現を図ります。ICTを活用した在宅就労に向けた就職支援を行うテレワーク支援員を新たに配置し、実習先や就職先の開拓を行います。

④特別支援学校施設建築費

(第10款 教育費 第5項 特別支援学校費 1 特別支援学校費)

予算額：(R4) 904,443千円 → (R5) 1,182,932千円

(参考：(R4) 1,519,963千円 ※令和3年度2月補正含みベース)

事業概要：盲学校および聾学校について、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ移転するため、令和6年度から実施予定の校舎建築工事に向けて、建築に必要な木材調達や建設予定地の埋蔵文化財調査等に取り組むとともに、3校の統合寄宿舎については、令和5年度内の完了に向けて建築工事に取り組みます。松阪あゆみ特別支援学校について、教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築の基本設計を行います。

⑤特別支援学校学習環境等基盤整備事業

(第10款 教育費 第5項 特別支援学校費 1 特別支援学校費)

予算額：(R4) 28,866千円 → (R5) 48,267千円

事業概要：盲学校、聾学校および城山特別支援学校の統合寄宿舍の整備に伴い、必要となる備品や消耗品等、学習環境の基盤整備を進めます。

⑥特別支援学校スクールバス等運行委託事業

(第10款 教育費 第5項 特別支援学校費 1 特別支援学校費)

予算額：(R4) 501,275千円 → (R5) 527,610千円

事業概要：特別支援学校に在籍する子どもたちの通学に係る負担を軽減するため、スクールバスを運行するとともに、登校時における「三つの密」を避け、安全で安心して通学できるよう、引き続きスクールバスを増便して運行します。

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

(課題の概要)

子どもたちが安心して過ごせるよう、学校における道徳教育や人権教育、家庭や地域と協力した取組、「三重県いじめ防止条例」に基づく社会総がかりの取組を一層進めていく必要があります。また、学校では子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、いじめの認知や対応を迅速かつ適切に行っていく必要があります。

現状と課題

- ①「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめ防止応援サポーターの登録を進めるとともに、各サポーターがいじめ防止の啓発など主体的な取組を行いました。また、いじめ防止強化月間に、児童生徒がいじめについて考え話し合う活動やピンクシャツ運動などの取組を行いました。今後も、いじめの防止に向けて社会総がかりで取組を進めていくとともに、「いじめをしない、させない心」や社会性を育む教育活動に取り組む必要があります。
- ②いじめ把握の児童生徒アンケートの実施や、いじめ防止対策推進法の定義に基づく正確な認知の推進、教職員間の情報共有、専門人材の活用、電話相談やSNSを活用した相談など、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきました。一方で、県立学校での重大事態について、三重県いじめ対策審議会から、いじめ被害の訴えがあった際の調査の進め方や重大事態と認定すべき時期等に係る答申を受けました。また、いじめ防止対策ワーキンググループにおいて、いじめを発見または情報を得た際の対応や、組織的な対応の強化、相談しやすい環境づくり等の具体的な対応方策を取りまとめました。今後、いじめの正確な認知を一層進め、早期発見や早期対応を進めていく必要があります。
- ③いじめや暴力行為等の問題行動への対応、不登校への支援のため、心理や福祉の専門人材であるスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置時間数を増やすとともに、日常的な相談に対応する教育相談員を配置しています。児童虐待については、「児童虐待気づきリスト」を県立学校の生徒指導担当者に周知するとともに研修を行っています。今後も、子どもたちを取り巻きさまざまな課題に対して、SC、SSWを効果的に活用し、専門機関や医療とも連携して適切に対応する必要があります。

- ④インターネット上で人権侵害につながるおそれのある書き込みを検索するネットパトロールを、平日の毎日実施しています。また、SNSなどでの人権侵害につながるおそれのある書き込み内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を引き続き運用し、書き込みや投稿に対しては学校や市町と連携して対応しています。インターネット上でのいじめは年々増加していることから、今後も引き続き、ネット上での誹謗中傷や人権侵害から児童生徒を守る取組を進めるとともに、ネット上でのいじめの防止に取り組む必要があります。

令和5年度を取組方向

- ①「考え 議論する道徳」について、いじめ防止につながる研修会や、道徳教育アドバイザーの指導・助言により授業改善を図るとともに、「いじめをしない、させない心」や社会性を育むための指導者用補助資料の作成や年間指導モデルを構築して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育みます。社会では法律やルールに基づいて行動する必要があることなどを学ぶ、専門家によるいじめ予防授業を実施します。いじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進し、社会総がかりでいじめをなくす取組を進めます。
- ②三重県いじめ対策審議会の答申をふまえ、いじめ防止対策推進法や国のガイドラインに即して、いじめ被害の相談や重大事態への適切な対応を改めて徹底するとともに、いじめ防止対策ワーキンググループで取りまとめた対応方策を確実に実施していきます。迅速な認知と確実な対応を図るため、いじめに関する情報をデジタル化し、関係者がリアルタイムで共有できるようにするとともに、複雑ないじめ事案や認知へ至っていない事案に係る対応の検証や、効果的な対応策などの助言を行う人材を県立学校に派遣します。また、各学校の生徒指導担当者など、いじめ問題を担当する教員を対象に、いじめのとらえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、参加教員がケースワークで話し合う研修を新たに実施します。
- ③いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、SCの各学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。SSWの配置時間も拡充し、各学校からの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。
- ④ネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめから子どもたちを守るため、引き続き、ネットパトロールや「ネットみえ〜る」を実施するとともに、いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施します。また、教職員の教育相談に係る力量の向上を図る研修や、校内の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーの育成をめざした教育相談研修を実施します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合 (「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくそうと自分にできることを考え行動していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合) | | 小学生 60% 中学生 60% | 小学生 70% 中学生 70% | 100% |
| | — | — | — | — |
| 学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 (「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合) | | 小学生 96.8% 中学生 98.0% 高校生 94.0% | 小学生 97.6% 中学生 98.5% 高校生 95.5% | 小学生 100% 中学生 100% 高校生 100% |
| | 小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4% | — | — | — |
| いじめの認知件数に対して解消したものの割合 (当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合) | | 100% | 100% | 100% |
| | 94.9% (2年度) | — | — | — |

主な事業

①（一部新）道徳教育総合支援事業（再掲）

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 3, 323千円 → (R5) 4, 716千円

事業概要：道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。いじめ防止の観点から指導の要点や授業実践例をまとめた補助資料を作成して、小中学校の道徳教育推進教師への研修を行うとともに、校長にカリキュラムマネジメントに係る研修を実施します。モデル校となる小中学校にアドバイザーを派遣して、いじめ防止についての体系的な道徳の年間指導モデルを構築します。また、郷土の課題について解決策を考え提案する課題解決型の手法で学ぶ取組を行います。

②（一部新）いじめ対策推進事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 14,090千円 → (R5) 27,050千円

事業概要：小学校高学年の児童が、社会性や規範意識を高め、ネットによるいじめ防止や情報モラルについて学ぶため、弁護士によるいじめ予防授業を拡充して実施します。各学校の生徒指導担当者などのいじめ問題を担当する教職員を対象に、いじめのとらえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、教職員がケースワークで話し合う研修を新たに実施します。いじめの迅速な認知と確実な対応を図るため、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等の情報をデジタル化し、学校や市町、県などがリアルタイムに共有できるシステムを構築します。県立学校を巡回して、複雑ないじめ事案や認知へ至っていない事案への対応に係る検証や、効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを新たに派遣します。引き続き、不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間通して実施するとともに、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を運用します。

③スクールカウンセラー等活用事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 390,783千円 → (R5) 500,618千円

事業概要：増加するいじめや不登校児童生徒、新型コロナウイルス感染症に伴う不安や悩みに丁寧に対応するため、相談や心のケアを行うスクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

施策14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

【主担当部局：教育委員会】

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

(課題の概要)

不登校の要因や背景は複雑化・多様化し、人数も増加傾向にあるとともに、外国人児童生徒についても今後も増加し、居住地域の広がりも見込まれ、社会的自立につながる支援が重要になっています。また、通学時における子どもたちの安全確保や、非常時における学びの継続が求められています。

現状と課題

- ①不登校児童生徒が年々増加し、不登校の要因や背景が複雑化・多様化していることから、心理や福祉の専門人材について学校への配置時間を拡充するとともに、市町の教育支援センターへの配置も拡充して専門の見地からの支援・相談や、訪問型支援を進めています。高校段階で不登校等の状況にある子どもたちに、学習支援や自立支援ができるよう、県立の教育支援センターの設置に向けた実証事業に取り組んでいます。また、公立学校における支援事例をデータベース化するとともに、「レジリエンス教育」や、潜在的に支援を要する児童生徒への早期の対応、オンラインの居場所づくりなどの取組を進めています。今後、小中学校の不登校児童生徒や、高校段階で不登校等の状況にある子どもたちへの支援をさらに充実する必要があります。
- ②市町が実施する外国人児童生徒教育への財政的支援を行うとともに、日本語指導や適応指導等を行う相談員の配置や、オンラインを活用した日本語教育の実施など、外国人児童生徒への支援に取り組んでいます。本県では日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が高いことから、就学促進や日本語指導、進学・就職支援を進めていく必要があります。
- ③外国人住民を含め、さまざまな事情により中学校で十分な教育を受けられなかった方への教育機会確保の検討を進めるため、夜間中学への入学希望調査を行うとともに、夜間学級体験教室「まなみえ」を実施しています。これまでに実施したニーズ調査や入学希望調査、「まなみえ」での取組の結果から、県において夜間中学を設置・運営することとし、夜間中学開校に向けて必要な準備を着実に進めるとともに、開校までの間も学び直しの機会を確保する必要があります。
- ④千葉県八街市で下校中の児童が死傷した交通事故を受けて、各市町で策定する通学路交通安全プログラムに基づく対応必要箇所の取組状況を確認し、関係部局と共有するとともに、学校安全アドバイザーによる登下校の安全対策に係る助言、交通安全担当教員やスクールガードへの講習を行っています。今後、市町に対して、対策の進まない危険箇所について状況の聞き取りや、具体的な安全対策が進むよう働きかけを行うとともに、学校安全ボランティアであるスクールガードによる見守りの強化や安全教育を進めていきます。

- ⑤新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、消毒液等の保健衛生物品の配備や通学時のスクールバスの増便などに取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても学びが継続できるように、引き続き感染症対策に取り組んでいく必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①不登校児童生徒数がこれまでで最も多くなり、要因や背景が複雑化・多様化していることから、教育機会確保法の理念もふまえ、不登校等の状況にある子どもたちへの支援をさらに充実していきます。不登校児童生徒への支援を総合的に進める体制を整備し、各学校での支援、学校以外の多様な活動や交流の場の提供、保護者も含めた相談の充実、福祉等の関係機関や民間団体との連携などに取り組めます。その一つとして、新たに県立の教育支援センターを設置して、高校段階の不登校生徒や高校中途退学者を対象とした多様な活動や交流の場の提供、学習支援や自立支援に取り組めます。また、不登校児童生徒の要因や背景、期間等に応じた効果的な支援策を検討する協議会を設置するとともに、仲間づくりや居場所づくりなど魅力ある学校づくりに取り組めます。
- ②外国人児童生徒への初期の日本語指導や学校生活への適応指導など、市町が実施する取組に対して支援を行います。巡回相談員を派遣して、日本語指導・適応指導や保護者への支援を行います。外国人散在地域の小中学校でも適切に日本語指導を受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導を実施するとともに、集住地域の初期日本語教室と散在地域の小中学校とをオンラインでつなぐ仕組みを構築します。高校においては、専門員等による学習支援を行うとともに、入学の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得や日本の社会制度・文化を学ぶセミナー、教職員が日本語指導について専門的に学ぶ研修会を開催します。進路未定のまま県立高校を中途退学した方には、現状を確認するためのアンケートと支援内容に係る情報提供を行うなど、必要な支援を行います。
- ③令和7年度の県立の夜間中学の開校に向けて、多様なニーズに対応できる教育内容等について検討するため、先行事例の調査研究を行うとともに、令和6年度における施設設備の整備や生徒募集に向けて必要な取組を進めます。また、夜間学級体験教室「まなみえ」を継続して実施します。
- ④令和3年度に実施した通学路の一斉点検の結果をふまえ、通学路における対策必要箇所への安全対策が進むよう関係部局に働きかけるとともに、市町には安全教育の推進や見守り活動の強化等について働きかけます。また、学校安全ボランティアであるスクールガードの養成や、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組めます。さらに、県内の公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯教育担当者の指導力向上に取り組めます。
- ⑤児童生徒が安心して学校で学習できるように、消毒液等の保健衛生物品の配備や、感染症拡大防止のための業務等を行うスクール・サポート・スタッフを引き続き配置するとともに、通学時の感染症対策としてスクールバスの増便に向けて取り組めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合 (公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒のうち、校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談等をした児童生徒の割合) | | 小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1% | 小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2% | 小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5% |
| | 小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度) | — | — | — |
| 日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合 (日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、子どもの日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中高等学校の割合) | | 小学校 80% 中学校 80% 高等学校 60% | 小学校 90% 中学校 90% 高等学校 70% | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% |
| | 小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6% | — | — | — |
| 通学路の安全対策が実施された箇所の割合 (「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合) | | 97.5% | 100% | 100% |
| | 95.1% | — | — | — |

主な事業

①（一部新）不登校対策事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) 44,987千円 → (R5) 53,947千円

事業概要：不登校児童生徒への支援を総合的に進める体制を整備するため、県に不登校総合支援センターを設置し、各学校での支援、学校以外の多様な活動や交流の場の提供、保護者も含めた相談の充実、福祉等の関係機関や民間団体との連携などに取り組みます。その一つとして、新たに県立の教育支援センターを設置して、高校段階の不登校生徒や高校中途退学者への多様な活動や交流の場の提供、学習支援や自立支援を行います。市町の教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、専門的な支援を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら訪問型支援に取り組みます。引き続き、ストレスや不安への受容力を高めるレジリエンス教育や、潜在的に支援を要する児童生徒への早期の対応に取り組みます。不登校児童生徒の要因や背景、期間等に応じた効果的な支援策を検討する協議会を設置します。

②（一部新）多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 34,082千円 → (R5) 43,920千円

事業概要：市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導に係る取組への財政的支援を行います。学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。令和7年度の夜間中学の開校に向けて、先行事例の調査研究を行い、多様なニーズに対応できる学習内容や学び方について検討を進めるとともに、生徒募集のために必要な広報活動に取り組みます。令和6年度における施設設備の整備に向けた設計業務を実施します。夜間学級体験教室「まなみえ」は、夜間中学の開校を見据え、受講生の習熟度に応じた授業を実施します。

③社会的自立をめざす外国人生徒支援事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 16,152千円 → (R5) 16,139千円

事業概要：外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等）および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置します。

④学校安全推進事業

（第10款 教育費 第7項 保健体育費 1 保健体育総務費）

予算額：(R4) 2,910千円 → (R5) 2,909千円

事業概要：令和3年度に実施した通学路の一斉点検の結果をふまえ、対策必要箇所への安全対策が進むよう関係部局と取り組むとともに、安全教育の推進や見守り活動の強化等を市町に働きかけます。学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、モデル地域で通学路の安全点検や安全マップづくりを実施します。通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。また、県内の公立学校の教職員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

⑤高校生安心安全通学支援事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 163,538千円 → (R5) 164,332千円

事業概要：県立高校生徒の登下校時における「三つの密」を避け、安全で安心に通学できるよう、通学時における路線バス等の公共交通機関の乗車率が高く、さらに代替の交通手段がない学校において、登校時間の調整等では混雑を回避できない公共交通機関の路線に、スクールバスの増便等を行います。

⑥特別活動支援事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 6,800千円 → (R5) 26,780千円

事業概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、県立学校が修学旅行を中止または延期した場合の企画料、学校の臨時休業によりやむを得ず中止した場合に発生するキャンセル料について、その経費を負担します。

施策14-6 学びを支える教育環境の整備

【主担当部局：教育委員会】

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

(課題の概要)

子どもたちの豊かな学びを実現していくため、地域と協働した学習や学校の活性化、教職員の資質向上と働き方改革の推進、ICTの活用、学校施設の整備など、教育環境を整える必要があります。

現状と課題

- ①学校運営協議会の円滑な導入や地域の特色や資源を生かした運営について、各市町に周知を図るとともに、地域の方々の参画により子どもたちの学習支援に取り組む市町に支援を行っています。今後、コミュニティ・スクールおよび地域学校協働活動を推進し、学校と地域が一体となった教育活動を進める必要があります。
- ②新たな県立高等学校活性化計画に基づき、県立高校の活性化に取り組むとともに、これからの時代に求められる高校での学びと学校のあり方について検討しており、今後も引き続き検討を進めていく必要があります。
- ③「令和4年度三重県教員研修計画」に基づき、教育的愛情や倫理観、コンプライアンス等の教職に必要な素養や児童生徒理解、授業力向上、人権教育、特別支援教育等に資する研修を実施するとともに、ICT活用指導力や不登校児童生徒への適切な支援など、今日的教育課題への対応力を高めるための研修を実施しています。教職員が児童生徒の主体的な学びを支える伴走者としての役割を担えるよう、時代の変化に対応した専門性を身につけるとともに、児童生徒の力を引き出す指導力の向上を図る必要があります。
- ④ICTを活用した学習が進むよう、県立高校においては、教科別にICT活用指導計画を策定し学習端末を活用した授業改善を進めるとともに、小中学校については、アドバイザーの派遣や、各市町の活用状況についての情報共有等を行い、学校や家庭での学習端末の活用を進めています。今後も引き続き、ICTを効果的に活用した授業が実践されるよう、教員の指導力の向上に向けた支援を行う必要があります。
- ⑤令和2年3月に策定した「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化にも取り組んでいます。県立学校においては、建築から長期間経過している校舎が多いことから、今後も、計画的に老朽化対策を進める必要があります。

- ⑥私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校に対し経常的経費の助成を行っています。引き続き、私立学校の教育環境の維持のため、経常的経費に対する助成を行う必要があります。

令和5年度の取組方向

教育委員会

- ①コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーターによる国の動向や好事例の周知、各市町の取組や課題を協議する推進会議を開催するとともに、地域と学校をつなぐ役割を果たす地域学校協働活動推進員の配置を促進します。引き続き、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子どもの学習支援に取り組む市町への支援を行います。
- ②高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、新たに3地域を加えた6地域で地域別活性化協議会を開催し、各地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら、地域における県立学校の学びと配置のあり方について検討を進めていきます。
- ③教育的愛情や倫理観、コンプライアンス等の教職に必要な素養や児童生徒理解、授業力等に資する研修を経験や職種に応じて実施し、指導力の向上に取り組むとともに、主体的・対話的で深い学びの授業改善につながる研修、言語活動を中心とした授業づくりのための英語指導力向上の研修や、1人1台学習端末等を活用したより効果的な授業実践に資する研修を実施し、今日的教育課題に対応できる専門性の向上に取り組めます。教職員のいじめへの対応力向上を図るため、法定・悉皆研修または希望者への専門研修において、いじめの構造やいじめを生まない学級づくり、組織的対応などについて学ぶ研修を新たに実施します。
- ④県立高校において、1人1台学習端末を活用して一人ひとりに応じた学びや協働的な学びを進めます。授業においては、紙教材では理解が難しい内容について動画を用いて理解を深める学習や、双方向による学習、探究型学習での実験や分析などに取り組むとともに、家庭においてはオンデマンド教材による学習や宿題のやり取りなど、学校と家庭で切れ目ない学習を進めます。また、市町にアドバイザーを派遣し、小中学校における情報セキュリティや授業での効果的な活用に関する助言を行います。さらに、教員や児童生徒のアカウントの管理に関するサポートや、教員等の資質向上を目的とした実践交流会の開催などに取り組めます。
- ⑤子どもたちが安全、快適に学べる環境を整備するため、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、校舎のLED化など、施設・設備の機能の向上に取り組めます。

環境生活部

- ⑥公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう、学校運営に係る経費等の助成を行います。また、私立高等学校における若者の県内定着につながる取組等に対して支援します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合 (地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合) | | 小学校 80.0% 中学校 70.0% | 小学校 85.0% 中学校 77.5% | 小学校 100% 中学校 100% |
| | 小学校 71.6% 中学校 56.4% | — | — | — |
| 研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合 (「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」の質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合) | | 52.0% | 54.0% | 60.0% |
| | 49.2% | — | — | — |
| リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合 (「組織マネジメント研修の成果を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」の質問に対して、最も肯定的な選択肢である「よく取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合) | | 小学校 53.0% 中学校 55.0% 県立学校 48.0% | 小学校 54.0% 中学校 56.0% 県立学校 49.0% | 小学校 57.0% 中学校 59.0% 県立学校 52.0% |
| | 小学校 51.8% 中学校 53.6% 県立学校 47.0% (2年度) | — | — | — |
| 1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合 (学校における働き方改革の取組により、1人あたりの時間外労働の年間平均時間が前年度より削減された公立小中学校および県立学校の割合) | | 59% | 61% | 67% |
| | — | — | — | — |
| 1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合 (児童生徒がICTを活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問いに対して、肯定的に回答した教職員の割合) | | 82.4% | 86.8% | 100% |
| | 77.9% | — | — | — |
| 新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数 (持続可能な学校運営の実現等に向け、私立中学校・高等学校が実施する特色ある教育・学校運営の取組数) | | 95件 | 100件 | 115件 |
| | 90件 | — | — | — |

教育委員会

①（一部新）地域と学校の連携・協働体制構築事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 5, 102千円 → (R5) 14, 369千円

事業概要：地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働活動推進員の配置促進や、各市町のコミュニティ・スクールの拡充に向けた取組を支援します。また、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に対して補助を行います。中学校における休日の文化部活動の地域移行が円滑に進むよう、受け皿確保などの課題への助言を行うコーディネーター配置について市町に補助するとともに、運営団体における指導者の配置や諸費用への補助を行います。

②教育改革推進事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費）

予算額：(R4) 3, 826千円 → (R5) 11, 152千円

事業概要：本県教育の今後のあり方について、国の教育改革の動向をふまえ、幅広い視点から検討する教育改革推進会議を開催し、次期「三重県教育ビジョン（仮称）」を策定します。また、地域協議会を開催し、各地域における高校の活性化や今後のあり方について協議を行います。

③（一部新）教職員研修事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 5 総合教育センター費）

予算額：(R4) 38, 058千円 → (R5) 46, 581千円

事業概要：児童生徒が学習指導要領で求められる資質・能力を身につけられるよう、「令和5年度三重県教員研修計画」に基づき、主体的・対話的で深い学びの授業改善につながる研修を行うとともに、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力を育成する研修を実施します。初任や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の着実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等、いじめへの対応力向上に向けた研修を新たに実施するとともに、専門研修において、いじめを生まない学級づくりについて学ぶ研修を実施します。

④教育課程等研究支援事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 4, 411千円 → (R5) 9, 676千円

事業概要：学習指導要領に即した授業改善や学習評価がなされるよう、小中学校の教職員等への研修等を行います。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校において、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える文化部活動指導員を増員します。中学生が郷土三重の魅力を英語で発信するコンテストを実施します。

⑤（一部新）教育相談事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 5 総合教育センター費）

予算額：(R4) 61,273千円 → (R5) 63,969千円

事業概要：臨床心理相談専門員を配置して、子どもの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を行うとともに、学校での教育相談体制を支援するための派遣を行います。教職員の教育相談に係る力量の向上を図る研修や、校内の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーの育成をめざした教育相談研修を実施します。不登校支援に係る研修を引き続き実施するとともに、いじめ相談への対応について学ぶ教職員研修を実施します。いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を引き続き実施します。

⑥学校における働き方改革推進事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 3 教職員人事費）

予算額：(R4) 317,373千円 → (R5) 315,406千円

事業概要：限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、感染症拡大防止のための業務や学習教材の準備など、教職員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続きすべての公立学校に配置します。

⑦（一部新）学校情報ネットワーク事業

（第10款 教育費 第4項 高校教育費 2 高等学校管理費）

予算額：(R4) 424,604千円 → (R5) 322,648千円

事業概要：学校情報ネットワークを安全に利用できるよう、教職員用の1人1台パソコンの更新やネットワーク保守など情報基盤の適切な維持管理を行います。県立学校における業務の効率化とセキュリティ強化のため、業務システムのクラウド化を進めます。県立高校において、生徒の定期テスト等の答案をデジタル化して、自動採点や点数計算を行うとともに、テスト結果の蓄積・集計、解答傾向の分析等ができるシステムを導入し、採点業務の効率化や、生徒の理解度に応じた指導につなげます。

⑧情報教育充実支援事業

（第10款 教育費 第4項 高等学校費 2 高等学校管理費）

予算額：(R4) 253,351千円 → (R5) 264,743千円

（参考：(R4) 358,066千円 ※令和3年度2月補正含みベース）

事業概要：県立学校において、教科「情報」で学ぶプログラミング教育や情報デザインなど、専門的な実習に対応する学習用端末について、リースによる維持、更新を行います。

⑨校舎その他建築費

（第10款 教育費 第4項 高等学校費 3 学校建設費）

予算額：(R4) 2,816,287千円 → (R5) 2,568,017千円

事業概要：県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、トイレの洋式化や校舎のLED化など設備面での機能の向上に取り組めます。

環境生活部

⑩私立高等学校等振興補助金

(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費)

予算額：(R4) 5,055,312千円 → (R5) 5,166,175千円

事業概要：公教育の一翼を担う私立学校（小学校・中学校・中等教育学校・高等学校）において、
建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるよう経常的経費への支援を行います。

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

(課題の概要)

少子化の進展や核家族化、地域社会でのつながりの希薄化などにより、年代の異なる子どもの交流や地域の大人と関わる機会など、子どもの豊かな育ちに重要となる多様な体験機会が減少しています。

また、保護者の経済的困難により子どもの学習機会や体験機会等が確保されず、夢や希望を諦めてしまうことに加え、貧困が連鎖してしまう状況となっています。さらに、子どもを取り巻く環境が変化中、新たに顕在化する、いわゆるヤングケアラーのような支援を必要とする子どもへの対応が求められます。

現状と課題

- ①地域社会のつながりの希薄化や新型コロナウイルス感染症による行動制限等により、子どもと地域の大人との関わりや体験機会などが減少する中、地域で子どもの育ちを応援する企業等と子どもをつなぎ、学びや体験の場を提供する取組を行っています。今後も、子どもの豊かな育ちのために、多様な体験ができる環境整備を行っていく必要があります。また、インターネットを通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、青少年の健全な育成を阻害する要因から子どもを守る取組をさらに進める必要があります。
- ②「三重県子ども条例」に基づき、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」などの取組を行っています。子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの権利が守られ、子どもが自らの力を発揮して豊かに成長するため、子どもの生活や意識等の実態をより把握する必要があります。
- ③子育て家庭の孤立を防ぐため、ワークショップの開催や子育てのヒントなどが学べるWeb講座を実施しています。Web講座の充実等、子育て家庭への情報提供を推進するとともに、市町による子育て支援の取組がさらに展開されるよう、ワークショップの手法やツールの紹介など、情報共有を進める必要があります。
- ④男性の育児参画への関心や理解を深めるため、男性の育児参画の事例を広く情報発信するとともに、「みえのイクボス同盟」加盟企業や市町等と連携し、セミナー等を通じて育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいます。改正育児・介護休業法による男性の育児休業制度の充実に合わせ、さらなる男性の育児参画の推進や質の向上に取り組む必要があります。

- ⑤子ども食堂を含む「子どもの居場所」が担う役割は大きくなっており、その活動内容も多様化する中、居場所づくりに向けた研修やアドバイザー派遣等による運営スタッフの人材育成や、活動に対する財政支援により、「子どもの居場所」の運営力の強化などに取り組みました。引き続き、「子どもの居場所」の活動を持続可能なものとするため、市町や関係団体等と連携して、地域での支援・応援の輪を広げる取組を進める必要があります。
- ⑥ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもへの学習支援に取り組んでいます。また、「子どもの居場所」を運営するさまざまな団体が行う学習支援活動に対して、アドバイザーの派遣や活動資金の助成を行いました。一方で、県内の生活保護世帯の高校・大学への進学率が全世帯平均を大きく下回っているなど、学習支援等のさらなる充実を図る必要があります。
- ⑦ひとり親家庭の安定した雇用や収入確保のため、就業・就労支援を行うとともに、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉貸付金のほか、資格取得をめざす人への給付金の支給を行っています。また、必要な支援情報を届けるため、スマートフォン等で24時間アクセスできる「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムの構築を進めています。引き続き、さまざまな支援制度の認知度向上や利用促進を図る必要があります。
- ⑧ヤングケアラーの実態を把握し、その支援策などを検討するため、ヤングケアラー・コーディネーターを配置するとともに、市町要保護児童対策地域協議会を対象に実態調査を行っています。また、ヤングケアラーを適切に把握し、必要な支援につなぐため、関係機関の職員等への研修を実施しています。今後は、実態調査の結果をふまえ、広く県民の理解を深めるため、周知・啓発に取り組む必要があります。加えて、ヤングケアラーの支援体制の充実を進める必要があります。
- ⑨私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人等に対する助成等を行っています。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。
- ⑩県立高校の授業料に充てる就学支援金や、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金の支給、経済的な事由により修学が困難な生徒に対して修学奨学金の貸与等を行っています。奨学給付金においては、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯を支給対象としており、引き続き、高校教育に係る経済的負担の軽減を図るための支援を行っていく必要があります。
- ⑪発達支援が必要な子どもへの診療体制の充実に向けて、県立子ども心身発達医療センターの医師確保に努めています。また、身近な地域での発達障がい児の支援体制を強化するため、小児科医等を対象とした連続講座の開催や市町職員への研修、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を推進しています。引き続き、専門医師の確保に努めるとともに、支援が必要な児童への取組を進める必要があります。

子ども・福祉部

- ①みえ次世代育成応援ネットワークと連携し、子どもが、さまざまな人とふれあったり、多様な体験をする機会を提供します。また、インターネットの適正利用に係る啓発など、青少年の健全な育成を推進する取組を実施します。
- ②三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項について、小・中・高校生や保護者、県民を対象に広くアンケート調査を実施し、その結果を「みえの子ども白書」として取りまとめて公表するとともに、各施策に活用します。
- ③子育てに不安を抱える保護者が、身近な地域において、保護者同士のつながりを築き、子育ての喜びや不安を共有できるよう、ワークショップの手法やツールの提供、Web講座の充実など、市町による子育て支援の取組がさらに展開されるよう支援します。
- ④男性が希望に応じて育児休業を取得できる環境づくりに向けて、企業を対象としたセミナーや情報発信に取り組むとともに、地域社会全体で男性の育児参画に向けた気運を醸成するため、育児のノウハウ習得等への支援や、これから親になる世代への普及啓発に取り組めます。
- ⑤「子どもの居場所」の運営力強化のため、財政支援に加え、アドバイザー派遣による支援内容の充実やスタッフの人材育成、地域におけるサポーターの拡大に取り組めます。また、子ども食堂を開催する飲食店を掘り起こすモデル事業を実施し、食の提供機会を増やすとともに、「子どもの居場所」の持続可能な活動につなげます。さらに、地域におけるネットワークの強化や情報発信等への支援を行います。
- ⑥生まれ育った家庭の経済状況等により、進学や学びをあきらめることがないように、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもへの学習支援に取り組むとともに、学習支援等を行う「子どもの居場所」を支援します。また、学習支援の取組を充実させるため、タブレット端末の貸し出し等によるオンライン授業の導入を進めます。
- ⑦ひとり親家庭の就業や自立を促進するため、就労支援を行うとともに、さまざまな支援に適切につなげるよう情報発信を強化する取組を進めます。また、三重県母子・父子福祉センターにおける法律相談について、オンライン相談を導入するなど、より相談しやすい環境の整備に取り組めます。
- ⑧実態調査から明らかとなったヤングケアラーの状況等をふまえ、広く県民の皆さんに周知・啓発するため、フォーラム等を開催するとともに、支援者向けの啓発ハンドブックの作成や講座等を実施します。
- ⑨県立子ども心身発達医療センターを中心とした途切れのない発達支援体制の構築のため、引き続きセンターの医師確保に努めるとともに、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組めます。また、発達障がい早期発見・支援につなげるため、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実に取り組めます。あわせて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。

環境生活部

- ⑩家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人等に対する助成等により、保護者等の経済的負担の軽減を行います。

教育委員会

- ⑪高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。就学支援金については、やむを得ない理由により収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象とするとともに、奨学給付金については給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数（累計） （県が関わって実施される子どもの体験機会の提供や世代間交流、事業への協賛（資金的、人的支援等）など、子どもの育ちや子育て家庭を支援する活動に参加した企業・団体数） | | 163 企業・団体 | 173 企業・団体 | 200 企業・団体 |
| | 153 企業・団体 | — | — | — |
| 子どもの居場所数 （子ども食堂やフードパントリーなど、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数） | | 90 か所 | 105 か所 | 150 か所 |
| | 78 か所 | — | — | — |
| 地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数（累計） （地域の医療機関に対して、子ども心身発達医療センターが行う発達障がいに関する連続講座の受講者数） | | 177 人 | 227 人 | 377 人 |
| | 127 人 | — | — | — |

子ども・福祉部

①子ども・若者対策事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 7 子ども対策費)

予算額：(R4) 25,619千円 → (R5) 25,473千円

事業概要：三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施するとともに、青少年がインターネットに関する正しい知識を得るため、青少年やその保護者等を対象に「インターネットの適正利用に関する出前講座」を実施します。

②(一部新)子どもの育ちの推進事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 13,132千円 → (R5) 25,644千円

事業概要：みえ次世代育成応援ネットワーク参加企業・団体をはじめとするさまざまな主体と連携し、体験機会の提供など、子どもの豊かな育ちを支える取組を実施します。また、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」を実施します。加えて、「三重県子ども条例」に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等について、小・中・高校生や保護者、県民を対象にアンケート調査を実施し、子どもの自己肯定感や体験機会の有無、地域の大人との関わりなどを把握し、「みえの子ども白書」として取りまとめ、子ども・子育て支援に係る各施策に活用します。

③親の学び応援事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 3,694千円 → (R5) 1,360千円

事業概要：市町において、保護者同士のつながりを作るためのワークショップの実施が促進されるよう支援するとともに、保護者が子育てについてヒントを得ることができるWeb講座の充実を図ります。

④(一部新)男性の育児参画普及啓発事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額：(R4) 3,493千円 → (R5) 14,128千円

事業概要：男性の育児参画の事例を広く情報発信するとともに、希望に応じて男性が育児休業を取得できる職場環境づくりを支援します。また、男性の育児参画の質の向上に向けて、育児のノウハウ習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた情報発信を行います。さらに、子育て支援の充実を図るため、地域の企業が子育て世帯に対して特典を提供する「子育て応援クーポン」をアプリ化し、活用を促進します。

⑤(一部新)子どもの貧困対策推進事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 3 母子福祉費)

予算額：(R4) 17,110千円 → (R5) 28,574千円

事業概要：「子どもの居場所」の安定的な運営に向けて、アドバイザー派遣や勉強会の開催、財政的支援等に加え、「子どもの居場所」と地域におけるさまざまな協力者とのマッチングを行います。また、協力者の新規開拓に向けて、既存の「子どもの居場所」などと連携し、子ども食堂を開催する飲食店を掘り起こすモデル事業を新たに実施します。

⑥（一部新）生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援事業

（第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費）

予算額：(R4) 5,810千円 → (R5) 16,731千円

事業概要：生活困窮家庭の子どもに対する学習支援について、オンライン授業の導入等により支援内容を充実させることにより、学力や学習意欲のさらなる向上を図り、卒業後の安定した就職や自立につながるよう取り組みます。

⑦ひとり親家庭自立支援事業

（第3款 民生費 第2項 児童福祉費 3 母子福祉費）

予算額：(R4) 53,751千円 → (R5) 57,988千円

（参考：(R4) 65,151千円 ※令和3年度2月補正含みベース）

事業概要：ひとり親家庭の母または父の、安定した雇用と収入の確保に向けて、就職に有利な資格を取得できるよう、高等職業訓練促進給付金等の就業支援を行います。また、ひとり親家庭向けの支援制度等に関する情報の提供体制を強化します。さらに、安心して子育てができるよう、家庭生活支援員の派遣による日常生活支援やひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町への支援を行います。

⑧（一部新）ヤングケアラー支援事業

（第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費）

予算額：(R4) 16,813千円 → (R5) 23,708千円

事業概要：ヤングケアラーへの支援体制を強化するため、要保護児童対策協議会の構成機関職員等への研修を実施するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターを配置します。また、ヤングケアラーに対する県民の理解を深めるためのフォーラムの開催や、関係機関を対象とした啓発ハンドブックの作成、コーディネーターによる出前講座を新たに行い、ヤングケアラーへの支援に取り組みます。

⑨医療支援事業

（第1款 子ども心身発達医療センター費 第1項 子ども心身発達医療センター費 1 子ども心身発達医療センター費）

予算額：(R4) 31,607千円 → (R5) 32,058千円

事業概要：身近な地域における途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するとともに、市町の総合支援窓口の中心となる人材を育成します。また、発達障がい児の早期診断、早期支援のため、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援を行うとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等を進めます。

環境生活部

⑩私立高等学校等就学支援金交付事業

（第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費）

予算額：(R4) 2,769,106千円 → (R5) 2,672,702千円

事業概要：私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金等の支給を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

⑪私立高等学校等教育費負担軽減事業

(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費)

予算額：(R4) 184,623千円 → (R5) 188,502千円

事業概要：私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人に対する助成等を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

教育委員会

⑫高等学校等進学支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) 129,383千円 → (R5) 136,748千円

事業概要：高等学校・高等専門学校の生徒に対する修学奨学金の貸与等により、経済的な理由で修学が困難な生徒を支援します。

⑬高校生等教育費負担軽減事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) 3,538,111千円 → (R5) 3,481,026千円

事業概要：就学支援金や奨学給付金等を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。また、就学支援金においては、収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象とし、奨学給付金とともに家計急変世帯への支援に取り組みます。

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

(課題の概要)

子どもの数は減少するものの、女性就業率の上昇などにより、一定の保育ニーズはあるため、保護者の就労状況に応じた育児サービスと多様な子育て支援が必要となります。地域の保育ニーズに対応し、幼児教育・保育を充実させるためには、支援を行う保育士等の人材確保と資質向上が必要です。

現状と課題

- ①待機児童のほとんどが低年齢児であり、その保育には多くの保育士が必要となるため、待機児童の解消に向けて、保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る市町を支援しました。また、保育士をめざす学生への就学資金貸付の対象を拡充するとともに、保育補助者として保育現場で働きながら保育士をめざす取組を支援しました。引き続き、保育士の確保に取り組む必要があります。
- ②保育の質を向上させるため、保育士の資質向上および処遇改善を目的としたキャリアアップ研修について、オンラインを活用し、受講の機会や定員を増やしました。また、「保育所・保育士支援センター」による就労相談や離職防止研修、Webサイト「みえのほいく」による情報発信を行っています。さらに、令和3年度に県内で働く保育士の数や保育士養成施設の卒業生が減少に転じたことから、その状況を把握し、有効な対策を検討するため、令和4年度は現役保育士や保育士養成施設の学生を対象にアンケート調査を行っています。引き続き、保育士の資質向上や処遇改善に係る取組を進めるとともに、魅力ある職場づくりに取り組む必要があります。
- ③送迎バスでの園児死亡事故を受けて、改めて児童の安全管理を徹底するため、緊急点検を実施するとともに、事故防止に向けて、児童の安全を第一とする安全管理研修を実施しました。また、送迎バスを保有する全ての保育所等に対して、令和4年中を目途に実地調査を行う予定です。引き続き、施設職員の安全意識の向上を図り、幼児教育・保育施設の児童の安全対策を徹底する必要があります。
- ④市町による地域の子育て支援を充実させるため、病児保育事業の施設整備や運営の支援、地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員」を養成する研修を実施しています。引き続き、市町が地域の実情に応じた子育て支援を実施できるよう、病児保育の広域的な利用支援や子育て支援員研修を充実させる必要があります。

- ⑤私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人に対して、運営経費の支援や幼稚園教諭の処遇改善のための取組を実施するとともに、障がい児受入やICTを活用した職場環境の改善等の補助を行っており、引き続き、幼児教育の充実に向けた支援を行う必要があります。
- ⑥放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる環境整備に向けて、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員の処遇改善、放課後子ども教室の運営を支援しています。放課後児童支援員を確保するための認定資格研修を拡充して実施するとともに、補助員の資質向上に向けた研修を実施しています。さらに、ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料の補助を行っています。引き続き、支援員の処遇改善や確保に向けた取組などを進める必要があります。
- ⑦県内すべての幼稚園や保育所、認定こども園における教育・保育の質向上のため、三重県幼児教育センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置し、市町の幼児教育に関する計画や市町・園内研修会等への助言を行うとともに、研修会の開催などへの支援を行っています。また、県が主催する研修について、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、それぞれのライフステージと必要な資質・能力に応じて整理、見える化しました。今後、アドバイザー等の助言を得た各園の取組や、保幼小の円滑な接続の成果等を普及していく必要があります。

令和5年度の取組方向

子ども・福祉部

- ①待機児童を解消するため、保育士の確保が喫緊の課題であることから、保育士修学資金のさらなる拡充を図るとともに、大学や関係機関と連携して保育士をめざす学生を増やす取組を進めます。また、低年齢児保育の充実や外国にゆかりのある児童の保育のため、保育士を加配している私立保育所等を支援する市町を支援します。
- ②保育の質の向上と保育士の処遇改善のため、オンラインを活用してキャリアアップ研修を実施します。また、保育補助者の活用やICTの導入など、保育所等の職場環境の改善を支援するとともに、現役保育士や保育士を養成する大学の学生へのアンケート調査結果をふまえ、保育の仕事の魅力について広く発信します。
- ③幼児教育・保育施設の児童の安全管理を徹底するため、必要な機器等の整備や危機管理マニュアル作成への支援、児童の安全管理に係る研修を行います。
- ④市町による地域の子育て支援を推進するため、地域の子育て支援を担う専門人材を育成する「子育て支援員研修」を実施します。また、病児保育の限られた資源を有効に活用するため、広域化の検討を進めるとともに、医療的ケア児や障がい児、家庭環境に配慮が必要な子どもの保育を支援するため、保育環境の整備や保育士の加配、保育支援者等の配置に取り組む市町を支援します。
- ⑤私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人に対して、安定した幼児教育に取り組めるよう運営経費や幼稚園教諭の処遇改善を支援するとともに、障がい児受入やICTの導入等に対する補助を行います。

⑥市町による放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員の処遇改善、放課後子ども教室の運営を支援します。また、放課後児童支援員認定資格研修や資質向上研修をオンラインで実施します。さらに、ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料の補助を行います。

教育委員会

⑦県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、県内の取組や成果をまとめ、保育者の研修に活用できるよう情報提供を行うとともに、小学校教育への円滑な接続を図るため、各施設等における取組への指導・支援を行うアドバイザーを派遣します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 保育所等の待機児童数 (翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数) | 50人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計) (県が実施するキャリアアップ研修(7分野)で各研修分野を修了した保育士等の数) | 8,221人 | 9,500人 | 11,000人 | 14,000人 |
| 放課後児童クラブの待機児童数 (5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数) | 28人 | 0人 | 0人 | 0人 |

子ども・福祉部

①（一部新）保育対策総合支援事業

（第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1 児童福祉総務費）

予算額：(R4) 366,614千円 → (R5) 675,694千円

（参考：(R4) 451,034千円 ※令和3年度2月補正含みベース）

事業概要：待機児童の解消に向けた保育士確保のため、保育士をめざす大学生への保育士修学資金貸付を拡充します。また、保育士の業務負担を軽減するため、保育補助者や保育支援者の雇上げ費用を補助するとともに、外国につながる児童の保育の充実、医療的ケア児や障がい児の受入れのために、保育士等を加配している私立保育所等を支援します。さらに、児童の安全対策のためのICTの導入や保育環境の向上を図るための改修等を支援します。加えて、現役の保育士や保育士を目指す学生へのアンケート調査の結果をふまえ、保育の仕事の魅力について広く発信します。

②（一部新）次世代育成支援特別保育推進事業補助金

（第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1 児童福祉総務費）

予算額：(R4) 89,337千円 → (R5) 78,876千円

事業概要：待機児童の解消や低年齢児保育の充実に向けて、低年齢児を柔軟に受け入れられるよう年度当初から保育士を加配している私立保育所等に対して、市町を通じて人件費を補助します。特に待機児童が発生している市町において、私立保育所等が新たに保育士を加配した場合は補助額を上乗せするなど、制度の拡充を図ります。

③（一部新）保育専門研修事業

（第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1 児童福祉総務費）

予算額：(R4) 12,248千円 → (R5) 33,127千円

事業概要：地域の子育て支援を担う人材の育成と専門性を高めるため、子育て支援員研修に地域子育て支援コースを新設します。また、多様化する保育ニーズや子どもの育成支援に対応できるよう、保育士の資質向上、放課後児童支援員の資格認定や資質向上研修等を充実するとともに、オンラインによる研修を推進し、受講機会の確保や受講しやすい環境づくりに取り組みます。

④地域子ども・子育て支援事業

（第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1 児童福祉総務費）

予算額：(R4) 631,431千円 → (R5) 682,512千円

事業概要：地域の実状に応じた、各市町のさまざまな子ども・子育て支援の取組を支援します。急用等により一時的に家庭で保育できない乳幼児を預かる一時預かり事業の利用負担の軽減や、病気や病後の子どもを保育する病児保育に取り組む市町を支援します。

⑤私立幼稚園等振興補助金

（第10款 教育費 第9項 私立幼稚園費 1 私立幼稚園費）

予算額：(R4) 1,130,853千円 → (R5) 1,087,701千円

事業概要：私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人が、特色ある個性豊かな幼児教育を安定して行えるよう、運営にかかる経費を補助します。また、幼稚園教諭の処遇改善に取り組む学校法人に対して、人件費の補助を行います。

⑥放課後児童対策事業費補助金

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1 児童福祉総務費)

予算額：(R4) 1,359,261千円 → (R5) 1,501,355千円

(参考：(R4) 1,362,088千円 ※令和3年度2月補正含みベース)

事業概要：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の適切な遊びや生活の場を確保するとともに、健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営や施設整備等に対して補助を行います。また、ひとり親家庭の負担軽減のため、放課後児童クラブの利用料に対する補助を行います。

教育委員会

⑦就学前教育の質向上事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R4) 80,513千円 → (R5) 39,143千円

(参考：(R4) 130,513千円 ※令和3年度2月補正含みベース)

事業概要：幼児教育の質の向上と保幼小の円滑な接続を進めるため、幼児教育スーパーバイザーおよび幼児教育アドバイザーを市町や施設へ派遣し、研修支援等を行います。また、公立幼稚園における新型コロナウイルスの感染症防止のための保健衛生用品の購入や、ICT環境の整備について、国事業を活用して市町に補助を行います。

施策15—3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

施策の目標

(めざす姿)

虐待から子どものかけがえのない命や尊厳を守るため、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が広がり、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進んでいます。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進み、施設入所中から退所後まで切れ目のない自立に向けた支援を受けることができています。

(課題の概要)

児童虐待に関する相談内容は多様化・複雑化しており、面前DV等の心理的虐待や子育ての悩みなどの相談が増加すると想定され、それらが身体的虐待や重篤な事案につながらないような対応が必要となっています。

現状と課題

- ①児童虐待相談対応件数が2,000件を超えて推移する中、県内全ての児童相談所におけるAIを活用した児童虐待対応支援システムの運用や、専門職の増員に取り組み、児童相談所の虐待対応力の強化に努めています。また、増加する外国につながる子どもの虐待防止対策のため、外国人支援員を配置し、対応を強化しています。今後も、AIシステム等を活用して人材育成を行うとともに、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所における専門職の増員を着実に進める必要があります。加えて、増加する外国につながる子どもの虐待防止対策に引き続き取り組む必要があります。
- ②市町における児童虐待への対応力強化に向けて、アドバイザー等を派遣し、要保護児童対策地域協議会の体制強化や子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けた支援を行っています。拠点については現在24市町に設置されており、市町の相談体制と専門性の強化が進んでいます。引き続き、拠点未設置市町への早期設置に向けた働きかけを行う必要があります。また、児童福祉法の一部改正に伴い、令和6年度以降、市町において設置が求められている「こども家庭センター」について、設置に向けた支援を行う必要があります。
- ③「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親支援業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に3か所設置し、里親制度の普及啓発などを行っています。引き続き、里親委託の推進に向けて、フォスタリング機関の整備を進める必要があります。また、施設養育においてもより家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進します。さらに、令和7年度から計画期間の後期に入る「三重県社会的養育推進計画」について、見直しの検討を行う必要があります。

- ④児童養護施設等で生活する児童や里親委託児童を確実な自立につなげるため、自立支援コーディネーターを配置し、措置解除前から解除後までの自立に向けた支援を行っています。引き続き、施設等の退所を控えた児童やケアリーバー（社会的養護経験者）の孤立を防ぎ、自立に向けた支援に取り組む必要があります。
- ⑤子どもの権利擁護の充実に向けて、児童相談所や児童養護施設等の職員を対象にアドボカシーに関する研修を実施しました。また、措置等の決定時において子どもの意見聴取等を行うことを義務付ける、令和6年度に施行予定の改正児童福祉法をふまえ、北勢児童相談所と中勢児童相談所に併設した一時保護所へ子どもの代弁者であるアドボケイトが訪問し、丁寧な意見聴取を行っています。引き続き、子どもの権利擁護に係る取組を一層推進していく必要があります。

令和5年度の実行方針

子ども・福祉部

- ①児童相談所における児童虐待対応力の強化のため、AIを活用した児童虐待対応支援システムのさらなる精度向上を図るとともに、児童福祉司等の専門職の増員に取り組めます。また、外国につながる子どもの虐待防止体制の充実を図ります。さらに、子どもや保護者等が相談しやすい環境整備に向けて、SNSを活用した相談支援の整備に取り組めます。
- ②市町の児童相談体制の強化のため、市町職員を対象とした研修を充実させるなど、市町の対応力の向上を図ります。また、「こども家庭センター」の設置を見据えて、子ども家庭総合支援拠点の早期設置を促進するため、市町に対してアドバイザーを派遣するなどの支援を行います。
- ③「三重県社会的養育推進計画」に基づき、子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、フォスタリング機関の整備を進め、里親委託の推進に取り組めます。また、施設養育においても小規模グループケア化や地域分散化等を推進します。さらに、「三重県社会的養育推進計画」について、検討会を立ち上げ見直しに向けて検討を進めます。
- ④自立支援の充実を図るため、自立支援コーディネーターを配置し、児童養護施設等の退所を控えた児童やケアリーバーの自立支援に取り組めます。また、生活基盤が脆弱になりがちなケアリーバーの就労継続に向けた支援や、就学・就職やアパート等を賃借する場合などに必要となる身元保証人の補助事業等、住居や生活に関する課題解決に向けた支援に取り組めます。
- ⑤子どもの権利擁護のため、児童相談所や児童養護施設等の職員に対して、アドボカシーに関する研修を実施します。また、一時保護児童へのアドボカシーの取組をさらに拡充するなど、子どもの意見表明を保障する取組の充実を図ります。さらに、要保護児童の生活環境改善のため、一時保護所や児童自立支援施設（国児学園）の環境改善を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 目標値 実績値 | 5年度 目標値 実績値 | 8年度 目標値 実績値 |
|--|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 現状値 | | | |
| 児童虐待により死亡した児童数 (児童相談所が把握している児童虐待により死亡した児童の数) | 0人 | 0人 — | 0人 — | 0人 — |
| 乳児院・児童養護施設の多機能化等の事業数(累計) (乳児院・児童養護施設が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスタリング機関等の事業数) | 13事業 | 14事業 — | 16事業 — | 18事業 — |
| 児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率 (児童養護施設退所後、里親委託解除後3年を経過して就労している児童の割合) | 56% (2年度) | 58.5% — | 61% — | 68% — |

主な事業

①管理運営費

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費)

予算額：(R4) 122,515千円 → (R5) 87,877千円

事業概要：県内6か所に設置した児童相談所において、養護相談や障がい相談等に応じるとともに、児童虐待対応にあたります。また、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく専門職の人員増などに対応し、児童相談体制の強化を図るため、必要となる施設の改修を行います。

②児童一時保護事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費)

予算額：(R4) 311,947千円 → (R5) 338,265千円

事業概要：児童相談所に併設する一時保護所や施設等への委託一時保護により被虐待児童等を保護し、児童の安全の確保を図るとともに、専門職による心のケア等を行います。また、老朽化が進む一時保護所の施設改修を行います。

③児童虐待法的対応推進事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費)

予算額：(R4) 153,940千円 → (R5) 173,536千円

事業概要：児童相談所の法的対応、介入型支援を強化し、児童虐待に的確に対応するため、AI技術の活用によりアセスメントの精度を高めます。また、子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進や協同面接の確立に取り組むとともに、子どもが意見表明できる体制の整備に向けて、一時保護所等にアドボケート（代弁・擁護者）を派遣します。さらに、一時保護した外国につながる児童を支援するため、児童相談所に外国人支援員を配置します。加えて、SNSを活用した相談体制を強化し、子どもや保護者等が相談しやすい環境整備を整えます。

④市町児童相談体制支援推進事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費)

予算額：(R4) 2,514千円 → (R5) 2,375千円

事業概要：市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。また、「こども家庭センター」の設置を見据えて、市町の子ども家庭総合支援拠点設置のための支援を行います。

⑤家庭的養護推進事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費)

予算額：(R4) 83,461千円 → (R5) 128,361千円

事業概要：「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制（フォスタリング機関）の整備や、ファミリーホームへの支援体制の充実に取り組みます。また、推進計画の見直しに向けた検討を行います。

⑥（一部新）児童養護施設費

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費)

予算額：(R4) 264,905千円 → (R5) 409,172千円

事業概要：児童養護施設等の職員の業務負担を軽減するため、業務のICT化に取り組む施設等に対して、新たに補助を行うとともに、要保護児童に対する家庭的ケアの充実に向けて、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、施設の小規模グループケア化や地域分散化を支援します。

⑦家族再生・自立支援事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費)

予算額：(R4) 17,711千円 → (R5) 16,235千円

事業概要：入所児童の処遇向上を図るため、児童養護施設職員等の人材育成に取り組むとともに、退所者に対し生活の場の提供や身元保証を行います。また、施設等における自立支援体制を充実させるとともに、NPO等と連携し、就労支援のネットワークづくりを進めるなど、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

⑧（一部新）国児学園運営費

（第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費）

予算額：(R4) 49,582千円 → (R5) 94,126千円

事業概要：県内唯一の児童自立支援施設として、国児学園入所対象児童に対して必要な指導・支援を行い、自立を支援します。また、入所児童の生活環境の改善を図るため、老朽化が進む寮舎の建て替えに向けた調査・設計等を行います。

施策の目標

(めざす姿)

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、地域における広域的な出会いの場の創出や、自らのライフデザインを考える取組、不妊や不育症に悩む人の負担軽減につながる支援、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けた取組が進んでいます。

(課題の概要)

不妊治療の保険適用など、不妊・不育症に悩む人への経済的負担の軽減につながる支援が充実され、治療が一般的となる一方、治療と仕事の両立などにおいて、精神的な負担を抱える人や、出産や育児に対して不安を抱える人に対するケアが求められています。

現状と課題

- ①結婚を希望する人のニーズをふまえ、みえ出逢いサポートセンターにおいて、相談支援や出会いの場の創出に取り組んでいます。長引くコロナ禍で、出会いの機会の減少や雇用環境、経済状況の悪化等により、婚姻数が減少しているため、結婚を希望する人に対してさまざまな働きかけを行うなど、これまで以上に結婚支援の取組を推進していく必要があります。
- ②子どもたちが自らのライフプランを考えられるよう、家族生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。今後は、これまでの取組に加え、就職前後などの若い世代を対象に妊娠前の健康管理の重要性を発信するなど、取組を強化する必要があります。また、思春期の性の悩みや予期しない妊娠、妊婦健診未受診などで妊娠等に悩みを抱える若年層を支援するため、より相談しやすい体制を整備する必要があります。
- ③不妊や不育症に悩む人に対しては、令和4年4月からの不妊治療の保険適用後、県独自の新たな特定不妊治療費助成制度を創設して経済的支援を行っています。また、不妊専門相談センターでの相談対応や、不妊ピアサポーターによる当事者の精神的なサポートなど、精神的支援にも取り組んでいます。不妊治療が一般的となる一方で、治療や出産、育児に対して不安などを抱える人の増加が懸念されるため、精神的支援を強化する必要があります。また、治療と仕事の両立に向けて、引き続き、理解促進等に取り組む必要があります。
- ④各市町において妊娠・出産から育児まで切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、母子保健コーディネーターの養成研修を実施し、地域における専門人材の育成に取り組んでいます。さまざまな悩みを持つ妊産婦の不安解消を図るため、引き続き、支援を必要とする人がより身近な地域で必要なサービスを受けられる体制を整備する必要があります。また、難聴児の早期発見・早期療育に向けて、新生児聴覚検査体制の整備に取り組んでおり、今後は、市町や関係機関との連携体制を強化する必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①結婚を希望する人に対して、信頼できる出会いの場を提供するため、県と市町が連携した広域的な出会いの場の創出を進めるとともに、市町や企業等が行う出会いイベントの開催等を支援します。また、地域で活動する結婚応援サポーターのネットワークを形成し、同サポーターを通じて結婚を希望する人同士の引き合わせを行うほか、企業等と連携し、従業員の出会いを応援する取組を支援します。さらに、結婚を希望する人が安全・安心に婚活に取り組めるよう、民間事業者が提供するサービスを含め、多様な婚活サービスの適正な利用等に関する周知啓発を行います。
- ②家族生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えられるよう、ライフプラン教育に取り組めます。また、妊娠前の健康管理のための効果的な支援について、調査研究を実施します。さらに、思春期の性の悩みや、予期せぬ妊娠等に悩みを抱える若年層に対して、相談しやすい体制整備を進めます。
- ③経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、保険適用外となった先進医療等に対して市町と連携のうえ助成を行います。また、不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減するため、不妊専門相談センターにおいて電話相談、面接相談を実施するとともに、身近な地域での当事者同士の交流会を開催します。さらに、講演会等を開催するなど、不妊治療と仕事の両立に向けた支援に取り組めます。
- ④市町の保健師等を対象に、母子保健コーディネーターの養成研修を実施し、地域における専門人材の育成に取り組めます。また、出産前後に支援を必要とする妊産婦に対して、相談支援をはじめ心身のケアや育児サポートなど、助産師等を活用したきめ細かい支援を広域的に行うための体制を整備します。さらに、新生児聴覚検査体制の強化を図るため、市町等と連携して新生児聴覚検査に係る情報の集約に努め、切れ目のない支援を行います。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント（セミナー、交流会等）数 (県が設置するみえ出逢いサポートセンターがSNS等により情報発信する、出会い支援に取り組む民間団体や市町が実施するイベント（セミナー、交流会等）の件数) | | 366件 | 386件 | 450件 |
| | 346件 | — | — | — |
| 思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加者数（累計） (県が医療機関に委託して実施するセミナーに参加する中学校および県立学校の養護教諭の数) | | 85人 | 125人 | 240人 |
| | 45人 | — | — | — |
| 母子保健コーディネーター養成数（累計） (県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数) | | 245人 | 270人 | 325人 |
| | 227人 | — | — | — |
| 不妊症サポーター養成数（累計） (治療と仕事の両立支援のために企業内で相談支援等を行う県が養成した不妊症サポーターの数) | | 108人 | 144人 | 264人 |
| | 72人 | — | — | — |

①（一部新）みえの出逢い支援事業

（第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費）

予算額：(R4) 8,492千円 → (R5) 30,188千円

事業概要：みえ出逢いサポートセンターの機能強化を図り、結婚を希望する方への相談支援や情報提供を行うほか、市町や出逢い応援団体によるイベント等の開催を支援するとともに、市町と連携し、地域における広域的な出会いの機会の創出を図ります。また、地域で縁談をまとめる活動をする方を中心に結婚応援サポーターとして養成・認定し、そのネットワークを通じて、結婚を希望する方同士の引き合わせに新たに取り組むとともに、企業による結婚支援の取組を支援します。さらに、インターネット型婚活の普及などをふまえ、若い世代が安心・安全かつ効果的な婚活に取り組めるよう支援します。

②（一部新）思春期ライフプラン教育事業

（第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1 公衆衛生総務費）

予算額：(R4) 1,520千円 → (R5) 8,173千円

事業概要：子どもたちが、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、産婦人科医、教育委員会等と連携し、思春期保健指導セミナーを開催するなど啓発に取り組めます。また、大学や企業と連携し、大学生や従業員等に対し、妊娠・出産等に向けた健康管理、ライフデザインに関する講座を新たに開催するとともに、健康管理のための効果的な支援について調査研究を行います。

③若年層における児童虐待予防事業

（第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1 公衆衛生総務費）

予算額：(R4) 10,279千円 → (R5) 9,044千円

事業概要：「妊娠レスキューダイヤル『妊娠SOSみえ』」による電話相談を行うとともに、若年層が相談しやすいSNSによる相談を実施します。また、相談事業の推進に向けた検討会の開催や妊娠相談に対応する人材を育成します。さらに、予期せぬ妊娠などにより不安を抱えた若年妊婦等に対し、医療機関受診の同行支援や妊娠判定費用の補助などを行います。

④不妊相談・治療支援事業

（第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1 公衆衛生総務費）

予算額：(R4) 495,291千円 → (R5) 120,883千円

事業概要：不妊や不育症に悩む方に対して、先進医療に係る治療や不育症治療等の費用に対して助成を行った市町への補助を行います。また、「不妊専門相談センター」における相談支援や情報提供を行うとともに、身近な地域で寄り添った支援を行うため、不妊ピアサポーターによる当事者交流会を開催します。仕事との両立に向けて、治療への理解を深めるためのセミナーの開催や、両立できる体制整備のため、企業に対するアドバイザー派遣を行います。加えて、がん治療に際して妊孕性温存療法を受けた方に対して費用の一部を助成します。

⑤（一部新）出産・育児まるっとサポートみえ推進事業

（第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1 公衆衛生総務費）

予算額：(R4) 17,454千円 → (R5) 32,444千円

事業概要：各市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、専門性の高いアドバイザーを市町に派遣するなど、市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援します。さらに、予防可能な子どもの死亡を減らすため、効果的な予防対策を検討します。加えて、心身の不調や育児不安等がある妊産婦に対して、助産師等を活用した心身のケアや育児のサポートなどを広域的に行うための体制を新たに整備します。

⑥（一部新）健やか親子支援事業

（第4款 衛生費 第3項 保健所費 1 保健所費）

予算額：(R4) 6,324千円 → (R5) 19,220千円

事業概要：三重県母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」に基づき、市町と連携して各保健所における母子保健対策の強化に取り組みます。また、新たに県内の難聴児の検査、治療、療育等の状況を把握するためのデータベースシステムを構築し、情報共有することで関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげます。

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

(課題の概要)

人口減少・高齢化等に伴い、文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されています。また、「人生 100 年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが生涯を通じて、学びたい時に学べる環境づくりへのニーズが高まっており、その充実が求められています。

現状と課題

- ①文化を取り巻く社会環境の変化や国における文化振興施策に関する法整備をふまえ、県民の皆さんや市町、文化団体など幅広く意見をいただきながら、「三重県文化振興条例（仮称）」ならびに中長期的な文化の振興方策について検討する必要があります。
- ②各県立文化施設が、三重の多様で豊かな自然や歴史・文化を体験する展覧会や魅力的な公演を開催することにより、国籍や障がいの有無に関わらず全ての県民の皆さんが主体的に三重の文化にふれ親しむ環境づくりが必要です。また、三重の文化の拠点として、歴史・文化資源の価値を一層高めるとともに、活用することで観光振興や地域の活性化につなげていく必要があります。
- ③国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行っています。市町が作成する文化財保存活用地域計画の検討が円滑に進むよう、関係市が行う市民等への周知方法について助言を行うとともに、計画内容を深めるための国・県・市による協議を積極的に進めています。引き続き、文化財所有者への支援や市町への指導助言を積極的に行っていく必要があります。
- ④「人生 100 年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが人生をより豊かに過ごすことができるよう、ライフステージ等に応じた多様な学習ニーズを把握し、魅力的な学びの場や学んだ成果を発表できる場の提供など、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりが必要です。
- ⑤社会教育関係者の人材育成とつながりづくりのため、地域と学校をつなぐコーディネーターを養成するとともに、さまざまな主体による学び合いを進めています。引き続き、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組み、社会教育施設における地域課題の解決に資する場づくりをサポートしていく必要があります。

- ⑥鈴鹿青少年センターについては、PFI事業契約に基づいて、施設の改修に係る設計が要求水準書や提案内容に沿ったものとなっているかのモニタリングを行っています。また、熊野少年自然の家については、指定管理者選定委員会を設置し、令和5年度以降の指定管理者を選定しています。両施設ともに魅力ある施設の管理・運営を継続・安定させていく必要があります。

令和5年度の実施方針

環境生活部

- ①「三重県文化振興条例（仮称）」とあわせて、文化にふれ親しみ創造する環境づくりや文化を育み継承する人材の育成など、今後の文化振興に係る具体的な方向性を定めた「三重県文化振興方針（仮称）」の策定に取り組み、文化行政を総合的・計画的に推進していきます。
- ②県立文化施設を「三重の歴史や文化を知る・学ぶ拠点」として位置付けた上で、齋宮をはじめ伊勢神宮ゆかりの地を巡る文化体験ルートをモデル事業として実施し、市町や関係機関等と連携しながら、文化の振興と地域の活性化の好循環を生み出します。
- ③県総合文化センター（文化会館、生涯学習センター）においては、音楽や演劇、伝統芸能など、多彩で魅力的な文化芸術公演や、県内高等教育機関や博物館等と連携したセミナー、子どもたちが本物の文化を体験できるアウトリーチ事業等を実施し、県民の皆さんに多様な文化と学びの場を提供します。
- ④総合博物館においては、活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」のもと、さまざまな主体や利用者との連携を進めるとともに、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化等をテーマにした魅力的な企画展や教育普及事業、移動展等のアウトリーチ活動を行います。
- ⑤県立美術館においては、近現代日本画の優れた作品の紹介や三重にゆかりのある作家を顕彰する展覧会を開催するほか、文化・教育関係機関をはじめとするさまざまな主体と連携した教育普及活動等、誰もが利用しやすい美術館をめざして、展示、普及活動に取り組みます。
- ⑥齋宮歴史博物館においては、歴史や古典文学、美術に興味関心の高い層に対してより深く齋宮の魅力を伝える特別展をはじめ、歴史体験プログラム等の教育普及に取り組みます。また、発掘調査では、奈良時代の中枢部の解明を進めることにより齋宮の魅力を発信します。
- ⑦県立図書館においては、全ての県民の皆さんがより良い図書館サービスを等しく利用できるような図書資料の充実を行うとともに、広域ネットワークを活用した図書館間の資料搬送等に取り組みます。また、市町立図書館等と連携した展示やセミナーの開催により、図書館の利用拡大を図ります。

教育委員会

- ⑧歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、保存・継承のため指定・登録等の措置を講じます。「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、市町や文化財所有者等による文化財の保存・活用・継承への取組を支援するとともに、パネル展やSNSを通じた文化財の魅力情報の発信に取り組みます。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、関係市と連携して、計画的な維持補修や魅力発信に取り組みます。文化財保存活用地域計画については、関係市と連携を深め、充実した計画内容となるよう助言等の支援を行います。

⑨地域と学校をつなぐコーディネーターが、より積極的に活動できるよう、フォローアップ講座を開催し、社会教育に携わる人材の育成とネットワークの強化に取り組みます。また、社会教育の振興を図るため、市町の社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に研修や情報交換を行うとともに、公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施します。

⑩鈴鹿青少年センターについては、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できる施設とするため、令和6年3月末まで休館のうえ、要求水準書や提案内容に沿って施設改修を行います。また、熊野少年自然の家については、新たな管理者のもと、より魅力ある施設として、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを開催します。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|--------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 参加した文化活動、生涯学習に対する満足度 (県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合) | | 72.6% | 73.6% | 76.6% |
| | 71.6% | — | — | — |
| 県立文化施設の利用者数 (県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数) | | 84万人 | 100万人 | 140万人 |
| | 70.5万人 | — | — | — |
| 文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数 (関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数) | | 72件 | 77件 | 92件 |
| | 67件 | — | — | — |

主な事業

環境生活部

①文化活動連携事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 3 文化振興費)

予算額：(R4) 16,728千円 → (R5) 20,922千円

事業概要：「三重県文化振興条例(仮称)」とあわせて「三重県文化振興方針(仮称)」の策定に取り組み、文化施策を総合的・計画的に推進します。また、三重県文化賞の実施や県内各地域の文化活動等の情報を収集し発信することにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。

②(新) 県立文化施設を中核とした三重の新たな文化観光構築事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 3 文化振興費)

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 15,752千円

事業概要：斎宮を核とした文化体験ルートを設定することにより、三重の文化について理解を深める機会を創出するとともに、さまざまな媒体を活用し、その魅力を効果的に発信していきます。また、文化観光推進法に基づく計画を策定し、文化観光の構築につなげます。

③文化会館事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費)

予算額：(R4) 70,758千円 → (R5) 69,847千円

事業概要：芸術性の高いオペラ、バレエ等から高い人気を誇る歌舞伎等の伝統芸能まで、多彩で魅力的な文化芸術公演やアウトリーチ活動、人材育成に取り組みます。

④生涯学習センター事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費)

予算額：(R4) 9,701千円 → (R5) 9,701千円

事業概要：多様化・高度化する県民の皆さんの生涯学習ニーズに応えるため、県内の高等教育機関、各種団体等との連携により、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、地域において生涯学習分野で活動する方々を支援するための研修会を開催します。

⑤総合博物館展示等事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 9 博物館費)

予算額：(R4) 51,533千円 → (R5) 49,855千円

事業概要：三重の多種多様で豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展等を開催するとともに、令和6年度に開館10周年を迎えることからその機運を高めるため、プレ記念特別展を実施します。また、地域と連携して、移動展示やアウトリーチキットの活用等のアウトリーチ活動を展開し、人材育成と本県の魅力発信に取り組みます。

⑥美術館展示等事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 10 美術館費)

予算額：(R4) 79,952千円 → (R5) 74,077千円

事業概要：近現代の日本画を代表する画家や本県出身で日本文化の発展に寄与した芸術家を紹介する企画展を開催するとともに、文化・教育関係機関をはじめとするさまざまな主体と連携した教育普及活動等に取り組むなど、県民の皆さんが美術にふれ親しむ機会を提供します。

⑦斎宮歴史博物館展示・普及事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 11 斎宮歴史博物館費)

予算額：(R4) 12,492千円 → (R5) 9,694千円

事業概要：平安時代を中心に文学や社会風俗等を紹介する企画展、古代における人びとの信仰や祭祀を伝える特別展を開催することにより、斎王・斎宮を幅広く親しみやすい内容で紹介するとともに、講座や地域と連携した企画展を実施し、史跡斎宮跡の魅力発信に取り組みます。

⑧図書館管理運営事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費)

予算額：(R4) 213,134千円 → (R5) 183,450千円

事業概要：全ての県民の皆さんがより良い図書館サービスを等しく利用できるよう図書資料の充実を図るとともに、市町立図書館等と構築した図書館総合情報ネットワークや図書の相互貸借に係る物流ネットワークを適切に運用します。また、図書館職員向けの研修会の開催や取組事例の紹介など、市町立図書館等への支援を行います。

教育委員会

⑨文化財保存管理事業

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費)

予算額：(R4) 6,060千円 → (R5) 5,712千円

事業概要：「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、文化財保護審議会の審議等を通じ、県内の貴重な文化財が適切に保存・活用・継承等の措置が図られるよう、市町や文化財所有者への支援を行います。また、国・県指定等文化財が持つ魅力の情報発信を行うとともに、適切に保存されるよう巡視を行います。

⑩地域文化財総合活性化事業

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費)

予算額：(R4) 90,000千円 → (R5) 113,646千円

事業概要：国・県指定等の文化財の所有者等が行う文化財修復等の事業について、技術的な助言および必要な経費に対する支援を行うとともに、所有者等による保存・活用・継承の取組を促進します。

⑪世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費)

予算額：(R4) 538千円 → (R5) 854千円

事業概要：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良県・和歌山県および関係市町と連携した取組を行うとともに、資産の保存・管理にさまざまな主体が参画できるよう講習会・講演会等を開催します。市町が実施する世界遺産追加登録資産の学術調査について、技術的支援を行います。「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、関係県との連携強化に努めます。

⑫三重の文化・歴史を引き継ごう！新しい学びの機会創出事業

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費)

予算額：(R4) 1,500千円 → (R5) 1,200千円

事業概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に地域の文化や歴史に触れることが難しくなっていることから、地域の文化財への理解や関心を深めるきっかけとして、受講生を募集し、遺跡等の発掘等を行う体験講座を開催します。受講した参加者が、県や市町における文化財の保存や活用、継承の取組に協力したり、さまざまな形で身近な文化財に関わったりしていく新たな契機を創出します。

⑬（新）未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費）

予算額：(R4) ー 円 → (R5) 5,192千円

事業概要：祭り等の無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成やこれまでの映像記録をデジタル化し、無形文化財の記録保存を行うとともに、子どもたちを「みえ祭り協力隊」として募集し、祭りを体験し、取材する機会を創出して、未来の担い手育成につなげます。地域の文化財の魅力を広く伝えるため、作成した映像記録や子どもたちの取材記事を特集サイトで公開します。

⑭埋蔵文化財センター管理運営費

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費）

予算額：(R4) 7,528千円 → (R5) 9,012千円

事業概要：埋蔵文化財に係る必要な発掘調査や適切な保存管理を行うとともに、県民への公開・普及を行います。文化財を活用した体験事業やイベント、学校において文化財に触れられる出前授業等を行い、子どもたちの郷土への愛着を育みます。

⑮（一部新）社会教育推進体制整備事業

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費）

予算額：(R4) 1,334千円 → (R5) 2,114千円

事業概要：社会教育の振興を図るため、市町における社会教育委員等を対象に研修や情報交換を行います。公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催します。また、博物館法の改正に伴う審査登録を実施します。

⑯鈴鹿青少年センター費

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費）

予算額：(R4) 66,448千円 → (R5) 1,925,420千円

事業概要：鈴鹿青少年センターにおいて、PFI事業契約に基づき実施される施設改修の経費を負担するとともに、令和6年4月のリニューアルオープンに向けて必要な準備を進めます。

⑰熊野少年自然の家費

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費）

予算額：(R4) 47,908千円 → (R5) 70,228千円

事業概要：自然の中で心身ともに健全な少年を育成するため、熊野少年自然の家を指定管理により運営し、施設利用者の増加および社会教育の普及・振興を図るとともに、効率的な管理運営を行います。また、経年劣化に伴う施設の維持管理のため、給水管の改修工事を実施します。

施策16-2 競技スポーツの推進

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

施策の目標

(めざす姿)

三重とこわか国体に向け高めてきた競技力の維持・向上により、多くの三重県ゆかりの選手が、国民体育大会などの全国大会や、オリンピックやパラリンピックなどの国際大会で活躍するとともに、県を代表するシンボリックチームが国内トップリーグで活躍しています。

三重県ゆかりの選手等の活躍によって、県民の皆さんに夢や感動が届き、県民の郷土への愛着や誇りが高まることにより、スポーツを通じた地域の絆づくりが進んでいます。

(課題の概要)

三重とこわか国体に向けて培った競技力を維持し、三重県ゆかりの選手の活躍を支援することで、県民の皆さんのスポーツへの関心を高めるとともに、いつでも安全、快適に利用できる施設環境を整備し、スポーツが持つ力により夢や感動が得られる機会を提供する必要があります。

現状と課題

- ①国民体育大会をはじめとする全国大会や東京 2020 オリンピックなどの国際大会において、三重県選手が活躍する姿は県民の皆さんに夢や感動を届けました。また、パラアスリートへの関心も高まっています。こうしたスポーツの機運を生かし、三重とこわか国体に向けた競技力向上の取組を一過性のものとせず、継続・発展させていくことで、スポーツに取り組む皆さん、とりわけ、次代を担う三重の子どもたちの夢を育むよう、企業や関係団体等と連携し支援していく必要があります。
- ②県営スポーツ施設において、すべての利用者の皆さんが安全・安心に利用できるよう、施設環境の整備を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数の回復を図る必要があります。

令和5年度取組方向

- ①鹿児島国体での男女総合成績10位台前半に向け、選手や指導者、競技団体の皆さんが実力を発揮することができるよう、成年・少年選手の強化活動を支援するとともに、その後も次代を担う選手が生み出され、安定的な競技力が維持されるよう、将来の競技スポーツを支えるジュニア・少年選手の発掘・育成や、優れた指導者の養成に取り組みます。また、全国大会や国際大会での活躍をめざすパラアスリートの強化活動を支援します。
- ②県営スポーツ施設について、利用者がより安全・安心に利用できる環境を提供するため、必要な改修・修繕を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数の回復を図るため、指定管理者とより一層連携し、感染防止対策の徹底やより良いサービスの提供に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|-----------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 国民体育大会の男女総合成績 (国民体育大会における正式競技の参加点(ブロック大会を含む)と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位) | | 10位以内 | 10位台前半 | 10位台前半 |
| | — (中止) | — | — | — |
| 全国大会の入賞数 (国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会における、団体・個人の入賞数) | | 180件 | 165件 | 165件 |
| | 70件 | — | — | — |
| パラアスリーの全国大会の入賞数 (ジャパンパラ競技大会、日本選手権における、団体・個人の入賞数) | | 36件 | 38件 | 41件 |
| | 35件 | — | — | — |
| 県営スポーツ施設年間利用者数 (県営スポーツ施設(三重交通Gスポーツの杜鈴鹿、三重交通Gスポーツの杜伊勢、ドリームオーシャンスタジアム、県営ライフル射撃場)の年間利用者数) | | 697,000人 | 839,000人 | 1,020,000人 |
| | 555,035人 | — | — | — |

主な事業

①競技力向上対策事業

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

予算額：(R4) 670,488千円 → (R5) 610,914千円

事業概要：今後も安定した競技力を確保するため、三重とこわか国体に向けて培ったノウハウを生かし、引き続き、本県ゆかりのアスリートが活躍できるよう競技力向上対策を進めます。また、一定の競技力を有するパラアスリーの強化活動を支援します。

②国民体育大会派遣事業

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

予算額：(R4) 144,919千円 → (R5) 150,133千円

事業概要：国民体育大会および東海ブロック大会に、本県代表選手および監督等を派遣します。

③三重交通G スポーツの杜 鈴鹿事業

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)

予算額：(R4) 478,669千円 → (R5) 967,644千円

事業概要：指定管理者制度に基づいて、効率的・効果的な管理運営やサービスの充実を図るとともに、サッカー・ラグビー場のメインスタンド防水改修工事など、安全、快適に利用できる環境の整備を行います。

④三重交通G スポーツの杜 伊勢事業

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)

予算額：(R4) 104,796千円 → (R5) 135,073千円

事業概要：指定管理者制度に基づいて、効率的・効果的な管理運営やサービスの充実を図るとともに、陸上競技場の芝生常緑化に伴う管理業務など、安全、快適に利用できる環境の整備を行います。

⑤ドリームオーシャンスタジアム事業

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)

予算額：(R4) 119,079千円 → (R5) 26,379千円

事業概要：指定管理者制度に基づいて、効率的・効果的な管理運営やサービスの充実を図るとともに、老朽化に伴うグラウンド整備機器の更新など、安全、快適に利用できる環境の整備を行います。

⑥県営ライフル射撃場事業

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)

予算額：(R4) 5,501千円 → (R5) 21,377千円

事業概要：指定管理者制度に基づいて、効率的・効果的な管理運営やサービスの充実を図るとともに、老朽化の著しい管理棟の撤去やユニットハウスの新設など、安全、快適に利用できる環境の整備を行います。

施策16-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

施策の目標

(めざす姿)

地域の活性化をはじめ、県民の健康増進などさまざまなスポーツの価値が発揮されるよう、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを生かした大規模大会等の誘致・開催、スポーツを「する」、「みる」、「支える」機会の充実などに向けた取組が進んでいます。

また、障がい者スポーツにさまざまな形で関わる人が増え、障がい者スポーツの裾野の拡大が進むよう、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツに参加できる環境づくりなどが進んでいます。

(課題の概要)

高齢社会が進行することで、心身の健康を維持したいという健康志向が高まる一方、人口減少が進行することで、社会的な結び付きや地域でのコミュニケーションが少なくなっています。

スポーツが持つ力で地域の絆づくりを進めるため、運動やスポーツにふれ親しむ環境を作り、スポーツに参画する機会を拡充していくことが求められています。

また、障がいへの理解や障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組む必要があります。

現状と課題

- ①三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、県や市町において、競技施設の新たな整備や大規模改修が行われるとともに、選手や指導者、競技役員、ボランティアなどの人材が育成されました。これらのレガシーを活用した取組を進め、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげていく必要があります。
- ②スポーツイベント参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しており、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず多くの人びとが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めていく必要があります。また、地域スポーツの担い手として位置付けられている総合型地域スポーツクラブに対し、その役割が発揮されるよう働きかけていく必要があります。
- ③スポーツを通じて、障がいのある人の自立と社会参加の推進や、県民の障がいへの理解を促進するため、障がい者スポーツ教室やふれあいスポレク祭などを開催するとともに、全国障害者スポーツ大会へ選手派遣を行っています。また、障がい者スポーツのさらなる裾野の拡大をめざして、令和4年8月に「三重県障がい者スポーツ支援センター」を開設しました。今後は、障がいのある人もない人も、共に障がい者スポーツに関わることができる環境づくりを行っていく必要があります。

令和5年度の取組方向

地域連携部

- ①市町・競技団体等が行う大規模大会等の誘致・開催、競技種目を定着させるための普及イベント等の開催、人材育成などについて、補助事業等により支援していきます。

②スポーツを「する」「みる」「支える」人びとの裾野の拡大を図るため、「みえのスポーツフェスティバル」や「みえのスポーツフォーラム」の実施、「スポーツ推進月間」等の周知啓発に取り組みます。
また、第3次三重県スポーツ推進計画に基づき、総合型地域スポーツクラブの質的充実が図られるよう取組を進めます。

子ども・福祉部

③「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、県民や企業等からの相談にワンストップで対応するとともに、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、障がいの有無に関わらず、身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりや、障がい者スポーツに取り組む機会の充実、選手の発掘や支える人材の養成等に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|--------------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数 (累計) (県の補助金を利用したことにより国際大会等の大規模大会を誘致・開催した件数および両大会の開催競技を地域に根付かせるスポーツイベントを開催した件数) | | 12件 | 24件 | 90件 |
| | 0件 | — | — | — |
| 県内スポーツイベント等への参加者数 (県内で開催されるスポーツイベントにおける参加者、観戦者、大会役員・ボランティアの数) | | 89,000人 | 144,000人 | 204,000人 |
| | 34,956人 | — | — | — |
| 県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数 (県が主催する障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数) | | 3,880人 | 3,960人 | 4,200人 |
| | 3,800人 (平成30年度) | — | — | — |
| 初心者講習会に参加した障がい者の人数 (県が開催している各種障がい者スポーツ競技の初心者講習会に参加した障がい者の人数) | | 214人 | 238人 | 310人 |
| | 190人 | — | — | — |

主な事業

地域連携部

①（一部新）地域スポーツ推進事業

（第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費）

予算額：(R4) 47,331千円 → (R5) 47,773千円

事業概要：スポーツ実施率の向上を図るため、「みえのスポーツフォーラム」の開催や実施率が低い女性・ビジネスパーソン世代を対象とした啓発等に取り組みます。また、第3次三重県スポーツ推進計画に基づき、総合型地域スポーツクラブの質的充実が図られるよう取組を進めます。

②地域スポーツイベント開催事業

（第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費）

予算額：(R4) 16,084千円 → (R5) 16,088千円

事業概要：子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんにさまざまなスポーツの場を提供するため、スポーツ推進月間（9、10月）を中心に、（一社）三重県レクリエーション協会や各競技団体等と連携して「みえスポーツフェスティバル」を県内各地域で開催します。また、ジュニア世代の発掘・育成や市町相互の交流・連携を図るため、市町等と連携し「第17回美し国三重市町対抗駅伝」を開催します。

③レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業

（第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費）

予算額：(R4) 100,000千円 → (R5) 130,000千円

事業概要：「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」により、市町・競技団体等が実施する国際大会・全国大会等の大規模大会の開催やトップチーム等の合宿誘致、スポーツ教室の開催等に必要な費用を支援します。

子ども・福祉部

④障がい者スポーツ推進事業

（第3款 民生費 第1項 社会福祉費 2 障がい者福祉費）

予算額：(R4) 55,007千円 → (R5) 57,567千円

事業概要：「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、県民や企業等からの相談にワンストップで対応するとともに、障がい者スポーツ団体と企業等のニーズのマッチングや、総合型地域スポーツクラブとの連携によるスポーツ体験などを行います。また、選手の発掘に向けた初心者講習会や指導員の養成研修の実施、競技団体の遠征費の補助等を行います。

行政運営 取組概要

【主担当部局：戦略企画部】

行政運営の目標

人口減少をはじめとする社会課題やさまざまな地域課題の解決に向けて、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づき、「みえ元気プラン」の適切な進行管理に努めることで、「強じんて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けた県の取組が着実に進んでいます。

現状と課題

- ①人口減少・高齢化の進展や自然災害の激甚化・頻発化、脱炭素社会の実現に向けた動きやデジタル化の急速な進展といった時代潮流への対応を進め、将来世代も含めた県民の皆さんが元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域を県民の皆さんとともに作り上げていくため、「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」に示した取組を着実に推進する必要があります。
- ②県民の皆さんの意識を把握し、県政運営の参考等として活用するため、アンケート調査を実施しています。「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」に基づく取組の推進に活用できるよう調査内容を検討した上で、継続して実施していく必要があります。
- ③温室効果ガスの排出削減など、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を県内の産業・経済の発展につなげていけるよう、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを推進していく必要があります。
- ④持続可能な三重づくりに向けて、県内の企業・団体等のSDGsの取組を推進するため、令和3年11月に「三重県SDGs推進パートナー登録制度」を創設しました。令和4年9月時点で883事業所を登録したところであり、県内企業・団体等のSDGsに資する取組の活性化を図っていく必要があります。
- ⑤日本を取り巻く安全保障環境が変化しつつある中、県民の皆さん一人ひとりが平和に関する理解を深め、戦争の記憶と教訓を風化させないよう、引き続き、多くの県民の皆さんに戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていく必要があります。
- ⑥人口減少の実態や要因についての調査分析や、これまでの取組の検証を行いながら、本県の人口減少対策にかかる取組の方向性を示す「三重県人口減少対策方針（仮称）」の策定に向けて検討を進めています。また、全29市町が参画する「みえ人口減少対策連携会議」において、共同での事業等の実施に向けた検討を進めています。こうした取組をふまえ、市町をはじめさまざまな主体と連携しながら効果的な対策に取り組む必要があります。
- ⑦本県の施策を推進するうえで必要な国の制度の創設や改正、翌年度の政府予算に反映を求める事項について、県独自で国への提言を実施しています。引き続き、地域の実情に応じた制度改正や予算編成がなされるよう、国に対して、時機を捉え提言・要望活動を実施していく必要があります。

- ⑧全国知事会や圏域の知事会等と連携し、広域的課題や共通の地域課題の解決に向けた取組や国への提言を実施しています。引き続き、広域的に連携した取組を進めるとともに、地域の実情に応じた制度改正や予算編成がなされるよう、国等に対して提言・要望活動を実施していく必要があります。
- ⑨県民の皆さんや、企業、団体等のさまざまな活動に生かせるよう、基礎資料となる各種統計情報を正確にわかりやすく提供することが必要です。
- ⑩NPOの基盤を強化し、市民活動等の活性化につなげていくため、情報発信や研修会等を開催しています。引き続き県民の皆さんの社会参画や連携を促進するとともに、NPOが、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう、支援していく必要があります。

令和5年度の取組方向

戦略企画部

- ①令和5年度は、「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」の本格的なスタートの年となります。ビジョンに掲げた基本理念の実現に向け、「みえ元気プラン」の的確な進行管理を行っていきます。
- ②県民の皆さんの意識を把握し、「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」に基づく取組を効果的に進めるため、県民を対象としたアンケート調査を実施します。
- ③「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを着実に推進していくため、庁内の総合調整を行うとともに、再生可能エネルギーやカーボンクレジットを活用した地域経済活性化に資する方策について調査を行い、効果的な取組につなげていきます。
- ④「三重県SDGs推進パートナー登録制度」に登録した推進パートナーをはじめとする県内企業・団体等のSDGsに向けた取組の活性化と好事例の横展開を図ります。
- ⑤県民の皆さん一人ひとりに平和に関する理解を深めていただけるよう、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える機会づくりに取り組みます。
- ⑥地域の実情に応じた人口減少対策に取り組むため、市町との広域的な連携体制を強化し、共同で調査や対策の検討を実施するとともに、人口減少が著しい南部地域における定住促進等に取り組む「人口減少対策広域コーディネーター（仮称）」を配置します。また、人口減少にかかる調査・分析を進めつつ、市町および庁内の総合調整機能を発揮しながら効果的な対策につなげます。
- ⑦全国知事会や圏域の知事会等に参画し、広域的に連携した取組を進めるとともに、地域の実情に応じた制度改正や予算編成がなされるよう、国等に対して提言・要望活動を実施します。
- ⑧迅速かつ正確な統計調査の実施、審査、集計等を行い、調査結果を分かりやすく公表します。また、主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページで提供するほか、各種統計資料を適切に作成、刊行するとともに、統計の普及と利活用の推進及び統計調査への理解促進を図ります。

環境生活部

- ⑨県民の皆さん一人ひとりが自らを社会の担い手として認識し、NPO活動への理解、参画が促進され、さまざまな主体との連携による地域課題の解決に向けた取組が一層進むよう、NPO活動等の情報発信、NPOや中間支援組織の基盤・機能強化に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 目標の達成に向けて取組が進んだ「みえ元気プラン」の施策の割合 (「みえ元気プラン」の各施策に設定されたKPIについて、過半数が達成している施策の割合) | — | 80% | 80% | 80% |
| | — | — | — | — |

主な事業

戦略企画部

①計画進行管理事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額：(R4) 24,744千円 → (R5) 3,214千円

事業概要：「強じんな美し国ビジョンみえ」の基本理念の実現に向け、施策の成果や課題に関する議論を通じてPDCAサイクルを的確に運用し、各部局に対して必要な支援や助言等を行うことで「みえ元気プラン」の着実な進行管理を図ります。

②(新)「ゼロエミッションみえ」プロジェクト総合推進事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額：(R4) — 千円 → (R5) 14,377千円

事業概要：「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの着実な推進に向け、庁内の総合調整を行うとともに、再生可能エネルギーの特性を生かした地域経済の活性化プロジェクトやJ-クレジット等の効果的な活用に係る調査を行います。

③計画推進諸費

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額：(R4) 7,187千円 → (R5) 7,128千円

事業概要：県民の皆さんの意識を把握し、県政の運営に活用するため、広く県民を対象としたアンケート調査を行います。

④未来につなぐ平和発信事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額：(R4) 600千円 → (R5) 600千円

事業概要：被爆地広島との交流や被爆・戦争関連資料の展示などを通じて、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていく機会を設けます。

⑤（一部新）人口減少対策費

（第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費）

予算額：(R4) 20,000千円 → (R5) 42,330千円

事業概要：地域の実情に応じた人口減少対策に取り組むため、市町と共同で調査や対策の検討を実施するとともに、地域のさまざまな主体と連携して人口減少が著しい南部地域における定住促進や広域的な情報発信等に取り組む「人口減少対策広域コーディネーター（仮称）」を配置します。また、人口減少にかかる調査・分析を進め、効果的な対策につなげます。

⑥広域連携推進費

（第2款 総務費 第2項 企画費 1 企画調整費）

予算額：(R4) 11,712千円 → (R5) 13,178千円

事業概要：全国知事会や圏域の知事会等に参画し、国への提言活動を実施するとともに地域課題や県境を越えて取り組むべき広域的課題の解決に向け、他の自治体等と連携した取組を実施します。

⑦（新）住宅・土地統計調査費

（第2款 総務費 第3項 統計調査費 2 統計調査費）

予算額：(R4) ー 千円 → (R5) 95,867千円

事業概要：住生活関連諸施策の基礎資料を得るために、県内の約47,800世帯を対象に、住宅とそこに居住する世帯の状況、世帯の保有する土地等の実態について調査を実施します。

環境生活部

⑧みえ県民交流センター指定管理事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R4) 26,483千円 → (R5) 26,483千円

事業概要：県民一人ひとりが自らを社会の担い手として認識し、NPO活動への理解、参画が促進され、さまざまな主体との連携による地域課題の解決に向けた取組が一層進むよう、「みえ県民交流センター」を拠点としたNPO活動等の情報発信、セミナー開催等によるNPOや中間支援組織の基盤・機能強化に取り組みます。

【主担当部局：総務部】

行政運営の目標

多様な働き方の実現や何事にも挑戦する人材育成等を進めることにより、働き方改革がさらに進み、新たな行政課題や災害等に迅速かつ的確に対応し、質の高い県民サービスが提供されています。また、コンプライアンス意識がさらに向上した職員が育ち、県民の皆さんから信頼される県庁となっています。

現状と課題

- ①県民の皆さんから信頼される県行政を推進するため、県政の諸課題や多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い県民サービスを提供できるよう、現在策定を進めている「みえ元気プラン」と一体になった行財政改革の取組により、一層効果的に取組を進めていくことが必要です。
- ②令和4年度の組織機構等について、人口減少対策をはじめ、多様なニーズに的確に対応できるよう、所要の改正を行いました。引き続き、県政を取りまく新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応できる組織体制の整備を検討する必要があります。
- ③ワーク・ライフ・マネジメントの推進については、令和4年度から取組の名称を「ライフ・ワーク・マネジメント」に改め、職員の健康確保やライフサイクル等に応じて必要とされる活動への対応など、より「ライフ」を意識した取組を進めています。今後も引き続き、令和6年度時点の全庁目標の達成に向けて取り組んでいく必要があります。
- ④「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、適切に研修等を実施しながら人材育成に取り組んでいます。「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用を行い、期首面談、中間面談等を通じて、職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に取り組んでいます。
- ⑤各部局の総務課長等を構成員とする「コンプライアンス推進会議」を開催し、事例の共有・検証や再発防止に向けた意見交換を実施するとともに、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上や風通しのよい職場づくりを進めるため、所属において個別面談方式によるコンプライアンスミーティングを実施するなど、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。また、内部統制制度についても、リスクマネジメントシートによる進捗管理等を行っています。今後も、職場内のコミュニケーション等を通じたコンプライアンス意識の向上や内部統制制度の適切な運用が求められます。
- ⑥三重県公文書等管理条例（令和2年4月施行）の適切な運用により、公文書の適正管理の徹底に取り組まれました。今後も引き続き、公文書の適正管理について職員の意識を高めるための研修の実施等に取り組んでいく必要があります。

- ⑦5月～7月に定期健康診断を実施し、健診結果に基づく就労上の配慮や必要な保健指導を行っています。また、一定以上の時間外労働を行った職員に対しては、面接指導等を行うことで、過重労働による健康障害の防止に取り組んでいます。メンタルヘルス対策については、所属長と連携し、サポートシステムによる復職支援やメンタル不調者への相談支援を実施しています。引き続き、健康課題への対応や過重労働対策、メンタルヘルス対策に取り組んでいく必要があります。
- ⑧危機発生を未然に防止する事前対策を行うとともに、危機発生時において、迅速かつ的確な対応が行えるよう、引き続き職員の危機管理意識の徹底や危機対応力を備えた人材育成を行っていく必要があります。

令和5年度の取組方向

総務部

- ①「仕事の進め方改革の推進」や「コンプライアンスの推進」、「持続可能な行財政基盤の確立」を柱に、「みえ元気プラン」と一体になった取組を推進し、行財政改革を効果的に進めていきます。
- ②県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、現行組織の課題を検証し、より一層効果的・効率的な組織体制の整備を図ります。
- ③職員一人ひとりが主体的に「ライフ」と「ワーク」をコントロールできるよう、引き続きライフ・ワーク・マネジメントの取組を推進していきます。
- ④引き続き、研修等を通じて人材育成を進めます。また、「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用を行い、フィードバック面談、期末面談等を通じて職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に取り組めます。
- ⑤引き続き、職場内のコミュニケーションを活性化し、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに、内部統制制度については、職員への周知や理解を促進し、適切な運用を行っていきます。
- ⑥三重県公文書等管理条例の運用を通して、公文書の適正管理の徹底に取り組めます。
- ⑦職員の安全を確保し、こころと体の健康保持・増進を図るため、ストレスチェックをはじめとする総合的なメンタルヘルス対策の実施や、職場における健康管理、安全衛生管理に取り組めます。

防災対策部

- ⑧研修等を通じて、危機発生時の未然防止や危機発生時等に的確な対応が行えるよう、引き続き職員の危機対応力の向上に取り組めます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 行財政改革として進める取組の達成割合 (行政運営(2、3、6)のKPIのうち、行財政改革の取組を適切に把握できる項目の達成割合) | — | 100% | 100% | 100% |
| 「コンプライアンスの徹底」に取り組んだ所属の割合 (所属ごとに設定したコンプライアンスの徹底に向けた取組を実施した所属の割合) | 100% | — | — | — |
| 職員の人材育成・働きやすい職場実感度 (職員満足度アンケートのうち人材育成および働きやすい職場をあらわす項目において、「そう思う」または「やや思う」と回答した職員の割合) | 75.4% | 75.4%以上 | 75.4%以上 | 75.4%以上 |

主な事業

総務部

①行政改革推進事業

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 4 行政改革推進費)

予算額：(R4) 2,157千円 → (R5) 2,060千円

事業概要：仕事の進め方改革の推進など、引き続き行財政改革の取組を進めるとともに、庁内におけるライフ・ワーク・マネジメントの推進に取り組めます。また、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行するため、内部統制制度を運用します。

②人事管理事務費

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 2 人事管理費)

予算額：(R4) 81,475千円 → (R5) 96,647千円

事業概要：「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、自ら考え、未来を切り開くための取組にも積極果敢に挑戦できる人材育成を進めます。また、コンプライアンスの推進に継続的に取り組むことにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。

③文書管理事務費

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 3 文書費)

予算額：(R4) 24,277千円 → (R5) 24,225千円

事業概要：三重県公文書等管理条例に基づき、文書の引継ぎ、保存及び廃棄等、文書の適正管理の徹底に取り組みます。また、公印の適正な管理、文書収発の円滑な処理並びに保存文書の整理及び適正管理についての周知や研修を実施します。

④職員健康管理運営費

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 2 人事管理費)

予算額：(R4) 97,009千円 → (R5) 95,156千円

事業概要：健康診断等の健康事業や総合的なメンタルヘルス対策事業などを実施し、職員自らがこころと体の健康づくりに取り組むことができるよう支援します。

防災対策部

⑤危機管理推進事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 5 危機管理費)

予算額：(R4) 994千円 → (R5) 981千円

事業概要：危機発生の未然防止に努めるとともに、危機発生時に迅速・的確な対応ができるよう、職務に応じた職員研修等を行います。

【主担当部局：総務部】

行政運営の目標

適正な予算編成と、税込確保対策や県有財産の有効活用といった取組を通じて、持続可能な財政運営のもとで、「みえ元気プラン」の施策が効果的に展開されています。

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格・物価高騰に的確に対応するため、国の交付金等を活用しながら複数回にわたる補正予算を編成し、適時・適切に対策を講じました。今後も、県民の命と暮らしを守るための取組など喫緊の課題に対応しつつ、持続可能な財政運営の確保に向けた取組を推進する必要があります。
- ②税込確保については、県内8県税事務所における財産調査や滞納処分の早期着手等滞納整理の徹底、市町支援窓口を通じた市町と連携した取組等により、県税収入未済額の縮減に努めています。今後もさらに収入未済額を縮減していく必要があることから、市町や三重地方税管理回収機構と連携した個人住民税徴収対策の強化に取り組むとともに、引き続き、県民の皆さんが納税しやすい環境の整備を推進する必要があります。
- ③「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく具体的な取組を進めるため、各部局と情報共有等を行いました。県庁舎等において、引き続き各庁舎管理者による点検や修繕履歴の蓄積を行うメンテナンスサイクルを実施することによって、庁舎の長寿命化を図っていく必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①「みえ元気プラン」でめざす三重県の姿の実現に向けて、喫緊の課題に対応しつつ、持続可能な財政運営の確保に向けて、経常的な支出の抑制や多様な財源の確保に取り組み、身の丈に合った適正な予算編成を推進します。
- ②県税の滞納整理については、早期に調査を実施し、差押等の滞納処分を進めるとともに、市町や三重地方税管理回収機構と連携して個人住民税の徴収対策を推進し、県税収入未済額の縮減に努めます。また、スマートフォン決済アプリ等による納付の周知とともに、引き続き納税環境の整備を推進することで、税込確保に取り組めます。
- ③「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく取組を進め、県庁舎等について、引き続きメンテナンスサイクルを実施することで、庁舎の長寿命化を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|---|--------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 経常収支適正度 (当初予算における経常的支出額を 経常的収入額で除した率※) | 99.2% | 99.2% | 99.2% | 99.0% |
| 公債費負担適正度 (当初予算における公債費(うち一 般財源等充当額)を一般財源等総額 で除した率※) | 22.2% | 22.0% | 21.8% | 21.2% |
| 県税徴収率 (個人県民税を含む県税収入額を調 定税額で除した率) | 98.93% | 98.96% | 99.00% | 99.10% |

※数値が低いほど財政構造の弾力性があると判断されます。

主な事業

① 予算調整事務費

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 5 予算調整費)

予算額：(R4) 201,212千円 → (R5) 283,829千円

事業概要：予算編成、提出議案の作成等を行うとともに、財務会計・予算編成システムの運用及び再構築等を行います。また、企業会計への元利償還金相当額の繰出しを行います。

② 電算管理費

(第2款 総務費 第4項 徴税费 2 賦課徴収費)

予算額：(R4) 701,910千円 → (R5) 585,229千円

事業概要：県税事務を効率的かつ適正、迅速に行うための総合税システムの運用を行うとともに、税制改正に対応するための必要な改修を行います。

③ 滞納整理事務費

(第2款 総務費 第4項 徴税费 2 賦課徴収費)

予算額：(R4) 44,801千円 → (R5) 44,849千円

事業概要：滞納件数の大部分を占める自動車税や高額滞納事案等について、機動的に滞納整理を行うとともにインターネット公売も活用することで、収入未済額を縮減し税収の確保を図ります。また、新たに開始した預貯金調査の電子化を推進し、滞納処分のさらなる早期着手を図ります。

④ 県庁舎等維持修繕費

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 6 財産管理費)

予算額：(R4) 1,270,964千円 → (R5) 1,377,114千円

事業概要：庁舎や職員公舎等の計画的な維持修繕を行います。

行政運営の目標

会計事務に対する県民の皆さんの信頼性を確保するため、公金の適正な管理を行うとともに、会計事務担当職員が法令・規則に基づいた適正な会計事務を行うことができるよう支援します。また、県民の皆さんの利便性を向上させるため、手数料等の収納方法の多様化を進めます。

現状と課題

- ①会計事務担当職員からの会計相談への対応、各種研修の実施およびeラーニングのコンテンツ整備、メールマガジンの配信などにより、会計事務担当職員を日常的に支援するとともに、出納局検査において、内部統制制度の趣旨をふまえた指導や評価を行っています。引き続き、コンプライアンスの徹底を図り、適正な会計事務の運用が行われるようにする必要があります。
- ②安全性、流動性の確保を優先した基金の運用と、安全性を確保したうえで運用益を確保できる歳計現金の管理に努めています。今後も基金および歳計現金の資金管理を適正に行うとともに、運用益の確保に向けてより効果的な運用を検討していく必要があります。
- ③県民の皆さんの公金納付方法の利便性を向上させるため、キャッシュレス収納等（コンビニ・スマホ収納）を導入し、収納方法の多様化を図っています。今後も納付者の利便性のさらなる向上に向けた取組を進める必要があります。
- ④会計事務担当職員が適正かつ円滑に業務を実施することができるよう、電算システム（財務会計システム、電子調達システム（物件等））の安定的な稼働と運用に取り組んでいます。引き続き、適切に運用するとともに、財務会計システムについては、現行システム運用期間満了（令和6年12月）に伴う機器更新業務を確実に進める必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①会計事務担当職員が適正に事務を行うことができるよう、会計事務に関する相談への対応など日常的な支援を行うとともに、会計事務担当職員の能力向上、知識の習得およびコンプライアンスの徹底を図るため、各種研修や事前確認・事後検査を実施します。また、国の会計制度や社会情勢の変化などをふまえて、会計規則等を見直します。
- ②公金を適正に管理するとともに、支払資金の安定的な確保、安全かつ効率的な歳計現金の運用、および安全性、流動性の確保を優先した基金の運用を行います。
- ③県民の皆さんの利便性を向上させるため、令和3年度に決定した証紙制度の見直しの方向性に沿って、個々の手数料等の状況に応じた収納方法の多様化の取組を進めます。

- ④会計事務を行う所属が正確かつ適正に業務を遂行できるよう、電算システム（財務会計システム、電子調達システム（物件等））を安定稼働させるとともに、財務会計システムについては、令和7年1月から運用開始できるよう機器更新業務に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 事後検査による文書指導の件数（一所属あたり） （事後検査で文書指導をした件数を実施所属数で割ったもの） | | 0.95件 | 0.9件 | 0.75件 |
| | 2年度 1.0件 | — | — | — |
| 手数料等の収納方法の多様化 （収入証紙により収納している手数料等117業務のうち、電子決済等其他の方法で収納できる業務の割合） | | 2% | 30% | 70% |
| | 1% | — | — | — |

主な事業

①会計支援費

（第2款 総務費 第1項 総務管理費 9 会計管理費）

予算額：(R4) 37,324千円 → (R5) 36,881千円

事業概要：所属で処理する会計事務が適正に行われるよう、相談、検査、研修などの会計支援を行います。

②出納管理費

（第2款 総務費 第1項 総務管理費 9 会計管理費）

予算額：(R4) 94,261千円 → (R5) 96,579千円

事業概要：県の収入支出に係る日々の出納事務を的確に行うとともに、資金の安定的な確保や安全かつ効率的な運用を行います。また、手数料等において電子収納を導入するなど、収納方法の多様化に取り組みます。

③財務会計管理費

（第2款 総務費 第1項 総務管理費 9 会計管理費）

予算額：(R4) 79,569千円 → (R5) 121,819千円

事業概要：会計事務の執行を支援するため、財務会計システムの安定稼働と円滑な運用を行うとともに、次期システムの運用開始に向けて、機器の調達及びシステムの移行業務に取り組みます。

④電子調達システム管理費

（第2款 総務費 第1項 総務管理費 9 会計管理費）

予算額：(R4) 79,884千円 → (R5) 34,736千円

事業概要：入札事務の執行を支援するため、電子調達システム（物件等）の安定稼働と円滑な運用を行います。

行政運営の目標

県民の皆さんに県への意見・提案窓口が周知されるとともに、必要な県政情報が届くよう、新たなDX手法を取り入れながら、広聴機能の充実と多様な媒体による情報発信を図ることで、県の広聴広報活動が県民の皆さんとのコミュニケーションツールとして活用されています。

現状と課題

- ①県民の皆さんの意見や提案等を県政運営に生かすため、県民の皆さんからの声を速やかに関係部局に共有するとともに、引き続き広聴ツールのブラッシュアップを行うことで、広聴機能の充実を図ることが必要です。
- ②県民の皆さんが県政情報を日々入手する手段としては、新聞・テレビ・ラジオなどが大きなウェイトを占めています。より多くの方に情報が届くよう、積極的に報道機関へ情報を提供していく必要があります。
- ③県政情報を県民の皆さんに的確に届けるためには、県民の皆さんが日常的に利用する多様な広報媒体での情報発信に向けて、新たなメディアでの発信を検討する必要があります。
- ④県民の皆さんが県政情報を円滑に入手できるよう、県ホームページについては、常時安定した運用・保守を行っていく必要があります。
- ⑤県民の皆さんの参加による公正な県政を推進していくためには、行政情報を積極的に公開し、情報公開制度を適正に運用していくことが必要です。また、個人情報保護法の改正により地方公共団体の個人情報保護制度が令和5年4月から全国共通ルールとなることから、適正に運用していく必要があります。

令和5年度の実行方向

- ①「県民の声相談」や「みえ出前トーク」等の広聴機能の向上を図るとともに、広聴活動で得た意見、要望、提案等を県政運営に生かすよう取り組みます。
- ②県から発信した情報がテレビニュースや新聞等に取り上げられ、より多くの方に県政情報を的確に届けられるよう質の高いパブリシティに取り組みます。
- ③県政情報を県民の皆さんに的確に届けるため、県広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットに加え、新たなツールの導入などにより、効果的な情報発信を行います。
- ④県ホームページについては、常に安定した運用を維持する必要があることから、OSのアップデートやセキュリティの確保など、Webシステムの運用保守を適切に行います。

- ⑤職員を対象とした研修等に取り組むなど、意識の一層の向上を図り、情報公開制度を適正に運用します。また、個人情報保護制度が令和5年4月から全国共通ルールとなることから、制度の周知を図るとともに、研修や相談対応により職員の理解促進を図るなど、適正な運用となるよう必要な措置を講じていきます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| みえ出前トークの実施件数 (県民の皆さんへの施策説明と意見交換を行う、双方向コミュニケーションツールとしての「みえ出前トーク」の実施件数) | 28件 | 40件 — | 200件 — | 200件 — |
| 県政情報(電子版)の提供媒体数 (県広報紙(電子版)のWebやアプリによる提供媒体数) | 5媒体 | 6媒体 — | 7媒体 — | 10媒体 — |

主な事業

①広聴体制充実事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 4 広聴広報費)

予算額：(R4) 20,169千円 → (R5) 16,352千円

事業概要：県民の皆さんの声を県政へ反映できるよう、「県民の声相談」を実施するとともに、「みえ出前トーク」を活用した広聴活動を行います。また、県庁を訪れる方への庁舎案内や県庁代表電話の案内業務を適切に行います。

②IT広聴事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 4 広聴広報費)

予算額：(R4) 5,310千円 → (R5) 8,979千円

事業概要：県民の皆さんの意見やニーズを迅速かつ効率的に把握し、政策立案や事業改善を円滑に進めるうえでの参考資料とするため、民間のシステムを活用した電子アンケートを行います。

③報道等事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 4 広聴広報費)

予算額：(R4) 12,887千円 → (R5) 13,080千円

事業概要：県政情報を迅速かつ幅広く周知するため、ニュース性のあるタイムリーな情報を報道機関に提供し、マスメディアを活用した情報発信を積極的に行います。また、知事定例記者会見では手話通訳を付け、会見動画やその内容をテキストで公開します。

④県政情報発信事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 4 広聴広報費)

予算額：(R4) 108,129千円 → (R5) 107,767千円

事業概要：より多くの県民の皆さんに対して県政情報を届けるため、県広報紙やフリーペーパー、電子媒体を含めたさまざまなツールを使って発信します。

⑤新聞等広告費

(第2款 総務費 第2項 企画費 4 広聴広報費)

予算額：(R4) 29,742千円 → (R5) 29,742千円

事業概要：県政情報を効果的に伝えるため、新聞の紙面を購入してタイムリーな情報提供を行います。

⑥電波広報事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 4 広聴広報費)

予算額：(R4) 59,947千円 → (R5) 60,259千円

事業概要：県政情報や県の魅力等を県民の皆さん等に届けるため、テレビ・ラジオ番組で発信します。

⑦インターネット情報提供推進事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 4 広聴広報費)

予算額：(R4) 29,482千円 → (R5) 47,620千円

事業概要：県民の皆さんが県政情報を常時円滑に入手できるよう、Webシステムの安定した運用を行います。

⑧情報公開・個人情報保護制度運営費

(第2款 総務費 第2項 企画費 6 情報公開費)

予算額：(R4) 4,634千円 → (R5) 4,633千円

事業概要：職員研修や相談対応を通じて情報公開・個人情報保護制度に対するより一層の理解と意識向上を図るとともに、情報公開・個人情報保護審査会や総合窓口を適切に運営し、制度の適正な運用に努めます。

【主担当部局：デジタル社会推進局】

行政の目標

デジタル技術を活用した業務プロセス改革や庁内におけるデジタルコミュニケーションが進むなど、県庁内におけるDXが推進され、生産性が向上するとともに、多様で柔軟な働き方が実現しています。

現状と課題

- ①県庁DX推進の核となる人材の育成に加え、全所属でDXについての職場内研修を実施し、職員間の意識、理解の差の解消、対話による組織のDX推進に取り組んでいます。県庁DXを推進していくためには、今後も核となる人材を育成するとともに、職員全体の能力向上に取り組む必要があります。
- ②サイバー攻撃が増加している現状をふまえ、県情報ネットワークや庁内システムの情報セキュリティ対策を徹底するとともに、安定運用に努める必要があります。また、県庁DXの推進に向け、令和4年度より業務効率化とさらなる生産性の向上をめざした基盤整備を進めており、その効果が最大限に発揮されるよう運用ルールの見直しやさらなるデジタル環境の充実に取り組む必要があります。
- ③令和4年度に進めている基盤整備にあわせ、一人一台パソコンを持ち寄っての会議やビジネスチャット等を活用した情報共有・意見交換などの庁内におけるデジタルコミュニケーションのあり方の検討などを行うとともに、各所属からの要請に基づくデジタル化支援やAI-OCR・RPA等のデジタル技術を活用した業務効率化に取り組んでいます。引き続き、デジタルコミュニケーションの推進やデジタル技術を活用した業務プロセス改革に取り組む必要があります。
- ④各部局が保有している情報システムの最適化に向けて、企画・構築・運用に至る各工程において、支援・審査・評価を行うとともに、各部局が取り組むデジタル技術を活用したDX関連事業についても、助言・支援を行っています。今後も全庁の情報システム及びDX関連事業が適切に実施されるよう、引き続き各部局の取組を支援していく必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①昨年度に引き続き、部局のDX推進を牽引していく「DX推進スペシャリスト」、デジタルツール活用全般のサポート等を行う「デジタル活用推進員」を育成します。また、職員の役割に応じて必要なスキル等を身に着ける「階層別研修」や、行政のDXを進める上で必要となる考え方の理解を促進するため、「職場内DX研修」を実施します。
- ②県情報ネットワークや庁内システムについて、引き続き、情報セキュリティ対策の徹底と安定運用の両立に努めます。また、DX推進基盤の整備により新たに導入されるメール、グループウェア等のコミュニケーションツールが効果的に活用されるよう、運用ルールの見直しを進めるとともに、一人一台パソコンを活用したテレワークの強化等のデジタル環境の充実に取り組みます。

- ③新たに導入するコミュニケーションツールを活用し、庁内におけるデジタルコミュニケーションを推進するとともに、デジタル技術を活用した業務改善支援や多くの職員が関係しデジタル化による効果が大きい業務を対象とした業務プロセス改革に取り組みます。
- ④各部局が取り組むDX関連事業の助言・支援及び情報システムの適正化を図るための支援・審査・評価を継続して行います。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| DX推進スペシャリストが参画した業務改善等の取組件数 (各部局でのDX推進を牽引する人材として育成しているDX推進スペシャリストが参画した業務改善等のDX推進に向けた取組の件数) | | 20件 | 40件 | 100件 |
| | 10件 | — | — | — |
| デジタルコミュニケーションが定着していると感じる職員の割合 (デジタルコミュニケーション(①一人一台パソコンを持ち込んでのペーパーレス会議の開催、②Web会議の開催、③チャットを活用した情報共有)が定着していると感じる職員の割合) | | 40% | 50% | 80% |
| | 35.8% | — | — | — |

主な事業

①県庁DX推進事業

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費)

予算額：(R4) 123,089千円 → (R5) 117,692千円

事業概要：県庁DXの推進に向け、職員の人材育成に取り組むとともに、AI-OCRやRPA等のデジタル技術を活用した業務効率化を進めます。また、多様で柔軟な働き方の実現へ向けて、引き続き、在宅勤務システムやWeb会議システムの運用を行います。

②情報システム運用事業

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費)

予算額：(R4) 183,629千円 → (R5) 551,518千円

事業概要：職員の業務を支える一人一台パソコンの整備や運用管理、総合ヘルプデスクによる職員の業務効率の向上等に向けた支援の充実を図ります。また、引き続き、総合文書管理システムや職員向けの情報提供システム等の運用を行います。

③情報ネットワーク基盤管理費

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費)

予算額：(R4) 1, 137, 400千円 → (R5) 829, 388千円

事業概要：県と市町を結ぶ「三重県情報ネットワーク」や同ネットワークをインターネットに安全に接続する「自治体情報セキュリティクラウド」等の安定運用に努めます。また、「三重県DX推進基盤」として令和4年度に整備した庁内コミュニケーションツールやデータ活用基盤等の運用を通じ、デジタルコミュニケーションの推進による業務効率化や生産性のさらなる向上とデータ活用による県民目線の行政サービスの創出に取り組めます。

④デジタル投資の効率化事業

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費)

予算額：(R4) 16, 185千円 → (R5) 33, 831千円

事業概要：各部局が取り組むDX関連事業の助言・支援を行うとともに、情報システムの適正化を図るため、予算要求前審査、契約前審査、システム評価、各種支援を行います。

【主担当部局：県土整備部】

行政運営の目標

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性が確保され、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

建設業の魅力発信や働き方改革、建設現場の生産性の向上等を推進することにより、建設業の担い手確保等につながり、「地域の守り手」である地域の建設企業による社会資本の整備・維持管理や災害対応等が実施され、県民の皆さんの安全・安心が確保されています。

建設工事等の受注者への不当要求等が根絶され、適正な履行環境が確保されています。

現状と課題

- ①公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における調査審議により公共事業の適正化に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組む必要があります。
- ②入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議をふまえ、制度の改善、適正な運用に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- ③公共事業の適正な執行のために電子調達システムや設計積算システムなどの安定運用に取り組んでいます。また、進行管理システムについては、令和5年度中に現システムのOSがサポート期限を迎えることから、次期システムの令和6年度の運用開始に向け、構築業務に着手したところであり、引き続き、計画的に業務を進める必要があります。
- ④建設業は災害対応等、「地域の守り手」として、県民の皆さんの安全・安心の確保に重要な役割を担っていますが、人口減少・高齢化の流れが加速する中、未来に存続していくには、担い手の確保が急務となっています。このため、新・担い手3法をふまえ策定した「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保に向けた建設業の魅力発信や働き方改革の推進、生産性の向上などの取組を進めてきました。引き続き、これらの取組を一層推進していく必要があります。また、「第三次三重県建設産業活性化プラン」が令和5年度までの計画であるため、次期プランの計画策定に取り組む必要があります。
- ⑤建設業者が安心して事業を営むことができるよう、建設工事等の受注者への不当要求等に対しては、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を令和3年に設立し、体制の強化を図りました。引き続き、建設工事等の受注者への不当要求等の根絶に向け取り組む必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した事業の評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組みます。
- ②「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応するための入札契約制度の改善、適正な運用に取り組みます。
- ③公共事業の適正な執行のために、引き続き、電子調達システムや設計積算システムなどの安定運用を図ります。また、次期進行管理システムについては、更なる業務の効率化に向けてシステムを構築することとし、計画的に構築業務を進めていきます。
- ④地域の建設業が未来に存続し、その役割を果たせるよう、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保に向けた建設業の魅力発信や働き方改革推進のための週休二日制工事の拡大に取り組みます。また、生産性向上への取組として施工時期の平準化およびICT活用工事の工種拡大、BIM/CIMの試行の継続などの各種取組を進めます。さらに、技能者の処遇改善等に向け建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進などに取り組みます。これらの取組を引き続き市町へ要請します。また、「第三次三重県建設産業活性化プラン」については、取組実績等进行分析し、令和6年度からの次期プランの計画策定に取り組みます。
- ⑤「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運営し、関係機関等と連携して、建設工事等の受注者への不当要求等の根絶に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

| 項目 (項目の説明) | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 8年度 |
|--|------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 公共事業の適正な執行 (「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」の調査審議等を受け、公共事業が適正に執行されていること) | | 適正な執行の 継続 | 適正な執行の 継続 | 適正な執行の 継続 |
| | 適正に執行 | — | — | — |
| 週休二日制工事（4週8休）の達成率 (週休二日制として発注した工事のうち、4週8休を達成した工事の割合) | | 60% | 70% | 100% |
| | 37% | — | — | — |
| ICT活用工事（土工）の実施率 (ICT活用工事（土工）の対象として発注された工事のうち、ICTを活用した工事の割合) | | 72% | 79% | 100% |
| | 65% | — | — | — |
| 建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境の確保 (「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運用し、建設工事等の受注者への不当要求等が排除され、適正な履行環境が確保されていること) | | 適正な履行環境の継続的な 確保 | 適正な履行環境の継続的な 確保 | 適正な履行環境の継続的な 確保 |
| | 適正な履行環境を確保 | — | — | — |

主な事業

①公共事業評価制度事業

(第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費)

予算額：(R4) 802千円 → (R5) 802千円

事業概要：「三重県公共事業評価審査委員会」を開催し、公共事業の再評価・事後評価を行うことにより、公共事業を取り巻く状況の変化に対応し、適正な執行を行います。

②入札等監視委員会開催事業

(第8款 土木費 第1項 土木管理費 2 建設業指導監督費)

予算額：(R4) 396千円 → (R5) 396千円

事業概要：「三重県入札等監視委員会」を開催し、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用を行います。

③公共工事進行管理システム事業

(第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費)

予算額：(R4) 118,770千円 → (R5) 159,670千円

事業概要：予算の枠付や事業執行、検査など、公共事業執行に必要な一連の事務手続きに使用する進行管理システムの更新を行います。

